

議事日程 (第5号)

令和6年12月11日(水曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 常任委員会の所管事務調査の報告について
- 3 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会の調査報告について
- 4 請願・陳情の付託について

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第1 | 議案第134号 | 令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について |
| 第2 | 議案第135号 | 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| 第3 | 議案第136号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第4 | 議案第137号 | 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 第5 | 議案第138号 | 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について |
| 第6 | 議案第139号 | 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 第7 | 議案第140号 | 北九州市市民センター条例の一部改正について |
| 第8 | 議案第141号 | 北九州市手数料条例の一部改正について |
| 第9 | 議案第142号 | 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について |
| 第10 | 議案第143号 | 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について |
| 第11 | 議案第144号 | 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第145号 | 附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| 第13 | 議案第146号 | 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 第14 | 議案第147号 | 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について |
| 第15 | 議案第148号 | 当せん金付証票の発売について |
| 第16 | 議案第149号 | 新日明工場整備運営事業契約の一部変更について |
| 第17 | 議案第150号 | 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について |
| 第18 | 議案第151号 | 市道路線の認定、変更及び廃止について |
| 第19 | 議案第152号 | 且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について |

- 第84 議案第217号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第5号）
- 第85 議員提出議案第43号 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 第86 議員提出議案第44号 北九州市子ども基本条例について
- 第87 議員提出議案第45号 女子差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書について
- 第88 議員提出議案第46号 医療機関の事業と経営維持のための財政支援措置を求める意見書について
- 第89 議員提出議案第47号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について
- 第90 議員提出議案第48号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について
- 第91 議員提出議案第49号 消費税率の引下げを求める意見書について
- 第92 議員提出議案第50号 現行の健康保険証とマイナ保険証を併用できる体制の構築を求める意見書について
- 第93 請願・陳情の継続審査について
- 第94 所管事務の継続調査について
- 第95 議員の派遣について
- 第96 会議録署名議員の指名

（閉 会）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第134号から
- 日程第84 議案第217号まで
- 追加日程 議員提出議案第42号
- 日程第85 議員提出議案第43号
- 日程第86 議員提出議案第44号
- 日程第87 議員提出議案第45号から
- 日程第92 議員提出議案第50号まで
- 日程第93 請願・陳情の継続審査について
- 日程第94 所管事務の継続調査について
- 日程第95 議員の派遣について
- 日程第96 会議録署名議員の指名

出席議員 (54人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	9番	戸町武弘
10番	香月耕治	11番	中島慎一
13番	日野雄二	14番	鷹木研一郎
15番	西田一	16番	吉田幸正
17番	松岡裕一郎	18番	中島隆治
20番	富士川厚子	21番	金子秀一
22番	木畑広宣	23番	村上直樹
24番	渡辺徹	25番	本田忠弘
26番	成重正丈	27番	岡本義之
28番	木下幸子	29番	山本眞智子
30番	世良俊明	31番	三宅まゆみ
32番	森本由美	33番	河田圭一郎
34番	浜口恒博	35番	白石一裕
36番	奥村直樹	37番	大久保無我
38番	森結実子	39番	小宮けい子
40番	泉日出夫	41番	出口成信
42番	伊藤淳一	43番	高橋都
44番	永井佑成	45番	藤沢加代
46番	山内涼成	47番	荒川徹
48番	大石正信	49番	松尾和也
50番	有田絵里	51番	篠原研治
52番	井上秀作	53番	渡辺均
54番	井上しんご	55番	村上さとこ
56番	本田一郎	57番	井上純子

欠席議員 (1人)

19番	渡辺修一
-----	------

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
デジタル政策監	中 村 彰 雄	技 術 監 理 局 長	尊 田 利 文
政 策 局 長	小 林 亮 介	総 務 市 民 局 長	三 浦 隆 宏
財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 長	兼 尾 明 利
産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長	井 上 保 之
都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二	都 市 整 備 局 長	石 川 達 郎
港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎	消 防 局 長	岸 本 孝 司
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	交 通 局 長	白 石 基
公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一	教 育 長	田 島 裕 美
行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵		

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

大石正信議員から、12月3日の会議における発言の一部について、及び市長から、12月4日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、各常任委員会から、お手元配付のとおり所管事務調査の報告がっております。

次に、北九州空港機能強化・利用促進特別委員会から、お手元配付のとおり調査の報告がっております。

次に、請願1件及び陳情3件を所管の常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第134号から、日程第84 議案第217号までの84件を一括して議題といたします。

各常任委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）総務財政委員会に付託されました議案11件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第134号について委員から、違反のないクリーンな選挙に向け、市選挙管理委員会としても注意喚起されたい。

公平公正な選挙に向け、警察と連携されたい等の意見がありました。

次に、議案第137号について委員から、物価高騰に見合った賃金となるように、公務が民間をリードして賃上げを行うことも検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第140号について委員から、市民センターの営利目的での使用可否の判断等について質疑があり、当局から、まずは区役所で営利団体の新規登録を受け付け、使用の可否の判断を行った後、市民センターは、その名簿に基づき、利用の受付を行うこととしたい等の答弁がありました。

なお、委員から、市民生活に深く関わる条例議案については、慎重な議論を要するため、関係者へしっかり説明を行い、合意形成を図った上で進められたい。

本委員会での意見やリスク等をしっかり検討した上で、市民センターの営利目的での使用に関わる要綱やマニュアルを作成されたい。

市民センターの営利目的での使用の可否や問題が生じた際の責任は行政が負われたい。

市民センターはもともと社会教育施設であったことを踏まえ、地域活動や市民利用が阻害さ

れないように配慮されたい。

市民センターの館長やまちづくり協議会の合意を得た上で営利目的での使用を行うよう、開始時期を延期されたい。

市民センターの利用目的の規制緩和においては、地域差についても考慮されたい。

子供や子育て世代の利用については、使用要件の緩和を検討されたい。

市民センターの運営においても、若い世代の意見を取り入れられる仕組みづくりを検討されたい。

営利目的での使用が可能になれば、多くの申込が見込まれるため、市民に利用のルールを分かりやすく説明されたい。

安価な使用料の設定により、民業圧迫にならないように配慮されたい等の意見がありました。

次に、議案第205号のうち所管分について委員から、物価や人件費の高騰などを考えると、不用額の捻出は困難であるが、有効活用という点を踏まえて、しっかりと予算を把握されたい等の意見がありました。

次に、議案第211号について委員から、市有地の売却においては、目的外使用や転売を防ぐため、買戻し特約の付与などを検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第134号から139号、148号、156号及び211号の以上9件については、いずれも全員賛成で承認並びに可決すべきもの、議案第140号及び205号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、経済港湾委員長、16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）経済港湾委員会に付託をされました議案8件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第155号について委員から、市有地の処分については、市外業者に売り払う際、市内に事業所自体を誘致できるよう努められたい等の意見がありました。

次に、議案第205号のうち所管分について委員から、中小企業施策については、物価高騰などにより倒産が増えているため、今後の対策を検討されたい。

門司港地域複合公共施設整備事業について、本体工事が未確定の状態でくい工事を先行して行うことは、責任の所在が不明確になる等の問題があり、受け入れられない。

門司港地域複合公共施設整備事業のうち、港湾空港局庁舎については、効率的なスペースとなるよう、集約できる部分をさらに検討されたい。

港湾空港局庁舎について、早急に整備し、市民や職員、港湾関係者が使いやすい施設になるよう努められたい等の意見がありました。

次に、議案第216号のうち委員から、公営競技事業については、収益の増加分を起債の償還

だけでなく、メディアドームを活性化させ、魅力ある施設にするために充てるなど、収益金の活用を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第155号、176号、177号、208号、209号、214号及び216号の以上7件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第205号のうち所管分については、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、教育文化委員長、44番 永井議員。

○44番（永井佑君）教育文化委員会に付託されました議案17件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第146号について委員から、扶養手当の改正に当たっては、教職員のワーク・ライフ・バランスを考慮して検討されたい。

管理職員特別勤務手当の支給対象となる深夜勤務等ができるだけ発生しないよう、引き続き働き方改革にしっかりと取り組まされたい等の意見がありました。

次に、議案第205号のうち所管分について委員から、門司港地域複合公共施設移転後の門司図書館における災害対策等について質疑があり、当局から、高潮対策として、貴重な書籍は2階の閉架書庫に保管する予定である。また、有事の際には、市内の全図書館で定めている危機管理マニュアル等に従い対応する等の答弁がありました。

なお、委員から、門司港地域複合公共施設整備事業において、本体工事が入札不調となった状態でのくい工事の先行着手には合理性がない。

複合公共施設整備に係る予算議案は、委員会ですっきりと議論できる形で提出されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第146号、147号、178号、180号、182号、183号及び187号の以上7件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第179号、181号、184号から186号、188号から190号、204号及び205号のうち所管分の以上10件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、保健福祉委員長、23番 村上議員。

○23番（村上直樹君）保健福祉委員会に付託されました議案23件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第157号から第172号までについて委員から、指定管理料については、募集要項に記載の人件費の上昇割合が現場で働く方の報酬に反映されているか確認されたい。

指定管理者の選定については、透明性を確保するとともに、公平性を担保するよう検討会の構成員にも要請されたい等の意見がありました。

次に、議案第205号のうち所管分について委員から、中国残留邦人等支援給付金について

は、入院患者の健康回復を望むところであるが、予算については適正に執行するよう努められたい。

子宮けいがんワクチンの接種については、接種後の後遺症が問題となったこともあり、接種に不安を感じている方もいるため、ワクチンの安全性やリスク等の情報を積極的に周知されたい等の意見がありました。

次に、議案第217号について委員から、物価高騰による市民生活への影響等について質疑があり、当局から、物価の上昇傾向が強まっているため、特に生活必需品への支出割合が高い低所得者世帯への影響は大きく、配慮が必要と考えている等の答弁がありました。

なお、委員から、これから厳冬期を迎えることから、灯油等の燃料代を給付対象にするなど、物価高への柔軟な対応を検討されたい。

低所得の独り親世帯への給付など、子育て世帯への支援も検討されたい。

物価高対策重点支援給付金については、漏れのないようできる限り速やかな給付を行われたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第142号、143号、157号、159号から162号、165号から171号、205号のうち所管分、206号、207号、213号及び217号の以上19件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第158号、163号、164号及び172号の以上4件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、環境水道委員長、20番 富士川議員。

○20番（富士川厚子君）環境水道委員会に付託されました議案8件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第145号について委員から、北九州市上下水道事業審議会を設置に当たっては、水源の保全の問題や持続可能な水道事業の運営について、専門家を交えてしっかりと議論されたい等の意見がありました。

次に、議案第174号について委員から、響灘ビオトープの指定管理者について、ネイチャーポジティブの推進に向けて、生物多様性の保全に関わる専門員が働きがいがある職場となるよう、待遇面など注視されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第145号、149号、150号、154号、175号及び205号のうち所管分の以上6件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第173号及び174号の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、建設建築委員長、40番 泉議員。

○40番（泉日出夫君）建設建築委員会に付託されました議案22件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第152号について委員から、且過地区立体換地建築物整備業務委託の契約方法等について質疑があり、当局から、設計段階から施工者が参画し、設計者との協力の下、整備を行うE C I方式を採用している。進捗状況に合わせた工事の調整が可能になり、コスト縮減、工期短縮を図ることができる等の答弁がありました。

なお、委員から、北九州の台所としてにぎわう市場となるよう整備を進められたいとの意見がありました。

次に、議案第153号について委員から、市立本城霊園の倒木の経緯及び再発防止策等について質疑があり、当局から、7月に霊園内の樹木が内部の腐食により倒れ、墓石等を損壊させる事故が発生した。今後は、目視を継続し、危険と判断した樹木は速やかにせん定等を行ってまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、再発防止のため、目視だけではなく、樹木医による定期的な診断を行われたい等の意見がありました。

次に、議案第195号について委員から、志井ファミリープールは老朽化が進んでいるが、今後も現在の場所で存続していけるよう、指定管理者をはじめ関係者で広報等を工夫し、入場者が増えるよう尽力されたい等の意見がありました。

次に、議案第215号について委員から、人材確保のため賃金を上げる取組は重要であるが、主に会計年度任用職員で構成される熟練の運転者の意欲が低下しないよう、賃金体系を工夫されたいとの意見がありました。

以上の経過で、議案第141号、144号、151号から153号、192号、193号、198号から200号、202号、203号、205号のうち所管分、210号、212号及び215号の以上16件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第191号、194号から197号及び201号の以上6件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）おはようございます。日本共産党の山内涼成です。

12月議会では、例年、市職員給与について、人事委員会勧告に基づいて給与改定が提案をされます。今回の勧告は、1992年以来、約30年ぶりの水準で引上げを求め、本市は、若年層を中心に賃金を引き上げるとしています。このことによって民間との均衡が図られたことは、一定評価できます。

しかし、この30年間の勧告内容は、マイナス改定が相次ぎ、プラス改定の際でも低水準で推移をしてきました。この30年間の穴埋めは、1万円程度の賃上げでは取り戻せません。

また、物価高騰に実質賃金が追いつかず、とりわけ55歳で昇給が停止する高齢層職員の生活改善にはつながらない内容となっております。

市職員給与の原則は民間準拠であり、中小零細企業が99%を占める本市として、中小零細企業の大幅な賃上げを図るよう、国に対し、対策を求めるべきです。

加えて、会計年度任用職員の雇い止めの撤廃や職員並みの病気休暇についても踏み込むべきであることを指摘するものであります。

また、今議会には、附属機関の設置に関する条例の一部改正が提案されております。その内容は、市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事業について調査審議を行う北九州市上下水道事業審議会を設置するもので、事業の経営に関する事項を調査審議することを主たる目的としております。他都市においては、こうした経営に関する審議を行う市長の諮問機関が立ち上がった場合、その多くが水道料金の値上げという結論を導き出しております。こうした重要な議論が行われる審議会においては、審議内容の全面公開は必須であり、審議員の選任については、極めて公正に行われることが求められるということを申し添えておきます。

それでは、提案されました議案84件のうち、140号外22件について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第156号から204号までのうち、158号外20件の指定管理者の選定についてであります。

本市は、今年4月から指定管理者制度について見直しを行いました。しかし、制度そのものの根本的な問題は改善をされておられません。

1点目に、本市は、指定管理料の上限額に物価高騰分や賃金上昇分を積算する改善策を示しておりますが、実際にそれが働く人の賃金に反映されているのか、その確認をしております。市が指定管理料に賃金上昇分を上乗せしている以上、その検証は当然の義務であります。

2点目に、経費削減を前提とした目的そのものが破綻しております。

3点目に、指定管理者制度の見直しをするきっかけとなったのが、若松図書館の貸出冊数の水増し不正問題であります。毎年度の評価シートには、貸出者数、貸出冊数の数値目標と達成率の項目があり、教育機関である図書館に対して成果を求めていることは明らかであります。指定管理者制度において、営利を目的とする民間企業との目的の矛盾が今浮き彫りになっております。営利を目的とする企業の指定管理者の選定は、改めるべきです。

次に、議案140号、市民センター条例の一部改正について述べます。

11月26日、メディアを通して、市民センターの条例を緩和し、営利目的での使用を認める改正案を発表したと報道され、今議会に提案をされました。

市民センターの役割に照らして、3点指摘し、撤回を求めるものです。

第1に、方針決定までのプロセスについてです。

我が党が聞き取りを行った市民センターの館長からは、10月に2回もアンケートがあったが、そんな項目はなかった。寝耳に水だ。職員の業務が増えることは間違いない。説明できない。市民センターが公共施設ではなく、貸し館施設になる。市長は公共施設の意味が分かっていないなどの声が多数寄せられるなど、方針決定までのプロセスがずさんであります。

第2に、報道後、既に起きている弊害についてです。

あるセンター職員は、地域の人と話すのが楽しい。地域の役に立っているという自負がある。営利目的の知らない会社のために仕事をしたくない。営利目的利用が決まれば職員を辞めると、館長の目の前で話しておられました。地域コミュニティーの拠点として、その市民センターの役割は、こうした職員や館長の思いで支えられているのであります。

第3に、現場の声を聞き、市民センターの在り方を充実させるべきです。

センターでは、若い人がもっと利用できるようにと様々な努力が行われております。地域コミュニティーを育む施設になろうと、閉館時間を過ぎても温かく対応している館長もいらっしゃいます。拙速に営利を目的とする貸し館業に転換するのではなくて、現場の声、悩み、葛藤、努力に寄り添い、多くの市民に愛され、利用される市民センターへと充実させることこそ求められております。

次に、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち、門司港地域複合公共施設整備事業について述べます。

令和9年度中の完成に向け、工期の遅れが極力生じないように、令和7年度当初より先行してくい工事に着手するため、今年度中にくい工事の契約を行うこととし、6月議会で承認した債務負担行為の123億3,400万円のうち、くい工事に要する5億円に限定し、118億3,400万円を減額補正するものです。

そもそも今回の提案は、総事業費123億3,400万円の入札が不調に終わったことに端を発しております。本市は、入札不調の理由について、資材高騰と人件費の増により、事業者が予定価格では入札できないとの判断をしたと考えられるとされています。しかし、再度公告し入札を行うとしながら、その金額も具体的な目安も示さず、今後の見通しも明らかにせず、くい工事に要する5億円に限定して、118億3,400万円を減額補正することは看過できません。入札の不調の分析がなければ、遺構破壊のための既成事実づくりと取られても仕方ありません。

最後に、物価高騰対策について述べます。

国による緊急物価高騰対策として、非課税世帯に対して3万円、対象世帯の子供1人につき2万円が支給されることは、異常な物価高騰から国民の生活を守るため、不十分ではありますが、ごく当然のことです。

我が党市議団が行った市政アンケートによると、暮らしの状況は悪くなったが73%、その理由は、物価の上昇、物価上昇に追いつかない賃金と年金です。さらに、今後の暮らしへの不安を聞くと、約9割が不安だと感じており、給料の引上げや消費税の引下げを求めています。

物価上昇による暮らしの悪化や今後の不安は、もはや非課税世帯だけの問題ではなくなっております。

我が党市議団は、市民の暮らしを守るため、一定期間の下水道使用料の免除と指定ごみ袋料の無料化を求めています。国の支援に加え、本市独自で広く公平な物価高騰対策を早急に実施すべきであることを指摘して、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、55番 村上議員。

○55番（村上さとこ君）村上さとこでございます。

議案第140号、第205号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第140号、市民センター条例の一部改正、公共施設である市民センターでの営利目的の使用を求める要件変更については、議会や市民に十分な説明、意見聴取もなく決定が発表されたことから、反対するものです。

見切り発車であり、住民意思不在、議会の意思不在での決定は、自治基本条例にも反します。この間、行われてきた行政スタイルは、まずマスコミに発表し、既成事実化する。議会へは事後報告、議会軽視、市民軽視、専門家無視であり、市民や議会との対話、合意がない行政になってしまったのではないかと大変残念に思っております。

北九州市をよりよくしたいと思う気持ちは、市長、執行部、議会、市民、皆同じだと確信しております。よりよい関係構築と結論のために、議会や住民や有識者を交えた市民センターの在り方検討会を開き、当たり前のプロセス、説明を求めます。

次に、議案第205号、一般会計補正予算のうち、門司港複合公共施設建設費213億円の入札が不調のため、118億円減額し、5億円を残して先にくい打ちのみを行うという減額補正に反対をいたします。

これまで複合公共施設建設、初代門司駅遺構についての市の在り方は、遵法マインドに欠けるものだと再三述べてまいりましたが、今回も決定の順番が違います。

まず、文化財の保護を求めて住民監査請求が出ているにもかかわらず、その結論を待たずして、文化財破壊のくい打ちを実施するというのは、住民監査の結果がどうあれ、破壊すれば市民が諦めると思っているのでしょうか、あまりに拙速です。監査請求した市民をも軽視しています。

さらに、複合公共施設の建設費さえ決まっていなのに、先にくいを打つことはあり得ません。建設の入札は不調に終わり、今後建設費が幾らになるのか、今後どのように再入札をかけるのか、見通しすら立っていません。資材や人件費高騰で総工費がどれだけかかるのかも分かりません。個人宅の施主であれば、総工費も不明なのに設計どおりくい打ちだけを行うということはあり得ません。予算は限られています。予想以上に建築費が上がれば、資材のランクダウンや減築の検討もすることでしょう。

複合公共施設の施主は市民です。もともと79億円の建設費が今年6月に123億円、総額では

150億円超になりました。この先、一体幾ら総建設費は増えるのでしょうか。ない袖は振れないと厳しい財政をアピールしながら、なぜ建設費は青天井なのでしょう。将来の市民の借金がどれだけ増えるのかも分からない事業に、今この時点で設計どおりのくい打ちに賛成を示すことはできません。

また、くい打ちのために移設される遺構は、文化財保護に関わるものでありながら、いつものように専門家意見も聞かず、教育委員会にも諮られず、文化財保護審議会さえ開催されないことを記録として述べておきます。

このことを議場の皆様にも真摯に考えていただきたく、私の反対討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

なお、本日の起立表決においては、中島慎一議員及び有田絵里議員に限り、挙手をもって起立とみなします。

各委員長から報告のありました議案84件のうち、まず、議案第134号から139号まで、141号から157号まで、159号から162号まで、165号から171号まで、175号から178号まで、180号、182号、183号、187号、192号、193号、198号から200号まで、202号、203号及び206号から217号までの61件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも承認並びに原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案61件は、いずれも承認並びに原案のとおり可決されました。

次に、議案第158号、163号、164号、172号から174号まで、179号、181号、184号から186号まで、188号から191号まで、194号から197号まで、201号及び204号の21件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案21件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第205号について採決いたします。

(森結実子議員退場)

委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

(森結実子議員入場)

次に、お手元配付の議員提出議案第42号のとおり、北九州市市民センター条例の一部改正に対する付帯決議が提出されております。

お諮りいたします。ここで議員提出議案第42号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案第42号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番 西田議員。

○15番(西田一君)ただいま議題となりました議員提出議案第42号、北九州市市民センター条例の一部改正に対する付帯決議について提案理由を申し上げます。

市民センターは、地域の自主的、主体的な地域づくり、まちづくり活動を育み、地域の連携を深め、自分たちの町は自分たちの手でつくる、各種地域活動の拠点施設であると本市は位置づけています。

今回、若者や子育て、現役世代の利用を促進するためとの理由で、本定例会において市民センターの営利目的の使用を認める要件変更を行う条例改正案が提案されました。

変更にあたっては、市民センターの館長や職員、まちづくり協議会会長など多くの方から、営利利用についてどこまで認めるのか。また、悪質なマルチ商法、靈感商法などに関するリスクへの対応はどうするのかなどについて、基準や要綱の提示、丁寧な説明がなく、大きな不安の声が上がっています。

また、営利目的の使用に当たり、被害等が発生した場合の責任の所在についても明確に示されておられません。

さらに、市民の代表である我々議会に対しても、丁寧な説明が行われていません。

よって、本市が営利目的の使用に関する管理要綱を定めるにあたっては、市民センターの利用実態を踏まえて、使用要件に関する詳細なマニュアルを整備し、市民センターや市民が混乱しないようにしっかりと広報すること、営利利用に関しトラブルが発生した際は、責任の所在を含め、市が組織として対応することなど、館長や市民の疑問や不安を払拭するとともに、こ

れらについて議会にも丁寧に説明するよう求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同を申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）変革と未来の井上純子です。

それでは、議員提出議案第42号について質疑いたします。

まず初めに、この附帯決議案の基となる市民センター条例の一部改正案について、これは、現在市民センターが施設の利用率の平均約23%と低下する中、さらに利用者の傾向としては65歳以上の高齢者が7割以上を占め、子供利用を示す29歳以下がたったの0.5%と、利用者の世代の偏りが強いという課題に対し、多世代利用を目的とした今回の条例の見直しが提案されたものであります。

この議場でも、所管する総務財政委員会でも、活発な議論がなされてまいりました。その中には、議論の過程が見えない。慎重な議論を求める声、そして、今回改正を見直す方向性として、市民センターの在り方、利用すべき市民をどこに定義するか、求める意見は様々でありました。そのような中でも、当該条例改正案に賛成多数となったこと、武内市政が前進したことにうれしく思っております。

一方で、この附帯決議におきまして、今後の使用方法における要綱や使用条件、マニュアルの作成、それらの広報を求めるだけでなく、武内市政になって、我々市議会から何度も発せられる言葉、丁寧な説明を求めるという文言が盛り込まれています。

そこで、今後の市長と市議会の議論が建設的に行われるため、具体的な認識を共有していただきたく、伺います。

1点目に、市民センター使用方法の在り方について伺います。

今後の市民センターの営利活動の規制緩和に当たり、利用料金以外は条例で定められていません。今後は、施設の利用をどのような利用者へ広げることがふさわしいと考え、申込時期や事業者のスクリーニング方法などが望ましいと考えているか、教えてください。

2点目に、附帯決議の文中にあります丁寧な説明が行われていないについて、具体的に求めることは何か伺います。説明の時期なのか、説明の回数なのか、説明の場所なのか、具体的に求めることを教えてください。

以上、第1質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）大変申し訳ございません。1つ目の質問、井上議員のスピードが速いので聞き取れませんでした。もう一回お願いします。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。改めて質問します。

1点目は、市民センターの使用法の在り方です。

今回、条例改正案では、営利事業の規制緩和と利用料金だけ記された改正案となっておりますので、今回委員会や議場でも議論となった、じゃあ申込時期はいつから、今利用している、ほとんど御高齢の方が利用されているんですけども、そういった利用者の利用を制限するものではないかという危惧する声もありました。今、それで市からは、営利活動の上限としては月5,000円程度のものであるなど金額の設定や、また、今まで利用している主に高齢者の利用者に対しては、申込時期を2か月からと早めに申込ができて、そして、それ以外の今回営利活動となる方は1か月前からなど、申込時期に優劣をつける要件緩和の説明がなされています。これらについて、条例には定めるわけではありませんので、今後の規則を、要綱をつくっていくことを求めるのであれば、どのようなお考えがあるかと伺っております。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）要綱をつくるに当たっては、どのような要綱になるのかっていうのは、個別具体的にここで御説明することはできませんが、先ほど来、例えば我が会派の佐藤栄作総務財政委員長の委員会報告、あるいは、お二方の討論にもありましたように、総務財政委員会では様々な御意見が出されたと思いますので、たしか井上議員も総務財政委員会だったと思うんですが、そういった我々議会、特に総務財政委員会での意見、あるいは、提案について、要綱にしっかりと書き込んでいただきたいと思っております。

具体的には、私も執行部に対して今議会で申し上げてきたんですが、市民センターは、単に営利目的のために使っていくという、それで利用率を上げるということが、そもそも市民センターの在り方としていかなものかと思っております。市民センターに限らず、公共施設の利用率、例えば現役世代は昼間働いております。だから、現役世代が使おうと思えば、夜間になるのか、あるいは、土曜日になるのかというところ、つまり利用できる時間帯が限られている中で、若者の利用率が低いからということで営利団体にも幅を広げて利用してもらうという、市長の今回の答弁には納得するんですが、その1点をもって市民センターの利用率を上げるという大義名分になるのかというと、私は疑問を持っております。

そういった中で、これまで市民センターをよりどころとして、あるいは、地域の絆を紡ぐ拠点として利用されてきた自治会をはじめとする地域の皆さん、あるいは、そこから派生した書道教室であったりとかダンスサークルであったりとか、これまで非営利団体として利用されてきた方々がくれぐれも営利団体の参入によって活躍の場をそがれることがないようにということだけは、きちんと要綱にもうたっていただきたいと思っております。

それから、2番目の質問、丁寧な説明を具体的にどうするのかということですが、そもそも説明が不足しているということは、皆さん認識を共にしていただけたと思うんですが、説明の期間、例えば今回12月議会に議案を提出された執行部がどのような説明の状況であったかというところ、ほぼ同時進行的にまちづくり協議会の会長さんたちにも説明を行っているところ。例えば、議案にこういった我々の足元を直撃するような、市民生活を直撃するような大きな変更を伴う

んであれば、準備段階として相当な日数を確保した上で、きちんとまちづくり協議会の会長さんに説明する。それから、各町内会長さん、あるいは、地域の役員さんに説明する。そして、何よりも、ある意味ヘビーユーズされている、これまで利用されてきた市民の皆さん、地域の皆さんに説明して、皆さんに納得していただかなくても、ある程度の周知、納得をもって議案として上げていただきたかった。だからこそ、我々は、このような附帯決議をせざるを得なかったということでございます。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）まず、市民センターの使用法の在り方として、全体の利用率が低下しているという、今約23%ということなんですけれど、全体の利用率のために今の利用者の利用を制限してはいけないということだったんですが、いろいろと全てサンプル数が取れているわけではないんですが、子供の事業が少ない。そういった講座、クラブがほとんどないことは、実態として皆様も御存じだと思うんです。そういった中で、子供の事業を展開するに当たって、月謝5,000円程度さえ取れない、もらえない。なかなかそういった講座を展開するのは、教える方もある程度報酬がないと持続できないという課題もあると思います。そして、今回、要綱やマニュアルを作成していく方向性がとても重要だと思うんです。今おっしゃられたように、私は総務財政委員会に所属して、佐藤委員長含め、こういったプロセスの議論も多くあったんですけども、方向性についても様々な声がありまして、その意見を基に市がどうぞ決めてくださいというのは乱暴なのではないかとも思っているわけなんです。じゃあ、市がどういった方向で決めるかということを議会がまとめられていない中で、それをただ後で丁寧な説明をしてくださいという、またある程度の納得、ある程度の周知が必要だ。これでは、また今後説明が足りない。乱暴だ。市長の独裁だと言われかねない、言いかねないと思うんですけど、これについていかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）ある程度の周知、納得っていうのは、民主主義なので、御利用者含めて全員に周知が行き届く、あるいは、全員が納得していただけるっていうのは不可能だと、現実的には不可能だと思っていますので、何にしてもそうです。別に今回の条例だけじゃなくって、市がいろんな条例であったり規則であったり、あるいは、予算もそうですが、まあまあこれぐらいやっていたら、説明責任といいますか、市民の皆さんにも周知できているんじゃないか。利用者さんにも一定の御理解が得られているんじゃないかという段階には、少なくとも今現時点では全く行っていないのかなということ、今回の附帯決議ということになっております。

それと、井上議員、利用率のことをおっしゃっていますが、例えばじゃあ今私がぱっと思いつく限りでは、ミクニワールドスタジアムはどれぐらいの利用率なのかとか、公共施設全般にわたって、その利用率をもって、これぐらいの利用率だから、駄目だから、さらに運用に関しての条例を改めるということが、すべからくそういうことが起こると、公共施設の本来の目

的、本来の意義っていうのが、ともすれば損なわれる可能性もある。それによって不利益を被る地域の方がいるんじゃないかと。だから、そこを危惧しているの、今回の附帯決議ということにさせていただいております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。

利用者、市民への周知、広報は、同じ気持ちであります。しっかりと丁寧な説明を混乱なきように求めていきたい考えではあります。

ただ一方で、議会への丁寧な説明というところを申し上げます。方向性をはっきりと今定めて求めている議会であります。例えば、こどもまんなかアクションの一つとしまして令和5年9月に発表された、わいわい市民センター、これは高齢者利用が進む市民センターにおいて、子供を対象とした利用開放を市が率先して進めている事業であります。市内限定30施設であります、好評だと聞いています。センターは、高齢者限定利用と示してはいないものの、正直、子育てをする立場としても、自ら行くには、なかなかきっかけがなければ足を運びにくいと感じるといのは容易に予想されるわけなんですけれども、そこで西田議員に伺いたいんですが、市民センターにおいて、全体の利用率はさておき、子供の利用を進めたいとお考えでしょうか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）例えば、私の地元の市民センターでは、子供の利用っていうのは、ちょっと確認させてください。子供の利用っていうのは、子供の意思によって、要は御本人の、子供本人の意思によって利用をされるということですか。それとも、子育て支援の場として保護者と共に子供が利用するということですか。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）子供が主体的含め、子育てをする保護者が子供を連れて、何かきっかけがあって連れて利用をする、どちらも含んでおります。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）例えば、子育て広場とか、地域のベテラン主婦の方、あるいは、市民センターの職員さん含めて、児童委員さんもいらっしゃるでしょう。そういった子育て広場で市民センターが既に子育ての地域での拠点となっておりますし、例えば文化祭であったりとか、様々な行事、家庭教育学級もそうでしょう。いろんな場面で、地域の人が地域の子供たちに声かけをして、いろんな企画をして、そこで市民センターを子供が利用されているということは多々ございますので、これからもさらに条例の改正によっていろんな子供が市民センターを利用して、いろんな機会が増えればいいなと思っています。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員、時間がありませんが。

○57番（井上純子君）子供が利用するケースを今申し上げられたと思いますけれど、実際に利

用率、全体の利用者の利用率で見ると、29歳以下は0.5%です。全体からすると、世代の偏りは間違いなくあるわけですから、ぜひ子供への利用を求めたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第42号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

議員提出議案第42号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第85 議員提出議案第43号及び日程第86 議員提出議案第44号の2件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第43号について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番中村議員。

○5番（中村義雄君）ただいま議題となりました議員提出議案第43号について、提案理由の説明を行います。

北九州市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正については、刑法の一部改正に伴い、関係規定を改めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第44号について、提案理由の説明を求めます。15番西田議員。

○15番（西田一君）ただいま議題となりました議員提出議案第44号、北九州市子ども基本条例について、提案理由を申し上げます。

本市では、国が提唱する子供政策の中心となるこどもまんなかアクションの趣旨に賛同し、市民、企業、団体等、社会全体で子供や子育てに優しい社会の実現を目指して、様々な取組を行っています。

私たちは、子供のための取組を進めるには、まず子供自身も、そして、大人も、子供の権利について知ることが一番大切であると考えました。市や保護者、市民等の責務並びに子供にとって大切な権利を明らかにするとともに、子供の権利の保障等を定めることにより、全ての子供が心豊かな生活を送ることができる町の実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与するため、この条例案を提出します。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）変革と未来の井上純子です。引き続き、質疑させていただきます。

議員提出議案第44号、子ども基本条例について質疑いたします。

本条例案は、令和5年4月に超党派の議員有志が集まり、子供にとって大切な権利とは何かを明らかにした条例が必要であるという考えから、子ども基本条例検討会を発足し、これまで25団体、50人の関係者の方々からの意見聴取、検討会を全26回実施したと聞きます。

実は、会議の出席率を見てみると、議員によってかなり開きがありました。その中でも、26回ほとんど出席し、検討会を進めてきた座長の西田議員には、とても苦勞があつて、この場を迎えられたことと思います。

しかし、この子ども基本条例案には、重大な欠陥があることを指摘いたします。

私が説明したこの検討会の内容は、たった今知ったと言っても過言ではありません。私は、議会内部の者として情報共有の機会はありましたが、肝腎の市民に対する今回会議の公開が全くと言っていいほどなされていません。条例案の参考として意見聴取した団体名も伏せたままでありました。我々市議会は、自ら議会基本条例を平成23年10月に制定し、その中で第16条会議の公開、その原則を果たすことなく、第25回検討会が令和6年10月4日に開催された後、パブリックコメントを10月18日から11月17日まで1か月間聴取し、65人、156件の意見が提出されました。その際の検討会の対応としては、5件の受動喫煙に関する部分のみ反映し、そのほかの多数の意見に対し、今後参考にするとしすのみで、多くが対応されない、再検討されないままです。そのうち、私が指摘する会議の過程の公開を求める声も6件寄せられていました。

その状況のまま、12月3日開会となった12月定例会に条例案が提出され、肝腎の会議録の公開は、議案提出後、12月6日金曜日16時にホームページに公開されました。

さらに、議会運営委員会の方針では、通常議案は委員会付託して審議するところ、今回の条例案は委員会付託を省略するほどです。静かにひっそりと法律となる条例が今まさに可決しようとしています。

我々市議会が武内市政になって何度も求め続けてきた議論の過程を説明すること、説明責任を果たすこと、時にはトップダウンで独裁かとまで厳しい表現もありました。今、市議会自ら顧みて、どのように考えるか。市長提案の議題は、我々議会が議決機関として審議し、止めることや意見を出すこともできます。しかし、我々議会が提出する条例は、誰に審査されるのか。自ら議案を提出し、審議も議決も議会のみで行う自己完結型で可決、暴走するおそれがあるからこそ、より一層会議を公開し、有権者へ可視化する必要があると考えています。

さらに、条例案の内容についても問題が山積していることを指摘いたします。

子供の権利のためとうたいながら、この条例で求める政策は、一部施設を限定した処遇改善

や物価高騰の影響から求められる給食の無償化など、事業者や保護者の都合が強く反映され、肝腎の子供の権利として重要な養育の責任については、法で第一義責任は保護者であると義務を課しているものの、離婚後の養育費受給率は、国の発表では3割以下。こういった義務を果たせていない保護者の養育状況に対し、強い問題視も養育の第一義責任を求めることもなく、給食費の無償化を公金で求める。これは一体誰のための権利の追求か、もはや分かりません。権利とは、子供だけでなく、皆に認められているからこそ、誰か一方だけの権利追求だけでは成り立ちません。その状況で、保護者に養育の責任を課しながら、そのほかの多くは社会の権利のバランスで成り立っている。これが今の状況であると認識します。

その中で、声を上げづらい子供の声を拾い、子供の尊厳を守っていこうという条例の検討には大賛成であります。

そこで伺います。

1点目に、今回条例案に至る議論の過程について、パブリックコメントを実施する前に市民に丁寧な理解を求める必要があったと考えます。この条例案を12月定例会の可決に向けて強行する理由を教えてください。

2点目に、子供の権利の条例は賛成ではありますが、他都市条例と比較しても、理念条例ではなく、具体的な行動を求める内容や、粒度も分野も様々であります。これら条例案を作成するに当たり、各条文に明記する各取組の必要性の抽出はどのように行われてきたのか、教えてください。

以上、第1質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）お答えします。

まず、検討会が非公開であったことについてであります。当初、検討会をどのようにするのか。あるいは、条例策定について、議会としてそもそもどう取り扱うのかというところで、例えば特別委員会を設けてはどうかとか、あるいは、委員会付託も当然考えたんですが、井上議員御承知のとおり、この条例の中身を見てみると、例えば委員会付託するとなると、教育委員会とか子ども家庭局、保健福祉局、子ども家庭局と保健福祉局は一緒の委員会なんです。委員会が分かれるということ、そこでまず委員会付託じゃなくて検討会のままでということになりました。それと、特別委員会についても設置しようとしたんですが、今度そうすると、この条例の内容は多岐にわたりますので、そもそも子育て政策、教育も含めて、今度は常任委員会できなくなるということで、特別委員会での議論もやめようということになりました。なので、最後まで検討会ということになったんですが、井上議員御承知のとおり、検討会については、いろんな議会の中で検討会があつておまして、それを一つ一つ公開ということにはなっておりませんので、そこは御理解いただきたいなと思っております。

それと、2つ目の質問、取組に関してはどういった調査をしたのかというような質問だった

んですが、これは、我々検討会をするに当たって、先ほど質問の文書にも出てきたように、様々な子育て現場、あるいは、障害児の保護者から聞き取りをさせていただいております。条例の前文にも書いていますように、25組とかということ、いろんな団体から御意見を伺ったんですが、当然これで十分に市民から聞き取りができたなんて、我々、検討会は全く思っておりません。なので、前文には、不断の見直し、つまり引き続きこの条例は市民の皆さんに育てていただくんだ、未完であるということ的前提に、今後も条例の改正を永遠に続けていくものだと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）まず、会議の公開に当たりまして、1度は特別委員会を検討しながらも、検討会に至った理由は理解いたしました。ただ、ほか検討会と同じく非公開とする根拠というのは、どこにもそんな法は明記されていないと思うんですけれども、何をもって、ほか検討会と同じで非公開にできるという解釈になっているか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）検討会を公開するに当たっては、それこそ議会できちんとした議論をして進めないといけませんので、井上議員、なぜ非公開なのかということをおっしゃっていますが、繰り返しになりますけど、今回いろんな団体をお招きしてお声を伺っております。時にプライベートに係ることもあるでしょうし、個人情報に触るところも当然あったわけで、それをのべつ幕なしに公開にするということは、さすがに子供を守る、あるいは、関係者を守るという観点から、慎重にならざるを得なかったということでございます。

それと、井上議員、さっきから非公開についてすごく触れられていますが、もともと検討会をやっているときの井上議員の会派から、旧自民未来の会派から1人検討会にメンバーが出ていましたんで、そもそもそのメンバーから検討会の状況について、つぶさに伺っていただきかったなと思っております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）今せっかく御指摘いただいたので、我が会派からの大石仁人議員は参加率50%だったんです。そこは、会派の都合であって、私が今問題視しているのは、市民への公開の体制について問題視しているものであります。

ただ、じゃあ検討会を公開しないのであれば、個人情報だったりプライバシーを理由にされました。それなのであれば、先週、12月6日金曜日に意見聴取した団体だったり協議録を公開した理由はなぜでしょうか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）その他、まだ残念ながらお声をいただけていないいろんな団体や個人があると思います。この条例をつくるに当たっては、とにかく市民の声を少しでも反映させて、実効性のある条例にしようということを進めてまいりましたし、今回、議員各位に御理解いた

いて可決させていただいたとしても、その後どんどんどん市民からいろんなお声を伺ってこの条例を改正していくわけでございます。繰り返しになりますが、どういったお声を聞いたのかという参考までにそこは公表させていただいて、後日また別の現場の市民の皆さん、あるいは、団体が、だったらうちの声もぜひ聞いてというふうな呼び水になればいいなというところですよ。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）公表する団体の公表の在り方について、発言に理解ができない部分はあるんですけども、ここで今回パブリックコメントにおきまして、慎重な検討を求める、また、議論の過程を公開しないことに疑問を持つ声を紹介したいと思います。

まず初めに、一部偏った立ち位置からニッチなトピックス、合理的な整理もない。磨き上げを期待する。もっと時間をかけて、しっかり検討してもらいたい。9月に子ども憲章のパブリックコメントを実施していたばかり。この条例はすぐに要らない。議論の過程が見えません。公開されないのであれば、議論を進めることに疑問を持つ。市民説明会を開くなど、市民の意見を聞いたと思えるぐらいに聞いた上で進めるべき。検討してきた超党派議員14人でさえ分からない。皆が納得する十分な議論が行われて、その過程が公開されるべき。一部意見がありましたので、紹介させていただきました。

ここで1つ聞きたいと思います。

子供の権利というのであれば、子供の意見をどのように今回反映させたか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）子ども憲章は、例えばお子さんを集めて直接御意見を伺ったと思うんですが、我々としては、子供の権利というのは、まず我々大人がきちっと守ってあげるもので、子供に権利ってこういうものなんだよと理解してもらおうこと、まずはそこから始めようということで検討会で議論を重ねてまいりました。繰り返しになりますが、この条例は、時に応じて、状況に応じて、市民のお声を伺って、それを反映させて、常に改正を続けて磨きをかけていくものだと思っております。後日、子供たちを集めて、あるいは、アンケートでもいいんですけど、子供たちの御意見をいただくということも当然あるものと考えております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）つまり、この条例案に至っては、子供の声を聞いていないということで間違いないですか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）子供の声を聞いていないと、物理的に聞いていないと言えば聞いていないんですが、現場の皆さんから子供に関するいろんな権利のお話であるとか、あるいは、課題であるとかは、現場の皆さんを通してしっかり聞いてきております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。

子供の権利と言いながら、子供の声を聞かずに条例案がまず提出されたことは、残念に思っています。

そこで、今後まずは策定し、制定し、その後、不断の努力、不断の見直しを永遠にすればよいということなんですけれども、これは条例という法律なんです。それを一瞬でも過不足があるのか、不適切な内容がないのか、そして、市民の声がちゃんと反映されたものなのか、こういった視点でしっかりと議論されて、一瞬の法律でもしっかりと正しい内容でつくられるべきと考えています。

今回、条例の見直しの体制として不断の見直しをされるということなんですけど、条例は、そう頻繁に更新するという事は、具体性のある、今回特に給食費の無償化など各取組を具体的に記した条文となっておりますので、頻繁に更新しては混乱を招くことは容易に予想されます。胸を張って市民に説明を果たせるように、12月定例会ではなく、次回定例会、それも市議選改選後、より民意を反映する新たな市議会体制で議論されることも十分可能性としては、方向性としてはできると思っておりますが、民意反映としても適していると考えますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）まず、条例を頻繁に改正する、私は頻繁に改正するとは申し上げておりません。市民のお声を伺って柔軟に改正すると申し上げたので、そこは訂正させていただきます。

それと、改選後に、要はこの条例を一つの大きな争点、論点として選挙を行うということも、我々検討会としては考えましたが、とはいえ、まずはこの12月議会、つまり任期をもって一旦条例を制定させていただいた上で、改選後、改めて、例えばまたすぐに検討会を立ち上げて市民の声を柔軟にお聞きできる、そういう体制をつくるのもいいねと。これは、検討会で決めたことですので、井上議員の前の会派のメンバー、50%の出席率だったんですが、メンバーがいらしたんで、そういったこともメンバーから伺えればよかったなと思っております。特に後半はほとんど出られていなかったんで。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）参加率に対しては、私も把握しておりませんので、そこは申し訳なく感じております。

ただ、4月制定を急がなければいけないということは、私は必要性は感じませんし、また、任期内にというのは、私たち市議会議員の都合でしかないと受け取りました。

それでは、今回の条文の具体的な内容について議論したいと思います。質問させていただきます。

第22条、子供の健全な成長に必要な食育等として、給食費の無償化、もしくは、軽減策を検討することを市へ努力を求めている条文となっています。この内容について、まず保護者の負担軽減策として、既に数年前から物価高騰で食材費が上がっている中で何とか値上げだけは防ごうと、給食費の据置き、令和6年度では5.5億円、既に負担軽減策というのを取られているところです。私も、保護者として、負担軽減として議会でも要望してきました。

しかし、今回条例案では、保護者の負担軽減の目的ではなく、通学する児童、または、生徒が平等に食べることができるという理由で条文として盛り込まれています。今、学校現場では、子供たちが平等に食べられていないという現状をどのように、そういった事実は私はないと思っておりますが、これはどういった意味か教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）平等にという言葉、入っていましたっけ。入っていないよね。ひょっとしたら、更新する前の資料をお読みなのかなと思うんですが、少なくとも第22条に平等に学校給食をといううんぬんの文言はないですよ。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）私は、本日朝ホームページに上がっている条例案を印刷してきたんですけども、そこには、22条に書いてあるものは、22条の3項には、通学する児童、または、生徒が平等に同条第1項に規定する学校給食を食べることができるように書いています。これは違いますか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）今日更新されているのを御覧いただければ、平等にというのを安心してという文言に変えさせていただいております。でも、これは検討会でここを変えようねって変更したのは、もう随分になるな、1週間、2週間かな。すみません、更新が間に合っていなかったのかもしれませんが。ちなみに、補足して説明すると、最初は確かに平等にという文言が入っていましたが、実際平等にはもう提供されているので、安心してという文言に変えさせていただいております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）では、改めて聞きます。

安心して食べることができるように、なぜ給食費を無償化するのか、そのロジックを教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）いろんな家庭環境、家庭事情によって、例えば給食費がなかなか払いたくても払えないといったような御家庭もあるかもしれません。そういった家庭の子供でも、気兼ねなく、お昼になったらみんなで一緒に安心して給食を食べれるようにできたらいいなという検討会の皆さんの総意でございます。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）では、給食費を払えていない家庭の子供は、気兼ねなく給食を食べられていないという認識なのですか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）そういう子供もいるかもしれないというところです。

繰り返しになりますけど、そういった文言の御意見、修正等々については、以前の会派ではありますが、検討会のメンバーとして出されておられたので、そこで議論したかったなと思っています。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。

ちなみに、今、給食費、既に無償化になっている子供たちの人数がどの程度いるか。何人に1人、子供が今既に給食費が減免されているか、御存じでしょうか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）すみません、今その数字は持ち合わせていません。北九州市内ということですね。持ち合わせていません。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）調べたところ、子供自体6万6,000人ほど小・中学生はいるんですけれど、約5人に1人が低所得、生活保護で給食費がそもそも減免されているという現状があります。そういった子たちが、5人に1人の子供が気兼ねして給食を食べている。私は、これは、教育現場として逆にこれがあれば問題だと思っているんですけれども、それを何の根拠もなく、そういう子供もいると思うで、誰のための正直この条文か。私は、給食費の無償化というのは、保護者の負担軽減として議論が進められるべきと思いますけれども、子供の権利を考える条文において、これを記載することは適切ではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）まるで声を聞いていないかのような、決めつけの質問はやめていただきたいんです。私も具体的に問題がある家庭の対応をさせていただいています。例えば、住民税非課税世帯じゃなくても、生活保護受給世帯じゃなくても、いろんな事情によって給食費を親が払っていない、保護者が払っていないケースもあるんです。なので、そういった家庭の子供が何の気兼ねもなく安心して給食が食べられるといいなど。これは、もう具体的に私が対応したケースで、私の経験も含めて申し上げます。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）今話したケース、サンプル1の話は、保護者の声だと思えます。その現場で、お母さんが給食費を払っていないから、給食を食べることが気兼ねすると言っていたんですか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）恐れ入ります。これ以上、お話しすると、個別のケースの議論になりますし、そういったことは、この本会議場であまり適切ではないのかなと思いますので、控えさせていただきます。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）それでは、質問を変えます。

ほかの条文でも気になる点があるので、質問させていただきます。

第19条に、子供の健康及び成長、発達等のための市の取組を求めている条文があります。第2項に、子供の救急医療を守るために市民等が救急用自動車の利用、夜間診療、そのほかの救急医療に対する適切な認識を持つことができるよう啓発に努めるとあります。

救急医療のひっ迫については、社会問題ともなり、実際に有料化に踏み切る自治体もあり、注目されています。ここで、重要なことは、救急医療とは、命を助けることに強く連動するものであります。子供の救急医療の確保と限定するのではなく、全市民が救急医療に対して適切な認識を持ち、真に必要な市民へ救急医療を譲っていく啓発が必要であると考えます。

そこで、西田一議員に伺いたいと思います。

救急医療の確保は、子供に優先するという考えですか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）もちろんそういうことではありません。あまねく世代で救急医療というのは命を守るために極めて重要であると考えていますが、ここは子ども基本条例ということで、北九州市医師会さんからも直接お声を伺って、そのお声を条文に反映させていただいております。特に、我々、北九州市は、次世代育成環境ランキングにおいて、政令市で常にトップを続けておりまして、その中で小児医療に関しては特に高い評価を得ております。ただ、高い評価を得ている。つまり、市民、特に子供たちにとって、極めて、ある意味、政令市の中では恵まれた、そういった医療体制ではあるんですが、私は本会議でこの質問も、重なる質問をさせていただきましたが、医療現場のスタッフの皆さんに関しては、非常に疲弊しているケースもありますし、働き方改革ということで勤務体制が見直しになる中で、あえてここは医師会さんのお声をできるだけ尊重して、こういった文言にさせていただいております。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。

私も、救急医療の現場のひっ迫具合には問題意識を持っていますが、これは、世代の命に優劣をつけることなく、全市民のために救急医療の現場が確保されることが望ましいと思いますので、この表現は誤解を招くのではないかと思います。

それでは、ほかの質問に移ります。

第17条、施設における権利の保障としまして、子供の権利を守るために、主語を施設関係者

と表現して支援や措置を求めている中で、第10項、施設関係者の主語が消え、急に放課後児童クラブと限定した主語で、この施設分類だけ、従事者の処遇改善を求める内容となっています。これまで保育や幼稚園、養護施設など幅広い政策を進めてきた西田議員が、特定施設に限定した処遇改善を求める条例案をつくった理由を教えてください。

○議長（田仲常郎君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）まず、訂正させていただきます。

西田一議員がこの条文案をつくったということではありません。繰り返しになりますが、井上議員の前の会派のメンバーも含めて、検討会でこの条文案をつくったということです。そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

その上でお答えしますと、これも私は本会議でも申し上げたんですが、今般、政府は、保育士に関してはさらなる処遇改善、具体的な金額も挙げて処遇改善を打ち出したわけですが、それに比べると、放課後児童クラブの支援員の先生方っていうのは、なかなか処遇改善の議論が国民的、全国的なものになっておりません。これも、先生方に直接お声を伺いまして、こういう問題があるんですということを我々は耳にしましたので、具体的な条文に書かせていただいております。おっしゃるとおり、なぜここに急に放課後児童クラブの職員の処遇が出てくるのかと。まさに井上議員おっしゃるとおりで、我々が全てのもうあまねく市民に声を伺って、伺い切れていない。なので、伺った現場からはこういうお声をいただいたんで、ここは具体的にしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）子供に関わる施設関係者の処遇改善は、重要だと考えています。そういったように聞いた施設従事者の方の声だけを、声を聞いたからということで、今回のスケジュールで間に合ったから入れるという、そんな条例案であってはいけないと思います。理念条例ならまだしも、こういった具体的な特定する条文で強行することに問題意識を持っておりません。

また、今回の子ども基本条例においては、議会基本条例に反した、市民の声を十分に聞かない強行するプロセス、4月制定であれば2月の定例会でも十分議論できます。また、過不足も十分あります。この条例策定を強行する姿勢には反対いたします。市議選改選後、改めて審議されることを求めます。質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第43号及び44号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第43号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第44号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第87 議員提出議案第45号から、日程第92 議員提出議案第50号までの6件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第45号及び46号の2件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 中村議員。

○5番(中村義雄君) ただいま議題となりました議員提出議案第45号及び第46号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第45号、女子差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書について申し上げます。

国際連合の女子差別撤廃委員会は、日本について8年ぶりの審議を行い、令和6年10月29日、政府に対して、多岐にわたる政策の後れを指摘する総括所見を公表しました。

国内で救済されなかった差別を直接国連に通報できる個人通報制度と調査制度を使えるようにする女子差別撤廃条約選択議定書の批准は、条約に効力を持たせるために不可欠です。これについても検討中を続ける政府に対し、時間がかかり過ぎていると強く批判し、早期批准を勧告しています。

女子差別撤廃条約の批准から40年近くたって、なお締約国としての義務の根幹に関わる問題を指摘され続けていることを重く受け止めるべきです。

よって、国会及び政府に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう要請するものです。

次に、第46号、医療機関の事業と経営維持のための財政支援措置を求める意見書について申し上げます。

厚生労働省によると、令和5年実施の医療経済実態調査の結果、同調査に回答した一般診療所を開設する医療法人のうち、赤字法人は約27%を占めます。

帝国データバンクの2023年度医療機関の「休廃業・解散」動向調査によると、医療機関の倒産は55件で過去最多でした。休廃業、解散は、倒産件数の12.9倍となる709件が確認され、過去最多を更新し、10年前と比較して2.3倍に急増しています。このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。

また、診療報酬については、本体改定率0.88%と決定された2024年度改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。

多くの医療機関から、今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晩もたなくなるとの悲痛な声が上がっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域が出てくるかもしれません。

よって、政府に対し、地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うことを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第47号から50号までの4件について、提案理由の説明を求めます。46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）引き続き、議員提出議案第47号から50号まで、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第47号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてです。

近年、女性の就業者数が増加し、社会進出が進む中、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。民法第750条では、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫、または、妻の氏を称すると定めておりますが、実際には女性の約95%が結婚に伴い姓を変更しており、結婚前の姓を引き続き使えないことが結婚後の生活、仕事の支障になっております。

また、平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、男女とも生まれ持った氏名で信用、実績、資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、結婚に伴う改姓により、社会的不利益、不都合や精神的苦痛を被る事例が増加をしています。

家族の多様化が進む中、国民の間に残る家制度への考え方や家族観による意見の違いはあっても、選択的夫婦別姓制度は、夫婦別姓、夫婦同姓を選ぶ方の双方に対しての権利を保障し、国民それぞれの思いをかなえる選択肢も実現できます。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を要請するものです。

次に、第48号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書についてです。

核兵器禁止条約は、平成29年7月7日、122か国の賛成により、国際連合、国連で採択され、令和3年1月22日に発効しました。令和6年9月末時点で94か国が署名し、73か国が批准しています。

本条約は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用とその威嚇など、核兵器に関わる活動を全面的に禁止し、核兵器廃絶を目指すとともに、被爆者や核実験被爆者への援助の責任を明記した画期的なものであります。

今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が選ばれ、そのニュース

は世界を駆け巡り、核兵器のない世界を願う全ての人々に励ましと勇気を与えています。

核兵器にばく大な資金を費やし、核兵器で他国を威嚇するのではなく、国境を越えて協力し合う安全保障体制の構築が求められています。核兵器禁止条約への不参加は、日本国憲法に掲げる平和主義の理念に反しています。また、核兵器による被害者への援助を定める核兵器禁止条約に唯一の戦争被爆国であり、被爆者援護法を定めた日本政府が大きく貢献しなければなりません。

よって、本市議会は、政府に対し、速やかな核兵器禁止条約への署名、批准を要請するものであります。

次に、第49号、消費税率の引下げを求める意見書についてです。

2024年の食品の値上げ品目数は、2023年の3万2,396品目と比べて減少する見込みであります。年間の平均値上げ率は17%と大きく、家計への影響が大きくなっています。食品価格については、原材料の価格高騰や人件費の上昇を背景に、長期的な上昇傾向となる可能性があります。

第一生命経済研究所のレポートによれば、消費税の減税が国内総生産であるGDPの押し上げに大きな効果があると言及しています。消費税を減税すれば、物価は下がる可能性があることをはじめ、国民がひとしくその恩恵を受けることができます。特に収入の少ない人は、消費税の負担率が大きく、物価高の影響をじかに受けることから、消費税の減税は最も効果の大きい支援策ではないかと考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、経済成長や国民の暮らしを応援するためにも、消費税の税率を引き下げよう要請するものであります。

最後に、第50号、現行の健康保険証とマイナ保険証を併用できる体制の構築を求める意見書についてです。

政府は、本年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行を停止しましたが、本年9月時点でのマイナ保険証の利用率は13.87%と低迷しています。医療現場の実態や現行の保険証存続を求める国民の声を無視した保険証の廃止は、中止すべきです。

現行の健康保険証は、期限が来れば新しい保険証が送られてきます。公的医療保険制度では、全ての被保険者に遅滞なく保険証を届けることは、国と保険者の責任だからです。マイナ保険証では、それが被保険者の責任にされてしまいます。

また、健康保険証を廃止しながら、同様の資格情報のお知らせや資格確認書が配られることになり、被保険者にとって理解しにくいものとなっています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、全ての人々が安心して必要なときに必要な医療を受けられる環境を堅持するために、現行の健康保険証を存続し、マイナ保険証と併用できる体制を構築することを要請するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理

由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案6件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）何度も失礼いたします。それでは、議員提出議案第47号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

この議題について、最後まで悩みました。実は、3年前に議会から出された選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について、賛成したからであります。

反対とする理由は、前回は積極的な議論を求める内容に対して、今回は導入を強く要請すると変化しています。

私自身は、名前の姓について、寛容な考えを持っています。今の井上という姓は、戸籍上の名前ではありますが、生まれてきてからこれまで自分が望む形、望まない形含めて、過去6回も姓が変わり、我が子とは離婚後の親子別姓という選択も取っています。恐らく、ここまで通称ではなく、戸籍上の名前として変化の多い市議は、私以外いないのではないかと思います。

そんな私が、実際に名前が変わることで、銀行や生命保険など変更手続の負担や不便さがあること、これには実体験をもって強く賛同するものです。

また、旧姓使用ができれば問題ないとする意見もあります。

しかし、市内の実態としてはどうか。同年代の友人や市民から、市内の事業所では併記さえ認められなかったという悔しい声をもらった事実もあります。実際にこれまで市政において、イクボス同盟など名ばかりの子育て、女性就労への環境配慮への意欲は求めるものの、具体的に旧姓使用について踏み込むことなく来ました。まだまだ十分に市政においても、旧姓使用の普及に向けて努力する必要があります。

そこで、選択的夫婦別姓について、課題に触れたいと思います。

現在、国会では具体的な議論は始まってはいませんが、先日、12月4日、参議院本会議におきまして、石破総理が、様々な意見を真摯に受け止めつつ、家族形態の変化や国民意識の動向のほか、家族の一体感や子供への影響を考える視点なども考慮の上、国会で議論していくことが重要と発言されています。

ここで着目するのは、子供への影響であります。子供への影響として、結婚している夫婦が選択で別姓となった場合、子供の姓はどちらの姓を名のるのか。さらに、どちらの姓となっても親子別姓が必ず起きることに伴い、子供への精神的負担を与えることは事実であります。子供の権利としてはどうでしょうか。

私自身が親子別姓ではありますが、離婚時に子供自身が名前を変えないことを優先したため、結果として親子別姓になったケースでもあります。

ここで、親子別姓を先行する当事者として、課題を申し上げます。

実際に、子供のワクチン接種の際に、保護者の同行が必要であり、病院へ連れて行ったところ、保険証を見せても、扶養関係を示しても、本当に親子ですかと何度も疑われ、役所に確認したりと時間がかかったことがあります。私の手間だけでなく、子供は、そのやり取りの最中は親子関係を心配する様子もありました。

現在の日本は、家族が同じ姓であるという価値観や認識から、例えば同じ井上姓であれば、家族でなくても家族と強く推測されるという文化があります。本人確認方法としては欠陥があり、多くの方が夫婦や親子別姓となれば、現場のさらなる混乱は避けられません。

本人確認方法として、姓のラベルに関係なく、マイナンバーカードで全て個人情報や家族関係まで把握できるようになれば、姓の在り方は多様であっても、家族関係の証明に支障はなくなります。このようにイデオロギーの論争ではなく、手続上の支障や養育リスクなどの課題を十分に洗い出して、議論とともに合意形成が必要だと考えています。

よって、選択的夫婦別姓に対して、石破総理が示す今後の国会議論に期待し、本案にある現時点で導入すべきとする提案書には反対いたします。

以上、御賛同をお願い申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第45号及び46号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第47号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第48号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第49号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第50号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第93 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願16件及び陳情178件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第94 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第95 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、1件の議員派遣を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第96 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、18番 中島議員、47番 荒川議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和6年12月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

総務財政委員会報告書

令和6年12月9日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

総務財政委員会委員長 佐 藤 栄 作

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 行財政改革のさらなる推進について

本市では、平成21年度からの北九州市経営プランや、平成26年2月に策定した北九州市行財政改革大綱、北九州市行財政改革推進計画などに基づき、毎年度、事務事業の見直しなどを行いつつ、その結果等を予算、決算期に公表するなど、長年にわたり行財政改革に取り組んできた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況といった課題を抱える本市が、今後も効率的、効果的に事業を進め、財政の健全化や市民サービスの向上を目指していくためには、さらなる行財政改革が必要である。

本委員会では、これまでの取組を踏まえた上で、新市政が目指すまちを着実に実現していくために、今後さらに推進すべき行財政改革の取組について調査を行うこととした。

(2) 人口増加対策について

現在、地方を中心に、人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面している。中でも、人口減少は、税収など歳入の減収等により、行政サービスの低下を招く恐れがあり、非常に重要な課題である。

従前より、本市では、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地元就職支援や定住移住の促進など多岐にわたる地方創生の取組を進めており、本委員会においても、地方創生や人口対策などについて継続的に議論を重ねてきた。

そのような中、人口100万都市の復活を掲げた新市政の誕生を受け、本委員会では、これまでの取組を踏まえた上で、本市が目指す将来の都市像や重点戦略などを掲げる新ビジョンの策定を中心に、人口増加に向けた取組について、調査を行うこととした。

(3) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の

措置が十分になされていない。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした中でも引き続き、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があり、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要である。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、従前のおり、大都市財政の実態に即応する財源の拡充について指定都市議会と共同して取り組むこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 行財政改革のさらなる推進について

○令和5年5月10日 総務財政委員会

民間人材の採用及び行財政改革の進め方について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①民間人材の採用

民間目線を入れた行財政改革を進めるため、民間人材を公募し、2名の行財政改革推進員を採用した。週3日程度、官民合同チームの業務に従事する。公務組織では気付きにくい点や企業経営の観点から改善が可能な点などについて、意見等を伺う。

②行財政改革の進め方

ア これまでの取組

- ・ これまでの本市における行財政改革の取組の整理
- ・ 他都市事例の研究
- ・ 組織体制の整備（官民合同準備チーム→官民合同チーム発足）

イ 今後の進め方

- ・ 概要：新たな政策の実施にあたり、厳しい財政状況の中で必要な財源を捻出するため、民間目線を加えて、行財政運営の検証、見直しを行う。また、基本的な考え方や見直しの方向性などについては、可能な限り早期に公表する。
- ・ 対象：原則として、特別会計や企業会計を含め、あらゆる分野の取組
- ・ 手法：民間企業の経営改革で活用されている経営分析の導入を検討

《委員の主な意見》

- ・ 行財政改革の方向性や目標値を明確にされたい。
- ・ 行財政改革の目的を明確にするため、市長の新たな政策を早期かつ具体的に示されたい。
- ・ これまでの取組を総括したうえで、今後の行財政改革に取り組まれない。
- ・ 行政と議会、市民とが、行財政改革の必要性を相互理解できるように、適切に情報を公開されたい。

- ・基本構想の策定と連動し、今後の人口を踏まえた公共施設マネジメントに取り組まれない。
- ・民間人材の公募においては、適切な募集期間の設定や公平性の担保に努められない。

○令和5年5月17日 総務財政委員会

北九州市政変革の基本方針(たたき台)(案)及び官民合同チームの役割分担について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市政変革の基本方針(たたき台)(案)

今後策定予定の新たなビジョンを実現するため、新たな視点での行財政改革に取り組み、市政変革を進めていく方針を示すものである。

ア 市政変革を必要とする本市の課題

- ・複合的・構造的な課題への対応
- ・未来への柔軟かつ機動的な投資が困難な財政状況
- ・市役所組織・経営のアップデート

イ 市政変革で目指す方向性

- ・新たなビジョンにベクトルを合わせた市政運営ができていること
- ・財政状況を改善したうえで、経済社会構造の変化に対応した柔軟で機動的な意思決定ができること
- ・各担当部署が自主的に目標を設定し、自律的な経営判断を行い、事業実施できること

ウ 市政変革に取り組む際の主な視点

市民ニーズや社会経済情勢の変化への対応、効率性・生産性、費用対効果、他の政策との重複の有無など

エ 市政変革の3つのステップ

「①脂肪を引き締める」「②筋肉をつける」「③血の巡りをよくする」という人間に例えたステップで市政変革を推進する。

オ 市政変革のための組織体制

- ・市政変革オペレーション組織(官民合同チーム)
- ・(仮称)北九州市政変革推進会議
- ・(仮称)経営会議

カ 当面のスケジュール

- ・令和5年5月下旬 基本方針(たたき台)の公表
- ・令和5年7月・10月、令和6年1月 (仮称)市政変革推進会議の開催
- ・令和5年度内 (仮称)市政変革ビジョンの策定

②官民合同チームの役割分担

予算事務事業の棚卸しや主要施策の経営分析にあたっては、官民合同チーム、行財政改革推進員でチームを編成し、各局室と連携しながら、全市で取り組む。

《委員の主な意見》

- ・市政変革にあたっては、市長が方向性を示したうえで、市長のリーダーシップの下、進められたい。
- ・市政変革においては、目的ごとに横断的なラインを作って進められたい。
- ・行政と民間の違いを考慮したうえで進められたい。
- ・人間の体に例えた表現については、誤解を生まないように見直されたい。
- ・高水準の市債残高を課題に挙げられている以上、しっかり目標を設定して改善されたい。
- ・他都市と比較するだけではなく、これまで本市がストックしてきたインフラなど、本市独自の強さや魅力も重視されたい。
- ・既得権益化している契約方式、補助金、不当要求についても、明らかにした上で進められたい。
- ・(仮称)北九州市政変革推進会議については、附属機関としての設置を検討されたい。
- ・公民連携の推進についても、市政変革に盛り込まれたい。

○令和5年7月12日 総務財政委員会

北九州市政変革推進会議及び令和5年度における指定管理者選定手続について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市政変革推進会議

ア 開催の目的

市政変革の推進に当たり、広く有識者から意見を聴取することにより、客観的・専門的立場からの視点を反映するとともに、市政変革の取組の透明性の確保を図る。当会議では、市政変革の進め方、予算事務事業の棚卸し及び経営分析の取組、(仮称)市政変革ビジョンなどについて意見聴取を行う。

イ 開催回数

年3回から4回程度開催を予定しており、原則公開する。

②令和5年度における指定管理者選定手続

ア 指定管理者制度の検証

指定管理者制度は、公民連携の代表的な手法であり、本市では現在、公の施設の約半数の254施設で導入され、年間の指定管理料は約120億円となっている。他方、本市では、新たな視点での市政変革を進めることとしており、本制度についても、市政変革の取組の中で、市民ニーズ等への対応や公民連携の視点から検証を行っていく。

イ 令和5年度の方針(案)

令和5年度末に指定期間満了を迎える施設については、制度の検証を行うため、原則として、指定期間を令和6年度末まで一年延長する。

《委員の主な意見》

- ・ 市政変革推進会議においては、民間目線での合理性を求めるだけでなく、行政目線や市民目線など、様々な視点で検討されたい。
- ・ 市政変革推進会議における議論では、利益相反に注意されたい。
- ・ 市政変革推進会議の構成員について、実績等の選定理由を示されたい。
- ・ 行政評価については、今後の予算事務事業の総点検と連動して取り組まれたい。
- ・ 指定管理者制度における労働者の賃金や労働条件についても検証されたい。
- ・ 施設を利用する市民の満足度についても、しっかり検証されたい。
- ・ 指定管理者が稼ぐことができ、それを市民に還元できるような、柔軟で自由度のある制度に見直されたい。
- ・ 事業者にとって、メリットや魅力、ベネフィットがある指定管理者制度となるように、事業者へのヒアリング等を行われたい。
- ・ 市民、事業者、行政が三方良しとなるような新しい公民連携の視点を加えた指定管理者制度とされたい。

○令和5年8月23日 総務財政委員会

市政変革の現在の取組状況として、第1回北九州市政変革推進会議及び北九州市政変革の基本方針（案）について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①第1回北九州市政変革推進会議

ア 開催日時

令和5年8月3日（木）午前10時から午後0時

イ 会議概要

- （1）これまでの北九州市における行財政改革の取組及び北九州市政変革の基本方針（案）について、事務局より説明し、意見聴取。
- （2）地方公共団体における行財政改革を進めるにあたり、重要と思われる事項などについて自由討議。

②北九州市政変革の基本方針（案）

市政変革推進会議での意見等を踏まえ、北九州市政変革の基本方針（たたき台）に追記した。

具体的には、例えば、市政変革を進める3つのステップとして、ステップ1、予算事務事業の棚卸し、ステップ2、主要政策の経営分析、ステップ3、組織体制（ガバナンスメカニズム）の導入について、実施方法や主な点検項目、事業クラスターの考え方などを追記した。また、市政変革の実行体制として、庁内の「北九州市政変革実行本部」、有識者で構成する「北九州市政変革推進会議」、新たな組織として「北九州市市政変革推進室」の設置についても追記した。

《委員の主な意見》

- ・市政変革推進会議では、自由討論ではなく、テーマを定めて議論されたい。
- ・市政変革推進会議については、オンラインも含めて、構成員が全員参加できるように日程を調整されたい。
- ・聖域なき行財政改革という言葉が先行し、市民生活への影響の大きさを懸念する声が多く出ているため、行政にしかできないところや守るべきところを明確に示されたい。
- ・削減した財源を具体的にどう生かすのか、具体的な投資先はどこなのかを明確にされたい。
- ・市政変革においては、行政がこれまで蓄積した知見や経験も生かされたい。
- ・行財政改革を行うことで、ワーキングプアが生まれぬよう留意されたい。
- ・目標値の設定にあたっては、物価や人件費の高騰などを見据えた現実的なものにされたい。

○令和5年11月22日 総務財政委員会

市政変革の現在の取組状況として、第2回北九州市政変革推進会議及び北九州市政変革推進プラン（骨子）について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①第2回北九州市政変革推進会議

ア 開催日時

令和5年11月6日（月）午前10時から午後0時

イ 会議概要

北九州市政変革推進プラン（骨子）についての意見聴取。

ウ その他

- ・構成員は、オンラインも含め10名全員出席。
- ・会議での主な意見については、会議録として要旨を記載している。

②北九州市政変革推進プラン（骨子）

今回の骨子は、今年度末に策定予定の北九州市政変革推進プランを具体化するために作成したもので、既に公表済みの北九州市政変革の基本方針をベースに、新たに記述を加えた。

具体的には、例えば、第Ⅰ、北九州市政変革推進プラン策定の背景・趣旨として、行財政運営の在り方を変革する必要性、今までの行政視点の取組に加え、民間目線を入れることで、単に予算を削減するだけではなく、新しい視点、手法によって取組を進め、市政運営そのものの変革につなげることなどを記載している。

また、第Ⅴ、市政変革の着実な実施として、推進プランに基づく具体的な取組項目と課題、検討の方向性を定めた（仮称）北九州市政変革アクションプランを毎年度策定することや、令和6年度以降の行政評価については、新ビジョンに基づき実施することを想定し、その際、予算事務事業の棚卸しで設定したKPIや、経営分析において事業クラスターごとに設定した目標や成果指標な

どを活用して、事業の検証や検証結果に基づく見直しを行う。

さらに、北九州市政変革推進プランの対象期間については、令和6年度から令和8年度までの3年間の取組を基本とし、取組の実効性を担保する必要があるものについては、令和9年度以降の取組についてもプランに盛り込むことを想定していることなどを追記した。

《委員の主な意見》

- ・建設的な議論ができるように、早急に具体的な数値目標やスケジュールを示されたい。
- ・市政変革においては、各部署が混乱しないように、市政変革推進室と財政局が連携してマネジメントされたい。
- ・ただ削るだけの行財政改革にならないように、各局と情報交換をされたい。
- ・北九州市政変革推進プランについては、新ビジョンと整合性をとり、庁内での意識の共有を図られたい。
- ・既得権益について市長と共有し、そこに切り込んだ行財政改革にされたい。
- ・市民に痛みを伴うような行財政改革については、EBPMの手法により、合理的な根拠に基づいて行われたい。
- ・市民に本市の財政状況や市政変革の取組を分かりやすく伝えられたい。
- ・行財政改革推進員を登用したことによる効果について、市民の理解が得られるように示されたい。

○令和6年1月10日 総務財政委員会

市政変革の現在の取組状況として、北九州市政変革推進プラン（素案）及びパブリックコメントの実施について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①北九州市政変革推進プラン（素案）

昨年11月に公表済の北九州市政変革推進プラン（骨子）をベースに、市政変革の目標値や具体的な取組など、新たに記述を加えた。

具体的には、例えば、市政変革の趣旨として、未来への投資を行い、次世代を担う若者や子供たちにこの街を引き継いでいくために取り組むこととしている。その際、行財政改革がもっぱら削る改革ではなく、未来を創る改革であることを踏まえ、短中期では、財政の模様替えを進めつつ、市政変革で生み出した財源等を用いて、若者や子ども等への投資、産業基盤の強化・創出への投資、公共施設等の老朽化対策への持続可能なまちづくり投資等の「次世代投資枠」を令和6年度から令和8年度までの間、確保する。また、中長期では、持続可能な行財政状況の確保を図ることとしており、このプランにおいて、市政変革の基本原則、見直しの視点、目標値、具体的な取組項目と工程表等を定めることとしている。

また、令和6年度から令和8年度までを集中変革期間と位置づけ、各政策が抱える課題を整理・分析・検証した上で、具体的な取組内容を明らかにし、

順次着手していく。

経営分析では、相互に関連したものや、同様の性質を持つ複数の事務事業を効率的に比較評価できるよう、1つのまとまり（事業クラスター）として取り扱い、データ等の合理的根拠等を踏まえた総合的観点からの経営的な手法により、見直しを行う。政策目的別事業クラスターや公共投資など、9項目、56の事業クラスターに分類していることなどを記載している。

②北九州市政変革推進プラン（素案）に係るパブリックコメントの実施

令和6年1月16日（火）から2月9日（金）まで、北九州市政変革推進プラン（素案）に対する市民意見を募集する。

《委員の主な意見》

- ・市民に誤解を与えないよう、きちんと情報を管理されたい。
- ・市政変革においては、対話の姿勢を忘れず、進められたい。
- ・期間や捻出額を具体的に示し、実効性のあるプランを策定されたい。
- ・議会での議論においては、何を削るのか、何をつくるのか、何が変わるのかといった方向性を具体的に示されたい。
- ・市政変革においては、統一基準に基づく地方公会計の導入を検討されたい。
- ・投資的経費の予算調整方針の見直しにおいては、ひびきコンテナターミナルなど、これまでの大型公共事業についても調査、研究されたい。
- ・投資的経費の予算調製方針の見直しにおいては、市内企業の状況などを踏まえ、慎重に判断されたい。
- ・政令市比較データを掲載するのであれば、具体的な目標順位を出されたい。
- ・市役所のスリム化により、効率的な行政に取り組みたい。
- ・事業クラスターに、消費の観点を入れられたい。
- ・変革に向けた個別項目ごとの考え方と工程表については、見直し効果額やKPIなども掲載されたい。

○令和6年1月17日～19日 行政視察（静岡県裾野市、横浜市）

①窓口DXの取組（静岡県裾野市）

静岡県裾野市では、市役所窓口の待ち時間の短縮や混雑解消に向け、窓口オンライン予約・発券システムを導入し、市民サービスの向上や窓口体制の業務改善などを目指している。

裾野市役所において、裾野市環境市民部市民課及びデジタル部業務改革課から説明を受け、市民課窓口を見学した。

②公民連携の取組（横浜市）

横浜市では、市の抱える政策課題をテーマとして示し、そのテーマに対する提案を募集する「テーマ型共創フロント」や、希望する事業アイデア等を自由に提案できる「フリー型共創フロント」の開設など、公民連携において先進的な取組を行っている。

横浜市の会において、横浜市政策局共創推進室の担当者から説明を受けた。

○令和6年1月24日 総務財政委員会

令和6年1月17日～19日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①窓口DXの取組（静岡県裾野市）

- ・裾野市では、DXによる業務効率化により、市民課窓口を直営に戻すことが非常に特徴的であった。
- ・業務改善を進める部署と事業を行う部署は、組織の目的が異なるため、整合性が取れず、DXが進みにくい印象を受けた。市民にとってのメリットやコスト削減などについて市の基準を各部署と共有し、DXを進めていく必要性を感じた。
- ・窓口DXの推進においては、市民の利便性向上と職員の負担軽減という2つの視点で見ていく必要がある。
- ・市民の待ち時間の削減による職員配置に変更がなく、職員の待ち時間が増えることにデメリットを感じた。
- ・多額のランニングコストが必要になるため、本市でシステムを導入する際は、一斉ではなく、必要な区から導入するなどの工夫が必要である。
- ・窓口オンライン予約・発券システムの導入に当たっては、日本製のシステムを検討されたい。
- ・DXにおいては、市民センターでの証明書発行や手続を可能にすることも検討すべきである。

②公民連携の取組（横浜市）

- ・横浜市では、中期計画の基本姿勢や行政運営の基本方針、財政ビジョンの中に協働、共創の視点を位置づけ、政策を推進している。この明確な位置づけが公民連携の推進に非常に重要であると感じた。
- ・本市においても、まずは市全体で公民連携の理念を共有していくことが必要である。
- ・共創推進室は24時間連絡可能で、機会の公平性を保つために誰でも連絡ができる体制を整えていることが画期的であった。
- ・本市においても、民間からの提案のコーディネートに注力できる専門部署を設置する必要性を感じた。
- ・行政が抱える課題をオープンにして、市内の企業や学生がチャレンジできるようなシステムを作ることが、本市が目指す稼げる町につながると感じた。
- ・横浜市のリビングラボのように、住民の主体的な地域社会活動を促進し、フォローするといった行政の関わり方も、今後の公民連携においては非常に重要な取組である。

○令和6年3月7日 総務財政委員会

市政変革の現在の取組状況について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市政変革推進プラン(素案)に対する市民意見の募集結果

1月16日から2月9日まで、北九州市政変革推進プラン(素案)に対する市民意見の募集を行った。意見提出者は16人、提出意見数は42件で、今回の市民意見を踏まえ、新たに用語集を追加するという修正を1件行った。市民意見の詳細と本市の対応については、北九州市政変革推進プラン(素案)に対する市民意見の概要及び市の考え方に記載している。

②北九州市政変革推進プラン(案)

ア 北九州市政変革推進プラン(案)

北九州市政変革推進プラン(素案)をベースに、市民意見等を踏まえた修正等を行った。

具体的には、例えば、北九州市中期財政見通しの内容を踏まえ、令和10年度末の財源調整用基金残高に関する記述を更新した。また、令和6年度当初予算案において、次世代投資枠として111億円を確保し、令和8年度までの3年間で、330億円を目途に確保することなどを記載している。

市職員への変革意識の浸透に関する具体的な取組については、基本構想等及び市政変革推進プランに基づく変革意識の共有等の項目を新たに設けた。

また、横文字が多いなどの意見を踏まえて、用語集を新たに追加した。

イ 変革に向けた個別項目ごとの考え方と工程表(経営分析の進め方)

BPRの推進を新たな事業クラスターとするなどの記載を追加した。

ウ 令和6年度予算における予算事務事業の棚卸し反映結果

令和5年度予算をベースに、すべての事務事業である約3,000事業について総点検を行い、短期で取り組めるものについて、令和6年度予算案に反映した。その結果、1,288事業、151億円の見直しを行った。

エ 北九州市政変革アクションプラン(案)【令和6年度】

令和6年度以降に着手する事業クラスターについて、各年度における具体的な取組項目と課題、検討の方向性を定めたものである。

主にKPIや現状値、目標値、工程表の追加や更新を行った。

③北九州市政変革推進会議の開催結果

ア 令和6年1月12日に、第3回北九州市政変革推進会議を開催し、北九州市政変革推進プラン(素案)について事務局より説明し、意見を聴取した。

イ 令和6年2月19日に、第4回北九州市政変革推進会議を開催し、北九州市政変革推進プラン(案)について事務局より説明し、論点1、職員への変革マインドの浸透及び論点2、BPRの推進について意見を聴取した。

≪委員の主な意見≫

・決算実績での不用額を財源とする次世代投資枠は、今後の事業抑制などに

- つながる恐れがあり、非常に不安である。
- ・基本構想、基本計画とのかい離が見受けられるため、整合性をとられたい。
 - ・予算事務事業の棚卸しについては、各局とその基準を共有するとともに、市民への説明責任を果たされたい。
 - ・身を切る改革により、自治体が社会的弱者をつくることのないように取り組まれたい。
 - ・安全・安心な暮らしに直結する市民サービスを削る改革にならないように取り組まれたい。
 - ・過剰な合理化で、市民がやる気を失わないように留意されたい。
 - ・KPIについては、その数字を満たすことが事業の推進になるのかを検証した上で、厳しく設定されたい。
 - ・変革マインドが浸透し、もっと自由に意見を述べ合える市の組織づくりについても検討されたい。
 - ・統一基準に基づく地方公会計制度を早期に導入し、皆が理解できる資料を出されたい。
 - ・市政変革推進会議については、次年度以降も同じ構成員で行われたい。
 - ・公民連携について、市政変革推進プランに具体的に記載されたい。

○令和6年3月21日 総務財政委員会

指定管理者制度の見直し(案)について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①概要

今年度の市政変革の取組の中で、指定管理者制度の在り方について検証を行い、有識者会議を経て、制度の見直し案を取りまとめた。

②制度の見直し

以下の10項目について、制度の見直しを検討している。

ア 事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)

(1)指定期間の長期化(更新制の導入)

(2)指定管理料上限額の算定ルールを整備

(3)リスク分担の見直し

(4)選定時に社会的価値を新たに評価

イ 施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の最大化)

(5)「仕様発注」ではなく「性能発注」を徹底

(6)公募前に事業者とコミュニケーション機会を確保

(7)指定管理者の自主事業への挑戦を応援

(8)民間提案の実現や、新規参入を支援する相談体制の構築

ウ その他

(9)公金の取扱事務を効率化

(10)運営実績を評価に連動

③他の市政変革の取組と合わせて引き続き検討するもの

- ア 条件付公募の見直し
- イ 公共施設マネジメントの視点からの見直し
- ウ 公園施設の在り方の見直し

《委員の主な意見》

- ・指定管理者制度の見直しにおける様々な挑戦に期待している。
- ・身を切る改革の本質は、市民サービスの向上を目指すものであるため、指定管理者制度による経費抑制で、市民サービスが低下することは避けられない。
- ・指定管理者制度においても、審査における加点や選定基準に差を設けるなど地元企業を優先されたい。
- ・指定管理者制度により、官製ワーキングプアを生まないように留意されたい。
- ・指定期間の更新においては、議会が承認の可否を判断できる客観的な基準を設けられたい。
- ・指定期間の更新にあたっては、競争性の確保のため、モニタリングを強化されたい。
- ・性能発注の際は、事業者からの企画提案を議員へも開示されたい。
- ・公募開始時期を踏まえ、事業者とのコミュニケーションの機会をしっかりと確保されたい。
- ・事業者が自主事業へ挑戦する際には、市が成功事例を示しながら、事業者をフォローされたい。
- ・事業の経理面の評価においては、公認会計士の活用などを検討されたい。
- ・外郭団体の在り方についても、見直されたい。

○令和6年6月13日 総務財政委員会

市政変革会議(X会議)キックオフミーティングについて、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①会議設置の趣旨

昨年度策定した北九州市政変革推進プランに基づく取組の経過を市の経営の一端を担う局区長で共有、議論し、互いの取組を磨き上げる場として、市政変革会議(X会議)を設けることとし、6月4日、キックオフミーティングを開催した。

②令和6年度からの市政変革の進め方

ア 本格始動のキーワード

市政変革の取組を本格的に進めるにあたり、そのキーワードを、トランスフォーメーションや市政変革を意味する「X」とする。

イ 令和6年度からの市政変革の取組

(1) 局区X方針

各局区長が自律的な改革の方針を定め、発信する。

(2) 経営分析

施策や制度などのまとめりごとの現状整理や分析、課題の洗い出しなどを通じて改革の方向性を検討する。

(3) プラチナ市役所プロジェクト

職員のアイデアを生かし、働きやすさと働きがいの実現などを図る。

(4) 市政変革会議（X会議）

各局区の主体的な改革案の報告や討議を公開の会議で行うことで、改革案の磨き上げを行うとともに、検討過程の透明性を担保し、市民理解の醸成を図る。

(5) 有識者の参画

慶應義塾大学名誉教授、上山信一氏に、本市の顧問に就任いただいた。

(6) 予算編成との連動

今年度より、財政・変革局として、具体的な市政変革の取組が次年度予算に効果的に連動する仕組みづくりを行う。

《委員の主な意見》

- ・まずは、これまでの行財政改革に足りなかったものや、進まなかった理由を分析した上で、市政変革に取り組みたい。
- ・今後の市政変革や予算編成に当たっては、議論の過程を市民や議会に公開し、できる限り合意形成を図りながら進められたい。
- ・できる改革から即実施とあるが、そこには生きた人間がいることを忘れず市民への丁寧な説明を心掛けられたい。
- ・X方針など市職員からの提案に対して、市長としての意思決定や評価、メッセージを分かりやすく伝えられたい。
- ・経営分析においては、日々仕分けの財務諸表を活用できるように、公会計システムを導入されたい。
- ・外部有識者やコンサルタントについては、その役割などを整理したうえで活用されたい。

○令和6年6月26日 総務財政委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日～12日 行政視察（名古屋市、静岡県、堺市）

①公民連携の取組（名古屋市）

名古屋市では、公民連携に関する基本的な考え方やプロセス等を共有するため、公民連携指針を策定しているほか、公民交流フィールドや公民連携ポータルサイトの構築、公民連携窓口の設置など、「ナゴヤフロンティア」と称した様々な公民連携推進施策に取り組んでいる。

名古屋市会において、名古屋市総務局総合調整課から説明を受けた。

②働き方改革の推進（静岡県）

静岡県では、様々な働き方改革を進め、行政の生産性を一層向上させるとともに、県民サービスの向上を目指している。働く時間と場所の多様化を目的としたオフィス改革やテレワークの推進のほか、庁内一時預かり保育施設の開設や次世代育成支援研修などを実施している。

静岡県経営管理部行政経営課及び職員厚生課から説明を受けた後、県庁内のモデル実施エリアや庁内一時預かり保育施設などを視察した。

③行財政改革の取組（堺市）

堺市では、恒常的な収支不足を解消し、真に健全な財政を実現するため、令和3年2月、「堺市財政危機宣言」を発出し、持続可能な財政運営に向けた取組を進めてきた。令和3年度、令和4年度の集中改革期間終了後も、公共投資の選択と集中などに取り組み、健全な財政基盤の構築を目指している。

堺市議会において、堺市総務局行政経営課及び財政局財政課から説明を受けた。

○令和6年7月24日 総務財政委員会

令和6年7月10日～12日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①公民連携の取組（名古屋市）

- ・公民連携の考え方などを共有するため、本市においても、公民連携指針を策定されたい。
- ・名古屋市では、企業の努力と協力体制によって公民連携の実績が伸びていることが特徴的であった。
- ・公民連携の推進に当たっては、高齢者人口が多いことを逆手にとるなど、本市のポテンシャルをもっと打ち出していくことが重要だと思った。
- ・政策立案におけるEBPMの推進においては、名古屋市の公民連携事例を参考にされたい。
- ・公民連携の推進においては、相手方にメリットを示すことが必要だと感じた。

②働き方改革の推進（静岡県）

- ・職員に1人1台スマートフォンを配付することで、様々な場所で業務を行えるなど、オフィス改革が非常に進んでいるという印象を受けた。
- ・子供は社会全体で育てるという考えの下、託児の子供たちと20代後半の職員が触れ合い、子育てをどう支えていくかを考える機会をつくる取組が素晴らしかった。
- ・本市でも、本庁舎1階の空きスペースでの庁内一時預かり保育施設の設置を検討されたい。
- ・皆で子育てを温かく見守っていくという県庁内の環境を整えることは、来庁者へのメッセージにもなると感じた。

③行財政改革の取組（堺市）

- ・堺市では、行財政改革の具体的な目的や目標を明確に打ち出しており、非常に分かりやすかった。
- ・本市においても、行財政改革は不断に取り組むべき課題であり、市民の理解を得るためにも、目的や目標を明確に打ち出されたい。
- ・堺市では、財政危機宣言を出すことで、皆が危機感を共有でき、行財政改革を着実に進めることができた印象を受けた。
- ・本市の市政変革においては、経営分析シートの具体性を充実させて、予算審査に反映されたい。
- ・本市の財政問題は、人口減少に起因しており、人口規模に合わせた公共施設マネジメントを行うべきではないかと感じた。

○令和6年8月7日 総務財政委員会

市政変革の現在の取組状況について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①第1回市政変革会議（X会議）

ア 開催日時

令和6年7月22日（月）午後3時30分から午後5時15分

イ 会議概要

創る改革の起点となる、ユーザー目線を会議のテーマとした。

会議に先立ち、ユーザー目線の代表格である親子目線の対応と現状を調査するため、桃園公園と子育てふれあい交流プラザを視察した。また、新潟市における公共施設の子ども対応の取組について、担当者から紹介いただいた。

そのうえで、ユーザー目線を踏まえた市政変革の進め方について議論を行い、最後に、親子目線と関わりの深い、保育所・幼稚園、子育て支援、青少年関連事業、公園事業の経営分析の経過報告を行った。

②北九州市参与の委嘱

市政変革の取組を進めるため、元大阪市の課長として、文化施設の改革に取り組まれた実績のある高井健司氏と、TOTO株式会社総務本部、副本部長の田中江美氏に、新たに参与にご就任いただいた。

《委員の主な意見》

- ・市政変革においては、その目的や目標、達成までの期間などを具体的な数値で示し、ユーザーである市民の理解を得た上で進められたい。
- ・人口減少や少子・高齢化、財政問題など、本市の中心的な問題に、どう切り込んでいくのかを中心に据えた上で、市政変革を行われたい。
- ・市政変革においては、ただ創るだけではなく、削りながら新たに創る視点を持たれたい。
- ・市政変革の到達目標は、信頼される行政運営による市民サービスの向上で

あることを明確に打ち出されたい。

- ・ユーザー目線をしっかり取り入れて、課題を集約していく市政であることが実感できるように取り組まされたい。
- ・ユーザー目線については、利用者だけでなく、そこで働く人々の目線も確認されたい。
- ・顧問や参与などの助言が、市政変革にどう生かされているのかが分かるようにされたい。
- ・経営分析や業務改善においては、到達点にずれが生じないように、一元化したチェックリストなどを作成されたい。
- ・公共施設については、施設の目的を明確にし、運営方針を定めた上で、経営分析やユーザーの意見聴取を行われたい。
- ・民間が参入しやすい文化事業などについては、自治体を実施する目的を明確に持たれたい。
- ・複数の部局が管理している施設については、官と官がしっかり連携されたい。

○令和6年10月7日 総務財政委員会

第2回市政変革会議（X会議）について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①開催日時

令和6年8月21日（月）午後3時から午後4時45分

②会議概要

ア 局区X方針の公表

各局区長等が自己点検を実施し、変革課題の洗い出しと課題解決に向けた取組案を局区X方針として取りまとめた。今後、局区X方針に基づく取組に着手するとともに、その進捗状況をX会議などで定期的に確認する。

イ 討議

文化振興施策や公共投資についての経営分析や、プラチナ市役所プロジェクトの経過報告、漫画ミュージアムにおける施設点検、ヒアリングの実施状況報告について討議を行った。

ウ 事業クラスター編成の見直し

今年度、経営分析を進めている37の事業クラスターについて、その状況を踏まえ、7つのグループに分類し、分析等の内容や進め方を再整理した。特に、公共施設マネジメントや公民連携など、全庁的に進めるべき課題については、財政・変革局等が担当部局となる横断検討グループを設置し、データや課題の整理、対応策の検討などを行う。

《委員の主な意見》

- ・X会議は、課題や今後のスケジュールをあらかじめ具体的に示したうえで、議論されたい。

- ・本市の歴史や成り立ち、地域性をしっかりと踏まえて議論されたい。
- ・顧問や参与の意見はあくまでも助言として受け止められたい。
- ・X会議については、簡潔な要旨をまとめるなど、市民に分かりやすく公表されたい。
- ・これまで公共施設保有量がほとんど減っていないという指摘を踏まえ、公共施設マネジメント実行計画に沿って、きちんと進められたい。
- ・行政と民間の違いを踏まえた上で、これまで本市では少なかった経営的な視点での見直しなどを積極的に行われたい。
- ・社会教育施設の議論においては、収益性だけでなく、公益性を重視して進められたい。
- ・文化施設の在り方の議論においては、市民や現場の職員に対して丁寧な説明を行うとともに、その方々の声を尊重されたい。
- ・文化施設については、市内だけでなく市外からも訪れる価値のある魅力的な施設となるように、実態調査や分析を進められたい。
- ・美術館などの文化施設については、合理的に判断するだけでなく、企画力や発信力の向上など、長期的な視野に立って判断されたい。
- ・美術館については、経営的な厳しさばかりを追及することなく、美術ボランティアなどプラスの要素を高める議論をされたい。

○令和6年11月13日 総務財政委員会
報告書の取りまとめに向け、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・行財政改革においては、市民の代表である議員の意見についてもしっかり検討し、その検討の過程や結果を示されたい。
- ・市民に痛みを伴う改革のみならず、市民にプラスとなる改革であっても、EBPM等の手法により合理的な根拠に基づいて行われたい。
- ・審議しやすく、市民にも分かりやすいコスト計算書などを予算編成の過程で示すことができる公会計システムの構築を検討されたい。
- ・政令市を比較した順位の改善により、どのような市を目指すのか、その目標を明確にされたい。
- ・行財政改革が市民サービスの低下や人口減少につながらないように、市民との対話をしっかり行われたい。
- ・行政区の再編について、検討を開始されたい。

○ まとめ

本市では、新市政が誕生した令和5年度以降、次世代への投資を行いつつ、行財政運営のあり方を再構築するため、約3,000の予算事務事業の棚卸しや北九州市政変革推進プランに基づく経営分析など、市政変革として新たな取組を開始した。

本委員会では、その取組が適正であるか、市民に痛みを伴うものではないかなど、活発な議論を重ねてきた。

令和5年度は、本市が進める市政変革の目的や目標が判然とせず、具体的な目標値の設定を求める声が多かったが、令和6年度に入り、X会議など、ようやくその取組が具体的に見えてきたところである。これらの取組の成果については、市民サービスの満足度や財政指標等により、中長期的な視点で見ていく必要があり、議会においても、今後、継続的に注視していく必要がある。

また、視察を行った堺市においては、行財政改革の具体的な目標や内容を明確に打ち出すことで、市内部だけではなく、市民も取組を共有でき、行財政改革を着実に進められていた。また、名古屋市の公民連携の取組においても、指針を策定することで、その目的を共有でき、事業を円滑に進めている印象を受けた。

このように、本市の行財政改革においても、具体的な目的や、EBPMの手法などによる根拠に基づいた目標値を設定することで、市民の理解を得ながら、市一丸となって取組を進められたい。

一方で、合理的かつ画一的な行財政改革により、かえって市民サービスの低下や人口減少を招くことのないように、その推進においては市民との対話をしっかりと行い、本市の良さを大切にすることで、温かみのある町となるように取り組まれたい。

真に市民が暮らしやすい、市民満足度の高い市となることが行財政改革の本来の目的であることを忘れずに、今後も、さらなる行財政改革に取り組まれることを期待する。

(2) 人口増加対策について

○令和5年5月17日 総務財政委員会

新たな北九州市のビジョン及び重点戦略の策定について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①策定にあたってのポイント

- ・策定過程で多くの市民の声を聞きながら、市民みんなで策定する。
- ・目指すべき町の将来像や方向性(ビジョン)を市民等に分かりやすく示す。
- ・スピード感を持って対応するため、令和5年度中に策定する。

②体系イメージ

将来、目指すべき本市の都市像である「ビジョン」と、ビジョンの実現に向けた「重点戦略」を新たに策定する。ビジョンや重点戦略と連動する「分

野別計画」は絞り込んでいく。

③策定スケジュール（予定）

- ・令和5年10月 骨子案作成
- ・令和5年12月 素案公表
- ・令和6年2月定例会 議案提出

④検討にあたっては、有識者会議の開催のほか、パブリックコメントや各区でのパネルディスカッション、ターゲット別の意見交換など、市民からの意見聴取を積極的に行う。

《委員の主な意見》

- ・新たなビジョンについては、まずは市長が方針を示されたい。
- ・市長公約である人口100万人という目標を示されたい。
- ・本市の課題を明確にした上で、新たなビジョンを策定されたい。
- ・策定にあたっては、議員が聴取した市民の声も重要なファクターと認識されたい。
- ・策定過程においては、市民の意見がどのように反映されたのかが分かるように公表されたい。
- ・市民意見の聴取においては、無作為抽出による討論型世論調査も検討されたい。

○令和5年7月26日 総務財政委員会

北九州市新ビジョンの策定経過について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①統計データ等による北九州市の現状

新ビジョンの策定にあたっては、現在の市の状況の把握が重要であることから、これまで国や各関係局が所有していたデータなどを収集し、83のグラフや表に整理した。今後も、ビジョンの柱立ての案などに基づくデータの整理や分析を行う予定である。

②北九州市新ビジョン検討会議

ア 開催の目的

本市の新たなまちづくりに関するビジョンの策定にあたり、地元の有識者から意見を聴取する。

イ 第1回会議

- ・日程 令和5年7月27日（木）
- ・内容 統計データによる本市の現状の報告、意見交換
- ・その他 会議は一般傍聴可。後日、アーカイブ配信予定

③新ビジョンに係る市民参加型パネルディスカッション「ミライ・トーク」

現在、各区役所が主体となり企画を行うパネルディスカッション「ミライ・トーク」を開催している。これまで、戸畑区、若松区、小倉南区で開催され、参加者は約250人、ユーチューブの視聴回数は約3,600回である。今後、

順次各区で開催し、市ホームページでもアーカイブ配信する。

《委員の主な意見》

- ・人口100万人を目指すことは、理念なのか目標値なのか、明確にされたい。
- ・人口の分析においては、本市の成り立ちなど歴史的な前提を踏まえた上で、原因や課題を明確にされたい。
- ・本市の人口流出の原因を調査し、若い人が魅力を感じるまちづくりについて検討されたい。
- ・人口が減っても豊かに暮らすことができ、企業に選ばれる環境と産業が調和した市を目指されたい。
- ・ビジョンの策定に向けては、企画調整局がイニシアチブをとり、仮説を立てながら、集中的にデータ収集と分析を進められたい。
- ・数字だけではなく、インフラなど市民の財産についても、正確な情報を構成員や市民に提供されたい。
- ・外国人を含めたダイバーシティの視点も考慮されたい。
- ・市外の企業などに、将来の方向性をしっかり示すことで、本市に対する投資の意欲を促すようなビジョンを策定されたい。

○令和5年8月23日 総務財政委員会

北九州市の新ビジョンを考える際の視点について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

現時点での、新ビジョンにおける目指すまちの視点としては、

1. 人の熱さや産業の力といった北九州市のポテンシャルを最大に発揮することでの「稼げるまち（経済成長）」の実現
2. 人や企業を呼び込むため、また、市民サービスの質の向上のため、稼げるまちによる成長の果実を元に、質の高い観光や文化などのサービス、また、生活や教育の環境を提供できる「ハイクオリティなまち」
3. 2も加えた成長の果実を元にして、市民サービスや都市基盤を適切に維持、充実することで、子供から高齢者、障害の有無、性別、国籍に関わらず、誰もが「安全に、安心して暮らせるまち」と考えている。

こうした成長と幸福が好循環する、新たな社会経済システム（成長モデル）を実現していくことで、人口減少や少子高齢化など、世界に先駆けて直面する社会課題解決に向けた道筋（ショーケース）を示すことで、日本全体やアジアの発展にも貢献していくことを目指す。

これらの検討にあたっては、北九州市新ビジョン検討会議、北九州市アドバイザー意見交換会、ミライ・トークでの意見なども参考にしている。

今後も各構成員や市民の意見などを参考にしながら、ブラッシュアップしていく予定である。

《委員の主な意見》

- ・新ビジョンの策定においては、市民の意見を聞くだけでなく、市がビジョンや目標を示した上で、議論されたい。
- ・人口減少の背景には市民所得の低さがあることを踏まえ、人口増加に向けては、企業誘致だけでなく、雇用形態や給与水準、労働条件にも触れられたい。
- ・まちづくりの主体者としての市民を増やすため、グループワーク形式や無作為抽出の討議会の開催など、より深い市民参加の機会を設けられたい。
- ・人口減少は全国的な課題であり、多くの自治体が同様に人口増加に向けて取り組んでいる。そのため、楽しい町やおしゃれな町など、新たな視点も含めて、まちづくりに取り組まれたい。
- ・町の活性化や競争力を生み出すため、まちづくりにおいては、つくることだけでなく、スクラップの視点も入れられたい。
- ・民間の参入を加速できるよう、居心地のいい、歩きたくなる都市の空間づくりなど、行政としての役割を果たされたい。

○令和5年10月18日 総務財政委員会

新ビジョン策定経過報告(中間取りまとめ)について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

これまで、10月を目途に骨子案を示すと説明してきたが、現在も市民意見の聴取が続いていることから、これまでに有識者や市民から出された意見の中で、新ビジョンの目指す都市像や3つの重点戦略に盛り込むべき重要な視点について整理を行い、中間取りまとめを行った。

①新ビジョンの「目指す都市像」

本市は今、少子高齢化や人口減少といった社会課題に直面する中、新たな産業構造への転換、社会経済システムの変革による、力強い成長を実現していく必要がある。これまでも、公害などの困難に直面するたび、産学官民連携の力で挑戦、克服し、環境技術や水道技術など、その成果でアジアの環境改善などに貢献してきた。このため、今、直面する社会課題にも果敢に挑戦し、今後、同じ社会課題に直面する日本、アジア、そして世界に解決の道筋を示していくことで、これからも世界の発展に貢献していきたい考えである。

人口減少時代においても、まちの成長と市民の幸福の好循環を実現し、市民のウェルビーイングが充足されるロールモデル(成熟都市モデル)として、世界の発展に貢献するまちを実現していくことを、現時点では大きな視点として考えている。

②目指す都市像の実現に向けた重点戦略

ア 「稼げるまち」の実現

イ 「ハイクオリティ」な都市づくり

ウ 市民の「安全・安心」な暮らしの確保

→3つの重点戦略ごとに、政策の参考となる意見を基にした視点、重点戦略

の柱ごとの成果指標の候補、取り組む政策での重要な視点をそれぞれ整理した。

③新ビジョンにおける目標年次
2040年とする。

《委員の主な意見》

- ・市長公約である100万都市の復活については、新ビジョンに必ず入れられたい。
- ・社会動態や出生数など、人口増加に向けた目標や視点、人口減少に対するアプローチ方法を明確に示されたい。
- ・雇用政策や子育て政策など、様々な取組の結果が人口増加につながるのであれば、その旨を新ビジョンに明記されたい。
- ・市長が掲げた課題である人口減少、財政危機、経済の停滞については、解決に向けた具体的な方向性を示されたい。
- ・目指す都市像については、行政や市民、企業がそのゴールに向かって進んでいくために、明確かつ端的な表現で1つにまとめられたい。
- ・市民の住みやすさや幸福度をはかる成果指標についても検討されたい。
- ・住みよい町や市民の幸福のために市政運営は行われるべきであり、アジアや世界に貢献するという表現については改善されたい。
- ・前市政との違いが分かる新ビジョンにされたい。
- ・地震の少なさなど、本市の強みや良いところを積極的にアピールされたい。
- ・非正規雇用者や独り親など、なかなか声を届けられない方々の声にも耳を傾けられたい。
- ・新ビジョンについては、市民が我が事として捉え、共有できるような表現を工夫されたい。

○令和5年11月22日 総務財政委員会

新ビジョンの素案について当局の説明を受ける予定であったが、当日の朝、資料が提出された。新ビジョンについては、慎重に議論をすべき重要な案件であり、委員からも、内容を十分に確認する時間がなく、しっかりとした議論ができないなどの意見があった。そのため、12月8日の総務財政委員会において、再度議題とすることを決定した。

○令和5年12月8日 総務財政委員会

新ビジョンの素案、第4回北九州市新ビジョン検討会議の開催結果及び市外転出者へのアンケート調査の結果報告(速報版)について、当局から説明を受けた。
(説明要旨)

①新ビジョンの素案

新ビジョンは、目指す都市像とその実現に向けた3つの重点戦略の考え方を記載した「北九州市基本構想」と、3つの重点戦略に基づき取り組むべき

主要政策の体系や方向性を記載した「北九州市基本計画」という体系としており、本日はその素案を示す。基本構想及び基本計画の構成は以下のとおり。

ア 基本構想

- (1) 北九州市が目指す都市像
つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を実現するグローバル
挑戦都市・北九州市
- (2) 第1章 北九州市の挑戦
 - 1 北九州市の歩みと個性
 - 2 北九州市が考える「一步先の価値観」
- (3) 第2章 目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略
 - 1 3つの重点戦略による「成長と幸福の好循環」
 - 2 3つの重点戦略
 - ・「稼げるまち」の実現
 - ・「彩りあるまち」の実現
 - ・「安らぐまち」の実現

イ 基本計画

- (1) 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画の構成
 - 2 計画の期間
 - 3 計画の見直し
 - 4 計画の推進体制
 - 5 計画と地方版総合戦略の関係
 - 6 市政変革による基盤づくり
 - (2) 第2章 「稼げるまち」の実現～人も企業も潜在力を開花できるまち～
 - (3) 第3章 「彩りあるまち」の実現～輝く個性と楽しさがあふれるまち～
 - (4) 第4章 「安らぐまち」の実現～誰もがつながるアットホームなまち～
 - (5) 第5章 人口増に向けた道筋
 - (6) 第6章 主要な成果指標
 - (7) 第7章 7つの個性が輝くまちづくり
 - (8) 【参考】北九州市の人口の現状と将来見通し
 - (9) 【参考】これまでいただいた主な意見
- ②第4回北九州市新ビジョン検討会議の開催結果報告

ア 開催日時

令和5年11月28日（火）9時～11時

イ 議題

新ビジョンの素案について

→各構成員から、素案における「目指す都市像」「3つの重点戦略における政策」「成果指標」などについて、様々なご意見をいただいた。会議録と合わせて、当日の会議のアーカイブ動画をホームページに掲載している。

ウ 今後の予定

本日の総務財政委員会での意見や、パブリックコメントで出された意見、新ビジョン検討会議での意見などを参考としながら、1月下旬に最終案を策定し、総務財政委員会、第5回新ビジョン検討会議で報告を行った上で、議案として提出する予定。

③「市外転出者へのアンケート調査の結果報告（速報版）」

ア 実施目的

今後の定住策などの検討において、北九州市外への転出者の転出の契機や北九州市の印象などを把握するため、実施。

イ 実施内容

令和5年1月から7月までの間に北九州市から転出した18歳から39歳の日本国籍を有する者から無作為に抽出した5,000人にWebアンケートを行った。有効回答数は1,159人。調査期間は令和5年10月2日から2週間で、転出先の自治体や転出のきっかけ、北九州市の印象などについて質問した。

ウ 調査結果

本日は、調査結果の概要から、主な事項について説明する。報告書の最終版は、12月上旬に完成予定。

《委員の主な意見》

- ・ 一歩先の価値観については、行政による価値観の押し付けや、現在の価値観の否定にも感じるため、表現を改善されたい。
- ・ 一歩先の価値観という表現は非常に分かりにくいいため、市民とも共有できるように分かりやすく示されたい。
- ・ 目指す都市像やステートメント部分がポエムのように分かりにくいいため、シンプルで分かりやすい文章にされたい。
- ・ 都市の規模に見合うインフラ整備に向け、人口の目標値を明確にされたい。
- ・ 稼げるという経済面が前面に出ており、福祉や教育に対する言及が少ないため、再度検討されたい。
- ・ 稼ぐに加えて、消費の視点を入れられたい。
- ・ 市民所得の向上や、子供医療費や学校給食の無料化、奨学金の返還免除など暮らしを応援していく視点を持たれたい。
- ・ 高齢者にとっての住みやすい町という観点も、検討されたい。
- ・ 基本計画に文章で記載している内容を、具体的な成果指標に転換されたい。
- ・ 市民の暮らしやすさや幸福感を数値化したウェルビーイング指標を導入されたい。
- ・ 目標の進捗状況の点検や見直しをしっかりと行い、議会へも報告されたい。
- ・ 各分野別計画については、新ビジョンと連動したものに体系化されたい。
- ・ 市外転出者アンケートにおいて、進学での転出が11.8%であるため、北九州市内の大学の強化を検討されたい。

○令和6年1月17日～19日 行政視察（奈良県奈良市）

奈良市では、様々な移住・定住促進施策に加え、移住希望者が地元企業と共に新規事業に取り組む、移住と起業を掛け合わせたプロジェクト「ならわい」を行っている。

奈良市役所において、奈良市秘書広報課及び産業政策課の担当者から説明を受けた後、創業支援施設BONCHIの現地視察を行った。

○令和6年1月24日 総務財政委員会

令和6年1月17日～19日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・奈良市では、転入や移住のサポートに専任の担当者を配置していた。本市においても組織の在り方を見直し、市を挙げて移住・定住を促進する必要性を感じた。
- ・奈良市では、子育て支援のメニューなどを不動産会社にも情報共有することで、子育て世代の流入につながっていることが印象的であった。
- ・教育や子育て政策の充実が、奈良市における転出の減少につながっていると感じた。
- ・奈良市では、全職員が市の広報マンとして、市のPR動画の編集や発信等を行っており、その熱量に圧倒された。本市においても、市職員のスキルを活用して、定住・移住に結びつけられたい。
- ・奈良市の「ならわい」は移住希望者に新規事業を任せるものであり、インターンよりも企業に深く関わるため、定住につながる印象を持った。
- ・創業支援施設「BONCHI」は、カフェや本屋、イベントスペースなどが併設されており、誰もが立ち寄れる開かれた場所であった。本市のコンパス小倉にも、もっと人が呼び込めるような取組の必要性を感じた。
- ・本市における人口増加の取組においては、JRを活用したまちづくりを検討されたい。

○令和6年1月24日 総務財政委員会

新ビジョンの最終案及び素案に対する市民意見の募集結果について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①新ビジョン（北九州市基本構想・北九州市基本計画）の最終案

新たな基本構想及び基本計画について、総務財政委員会における委員からの意見やパブリックコメントの意見なども参考に、より分かりやすい表現に統一するなど素案の修正を行い、最終案として整理した。構成は以下のとおり。

ア 北九州市基本構想（最終案）

（1）北九州市が目指す都市像

つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を体現するグローバル
挑戦都市・北九州市

(2) 第1章 北九州市のこれまでの挑戦

- 1 北九州市の歩みと個性
- 2 北九州市が体現してきた「一步先の価値観」

(3) 第2章 目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略

- 1 「成長と幸福の好循環」の実現へ
- 2 3つの重点戦略
 - ・「稼げるまち」の実現
 - ・「彩りあるまち」の実現
 - ・「安らぐまち」の実現

→【具体的な修正箇所（一部抜粋）】

- ・「北九州市が目指す都市像」については、市民一人ひとりがそれぞれの新たな価値観を感じる、体現するという整理のもと、実現を体現に修正した。
- ・「一步先の価値観」については、これまでの北九州市や市民が体現してきた価値観を大切にしつつ、今後も、市民が幸せを感じ、誇りを持ち続けることにより、自分らしく新しい「一步先の価値観」を見出し、体現できるまちであり続けるという記載に修正した。
- ・「目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略」については、冒頭に、市民の安全・安心で幸福な生活が重要であることを説明する文章を追記した。その手段として、「稼げるまち」の実現を起点として、3つの重点戦略による「成長と幸福の好循環」を進めていくことをストーリー立てて修正した。

イ 北九州市基本計画（最終案）

(1) 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の構成
- 2 計画の期間
- 3 計画の進行管理・見直し
- 4 計画の推進体制
- 5 計画と地方版総合戦略の関係
- 6 市政変革による基盤づくり

(2) 第2章 「稼げるまち」の実現～人も企業も潜在力を開花できるまち～

(3) 第3章 「彩りあるまち」の実現～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

(4) 第4章 「安らぐまち」の実現～誰もがつながるアットホームなまち～

(5) 第5章 人口増に向けた道筋

(6) 第6章 主要な成果指標

(7) 第7章 7つの個性が輝くまちづくり

(8) 【参考】北九州市の人口の現状と将来見通し

(9) 【参考】これまでいただいた主な意見

→【具体的な修正箇所（一部抜粋）】

- ・新たな基本計画では、市の取組を網羅的に示すのではなく、基本構想の実現に向けた重点戦略に基づく主要な政策までを掲げること、また、施策や事業については、分野別計画や毎年度の予算等で提示していくことについて、詳しく追記した。
- ・「主要な成果指標」では、素案の13の指標に、「市民雇用者一人当たりの市民雇用者報酬」などを追加し、3つの重点戦略における取組の結果となる、大きなアウトカムの19の指標を掲げた。

②新ビジョン(北九州市基本構想・基本計画)(素案)に対する市民意見の募集結果
12月1日から12月31日まで、新たな基本構想・基本計画(素案)に対する市民意見の募集を行った。意見提出者は138人、提出意見数は362件で、内66件は最終案に追加や修正を行った。市民意見の概要と市の考え方については、次頁以降に記載している。

《委員の主な意見》

- ・これまで委員会において何度も議論し、様々な意見を基本構想や基本計画に反映いただいた。今後も議会と議論を続け、しっかりとしたまちづくりに取り組まれない。
- ・北九州市が目指す都市像については、市長の思いとして、市民に伝わるように工夫されたい。
- ・100万都市の復活に向けた戦略については、具体性が少なく残念に感じた。
- ・主要施策の実施が、人口増加につながることを明記されたい。
- ・基本計画における成果指標については、毎年度確認し、必要に応じて見直されたい。
- ・各分野別計画の改定においては、新たな基本構想や基本計画の考え方を反映するように、企画調整局が先導されたい。
- ・稼げるまちの実現に加え、本市での消費を増やす取組も進められたい。
- ・基本構想や基本計画については、多言語でのリーフレット作成を検討されたい。

○令和6年4月24日 総務財政委員会

本市の人口増加に寄与する若者の地元就職や定住・移住の促進に向け、公立大学法人北九州市立大学における新学部設置を踏まえた人材育成や地元就職支援等の現状や課題について、参考人を招致し説明を受けた。

①参考人 公立大学法人北九州市立大学 学長 柳井 雅人 氏

②新学部の概要（予定）

ア 学部名称(仮称) 情報イノベーション学部

イ 学科名称(仮称)

(1) 情報エンジニアリング学科（入学定員68名）

- ・養成する人材：情報工学の先端技術を駆使する高度人材

(2) 共創社会システム学科 (入学定員50名)

・養成する人材：GX推進や地域社会の課題解決に寄与するデジタル人材

ウ 開設時期 令和9年4月

エ 設置場所 未定 (小倉都心部の設置を要望)

③説明要旨

- ・北九州市立大学は、学生数6,700名で、公立大学100校のうち3番目の規模を誇る。高校生20万人を対象にした公立大学の人気ランキングでは、100校中5位の人気となっている。また、地域貢献度ランキングでも、全国800大学中17位で、地域に非常に関わりを持っている大学である。
- ・北九州市立大学の学生の就職率は99.3%で、地元就職率は20%である。学生が地元に残らない理由に、情報系の企業不足と職種の不マッチがある。
- ・市内企業のDX化を図り、情報人材のニーズを高めることや、アントレプレナーシップ教育により、スタートアップで企業を増やすことが、市内の雇用を増やし、人口定着に寄与するのではないかと考えている。
- ・新学部の特徴として、実際のビジネスにおける課題解決能力を身につけるべく、課題解決型学習やジョブ型インターンシップ、アントレプレナーシップ教育など、より実践的な教育を展開する。市内企業と連携した、こうした教育プログラムの実施には、新学部を都心部に設置することが適している。
- ・新学部の設置は、国の補助事業を活用するが、既に新学部の開設を1年遅らせており、これ以上、設計や建設が遅れれば、補助金を返還しなければならない。
- ・山口県で4大学、福岡市近郊で3大学が情報学部等の組織再編をしており、新学部の開設が遅れれば、本市から情報人材が流出することも考えられる。主要な基幹産業である情報産業がダメージを受けることになるため、新学部の開設に向けては、御理解、御支援をいただきたい。

《委員の主な意見》

- ・新学部設置については大変歓迎しており、積極的に応援していきたい。
- ・新学部設置に当たっては、今後も情報共有や意見交換をさせていただきたい。
- ・市民所得の向上が人口減少の抑止になり、北九州市立大学の新学部設置もそれに大きく寄与するものだと理解した。
- ・子供が減り、大学も淘汰される厳しい現状に対して、差別化した、いいカリキュラムをつくるためには、新学部が重要だと認識できた。
- ・新学部を都心に作ることは、学生や教員の生活環境や共用施設の分散など、デメリットも多く感じる。
- ・学生が集まり、交流できるようなキャンパスの設置など、学生のメリットについても考慮されたい。
- ・新学部の設置に当たっては、食堂や生協など福利厚生面にも配慮されたい。

- ・新学部を旦過に設置する場合、新たな建設費が必要になるため、リバーウォーク北九州やAIMビルなど既存の建物の改修も検討されたい。
- ・今後、様々な情報やデータを分析する能力が重要になると考えられるため、新学部でもそのような人材育成に取り組まされたい。
- ・新学部においては、ウェブデザイン教育も検討されたい。
- ・リカレント教育については、市内の人材確保や社会人の再就職につなげられたい。

○令和6年5月22日 総務財政委員会

北九州市立大学の新学部設置の経緯と今後の取組について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①新学部設置の経緯

国の大学・高専機能強化支援事業の創設を受け、北九州市立大学では、新学部の設置を目指し、令和5年5月、国の支援事業に助成金の申請を行った。7月に選定を、9月に助成金の交付決定を受けた。

②大学における候補地選定の経過

新学部の特性を生かすには、小倉都心部が最適であると判断し、既存施設10数か所で調査を実施したが、要件を満たす候補地が見つからなかったため、令和6年1月30日、大学から市に対して、新学部設置に関する支援の要望書の提出に至った。この要望書提出の報道を受け、旦過市場の役員から、旦過のBC地区への新学部設置の可能性について相談があり、2月26日の大学と市場関係者での意見交換会等を経て、3月15日、旦過市場から大学及び市に対して、新学部設置に関する要望書が提出された。

③現在の検討状況

ア 旦過市場で整備する場合の施設整備費（現時点の概算）

全体事業費約18億円の4分の3にあたる13.5億円が国の助成金であり、残り4.5億円が自己負担である。この自己負担額については、できる限り大学で捻出するが、不足する場合は市が支出する。

また、旦過市場で整備する場合、土地の取得費用が必要となり、現時点では約2億円を想定している。

イ 大学で試算した経済効果

小倉都心部で整備した場合、10年間で約32億円の経済波及効果を見込む。

ウ 旦過市場で整備する場合のスケジュール（案）

令和9年4月の新学部開設を目指し、令和6年度に基本設計、令和7年度に実施設計及び用地取得、令和8年度に建築工事を実施する。

基本設計は、国の助成金と大学の自主財源で対応する。

設置場所が正式に決定後、市場及び大学で、土地や建物の共有方法や整備費用の分担などについて協定を締結するとともに、令和8年度、大学において、新学部設置にかかる国の許認可申請手続を行う予定である。

④今後の予定

大学としては、新学部の設置場所を旦過市場とすることを5月末までに正式決定する意向。

《委員の主な意見》

- ・北九州市立大学の新学部設置については、今後も議会へしっかり説明を行い、事業の透明性を確保されたい。
- ・新学部設置に係る情報の発信においては、誤解のないように進められたい。
- ・旦過地区での新学部設置が、行政や地域のためではなく、学生のためになるように、大学側も責任を持って対応されたい。
- ・土地や建物を区分所有することで、さらに管理費の負担が必要となるため、厳しい経営状況においても、しっかり対応できるように取り組まれたい。
- ・大学が新学部設置に係る寄附を募る際には、目標額の設定を促されたい。
- ・新学部設置費用の確保においては、ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税の利用も検討されたい。
- ・市の負担が増大しないように、協定や規約をしっかりと締結されたい。
- ・指導者の人材確保に努められたい。
- ・研究スペースなどが必要になった際に、拡張できる造りにされたい。
- ・北九州市立大学の魅力として、情報系だけに偏ることなく、文理融合により、人文社会学系との相互理解、相互協力を行われたい。
- ・建設工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査については、旦過地区の開発部局と連携されたい。

○令和6年6月26日 総務財政委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日～12日 行政視察（静岡県）

静岡県では、県内をレーザスキャナ等で広範囲に測量することにより、取得、蓄積した3次元点群データ（VIRTUAL SHIZUOKA）を、まちづくりやインフラの維持管理、防災対策だけでなく、観光やエンタメなどに幅広く活用することで、皆がより良く暮らせる県を目指している。

さらに、この3次元点群データを活用したメタバース空間「Metaverse SHIZUOKA」を構築し、県の魅力発信と、誰でも参加できる意見交換や交流の場に活用することで、主に若年層を対象として県政への積極的参加を図っている。

静岡県議会において、静岡県交通基盤部未来まちづくり室及び知事戦略局広聴広報課から説明を受けた後、VIRTUAL SHIZUOKA及びMetaverse SHIZUOKAのデモンストレーションを受けた。

○令和6年7月24日 総務財政委員会

令和6年7月10日～12日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・3次元点群データについては、防災という金額では測れない安全への重要な投資であるという担当者の強い熱量を感じた。ただ、市レベルでの実現は難しく、今後、国や県レベルに広がっていくことを期待したい。
- ・静岡県では、3次元点群データやメタバースを基に、市民の日常生活をよりよくしていこうという目標を明確に掲げていた。このような目標や指針を明確に示すことで、市民の理解を得やすいと感じた。
- ・メタバースを使うことで、匿名性があるからこそ、一部の若者を囲い込むことなく、平等な行政への参加機会をつくることができ、素晴らしい。メタバースをすぐに導入できなくとも、広く平等に声を拾えるよう、行政として常に努力されたい。
- ・メタバースには、24時間対応可能な相談業務など、これからの区役所の在り方が激変するようなベースがあるのではないかと感じた。
- ・本市がメタバースを導入する際には、行政で作るのではなく、民間が作成したメタバース空間の利用を検討されたい。
- ・メタバースを導入しても、これを市民に使ってもらうこと自体のハードルの高さが課題であった。

○令和6年10月30日 総務財政委員会

北九州市・新ビジョンの推進及び北九州市の人口推移等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市・新ビジョンの推進

新ビジョンでは、目指す都市像と、それを実現するための3つの重点戦略や、重点的に取り組むべき主要な政策を掲げており、それらの効果や進捗を図るものとして、19の主要な成果指標を設けている。

一方で、具体的な取組については、各分野別計画や毎年度の予算編成の中で具体化していくこととしており、新ビジョンが着実に進んでいるかの検証には、具体的な取組の成果についても併せて見ていく必要がある。

そこで、3つの重点戦略ごとに、当面、特に注視していく主な分野を定め、その分野に関係する分野別計画などから、新ビジョンの進行管理において見ていくべき指標として、30のKPIを選定した。

この成果指標やKPIの目標達成に向けて、新ビジョンに基づいた予算編成を経て事業を実施し、行政評価を行って見直しを行い、次年度予算へ反映させるといったPDCAを回して、着実に推進していく。

また、産学民にも主体的に取り組んでいただくと共に、本市としても各主体と連携、協働し、一丸となって新ビジョンを推進していく。

②北九州市の人口推移等（一部抜粋）

人口増に向けては、新ビジョンに掲げる3つの重点戦略に取り組み、都市の総合力をアップさせていくことが不可欠との考えのもと、全市的に様々な

角度から取組を進めている。そのような中、9月時点の状況ではあるが、社会動態は改善基調にあり、市の取組が改善に寄与している部分もあると考えている。

今後とも、新ビジョンのもと、人口減少を食い止め、増加への転換につなげていくため、産学官民が一体となって、産業競争力の向上や生活環境の充実などに取り組んでいく。

ア 推計人口の長期推移

1979年の約106万人をピークに減少が続き、2024年10月1日現在、90万8,109人である。

イ 出生数と死亡数の長期推移

2023年の出生数は5,595人で過去最少、死亡数は1万3,235人で過去最多であり、自然動態のマイナスは過去最多(7,640人)である。

ウ 社会動態の推移

2023年の日本人と外国人を合計した社会動態はマイナス206人で、直近10年間で2番目に改善した数値である。外国人はプラス2,116人、日本人はマイナス2,322人であった。

2024年9月の段階で、日本人と外国人を合計した社会動態はマイナス229人、日本人のみはマイナス1,351人となっており、過年と比較して大きく改善している。

《委員の主な意見》

- ・人口については、日本全体の人口が減少している中で、現実的な数字に目を向け、そこをどのように豊かにするかという視点で取り組まれない。
- ・K P Iの進捗管理においては、財政・変革局の予算審査や行政評価、市長公室のマーケティングと連動して行われたい。
- ・K P Iについては、社会経済環境の変化などに合わせ、柔軟に見直されたい。
- ・成果の検証に当たっては、調査の在り方を研究し、正しいデータの把握に努められたい。
- ・安らぐまちの実現に向けた子育て支援のK P Iが主観的、抽象的であるため、客観的で具体的なものにブラッシュアップされたい。
- ・自然動態をプラスにするため、子供を産み育てやすい環境づくりを中心的な柱に位置づけられたい。
- ・現在の子育て施策が、本当にニーズに合っているのか、再度検証されたい。
- ・Z世代を対象にした事業については、抽象的な成果や目標ではなく、市民が納得できるような目標値等を定め、人口増など本市の未来につながるように、しっかりと検証されたい。
- ・子育て世代やZ世代だけでなく、高齢者施策にもしっかりと取り組むとともに、高齢者への広報を行われたい。

- ・今後も増える外国人とのトラブルを避けるため、生活ルールの教育など、受入れ態勢を強化し、多文化共生のまちづくりに取り組まれない。
- ・外国人の就業サポートや、企業とのマッチングを強化されたい。

○令和6年11月13日 総務財政委員会

報告書の取りまとめに向け、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・人口増加に向けては、何より市民満足度の高さが重要である。
- ・市民所得や雇用形態など様々な角度から研究されたい。
- ・自然動態のマイナス幅の大きさを踏まえた対策を行われたい。
- ・社会動態の改善に向けては、交通網の整備、再整備を検討されたい。
- ・関係人口や交流人口を増やすことで、地域経済の活性化につなげられたい。
- ・納税に見合った公共サービスの享受を実感できるように取り組まれない。
- ・本市の良さを積極的にPRされたい。
- ・本市の高齢化率の高さを踏まえ、高齢者の満足度の向上についても検討されたい。
- ・人と自然とテクノロジーが調和した、本市らしい持続可能なまちづくりの視点を大事にされたい。
- ・転出者アンケートなどの定点調査による具体的なデータを基に、施策の効果を評価されたい。
- ・行政が実施するアンケート調査の在り方を検証されたい。
- ・本市の未来のため、周辺の市町との合併についても検討されたい。
- ・市民への説明責任を果たすためにも、今後も議会に対し説明や報告を行い対話の機会を設けられたい。

○ まとめ

地方の人口減少は、労働力不足や少子高齢化など様々な問題を生じさせ、日本全体に共通する深刻な問題である。今後も各自治体は、地域経済の成長や公共サービスの維持、地域コミュニティの活性化などに向けて、人口対策を積極的に推進する必要がある。

2023年における本市の自然動態については、少子高齢化によりマイナス幅が過去最大となった一方で、社会動態については、直近10年間で2番目に改善した数値となっており、これまでの様々な取組の成果が少しずつ現れてきていると考えられる。

このように、人口については、ひとつの施策がその改善に直結するものではなく、様々な施策に総合的に取り組むことにより改善していくものであることから、多角的かつ長期的な視点での取組や議論が重要である。

こうした中、本委員会において、今後、本市が目指す都市像や、その実現に向けた重点戦略を掲げた、新たな基本構想や基本計画の策定について、多くの

議論ができたことは大きな成果であった。

これまでの議論で見えてきたことは、人口を増加させることは一朝一夕には困難であり、転出者アンケートなど長期的な定点調査によるデータを活用しながら、市政変革の動きと連動した効果的な予算配分を行うことが、大変重要になるということである。

また、全国的に人口が減少している中で、地域経済の活性化につながる関係人口や交流人口を増やすことにも目を向けるとともに、現在の人口においても、まずはそこで暮らす市民の生活を、どのように豊かにするかという視点も非常に大切であると考えられる。

一方で、本市を発展させ、未来に引き継いでいくという観点から、若者の市内企業への就職を増やすことは重要である。このような中、情報分野の全国的な人材不足を受け、北九州市立大学の新学部設置は時代の要請に答えるものとする。新学部設置が小倉都心部を中心としたにぎわいづくりに貢献するとともに、学生にとっても快適で満足度の高い学部となることを期待したい。

何より、本市で暮らしたいと望む人を増やすためには、本市における市民満足度の高さが重要である。今後は、新ビジョンに掲げる3つの重点戦略を中心に、教育や子育て、福祉、雇用、住宅、交通といった様々な視点で総合的に取り組むことで、雇用や収入を安定させ、住民サービスを充実させることにより、誰もが住みやすさや暮らしやすさを感じられる市民満足度の高いまちづくりを進められたい。

(3) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

○令和6年10月16日 総務財政委員会

指定都市が共同で取りまとめた「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」のとおり、指定都市議会と共同で国に対する要望活動を行うことを決定した。

要望に当たっては、令和6年10月2日の指定都市議会の税財政関係特別委員長会議での決定事項に従い、各党派に対する要望活動を行うことを確認した。

また、従来から要望活動にあわせて行っている各市の個別要望における本市の個別要望事項を決定した。

①「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（要旨）

≪税制関係≫

ア 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

(ア) 税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

(イ) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

- イ 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。
- ウ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。
- エ 個人住民税の一層の充実
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- オ 固定資産税等の安定的確保
 - (ア) 固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。
 - (イ) 償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。
 - (ウ) 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。
 - (エ) 地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

《財政関係》

- ア 国庫補助負担金の改革
 - (ア) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
 - (イ) 税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。
また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。
- イ 国直轄事業負担金の廃止
国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。
また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。
- ウ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
 - (ア) 地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
 - (イ) 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

エ 地方債制度の充実

- (ア) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすること。
- (イ) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

②本市の個別要望事項（要旨）

- ア カーボンニュートラルの実現に資する風力発電関連産業をはじめとしたエネルギー産業の総合拠点化に向けた支援
 - ・地域配分を考慮した計画的・継続的な促進区域の指定
 - ・浮体式洋上風力発電設備に対応する施設の検討に係る技術的助言など各種取組への支援
 - ・「九州中国間の送電網強化の早期実現」及び「風力発電の産業化に資する人材育成や地元企業の人材確保に繋がる取組」など、本市地域エネルギー政策の推進に対する支援
 - ・港湾脱炭素化推進計画の実現に向けた各種取組への支援を要望するもの。
- イ 脱炭素社会実現に向けた水素拠点形成及びサプライチェーン構築の支援
これまで、「CO₂フリー水素製造・供給実証」など、全国に先駆けた水素プロジェクトを進めてきた響灘地区を中心とした水素拠点形成及びサプライチェーンの構築に関する財政的な支援を要望するもの。
- ウ 北九州港及び関門航路の整備推進
 - (ア) 北九州港の整備推進、支援
 - ・廃棄物海面処分場の整備に対する支援
 - ・新門司地区複合一貫輸送ターミナルの航路、泊地の整備推進
 - ・社会資本総合整備計画による実施事業に対する支援
 - ・西海岸地区岸壁の整備推進（老朽化対策及び耐震化）
 - ・港湾メンテナンス事業及び海岸メンテナンス事業の推進に対する支援
 - (イ) 関門航路の整備推進
 - ・航路水深14メートルに向けた整備推進を要望するもの。
- エ 北九州空港の機能強化・利用促進に向けた支援
 - (ア) 滑走路3,000メートル化をはじめとする物流拠点機能の向上に向けた協力
 - ・3,000メートル滑走路の早期供用の推進
 - ・貨物機用エプロンの拡充整備
 - ・新門司沖土砂処分場（3工区）の土地活用への配慮
 - ・航空機燃料の給油能力増強への支援

- (イ) 旅客、貨物の受入れ体制強化への支援
- (ウ) 国内航空貨物事業者への着陸料、航空機燃料税等の公租公課軽減の支援を要望するもの。

オ 下関北九州道路の早期実現

地域のニーズや喫緊の課題に的確に応えていくためには、関門橋や関門トンネルと一体となった環状道路網の形成による多重性・代替性の確保が必要不可欠なことから、下関北九州道路の整備促進に向けた財源の安定的な確保を要望するもの。(なお、日本共産党は要望しないこととされた。)

カ 首都圏に集中する企業等の地方移転の推進

地方創生の観点に加え、自然災害等による有事の際にも社会経済活動を維持し、国民生活が停滞しないよう、地方におけるバックアップ拠点の整備が求められていることから、企業及び政府関係機関の地方移転の推進を要望するもの。

キ 教職員のウェルビーイングの確保

- (ア) 公立中学校の少人数学級や特別支援教育の充実に繋げるよう、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)を改正すること

- (イ) 小学校における専科指導教員配置の充実

- (ウ) いじめ、不登校等の教育課題の克服に向けて、学校マネジメント体制を強化するための教職員配置に加えて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材等配置の一層の充実

- (エ) 教員給与の処遇改善に向けた財源の確保

- (オ) 正規採用教員の奨学金返還支援の実施を要望するもの。

ク いじめ・不登校等の課題への対応支援の強化

- (ア) 不登校児童生徒に対応する教職員配置について、必要かつ十分な制度構築や財政措置を講じること

- (イ) 学びの多様化学校の設置形態について、弾力的な運用のための基準の見直しを行うこと

- (ウ) 自治体が、多様な学びの機会の確保等を目指して取り組む事業に対し、支援員の配置や地域・大学との連携事業の実施等に係る財政措置を講じること

- (エ) いじめ重大事態の調査組織における委員選定が円滑に行えるよう、国が各職能団体に協力を要請すること

- (オ) いじめ重大事態の調査結果の公表範囲や時期について、国が詳細な基準を示すことを要望するもの。

ケ 物価高対策に要する財政措置等

- (ア) 全ての国民、事業者に影響を及ぼす電気・ガス料金等エネルギー価格の上昇への対策など、国全体の施策に関わるものは、国の責任において

適切に対応すること

(イ) 国庫補助負担金の対象事業については、その算定基礎において、今後も状況に応じ、時機を逃さず物価上昇分を反映すること

(ウ) 国の経済対策等に伴う地方公共団体の独自施策に対し、今後も引き続き、地方向けの交付金による財政支援を行う場合は、必要額の確実な措置を行うこと

を要望するもの。

コ 円滑な価格転嫁による取引適正化、賃上げに向けた環境整備の強化

原油価格の高騰や円安などによるエネルギー価格、原材料価格等の上昇が長期化していることを受け、パートナーシップ構築宣言のさらなる推進、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監督の徹底、労務費の適切な転嫁による賃上げの機運醸成など事業者に必要な支援の強化を要望するもの。

サ 水道事業の発展的広域化の推進

本市と連携市町の水道の基盤強化のため、現在は水道用水供給事業者の資本単価の要件等が厳しく、活用できない社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）を水道施設の共同利用による水道用水供給事業にも活用できるように、制度の創設や採択要件の緩和を要望するもの。

③党派別要望日程

党派	実施日	備考
自由民主党	11月20日(水)	戸町委員出席
公明党	11月14日(木)	成重委員出席
日本共産党	11月21日(木)	大石委員出席
立憲民主党	11月25日(月)	河田議員出席
日本維新の会	11月28日(木)	篠原委員出席 (Web開催)
国民民主党	11月15日(金)	
社会民主党	11月25日(月)	

《委員の主な意見》

- ・本要望にあるように、財源を含む地方への事務と権限の移譲がさらに進み、自治体が住民参加の下、さらに自主性を発揮できるよう努められたい。
- ・臨時財政対策債の廃止を引き続き求めるとともに、財政運営においては、自立した自主財源の確保に努められたい。
- ・国直轄事業負担金については、詳細な算定根拠の提示を国に要望し、適正に負担されたい。

○まとめ

真の分権型社会の実現には、国と地方の役割分担の抜本的な見直しとともに、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲による税源配分の是正など、地方税財源の拡充強化が必要である。

また、大都市においては、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、その実態に即応した税財政制度が確立されなければならない。

議会においても、引き続き、国に対する要望活動を行っていくことが求められている。

経済港湾委員会報告書

令和6年11月21日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

経済港湾委員会委員長 吉 田 幸 正

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 地域経済の活性化とにぎわいづくりについて

産業構造の転換や人口減少などの課題を抱える本市において、社会環境の変化に対応し、本市経済を継続的に成長させていくには、地域経済の活性化とにぎわいづくりが重要な役割を担っている。

経済成長に当たっては、行政だけではなく、経済界との強力な連携が必要であり、行政にはない視点、発想で意見を行うことが必要である。本委員会では、執行部と協力して地域経済の活性化とにぎわいづくりを推進していくため、本件について調査を行うこととした。

なお、観光にぎわい部に関する事件については、令和6年4月の組織改正により、教育文化委員会へ所管が移ったため、当該所管にかかる調査は終了した。

(2) 港湾機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について

北九州港は本州と九州の結節点に位置し、西日本地域の産業・経済を支える国際拠点港湾である。

近年、カーボンニュートラルの実現、デジタルトランスフォーメーションの進展など、港湾をめぐる社会経済情勢が大きく変化するとともに、本港においても様々な課題が顕在化している。

このような中、本市の物流拠点化を加速させていくには、風力発電関連産業の総合拠点化の推進や、基地港湾の整備など港湾機能を強化していくことが重要であるため、本件について調査を行うこととした。

(3) 公営競技における一般財源及び地域への貢献について

公営競技は、公益の増進、地方財政への貢献を目的に、法律によって特別に認められた収益事業であり、本市一般会計へ多額の繰り出しを行っている。

令和元年度末頃から電話投票を中心に発売額が拡大し、好調な経営を維持しており、子ども食堂や地域交流広場など、地域への貢献を強力に推進している。

本委員会では、本市公営競技が引き続き収益増を図り、一般会計への繰り出しを安定的に行うとともに、本市の豊かな社会づくりに貢献できるよう、本件について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 地域経済の活性化とにぎわいづくりについて

○令和5年4月20日 経済港湾委員会

観光振興プランに対するパブリックコメントの結果について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①改定の目的

- ・観光振興プランは、経済港湾委員会での3回にわたる報告、観光関連事業者などから成る検討会での4度にわたる議論を経て、コロナ収束後の観光振興の方向性や、令和2年に導入された宿泊税の用途の指針を示すため、令和4年度1年間をかけて改定作業を進めてきた。
- ・北九州市がこれまで育んできた魅力の一層の向上、マイクロツーリズム需要の取り込み、もう一か所、もう一泊を楽しむプラスワン観光の魅力の提供を基本目標として取り組んでいく。

②目指す姿・基本方針

- ・新たに設定した市民満足度については、昨年度の調査で65.7%の市民の方が魅力的な観光地であると答えているので、令和7年時点で約10ポイント増の75%を目標として設定している。
- ・プランの実現に向けた戦略として、戦略Ⅰ暮らす人、訪れる人がともに楽しめる観光資源の磨き上げ、戦略Ⅱファン・リピーターづくりのための戦略的なプロモーション、戦略Ⅲ訪れる人の満足度向上に向けた環境整備、戦略Ⅳ何度も訪れ、楽しんでもらうための持続可能な観光地づくり、の4つを戦略として掲げている。
- ・過去5年間で最も多くの観光客が訪れ、北九州市の観光の顔とも言える小倉都心部、皿倉・東田地区、門司港レトロ・和布刈地区の3地区を重点エリアと定め、リーディングプロジェクトとして、地区別のアクションプランも策定している。

《委員の主な意見》

- ・インバウンドへの戦略的対応については、空港を軸にした多角的な誘客プロモーションが必要である。海外の方たちの誘客につなげていくSNS対策に努められたい。
- ・観光地としての魅力向上のため、回遊性の向上に取り組むとともに、食の魅力の発掘や効果的なPRに努められたい。
- ・本市の主要観光施設にはタクシー乗り場がないため、所管局とも連携し、タクシー乗り場の設置について検討されたい。

- ・宿泊施設や、交通の利便性など産業経済局だけの話ではないので、各局がしっかり連携した取組に努められたい。

○令和5年7月20日 経済港湾委員会

(仮称)北九州市産業振興未来戦略の策定について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

- ・これまでと異なる新たな発想で時代の流れや世界の動きに合わせた産業政策を変革していくことが必要と考えており、その取組の指針として、北九州市の産業の未来のビジョンを示す新たな産業振興戦略を策定する。
- ・「客観的な指標やデータの分析」において、人口、市内総生産、産業動向、労働生産性などの産業振興に関する基礎データの分析を行い、北九州市の強みや弱みなど、産業の特性を明らかにする。
- ・また、次世代自動車、半導体、宇宙などの未来産業について、「市場の成長性」「市内企業、大学・研究機関、教育機関の集積の状況などを踏まえた北九州市との親和性」など、市の将来の成長につながると考えられる産業に関するポテンシャル調査を行う。
- ・「外部の有識者から専門的な知見に基づく意見の聴取」において、外部の有識者会議として、「北九州市未来産業創造会議」を立ち上げ、地元企業、成長分野の企業、経済・金融の専門家、商工会議所、スタートアップなど各分野の第一線で活躍する有識者から、専門的な知見に基づく意見を伺う。
- ・また、この会議の下に、「未来産業、誘致・物流、スタートアップ」など、4つのワーキンググループを設置し、より専門的な議論を行う。
- ・第1回目の未来産業創造会議を開催し、その後、11月初旬ごろに第2回会議、12月下旬ごろに第3回会議を開催し、戦略の素案を提示する予定である。
- ・その後、令和6年2月頃にパブリックコメントを実施し、市民や市内事業者からのご意見をいただき、最終的に令和6年3月頃に新たな産業振興戦略を策定する。

○令和5年8月17日 経済港湾委員会

令和4年度北九州市中小企業振興条例に基づく中小企業の振興に関する施策の実施状況について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①現状・課題について

- ・市内事業所の99%、従業員の約8割を占めている中小・小規模企業は、地域経済の要であり、雇用を支える重要な役割を担っている。一方で、人手不足や従業員等の高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化等、非常に厳しい状況にあるものと認識している。
- ・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減少、原油高・資材高等による資金繰りの悪化、従業員の雇用維持等への対応を喫緊の課題としている。

- ・また、従前からの課題で、労働生産性の向上、働き手の確保、さらに、事業承継等について、対応が必要となっている。加えて、持続可能な成長に向けた取組も課題となっている。

②主な施策

- ・新型コロナウイルス感染症に関する事業者総合相談窓口運営事業では、市内3か所に事業者向け相談窓口を設置し、資金繰りや雇用調整助成金等の活用を支援した。
- ・商店街等が自主的に取り組む商店街プレミアム付商品券発行支援事業を実施した。
- ・生産性向上に関する支援について、償却資産に係る固定資産税を減免し、生産性向上に取り組む中小企業を支援する先端設備等導入計画（固定資産税ゼロ特例事業）の認定、DXに向けた取組に補助する中小企業のDX推進支援事業を実施した。
- ・人材確保に関する支援として、中小企業団体が実施する、学生等に向けた現場見学会や体験実習、勉強会等の事業に助成する中小企業人材確保支援助成金、女性専用設備や暑さ対策設備の設置等、職場環境の改善に取り組む製造業・建設業者に助成するものづくり中小企業職場環境改善支援助成金等を実施した。
- ・中小企業の事業承継に関する支援で、啓発セミナーの開催や相談対応、計画作成への助成など円滑な事業承継を総合的に支援する雇用を守る事業承継・引継ぎ支援事業を実施した。
- ・受注拡大・販路開拓に関する支援で、本市発の新商品を認定し、販路拡大を支援する北九州発！新商品創出事業、新製品や新技術の販路開拓を目的として、大都市圏で開催される大規模展示会への出展を支援する大規模展示会等出展支援助成金等を実施した。
- ・商業・サービス業に関する支援で、市内商店街の活性化を目的として、出店事業者に、賃借料又は改装費を補助する商店街の空き店舗への出店支援等を実施した。
- ・創業に関する支援として、創業全般に関する相談窓口を設置し、他の関係機関とも連携した創業支援を行う北九州テレワークセンター管理運営事業等を実施した。
- ・中小企業に関する施策等情報の発信について、北九州市中小企業支援ガイドブックや毎月発行の広報誌ネットワーク北九州、メルマガ等により、中小企業振興施策に係る情報発信を行った。
- ・経営に関する支援として、中小企業支援センターにおいて、経営相談や専門家派遣等を行う中小企業支援センター特定支援事業、巡回専門相談員が、市内の中小企業を訪問し、受発注のマッチング等を行う巡回指導及びマッチングコーディネート事業、市内中小企業の実態やニーズ把握、各種施策情報の提供を目的として、市内約27,000社へのアンケート調査や相談員による訪問活動を行う頑張る中小企業応援！経営力強化リサーチ・相談サポ

ート事業等を実施した。

- ・市内中小企業団体からの要望活動や、中小企業団体、支援機関、大学等で構成する意見交換会の開催等により、中小企業の実態の把握と意見の反映に努めた。

《委員の主な意見》

- ・中小企業で働く人たちが、しっかりと北九州市において生活を維持できるよう、M&Aや規模の問題も含めて、様々な工夫を検討されたい。
- ・中小企業の資金繰りの対応について、市として独自の調査を行うとともに、様々な制度の周知し、対策に努められたい。
- ・他都市の事例を研究し、中小企業の人材確保に向けて、アドバイスする取組を検討されたい。

○令和5年10月2日 経済港湾委員会

令和4年次 北九州市観光動態調査について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

- ・観光客数(延べ人数)は、コロナ前(令和元年次)の約7割に戻っており、市内の観光事業者にとって厳しい経営環境は続いているが、ウィズコロナの新たな観光需要を取り込みながら、少しずつ観光客は戻ってきているというのが令和4年次の状況だと考えている。
- ・国などによる需要喚起策に加え、本市独自の施策により、マイクロツーリズム(近隣観光)を中心に、需要の掘り起こしを行った結果、観光客数(実人数)の増加に繋がった。
- ・令和4年次の観光消費額は、827億3千万円で、107.6%の増加となっている。増加の主な要因は、観光客実人数の増加に加え、一人あたりの観光消費額の単価が、令和3年に比べ宿泊で約4,700円、日帰りで約1,400円増加したことによるもの。
- ・本市を訪れた外国人観光客数は3万6千人で、対前年比260.0%の増加となっている。今回の増加は、令和4年10月以降の(1日あたり入国者数の上限撤廃など)水際対策の緩和によるもので、その流れは引き続き続いている。
- ・令和4年次の産業観光客数は19万7千人で、対前年比で77.5%増になっており、新型コロナウイルス感染拡大で受け入れを中止していた企業が少しずつ受け入れを再開している状況である。
- ・令和4年次の修学旅行生数は、7万8千人で、対前年比で59.2%増加となっている。スペースLABO、KGG(北九州グローバルゲートウェイ)などが調査対象施設となったことが、増加の主な要因であるが、調査対象施設の増加分を除いても、いのちのたび博物館、門司港レトロ地区などが増加している。
- ・地区別観光客数について、ジ・アウトレット北九州の開業に伴い、八幡東田地区の構成比が令和3年次の3%から令和4年次は11.4%に増加している。

その他の地区は、令和3年次と大きく変わっていない。

- ・令和2年以降、観光業界は非常に苦しい状況が続いているが、今後とも国内外の観光動向や、国などの需要喚起策の動きなどを注視しながら、観光需要を確実に取り込むべく、効果的な観光施策を展開してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・夜間の観光消費額を増やすため、食の魅力や若者・女性等にターゲットを絞った情報発信に取り組まれない。
- ・市内でも地区によりそれぞれ特色があるため、戦略を組む際は、その特色を考慮して取り組まれない。
- ・修学旅行の宿泊を増やすため、受入れ施設の充実とともに、しっかりとPRに努められたい。
- ・和布刈地区は観光に最適なため、現状を破壊しないように開発に取り組まれない。
- ・外国人観光客誘致のため、夜景を見た後に楽しめるように民間事業者等と連携されたい。

○令和5年11月9日 経済港湾委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月15日～17日 行政視察（仙台市）

仙台市では、地域経済を持続的に発展させることを目的に、「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略2024」を策定し、コロナ禍後の交流人口の早期回復とさらなる拡大、交流人口ビジネスの活性化を図る取組を進めている。

仙台市役所において、文化観光局観光課及び誘客戦略推進課から、仙台市交流人口ビジネス活性化戦略に基づく観光戦略等について説明を受けた。

○令和5年12月14日 経済港湾委員会

令和5年11月15日から17日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・東北絆まつりは、6市で開催地を輪番制にしており、経済効果が高くそれぞれの町が満足しているという話があった。わっしょい百万夏まつりなど本市の祭りについても、東北絆まつりの方法で参考となるものがあれば取り組んではどうかと感じた。
- ・旅行の消費額をいかに大きくするかという点で、ロングステイやリピーターの増加に取り組んでいた。4回以上のリピーターは消費額が高くなることで、本市においてもいかにリピーターを増やしていくかという点で努力が必要であると思った。

- ・宮城県よりも仙台市として認知されており、観光やマンガなど様々な形で連携しながら、うまくイメージ戦略が進んでいると感じた。本市でも、公営競技や洋上風力などについて、イメージ戦略として連携しながら総合的に取り組んでいただきたい。
- ・アニメについては、本市では文化企画が担当しているが、産業や観光とかなりリンクしているところがあるため、観光課と文化企画課との連携をお願いしたい。

○令和6年2月8日 経済港湾委員会

(仮称)北九州市産業振興未来戦略の素案について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①戦略の位置づけ

- ・人口、市内総生産、産業動向、労働生産性などの産業振興に関するデータの分析、未来産業に関するポテンシャル調査、3回にわたる北九州市未来産業創造会議やその下の中小企業振興など、5つのワーキンググループでの外部有識者による専門的な議論等を踏まえ、北九州市産業振興未来戦略の素案を策定した。
- ・今後のまちづくりの方向性を示す新たなビジョンでは、経済成長を最優先課題に位置付けており、10年以内に市内総生産額「4兆円」を目指すこととしている。
- ・本戦略は、稼げるまち実現に向けた具体的な指針であるとともに、新たなビジョンの分野別計画という位置づけになり、計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間としている。

②戦略策定の背景

- ・本戦略を策定するにあたり、人口、市内総生産、産業動向、労働生産性などの産業振興に関する詳細なデータ分析を行った。
- ・北九州市は、地理的に優位な“アジアの玄関口”に位置し、豊富なポテンシャルを有しており、これらをいかに開花させるかという視点を重視した。
- ・行政だけでは得られない民間ならではの視点、新しいアイデアを取り入れることを目的に、7月、11月、12月の3回にわたって、北九州市未来産業創造会議を開催した。
- ・北九州市未来産業創造会議の下に、中小企業振興など5つのWGを各2回程度開催し、各分野における専門的な知見や経験を有する方々約60名から、産業の未来を考える上でのキーワードを数多くいただき、これを集約したものを資料に記載した。

③戦略で目指す姿と方策

- ・本市の経済・産業の現状、経済社会の潮流、本市のポテンシャル、北九州市未来産業創造会議での議論を踏まえ、本市の経済を再起動させ、未来に向けて成長させていくためには、3つの重要な鍵があると考えた。
 - ア 地域経済の要である中小企業が、ビジネスモデルの変革等により高付

加価値化を進め、稼ぐ力を高めること。

イ 将来の成長を牽引する成長産業の創出を図り、産業の裾野を広げること。

ウ 北九州市が培ってきた豊富なポテンシャルを民主導で最大活用すること。

3つの視点により、経済全体のパイを拡大させていくことが重要と考え、これらを産業振興未来戦略における大きな方向性を示す3つの戦略として定めた。また、この3つの重要な戦略を実現していくためには、これらを支える具体的な手段が必要であり、産業基盤のポテンシャル開花など、6つの横断的な方策を掲げた。

- ・まちづくりの方向性を示す新たなビジョン（基本構想・基本計画）において、目指す都市像として、『つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市』を掲げている。
- ・産業振興の観点から捉えると、公害を克服して環境先進都市として新たな魅力を創出してきた「グリーン」の力と、ものづくり企業が集積して産業都市として発展してきた「テクノロジー」の力を掛け合わせて、世界を先導していくことが目指すべき方向性と考え、『世界を先導する「グリーン×テック シティ Kitakyushu」～課題解決先進都市への挑戦～』を、本戦略のスローガンとした。

④戦略の目標

- ・本戦略の着実な推進を図るため、新たなビジョン（基本構想・基本計画）で掲げた、市内総生産額4兆円の達成を最上位目標に位置付け、その実現のために、6つの横断的な方策に沿って、「企業誘致件数」や「再生可能エネルギー導入量」、「労働生産性」、「観光消費額・宿泊客数」など12項目の検証指標(ダッシュボード)を設定した。
- ・本戦略の実効性を高め、稼げるまちの実現を目指すため、産学官金が一体となって、街ぐるみで推進する「(仮称)北九州市産業共創プラットフォーム」を設置する。産学官金連携・協力のもと、戦略に掲げた各種施策の着実な実行を図ってまいらる。

《委員の主な意見》

- ・今まで本市を支えてきたレガシー産業に、生産性向上の促進に向けた手厚い施策の実施に取り組まれない。
- ・市内総生産4兆円の目標達成に向け、地域未来投資促進法なども活用し、議会とともに力を合わせて取り組まれない。
- ・門司港レトロ地区について、夜間観光に来た方々に快適に過ごしていただくため、駐車場やトイレの整備に取り組まれない。
- ・外食産業の農園経営など相乗効果を生み出す業種による農林水産業への参入促進について、家族経営されている農家を圧迫しないようバランスを取りながら、官民連携に取り組まれない。

- ・鉄鋼が衰退し中小企業が取り残され、労働条件も非常に低い状況で、地元の理工系人材が本市で就職するためにも、中核企業や中小企業の育成に努められたい。
- ・企業等が福岡市に流れてしまわないよう、若者の意見を形にして、本市の魅力をSNSで発信するよう取り組まれたい。
- ・歴史ある産業構造を持っている本市において、市内企業が市外企業に買収されないよう、事業承継と中小企業の支援に努められたい。

○令和6年3月21日 経済港湾委員会

北九州市産業振興未来戦略の最終案について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①市民意見募集結果

- ・本年2月9日から2月29日までの期間、市民意見募集を行い、市HP、市政だより、関係機関のメールマガジン等、各種広報媒体を使い、市民や関係団体への周知を行った。
- ・その結果、22人・団体の方から、合計70件の意見提出があり、内訳については、持参等が10人・団体、電子メールが12人・団体となっている。

②北九州市産業振興未来戦略（最終案）について

- ・第5章までの本文のあとに、本戦略を策定するにあたって行った詳細なデータ分析の結果や、本文に登場する分かりやすい説明が必要な用語を「関連データ集」「関連用語集」として整理した。
- ・最終案をもとに、今年度中に成案を策定し、令和6年度より、産業振興未来戦略に基づく取組をスタートさせたい。

《委員の主な意見》

- ・市内総生産4兆円を達成するため、港湾空港局と連携して、戦略に基づく取組に努められたい。
- ・eスポーツについて、競技振興のため、サブカルチャーの一つに分類せずに、別のジャンルになるよう検討されたい。
- ・学生の意識調査について、地元就職率の向上のため、必要な情報が拾える調査方法を検討されたい。

続いて、北九州市インバウンド誘致アクションプラン案について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①アクションプランの位置づけ

- ・令和5年4月に策定した「北九州市観光振興プラン」のインバウンド戦略の取組について具体的に示すもので、インバウンドに関するプランの策定は、初めてである。
- ・現状分析、北九州市の課題抽出やポテンシャル調査、庁内11課で構成する

庁内プロジェクト会議及び観光業界に精通した外部の有識者や学識経験者、外国人等で構成するアドバイザー会議での議論のほか、海外のSNS分析、外国人旅行者へのアンケート調査、若手在住外国人による座談会での意見等を踏まえ、「北九州市インバウンド誘致アクションプラン案」を策定した。取組期間は、令和6年度から9年度までの4年間としている。

②現状と課題

- ・全国的にコロナ後の外国人旅行者数は急速に回復している。九州への入国者の割合はアジア圏が9割超、全国的には欧米豪が2割弱である。九州への入国者の約9割が福岡空港から入国している。
- ・国は、都市部等へ集中している外国人旅行者を、地方へ分散させる動きがある。オンラインによる旅行予約やキャッシュレス決済が普及するなど、観光分野におけるデジタル化が推進されている。モノ消費からコト消費、団体旅行から個人旅行など、ニーズ・志向が多様化している。
- ・北九州市の現状については、外国人宿泊者数は、全国に比べて回復が遅れている。九州観光を目的としたアジア圏からの訪問が約98%を占めており、欧米豪の旅行者が少ない。福岡空港から入国した外国人旅行者のうち、北九州市への訪問は約2割である（2023年アンケート調査）。九州から入国した外国人旅行者のうち、北九州市への訪問は約1割である（2018年時点）。

③北九州市のポテンシャル

- ・北九州市は、歴史、文化、自然、食などの観光コンテンツが揃っているというポテンシャルがあるにも関わらず、課題がある。外国人に対して北九州市の魅力が届いておらず、注目が集まっていない。外国人に刺さるコンテンツとして開花できていない。多くの観光スポットが市内に点在しており、回遊性が低い。九州の一角を成す観光都市となっていない。
- ・北九州市は、4つのポテンシャルを有しており、これをいかに開花させるかという視点を重視した。交通の結節点という立地の優位性や、北九州市全域に広がるリソースなど「場」のポテンシャル。城や祭り、文化・学習施設の充実など、培われた歴史・文化の強みである「文化」のポテンシャル。人情味あふれる市民との触れ合いや、寿司などの食文化など、人々の暮らしに根差した日常や食の魅力である「人」のポテンシャル。フィルムコミッション、国際スポーツ大会の誘致などの海外とのコネクションや、広域連携の推進など、「つながり」のポテンシャル。

④目指す姿と4つの視点

- ・4つのポテンシャルを踏まえ、課題を解決し、インバウンドで稼げるまちを実現させるため、4つの視点に整理した。認知度を向上させるため、北九州市の魅力をしっかりと届ける。外国人旅行者のニーズ・志向に合わせて観光資源を発掘し磨き上げる。市内に点在する観光スポットの回遊性向上を図るため「線」でつなぐ。周辺都市などと広域で連携して「面」で売り込む。

⑤4つの視点と8つの方策と17のアクション

- ・整理した4つの視点を基に、それを実現するための8つの方策と17のアクションを定めた。
- ・17のアクションの中には、福岡空港等からの外国人旅行者の誘致、データに基づいたターゲットの設定、NEWツーリズムなど外国人目線に立ったコンテンツの発掘・磨き上げ、民間事業者と一体となったおもてなしの強化など、これまでにない新たな取組を盛り込んでいる。

⑥目標値と推進体制

- ・このアクションプランの着実な推進を図るため、外国人観光消費額400億円以上、外国人日帰り観光客数40万人以上、外国人宿泊客数30万人以上の目標を設定した。
- ・推進体制としては、観光振興団体、民間事業者、市民及び北九州市などが連携することはもとより、それぞれの役割を果たしながら、まちぐるみでインバウンド観光の振興に取り組んでまいり。
- ・庁内プロジェクト会議と外部委員で構成するアドバイザー会議によって、進捗管理を行ってまいり。

《委員の主な意見》

- ・北九州市の魅力を発信し、空港の路線誘致など港湾空港局とも連携して、インバウンドのみではなく、国内客の誘客に向けた取組にも努められたい。
- ・福岡空港から入国した観光客が本市を訪れやすくするため、小倉～博多間の新幹線をフリーパスにするなど、交通事業者と協議されたい。
- ・観光客誘致のため、ウエルカムキャンペーンの利用額と、それに対する波及効果の綿密な分析を実施されたい。
- ・本市の魅力向上のため、各区の特色が線でつながるような取組に努められたい。
- ・本市は観光スポットが広範囲に点在しているため、回遊性の向上に努めるとともに、観光客の目線に立ったコンテンツの造成に取り組まれたい。
- ・門司港レトロ地区はホテルが不足しており、インバウンドの滞留性を高めるため、客室数の拡大に努められたい。

○令和6年4月18日 経済港湾委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年5月14日～16日 行政視察（浜松市、東京都大田区、千葉県）

①ものづくり企業と融合したスタートアップ支援の取組（浜松市）

浜松市は、外部のスタートアップ誘致や地域内スタートアップの支援に取り組むとともに、市内に多数立地しているものづくり産業とのオープンイノベーションを推進することで、新たな製品・技術・産業を創出している。

浜松市において、産業部スタートアップ推進課から、ものづくり企業と融合したスタートアップ支援に関する取組の説明を受けた。

②物流拠点化の取組（東京都大田区）

ヤマトグループが提供する物流サービスに、修理・組み立て、洗浄、3Dプリントなど様々なサービスを組み合わせ、新たな付加価値を提供する国内最大級の物流施設「羽田クロノゲート」を視察し、ヤマトグループから取組等について説明を受けた。

また、自律走行バスが運行するなどの先端モビリティや健康医療、ロボティクスなど多くの特徴的な機能を内包した、未来志向の新たな体験や価値に出会える大規模複合施設「羽田イノベーションシティ」を視察した。

③地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び企業誘致の取組（千葉県）

千葉県では、地域未来投資促進法を弾力的に活用し、成田空港周辺の9市町村を「成田新産業特別促進区域」として、農地の物流関連用地への転用などにより、物流拠点化を促進している。

千葉県において、成田空港政策課、企業立地課及び経済政策課から、千葉県における地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び企業誘致に関する取組について説明を受けた。

○令和6年5月24日 経済港湾委員会

令和6年5月14日から16日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①ものづくり企業と融合したスタートアップ支援の取組（浜松市）

- ・今後市内企業等の課題抽出に際し、各委員も日頃から地域や企業の課題に向きあっているため、事業スキームができあがったらぜひ共有いただきたい。
- ・浜松市のスタートアップ企業の支援については、1年だけの支援では短く、その後の伴走も必要であると感じた。
- ・市内企業の課題解決に向けたスタートアップの掛け合わせについて、マッチングが大事であり、それに向けていかに周知していくかも重要である。

②物流拠点化の取組（東京都大田区）

- ・荷物はなるべく動かさない方にメリットがあるので、首都圏に利点がある。改めて北九州市の強みを考え直さないといけないと感じた。
- ・本市において、食品の加工も含めた農水産物をアジアと結ぶ仕組みを検討されたい。
- ・本市には農産品や魚もあり、首都圏に比べて土地代も安いというメリットがあるので、企業誘致につながるよう取り組まれない。

③地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び企業誘致の取組（千葉県）

- ・基本的には民間事業者の取組ではあるが、本市は産業用地が足りていない

こともあり、農地の代替地を紹介するなど、行政としてできることを検討されたい。

- ・地域未来投資促進法は本市にとって非常に有効な法律であり、農業用地の荒廃等も考えられるので、積極的に取り組まれたい。
- ・農地は放っておくと相続等で地権者が不明確になるため、土地を次の世代にどのようにつなげていくかが大事である。

○令和6年7月16日 経済港湾委員会

企業誘致の取組について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①地域未来投資促進法の活用について

- ・地域未来投資促進法による民間開発の募集を開始し、原則、開発が抑制される市街化調整区域においても、開発が可能となり、また、原則、農地からの転用が認められない農用地区域や第一種農地について、転用が可能となる。
- ・今回募集する民間開発のエリアは、高速道路インターチェンジ及び港湾施設から概ね3km圏内とし、門司、小倉南、響灘、八幡インターチェンジの4つのエリアとなる。
- ・募集する民間開発の条件については、開発規模、5ha以上（データセンターについては10ha以上）、開発の対象となる業種は、自動車、半導体、宇宙ビジネス、ロボット関連産業等の成長ものづくり分野、物流関連分野、データセンター
- ・目標数値としては、この制度の活用により、令和10年度末までの5年間で20ヘクタールの産業用地の創出を目指す。

②企業立地促進補助金の上限額引き上げについて

- ・設備投資を検討する企業にとって、建築資材や人件費の高騰が大きな懸念事項となっており、福岡県も今年の4月に企業立地に係る補助金の拡充を行ったことから、北九州市も、福岡県と同額程度に上限額を引き上げることとした。設備投資額1,000億円未満の場合、最大30億円、設備投資額1,000億円以上の場合、最大50億円。
- ・半導体・次世代自動車等の北九州市の未来を担う産業分野のうち、北九州市の産業構造にインパクトを与える投資案件で投資額が200億円程度以上のものについて、適用の対象とする。

③半導体サプライチェーン構築事業補助金の新設について

- ・北九州市への荷の流れを作り出すため、半導体サプライチェーン構築事業補助金を新設する。本市の「陸・海・空」の充実した物流インフラを活かした荷の流れを構築し、先進的大型物流施設の立地実現につなげてまいる。

④北九州市企業誘致フォーラム in 東京2024、IT Scrum Kita Qについて

- ・東京でも北九州市のポテンシャルをしっかりと発信するため、昨年につき、

- 北九州市企業誘致フォーラム in 東京を開催する。
- ・進出企業からの要望が多かった、テーマと人数を絞り込んだ、密度の濃い交流会「Scrumサロン」を年4回程度開催し、ビジネスの可能性を深掘りできる場を提供する。
 - ・進出企業や地元北九州市のものづくり企業、教育機関、金融機関などの産学官の全会員が一堂に会し、オール北九州で交流する「IT Scrum KitaQ Meetup 2024」を開催し、新たなビジネスの創出や人材採用の活性化を図る。

《委員の主な意見》

- ・地域未来投資促進法の活用における土地利用について、当初計画から逸脱した土地利用になることがないように、進捗管理に留意されたい。
- ・地域未来投資促進法の活用における農地の調整について、民間業者だけでは限界があるので、情報収集に努め、行政が協力できる方法を検討するとともに、早期に成功事例が出せるよう取り組まれない。
- ・農家への周知については、インターネットを介した情報提供では効果が低いので、農林課と協力して効果的な情報発信に努められたい。
- ・北九州市企業誘致フォーラム in 東京について、広報の仕方など最善かどうかを常に検討し、費用対効果を高められたい。

○令和6年8月1日 経済港湾委員会

令和5年度北九州市中小企業振興条例に基づく中小企業の振興に関する施策の実施状況について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①現状・課題について

- ・市内企業の99.8%、従業者数の約8割を占めている中小・小規模企業者は、地域経済の要であり、雇用を支える重要な役割を担っており、人手不足や従業員等の高齢化、新型コロナウイルス感染症および原油高・資材高等の影響による事業環境の変化等、非常に厳しい状況にある。
- ・令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減少、エネルギーや資材価格の高騰によるコストアップ、雇用の維持・確保等の諸課題への対応が求められ、このような諸課題に対し、中小企業が持続的な発展・成長を目指すことができるよう、厳しい経営環境を克服するための「資金繰り支援」、「成長分野等への挑戦に向けた投資促進」、「創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進」、「生産性向上に向けた伴走支援」、「人材確保支援」等に取り組む必要がある。

②主な施策

- ・新型コロナウイルス対策及び物価高騰等に関する支援について、原油高・資材高、コロナ禍等に対する事業者総合相談窓口運営事業では、事業者向け相談窓口を設置した。中小企業制度融資のコロナ対応融資について、保

証料を市が全額負担することにより、市内企業の円滑な資金繰り支援した。商店街等が自主的に取り組む商店街プレミアム付商品券発行支援事業を実施した。物価高騰の影響により、厳しい経営環境が続く中、次なる成長を目指し、企業変革に向けて一步を踏み出す中小企業等の前向きな取組を支援する企業変革チャレンジ補助金を実施した。

- ・生産性向上に関する支援について、償却資産に係る固定資産税を減免し、生産性向上に取り組む中小企業を支援する先端設備等導入計画（固定資産税特例制度）を認定した。DXに向けた取組経費の一部を補助する中小企業のDX推進支援事業を実施した。国の業務改善助成金を受けた事業場に対し、上乘せ補助を行う生産性向上・賃金引上げ応援事業を実施した。
- ・人材確保に関する支援として、市内の中小製造業・建設業が行う、女性専用設備の設置や、女性・高齢者の作業をアシストする機器導入、暑さ対策設備の設置・機器購入等に必要な経費の一部を助成するものづくり中小企業職場環境改善支援助成金を実施した。
- ・中小企業の事業承継に関する支援として、啓発セミナーの開催や専門相談員による指導助言、事業承継の具体的な取組に要する経費の一部助成など、円滑な事業承継に向けた総合的な支援を行った。
- ・受注拡大・販路開拓に関する支援について、本市発の新商品を認定し、販路拡大を支援する北九州発！新商品創出事業を実施した。新製品や新技術の販路開拓を目的として、大都市圏で開催される大規模展示会や見本市への出展を支援する大規模展示会等出展支援助成金を実施した。市内中小企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、海外での市場調査、見本市出展などに対し、その経費の一部を助成する中小企業海外展開支援助成金を実施した。
- ・商業・サービス業に関する支援として、市内商店街の活性化を目的として、出店事業者に、賃借料又は改装費を補助する商店街の空き店舗への出店支援を実施した。
- ・創業に関する支援として、創業全般に関する相談窓口を設置し、他の関係機関とも連携した創業支援を行う北九州テレワークセンター管理運営事業を実施した。
- ・経営に関する支援として、中小企業支援センターにおいて、経営相談や専門家派遣等を行う中小企業支援センター特定支援事業を実施した。巡回相談員が、市内の中小企業を訪問し、受発注のマッチング等を行う巡回指導及びマッチングコーディネート事業を実施した。市内の中小・小規模企業者が抱える経営課題の抽出や分析、経営計画・資金繰り計画の策定支援のために専門家を派遣する経営力強化サポート事業を実施した。
- ・中小企業に関する施策等情報の発信について、北九州市中小企業支援ガイドブックや毎月発行の広報誌ネットワーク北九州、関係機関と連携したメールマガジン等により、中小企業振興施策に係る情報発信を行った。市内中小企業団体からの要望活動や、中小企業団体、支援機関、大学等で構成

する意見交換会の開催等により、中小企業の実態の把握と意見の反映に努めた。

《委員の主な意見》

- ・中小企業を取り巻く環境は相当に厳しい状況にあるため、支援に当たっては、親身になって相談に乗るよう努められたい。
- ・商店街プレミアム付商品券発行支援事業については、発行額や参加団体も多く、商店街の活性化のため、継続して取り組むとともに、広報を工夫し新規顧客の獲得に努められたい。
- ・若者ワークプラザや、ウーマンワークカフェ北九州などでの就労支援について、事業効果を正確に把握するため、アンケートの実施などを検討されたい。

○令和6年10月17日 経済港湾委員会

ベンチャー・スタートアップ企業の支援状況と成果について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①国の動向

- ・スタートアップを創出していくため、2022年に、岸田総理が「スタートアップ創出元年」を宣言し、今後5年間の官民によるスタートアップ集中支援の全体像を取りまとめ、「スタートアップ育成5か年計画」を策定した。
- ・計画では、スタートアップへの投資額を、2022年度の8,000億円規模から、5年後の2027年度に10兆円規模まで、約10倍に増加させることを目標に掲げ、人材・ネットワークの構築、ベンチャーキャピタルなどからの資金供給の強化、株式上場や事業売却といった出口戦略の多様化、大企業とスタートアップとのオープンイノベーションの推進に取り組むこととしている。

②北九州市産業振興未来戦略における位置づけ・取組

- ・本年3月に策定した北九州市産業振興未来戦略では、国の動向も踏まえながら、市内スタートアップの創出や、資金支援、伴走支援といった成長支援の強化、市内企業とスタートアップとの掛け合わせによるイノベーション創出やレガシー産業の生産性向上の促進などに取り組んでまいり。
- ・これらの取組を加速させるため、多様化、複雑化する行政、地域課題や、大企業、中小企業が抱える課題を集約化、見える化、共有化する「イノベーション共創プラットフォーム」を構築し、スタートアップが有する新しい技術や斬新なアイデアとのマッチングを推進することで、課題解決先進都市を目指すこととしている。
- ・北九州市は、令和2年に、内閣府から、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援を実施することで、世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成を目指す「スタートアップ・エコシステム推進拠点都市」に選定された。

③北九州市のスタートアップ支援【推進体制】

- ・スタートアップ・エコシステム推進拠点都市において、北九州市が目指す将来像は、強みである環境・ロボットやDX分野を核にテック系エコシステム拠点都市の形成を目指すこととしており、この将来像の実現のため、「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」を設置し、現在、様々な業界から62団体が加入している。

④「新興・スタートアップ企業」の出現率が全国トップに

- ・本年6月に、帝国データバンクが発表した『全国「新興・スタートアップ企業」の動向調査』における、「新興・スタートアップ企業」の出現率で、小倉北区及び小倉南区が11.0%で同率1位、八幡西区が8.9%で4位となった。

⑤KPIについて

- ・令和2年に「スタートアップ・エコシステム推進拠点都市」に選定された際に設定したKPIは以下の通りである。
 - ア スタートアップの創出は、目標100社に対し、現在85社
 - イ ユニコーン企業の創出は、目標1社に対し、現在0社
 - ウ スタートアップビザの活用は、目標20件に対し、現在5件
- ・本年3月に策定した「北九州市産業振興未来戦略」で設定したKPIは以下の通りであり、今年度から集計を開始する。
 - ア スタートアップのイグジット件数が3件
 - イ スタートアップの資金調達額が100億円
 - ウ スタートアップの誘致件数が50社

《委員の主な意見》

- ・国のスタートアップへの投資額を2027年度に10兆円規模に増加させる国の「スタートアップ育成5か年計画」の趣旨に鑑み、雇用創出等も含めて、スタートアップの推進に取り組まれない。
- ・都市間競争でもあるので、スタートアップ都市推進協議会等を活用し、バランスを取りながらうまく都市間で連携することも検討されたい。
- ・小倉北区と小倉南区が「新興・スタートアップ企業」の出現率で全国1位になったことをしっかりとPRするとともに、補助金等の情報をまとめて周知できる方法を検討されたい。
- ・課題解決先進都市の実現に向けて、現在抱えている行政課題を抽出することが大変重要であり、今後スタートアップの支援は、地方都市においても重要な役割を担うので、しっかり応援していきたい。

○令和6年11月7日 経済港湾委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

北九州市においては、地域経済の活性化に向けた取組を推進するに当たり、人口減少による需要の減少、労働力不足の深刻化、デジタルテクノロジーの急速な発展など、様々な課題を抱えている。このような社会環境の変化に対応し、本市の持つポテンシャルを引き出すためには、本市の地域経済の要である中小企業の強化が重要である。

中小企業は、地域の雇用の受け皿であり、地域経済活動の中核としての役割を担っている。中小企業が将来にわたって利益を維持するためには、後継者の育成・確保や経営資源の引き継ぎなど、事業承継やM&Aをはじめ様々な支援を検討する必要がある。

本委員会では、本市と同様にもものづくり企業の集積地である浜松市を視察し、スタートアップ支援の取組も調査した。本市においても、引き続き中小企業とスタートアップ企業とのマッチングに取り組み、中小企業の生産性向上に繋がりたい。

また、企業誘致における地域未来投資促進法は、本市にとって非常に有効な法律である。事業の進捗に当たり、農地転用などを行う際は、民間に完全に任せるのではなく、行政が積極的に関わり、農地の代替地確保などの調整に努める必要がある。一方で、農業の継続も非常に重要な施策であるため、周辺環境への配慮などバランスを取りながら事業を推進されたい。

地域経済の活性化に向け、本市が有する、陸・海・空の充実した物流インフラ、ものづくり企業や環境産業の集積などの優位性を活用し、経済界と連携しながら、企業支援メニューの周知や、実績の広報を徹底するとともに、経済成長に資する施策の推進に取り組みされたい。

(2) 港湾機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について

○令和5年5月18日 経済港湾委員会

北九州港の現状と課題について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

- ・陸域となる臨港地区が全国2位、水域となる港湾区域が全国4位と有数の広さであり、また、アジアに近い地理的優位性があることに加え、交通の結節点であること、ものづくり産業が多く集積していることが特徴として挙げられる。
- ・北九州港には、太刀浦とひびきの東西二つのコンテナターミナルをはじめ、田野浦のROROターミナル、新門司と小倉のフェリーターミナルなどが整備されており、その他、市内各所に、在来船が利用する岸壁がある。
- ・港湾施設は、船舶が通航する航路や泊地、岸壁や荷さばき地、荷役機械等の施設に加え、緑地等から構成され、施設数は、約1,500箇所ある。
- ・北九州港全体で取り扱われる海上出入貨物量は、大港湾の証ともいわれている1億トンを超えている。輸送手段別の内訳は、コンテナ船が7%、コンテナを使用せず直接船舶に貨物を積む在来船が39%、貨物を積んだトラックや

- シャーシ（荷台）ごと輸送するフェリー・RORO船が54%となっている。
- ・他港と比較しても、コンテナ船の比率が低く、在来船やフェリー・RORO船の貨物量が多いことが特徴であり、全国ランキングは、海上出入貨物量が全国5位となっている。
 - ・定期コンテナ航路について、令和5年5月1日現在、アジア方面を中心に34航路月間150便の国際コンテナ航路が就航しており、神戸港に接続する内航コンテナ航路も多数就航している。令和4年11月には、ひびきと秋田・新潟・富山とを結ぶ日本海航路も就航した。特徴としては、アジアの港と多頻度で結んでいることで、輸送の迅速性や利便性がある。
 - ・長距離フェリー発祥の地である北九州港は、新門司からは、関西（大阪・神戸）に1日4便、関東（東京・横須賀）に1日2便が発着しており、小倉からは、四国・松山との間に1日1便が就航している。新門司発着フェリーは、平成27年から令和4年にかけて、船が更新され、大型化しており、輸送量が更新前と比較して25%向上しており、令和3年7月に就航した横須賀と新門司を結ぶ東京九州フェリーは、21時間で両港間を結ぶため、宅配便等の利用も可能となった。
 - ・RORO航路について、新門司から名古屋方面に週7便あるほか、ひびきと沖縄を結ぶ航路も、週3便ある。
 - ・港湾空港局が保有する臨海部産業用地について、新門司地区では、令和2年度から4年度にかけて、物流企業などに計5件の分譲を行い、分譲又は貸付による土地の利用率は98.6%となっている。
 - ・新門司地区の市有地は、手続き中を含めれば既に完売状態であり、企業の土地需要に応えられる用地がない。
 - ・響灘地区においては、令和2年度から4年度にかけて、製造業や倉庫業などに計3件の分譲を行い、分譲及び貸付による土地の利用率は99.8%となっており、新門司と同様に、市有地はほぼ完売の状態である。
 - ・響灘地区においては、企業と土地需要に応える用地を確保するために、未利用国有地の有効活用を行う。産業経済局とも連携しながら、企業立地を促すことで、北九州港の利活用の促進や貨物量の増加に貢献したいと考えている。
 - ・「2024年問題」の規制強化を見据え、企業はトラックによる長距離運行を減らすため、海上輸送や鉄道輸送を併用しての物流体制へシフトが進んでおり、フェリー・RORO船等の輸送量は、全国的に増加傾向となっている。
 - ・令和4年度のフェリー・RORO船による貨物量は5,383万トンとなり、過去最高の貨物量であった。また、今後もその輸送量の増加が見込まれている。
 - ・新門司地区では、令和3年に新たに東京九州フェリーが新規就航するとともに、既存のフェリー各社も新造船を投入して船舶を大型化している。
 - ・船舶の大型化に伴う貨物量の増加に加え、シャーシ置場の需要増等のため、背後の荷さばき地が狭隘となっており、既存の施設は全て使用されて、新たな航路就航に対応する施設がない状況である。そのため、フェリーの荷さばき地の確保やフェリー・ROROターミナルの拡充が求められている。

- ・カーボンニュートラルポート（CNP）の形成について、本市の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するためには、サプライチェーンの拠点であり、CO²を排出する多くの産業が立地する港湾において、官民及び企業間が連携して、脱炭素化の取組みを推進していく必要がある。
- ・本年3月に、企業、官公庁、団体など多岐にわたる関係者で構成する「北九州港港湾脱炭素化推進協議会」を設置し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた取組の検討などを進めている。
- ・官民がそれぞれ担う役割の下、機能強化、港湾の競争力向上を図り、引き続き関係者としてしっかり連携を図り、取組を着実に進めてまいる。

《委員の主な意見》

- ・フェリー・ROROの必要性が高まっている現状において、今後の需要に対応できる荷さばき地の確保のため、土地の造成などに取り組みられるとともに、新しい航路の誘致に努められたい。
- ・響灘地区等は本市の経済再生にとって重要な地区になるので、産業経済局としっかり連携して、企業誘致やインフラ整備に努められたい。
- ・港湾緑地については、市民との親しみを融合させるため、トイレの設置などを検討されたい。また、交通安全対策として、横断歩道や信号等の整備を検討されたい。
- ・シビックプライド醸成のため、海上出入貨物量について北九州港が日本で5位という事実をしっかりと市民にPRされたい。

○令和5年10月2日 経済港湾委員会

北九州港港湾計画改訂（案）について、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

①港湾計画改訂の経緯及び経過

- ・現在の港湾計画は、平成24年1月に改訂したもので、改訂から10年以上が経過しており、その後を取り巻く社会情勢などの変化に対応するため、新たに港湾計画の改訂を行うこととした。
- ・令和3年11月には、学識経験者や港湾利用者などで構成する「北九州港長期構想検討委員会」を設置し、港湾計画の指針となる20から30年先を目標とする長期構想の検討を進めてきた。
- ・昨年度策定した「北九州港長期構想」に掲げられた施策のうち、物流拠点や風力発電関連産業の総合拠点の形成など、重要性・緊急性・早期実現性などの観点から、今後、概ね10から15年の間に実現を目指すものについて、「北九州港港湾計画改訂（案）」を取りまとめた。

②今回位置付けを予定している主な施設

- ・新門司南地区では、物流の2024年問題により、陸上輸送から海上輸送へモーダルシフトの進展が見込まれ、RORO船の新規航路の需要が高まって

いるため、RORO船対応の岸壁を計画に位置付ける。

- ・太刀浦地区では、北九州港東部から発生する浚渫土砂を受け入れている新門司北地区の処分場が限界を迎えるため、後継の処分場確保が急務となっており、新たな海面処分場を計画に位置付ける。
- ・響灘東地区では、風力発電関連産業の総合拠点の形成に必要となる、重厚長大な貨物などの取扱いが可能な岸壁を計画に位置付ける。
- ・響灘東地区の南埠頭では、取扱貨物量が多く、岸壁混雑が激しいため、港運事業者より、新規岸壁・背後荷捌地の拡充の要望があるため、バルク船対応岸壁を計画に位置付ける。

③今後のスケジュール

- ・「北九州市地方港湾審議会」を開催し、「北九州港港湾計画改訂（案）」について諮問し、答申を受けた後、今月下旬に開催が予定されている国の交通政策審議会港湾分科会での審議が予定されている。
- ・年内に「北九州港港湾計画」の公告を行う予定としている。

《委員の主な意見》

- ・太刀浦地区の海面処分場は、太刀浦泊地を埋め立てるものであり、今ある小型船だまりの移設が必要になるが、太刀浦地区の小型船だまりを利用されている方に対し、詳細な説明をされたい。

○令和5年10月19日 経済港湾委員会

洋上風力基地港湾予定地において、施設の概要説明を受けるとともに施設の視察を行った。また、行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月15日～17日 行政視察（秋田県）

秋田県では、平成26年に秋田港、能代港の洋上風力発電導入適地を「再生可能エネルギー源を利活用する区域」と定めるとともに、水深30m以浅の一般海域に「着床式洋上風力発電の候補海域」を設定し、港湾区域内及び一般海域において、全国に先駆けた洋上風力発電事業の取組を進めている。

今回、国内初となる大規模な洋上風力発電の商業運転を開始した能代港を視察するとともに、秋田県において、クリーンエネルギー産業振興課から、秋田県における洋上風力発電事業の取組について説明を受けた。

○令和5年12月14日 経済港湾委員会

令和5年11月15日から17日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・秋田県からの説明では、一般海域における促進区域が多数あり、今後、関連産業の育成やサプライチェーンの整備、人材育成にも取り組むとのことで、本市が現在視野に入れている方向と共通していると感じた。
- ・洋上風力は新しい技術なので、既存の技術の陳腐化も早く、先行して行うほど不利なことも多いと感じた。本市は秋田県と比較すると新しい技術を導入しているが、恐らく5年、10年後は本市の計画も古いものとなるため、それをどう考えるか、これから議論していかなければならないと感じた。
- ・景観や音の問題について質問したところ、市民などからの苦情はなく、問題は発生していないということであったが、これから響灘で事業を進めていく中でも配慮されたい。
- ・本市はものづくりの町であるため、装置産業をいかに誘致していくか、本市の経済の大きな力の一つにするかということが重要であると感じた。

○令和6年1月11日 経済港湾委員会

北九州港港湾施設マネジメント実施計画の策定について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①策定の目的

- ・北九州港では、1,600を超える港湾施設や、その他設備を管理しており、これらの施設等は、高度経済成長期以前に整備されたものが多く、今後、整備後50年を経過する施設はさらに増加するため、一斉に施設の更新時期を迎え、維持管理・更新費が増大する。
- ・港湾施設を適正に維持管理していくことが重要であるため、施設の利用状況等を踏まえた施設管理の見直しや、施設のトータルコスト縮減に向けた対応について検討してきた。

②実施計画における港湾施設マネジメントの取組

- ・「施設の集約・利用転換等の推進」で、維持管理を継続する施設と、見直しを検討する施設に分ける。維持管理に関して見直しが必要な施設では、施設の利用状況や健全度等を踏まえ、集約・利用転換等について検討する。集約・利用転換では、民間の活力を生かした、効率的な施設利用の検討を行う。
- ・「老朽化施設の計画的な改修」で、施設の健全度や取扱貨物量などを指標に、今後改修を行う施設の優先度を整理する。利用者の要望や将来的な利用等を考慮しながら、優先的に改修する施設を決定することで、計画的に施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減に努める。

③今後の進め方

- ・施設の集約や別の用途への利用転換等については、地区ごとの特性を踏まえ、施設の利用者と意見交換を行いながら、将来利用の方向性を、港内の各地区で検討してまいらる。

- ・港湾施設マネジメントを進める過程においては、将来の目指す姿を示す「長期構想」や、港のマスタープランである「港湾計画」と整合を図りながら取り組んでまいり。
- ・今回の取組を単なる施設の集約・維持管理費の抑制で終わらせず、民間投資を促しながら港を再編し、北九州港の競争力を維持・発展させることで、「稼ぐみなど」を目指してまいり。

《委員の主な意見》

- ・港湾施設について、倉庫や作業場が狭いため、事業者の声をしっかり聴き、改善を検討するとともに、民間の力を借りながら、維持・強化されるよう取り組まれない。
- ・計画は、施設の管理の見直しとトータルコスト縮減だけではなく、規制緩和を含めた港湾施設の活性化との両輪であると思うので、目的に含めるよう検討されたい。

続いて、北九州港港湾脱炭素化推進計画（案）について、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

①港湾脱炭素化推進計画の経緯及び経過

- ・港湾における温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成を図るため、「北九州港CNP検討会」での議論を踏まえ、令和4年3月に、「北九州港CNP形成計画（素案）」を作成し、議会に報告を行った。
- ・令和4年12月には、「北九州港長期構想」を策定し、洋上風力発電等再生可能エネルギーや水素・燃料アンモニア等の脱炭素エネルギーの導入等を進め、港湾を活用したカーボンニュートラルの実現を目指すこととした。
- ・令和4年12月の港湾法一部改正を踏まえ、令和5年3月には、脱炭素化の取組を行う民間事業者や港湾利用者等（現在59団体）で構成する「北九州港港湾脱炭素化推進協議会」や、この協議会のもとに3つのワーキンググループを設置し、検討体制の構築を図ってきた。
- ・令和5年3月に国から公表された『「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル』及び5月に国が開催した「説明会」において、「推進計画に位置付ける港湾脱炭素化促進事業については、事業主体と同意を得た具体的な事業内容を記載する。」と示されたことから、官民連携による港湾の脱炭素化に資する具体的な取組の検討を進めてきた。

②港湾脱炭素化推進計画（案）について

- ・「北九州港長期構想」の実現に向けて、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や臨海部産業との連携による取組について、「北九州港港湾脱炭素化推進協議会」において、現時点で合意形成が図られた事業や実施主体等を「北九州港港湾脱炭素化推進計画（案）」として取りまとめた。

- ・CO₂排出量について、政府及び北九州市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を勘案し、2030年度において、838万トン、2013年度比で47%削減とし、2050年において、実質ゼロトン、カーボンニュートラルを目指す。
- ・温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業
 - ア 「公共ターミナル」では、港湾荷役機械への水素の混焼技術や燃料電池の導入による水素の利活用や、港湾荷役機械・施設の再エネ100%電力化に関する事業などを位置付ける。
 - イ 「船舶・車両」では、水素・バイオ燃料船の運航に関する事業を位置付ける。
 - ウ 「公共ターミナル外」では、工場設備への低・脱炭素設備の導入や再エネ電力による水素・合成メタンの生成と利活用、藻場等の造成にも配慮した護岸、ブルーインフラの整備に関する事業を位置付ける。
- ・港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業は、北九州港における温室効果ガスの排出量を直接的に削減するものではないが、脱炭素化に寄与し、貢献する事業で、洋上風力発電設備の整備や、基地港湾の整備、船舶燃料の供給を行うLNGバンカリング拠点の形成に関する事業などを位置付ける。
- ・1月12日に「北九州港港湾脱炭素化推進協議会」を開催し、「北九州港港湾脱炭素化推進計画（案）」について協議したのち、2月に北九州港のホームページで推進計画を公表する予定としている。また、令和6年度については、引き続き、協議会を開催し、新たな事業の創出や推進計画のフォローアップを行う予定としている。

《委員の主な意見》

- ・目標達成は難しいと感じているが、官民連携し、オール北九州で脱炭素化に向けて取り組まれない。
- ・CO₂削減のために、町の経済が衰退しないよう、町の活性化や発展を意識して事業計画を策定されたい。

○令和6年7月4日 経済港湾委員会

洋上風力発電のO&M（運用、保守管理）に特化したトレーニング設備の完成と今後の展開について、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

- ・北九州市が2011年から進めている「グリーンエネルギーポートひびき」事業において、O&Mは、風力発電関連産業の総合拠点化における拠点機能の1つとして位置付けている。
- ・O&M拠点形成の取組の一環として、国内最大手のO&M事業者である株式会社北拓と、日本を代表する海運会社である株式会社商船三井が進める洋上風力発電のO&Mに特化したトレーニング設備は、2022年度及び2023年度に

経済産業省が公募を行った「洋上風力発電人材育成事業費補助金」事業に採択され、令和6年5月21日、日本で初となる実機の風車基礎を使用したトレーニング設備を北拓北九州支店の敷地内に開設した。

- ・本設備は、海域の観測データを用いて様々な洋上の状況を再現できる訓練設備であり、厳しい自然条件下で、効率的・経済的なメンテナンスを求められる洋上風力発電のO&Mに不可欠なメンテナンス技術者を養成する。
- ・事業計画として、本設備において保守管理人材を1年間で150人、10年間で1,500人程度育成予定である。
- ・提供訓練としては、部材の積み下ろしに用いられる「ダビッドクレーンの点検や使用訓練」をはじめ、洋上の波で揺れる作業員輸送船に見立てた足場から風車への「乗り移り訓練」、風車タワーと基礎との連結部分をつなぐボルトの「増し締め訓練」、ロープを使って下降する「タワーの内部点検訓練」など大きく9つの訓練機能を有しており、座学も含めて様々な作業の訓練を1週間程度で経験できるカリキュラムを提供する予定である。
- ・今月から設備を本格的に稼働させ、当面は洋上風力発電関連の企業を中心に、秋口頃までに100名程度を受け入れていく予定である。
- ・今後は、洋上風力発電関連事業者、新規参入者やインターンシップのほか、陸上風力や海外からの訓練生も対象に、戸畑区において風力発電の安全訓練を提供しているニッスイマリン工業株式会社とも連携しながら、様々な要望に応じた実践的な訓練を提供してまいる。
- ・O&M拠点機能は総合拠点化に不可欠な機能の一つであり、他の拠点機能と相乗効果を図りながら、国内外のウインドファームに対して、あらゆるサービスを効率的に提供する拠点形成を戦略的に進めている。これは、北九州市の独自性であると考えている。
- ・本件のトレーニング設備は、日本で初となる実機の風車基礎を活用したもので、公的機関の水難救助訓練等にも活用される施設を持つ、ニッスイマリン工業が提供する風力発電の安全訓練を組み合わせることにより、北九州市において、実技を中心とした、より実践的な訓練が可能になる。これも北九州市ならではの取組と考えている。
- ・北九州市としては、総合拠点の形成を戦略的に進めつつ、企業や関連機関と連携しながら、本訓練設備のPRなどの支援を行ってまいる。

《委員の主な意見》

- ・研修受講のため、全国から多くの受講者が本市に来られるので、宿泊施設を準備するなど、町の魅力を知ってもらう仕掛けを検討するとともに、トレーニングメニューの拡張なども視野に入れた取組に努められたい。
- ・再生可能エネルギーの出力制御や蓄電における課題について、北九州市だけの問題ではないが、関係部局と連携し、国等にしっかりと要望されたい。
- ・訓練施設で発生した課題については、行政がしっかり把握をして、市内のものづくりIT企業等につないでいく仕組みを検討されたい。

○令和6年11月7日 経済港湾委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

北九州港は、全体の海上出入貨物量は約1億トンであり、全国でも有数の広さを誇る港湾区域と臨港地区を有し、アジアに近い地理的優位性を持つという特徴がある。この状況下で、競合する他港に対し優位性を持つためには、今後も競争力向上や機能強化の取組を継続的に行っていく必要がある。

本市では、陸・海・空の全ての物流が充実しているが、北九州港が物流拠点として持続的に発展し、競争力を向上させていくためには、特に産業用地の不足が課題として存在している。このため、中長期的な視点により、関係部署と連携しながら産業用地を生み出していくことが重要である。

また、本市では自然災害が比較的少ないものの、想定を超えた自然災害が全国各地で発生しており、激甚化した高潮や暴風等のリスクが懸念されることから、港湾施設の老朽化に伴う更新も見据えた上で、災害時においても物流機能を維持できるよう強靱な港の構築が求められる。この推進には、多額の投資が必要になるため、国の補助金などの情報収集に努めるとともに、事業者等の意見をしっかりと聴取し、機能強化に向けた予算要望につなげられたい。

本市に完成したトレーニング設備等を含む洋上風力発電事業やカーボンニュートラルポートの形成など、環境首都にふさわしい取組は、北九州港のブランドイメージを向上させるとともに、物流拠点として集貨の促進を大いに期待させるものである。こうした取組は、本市だけでは十分な効果を発揮できない事業も多いため、施策の展開には国や事業者等としっかりと連携するとともに、取組の広報活動も行うなど、引き続き積極的に推進されたい。

(3) 公営競技における一般財源及び地域への貢献について

○令和5年7月20日 経済港湾委員会

公営競技における一般財源及び地域への貢献について、当局より説明を受けた。
(説明要旨)

①北九州市公営競技事業経営戦略について

- ・公営競技局では、令和元年度から10年間の「北九州市公営競技事業経営戦略」を策定し、その中で、「小倉競輪・ボートレース若松は、事業の収益金で将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献していきます」という企業理念を掲げ、事業に取り組んでいる。
- ・売上を確保していくためには、車券や舟券をファンの皆様に買っていただくことなどが大変重要であり、「選ばれる」をキーワードに、事業に取り組んでいる。
- ・将来にわたり競輪・ボートレース事業を持続させ、企業理念を実現していくためには、事業のイメージアップ、市民理解の促進が欠かせない。そのため、「親しまれる」をキーワードとして、地域貢献・社会貢献に繋がる

事業であることを多くの方々に積極的に発信し、気軽に来場し、楽しめる場所とするべく努力している。

- ・公営競技局では、経営戦略において前期5年間の中期目標として「収益金440億円以上、一般会計繰出金170億円以上」と定め、これを達成するための中期計画を定めている。

②社会・地域貢献について

- ・平成31年4月には、両事業が社会貢献に繋がる事業であることを積極的に発信し、公営競技に対する市民理解の促進とイメージアップを図る横断的な組織として、他の施行者に先駆けて、公営競技局内に新たに「地域貢献室」を設置した。
- ・社会貢献・地域貢献における取組として、大きく分けて以下の3つに積極的に取り組んでいる。一般会計への繰り出し、親しまれるレース場づくり、社会・地域貢献性のPR。
- ・競輪・ボートレース事業ともに、それぞれの法第1条にも定められているとおり、事業目的「地方財政の健全化」「地方財政の改善」を図るうえにおいて最大の取組が、収益金からの一般会計への繰り出しである。
- ・昭和38年の本市発足以降、令和5年度予算の繰り出し予定まで含めると、一般会計への繰出金は、総額で1,782億円。売上げが低迷した平成12年度から平成19年度までの間は、繰り出しが出来ない時期もあったが、平成20年度に5億円の繰り出しを再開して以来、これまで毎年度、繰り出しを行っている。
- ・一般会計への繰出金は、財政局が市全体の事業の中で調整し、子育て環境の充実、災害、医療、教育、文化、体育など様々な施策の実施に必要な経費に、充当されている。中でも、「若戸大橋・若戸トンネルの無料化の9年前倒し」に繰出金25億円が活用されたほか、子ども医療費支給や新科学館スペースラボの運営事業、市立学校のトイレやエアコンの整備などの財源としても活用されている。
- ・地域交流の場及び社会活動の場として、研修、ダンスの練習などに利用できる「クレカ若松」を整備するなど、親しまれるレース場づくりにも積極的に取り組み、地域や社会に対し貢献している。メディアドームにおいても、施設の未利用エリアなどを有効活用し、より親しまれる施設となるよう取り組むこととしている。
- ・子ども食堂のほか、親子を対象とした紙飛行機製作、科学実験などの教室、レース場のバックヤードツアーなどのイベントを通して、公営競技事業の公益性をPRし、事業理解の促進とイメージアップを図っている。
- ・他のレース場における地域・社会貢献に向けた取組について、小倉競輪、ボートレース若松を除く、競輪場42場、ボートレース場23場の計65場に調査を実施した。
- ・専任の担当者や、係が存在するレース場は一部には存在したが、本市の「地域貢献室」のように課単位の専任組織の存在は、本市のみであった。ほと

んどのレース場では、収益金の一般会計への繰り出しが地域・社会貢献に向けた主な取組であるが、一部に地域のまつりや花火大会への協賛や支援が行われているところがあった。

- ・公営競技における地域貢献・社会貢献は、法律にも謳われており、公営競技局の経営戦略における企業理念でもある。将来にわたって事業を継続していくためには、必ずや行わなければならない使命である。昨今、コロナも徐々に収まり、人の動きや経済活動も活発化してきたことから、収益にも一定程度の変化、影響があることが予測される。公営競技局としては、どのような状況下でも、収益の確保に努め、事業の収益金で将来にわたり、本市の未来づくりと、豊かな社会づくりに貢献してまいる。

《委員の主な意見》

- ・公営競技においては、収益を上げることが絶対的な使命であるので、メディアドームの有効活用も含めて、競輪事業の収益向上に努められたい。
- ・地域貢献について、施設の立地地区のみではなく、それ以外の地区にもPRも含めて実施されるよう検討されたい。

○令和5年11月9日 経済港湾委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月15日～17日 行政視察（東京都港区）

①競輪事業における地域貢献（公益財団法人 J K A）

（公財）J K Aでは、地方自治体が開催する公営競技（競輪・オートレース）の収益を広く社会や地域に還元するため、自転車・小型自動車その他の機械の改良及び輸出等に関する事業の振興や、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に対する補助事業に取り組んでいる。

今回、（公財）J K A において、補助事業部から、補助事業をはじめとした地域貢献に関する取組の説明を受けた。

②ボートレースパーク化等による地域貢献の取組（一般財団法人 B O A T R A C E 振興会）

（一財）B O A T R A C E 振興会では、「ボートレースパーク化」（ボートレース場を複合的なアミューズメント施設として多機能化）に取り組み、地域住民の新しい活動の場を創出するなど、地域貢献の取組を進めている。

今回、（一財）B O A T R A C E 振興会において、施行者総合支援部及び広報部から、地域貢献の取組等について説明を受けた。

○令和5年12月14日 経済港湾委員会

令和5年11月15日から17日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・メディアドームの活性化や地域貢献での活用を考えるにあたり、屋根があつてこれだけ大規模な場所は日本中を見ても貴重なものであるため、北九州市が先進的に活用方法を検討していく必要があると感じた。
- ・翌年度に行う事業について補助金を申請した場合、最終採択が3月になるため、補助金の活用を前提とした事業計画を立てにくい場合も多いと思われる。申請期間や補助が決定するまでの仕組みの改善について検討していただくよう要望したほうがよいと感じた。
- ・養護施設や高齢者施設を建てる場合に多く活用されていることは知っていたが、そういった特定の分野の事業者以外への認知度は低いため、さらなるPRの必要性を感じた。
- ・ボートレースパーク化については、3つの課題として、設置の意義、施設をどう活用するか、ターゲットはどこなのかというところを勉強させていただいた。若松を中心に、北九州の良さが出るようなパーク化を進めなければならないと感じた。

○令和6年3月21日 経済港湾委員会

北九州市公営競技事業経営戦略後期計画（案）について、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

①経営戦略の策定

- ・この経営戦略は、公営競技に地方公営企業法の全部を適用したことに伴い、地方公営企業として、中長期的な視野で経営を行っていくために、平成31年3月に策定した。計画期間は、平成31年度からの10年間としているが、社会経済情勢の変化等に対応するため、前期5年間、後期5年間の2期に分けて策定することとしており、今回は後期5年、令和6年度から令和10年度までの計画を策定する。
- ・後期計画（案）の策定に当たっては、北九州市立大学経済学部長の田村教授をはじめとした学識経験者、競輪、ボートレースそれぞれの中央団体の役員の方々にご意見を伺っている。
- ・「企業理念」について、競輪・ボートレースは、それぞれ自転車競技法・モーターボート競走法で特別に認められた収益事業であり、公営競技の本来の使命を踏まえ、「小倉競輪・ボートレース若松は、事業の収益金で、将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献していきます。」としている。

②経営の方針

- ・企業理念の実現に向け、目指すべき将来像を以下の3つ定めている。今回策定の後期計画においても、この企業理念の実現のための、3つの将来像を目指して、後期目標を定めることとしている。

ア 売上面をテーマとした「選ばれるレース場」

- イ 運営・財務面をテーマとした「健全な運営・信頼されるレース場」
- ウ 地域・社会貢献面をテーマとした「親しまれるレース場」

・競輪事業

- ア「選ばれるレース場」の中では、「競輪祭の売上額向上」、「ミッドナイト競輪の売上額向上」などの項目に取り組んでまいる。
- イ「健全な運営・信頼されるレース場」の中では、「安定的なレースの開催」、「安全・安心な環境の提供」などの項目に取り組んでまいる。
- ウ「親しまれるレース場」の中では、「イメージアップ事業の企画・実施」、「施設の地域開放の促進」などの項目に取り組んでまいる。

・ボートレース事業

- ア「選ばれるレース場」の中では、「電話投票・場外売上額の確保」、「SG競走等の誘致」などの項目に取り組んでまいる。
- イ「健全な運営・信頼されるレース場」の中では、競輪と同様の項目に取り組んでまいる。
- ウ「親しまれるレース場」では、「施設の地域開放の促進」、「クレカ若松の利用促進」などの項目に取り組んでまいる。

- ・競輪事業については、令和5年度上半期の発売額では前年度より若干の増加となっているものの、令和4年度以降、増加率が縮小していることから、今後、発売額が横ばい又は減少に転じる可能性があるため、発売額が横ばいで推移する想定で、発売予測をしている。競輪祭や女子王座戦などファンの満足度を高めるレース開催に取り組むことで、令和4年度発売額の維持に努めてまいる。
- ・ボートレース事業については、令和4年度までは発売額が増加していたが、令和5年度上半期では前年度より微減となっており、令和5年度以降は減少傾向となる可能性があるため、発売額が減少に転じる想定で、発売予測をしている。グレードレースの開催誘致やミッドナイトレースの開催日数増などに取り組み、発売額の確保に努めてまいる。
- ・計画期間中の収支予測を行い、「後期5年間を通して、収益金530億円以上、一般会計繰出金260億円以上」と設定した。なお、競輪事業は、メディアドーム建設に係る企業債償還が終了する令和8年度から一般会計への繰出を予算計上する計画となっている。

《委員の主な意見》

- ・公営競技のイメージアップのため、一般会計への繰り出し実績が地域に貢献していることを広く周知するとともに、ギャンブル依存症の対策にも取り組まれない。
- ・メディアドームの公債償還が完了し、競輪事業から一般会計へ繰り出しができるようになった際は、大々的にPRして、地域貢献について広く周知されたい。
- ・人気選手が出場すれば来場者も売り上げも増えるため、選手の獲得、育成に

努められたい。

- ・メディアドーム周辺はスポーツ施設が充実しているエリアであるが、老朽化が進んでいるため、周辺地域に寄り添った繰り出しを検討するとともに、メディアドームの有効的な活用方法について検討されたい。

○令和6年11月7日 経済港湾委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

公営競技は、公益の増進、地方財政への貢献を目的に認められた公益事業であり、公営競技局においては、本市財政の健全化を図るため、平成20年度以降、多額の収益金の一部を一般会計に繰り出している。

一般的に公営競技場は、人口減少、少子高齢化、レジャーの多様化やコロナ禍によるオンライン化などに伴い、現地への来場者が減り、競技場自体に余剰が生まれている現状がある。そのため、公営競技の面白さや魅力を更に伝え、ファンの裾野を広げることや、施設についてもより広く市民に親しまれる場所へ変革することが求められている。

このような中、本市の公営競技が引き続き収益増を図り、一般会計への繰り出しを継続的に行うためには、既存のファンを大切にすると同時に、回復傾向にあるインバウンドを取り込むなど、ポートレース場やメディアドームの観光地化に向けた創意工夫が必要である。

また、ファンの高齢化も課題と考え、地元選手の育成など、若い世代を意識したアプローチにより、プロスポーツとして純粋にファンを増やすことも必要である。さらに、家族も一緒に楽しむことができるポートレースパーク化の推進に一層取り組むことも、ファン層の拡大には欠かせない。

公営競技の価値を高めるためには、何よりも市民の理解を得ることが重要である。そのため、公営競技の収益が地域貢献に活用されていることや、公益財団法人JKAが地域貢献のための補助事業を行っていることを周知することなども、安定的な収益の確保に向けた一つの重要な道筋であると、本委員会で行った行政視察等により改めて理解した。

今後も、多角的な視点で収益確保に向けた取組の推進に努められたい。

教育文化委員会報告書

令和6年11月21日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

教育文化委員会委員長 永 井 佑

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 質の高い教育環境の整備について

少子化やグローバル化、不登校や特別な支援が必要な児童生徒の増加など、子供たちを取り巻く課題は多様化、複雑化しており、子供一人一人に寄り添った個別最適な支援が求められている。

また、ポストコロナや教育DXへの対応などにより教員の負担が増大する中、子供としっかりと向き合える時間を確保するため、教員の働き方改革が喫緊の課題となっている。

については、時代の変化に対応した質の高い教育環境の在り方について、子供と教員の両面から検証する必要があるため、本件について調査を行うこととした。

(2) 観光・文化・スポーツの振興による都市ブランドの向上について

本市は、歴史や文化、自然、産業観光などの多くの資源を有しており、これらの資源の磨き上げによる都市ブランドの向上は、観光による本市への誘客、さらにはまちの賑わい創出につながっていく。

また、ギラヴァンツ北九州をはじめとしたプロスポーツチームも地域に根差した活動をしており、スポーツを通じた取組も都市ブランド向上に大きく寄与するものである。

については、本市の現状把握や他都市の事例を検証し、これらのコンテンツの一体的な推進と魅力向上を図るため、本件について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 質の高い教育環境の整備について

○令和5年8月3日 教育文化委員会

本市の長期欠席・不登校対策について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①長期欠席・不登校の現状（令和3年度時点）

- ・令和3年度の調査※では、本市の小・中学校における長期欠席者数は4,837人、不登校者数は1,530人で、いずれも年々増加している。

※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による生活リズムの乱れや、学校における教育活動の制限・変更等により、登校意欲が湧きにくいことが増加要因として考えられる。
- ・一方で、不登校の中学3年生のうち9割超が上級学校へ進学している。

②支援

ア 未然防止策

- ・居心地のよい学校づくり、魅力ある授業づくりを行うとともに、SUTEKIアンケート、子どもつながりプログラム、コグトレ、ふれあい合宿等を活用したよりよい集団作りに力を入れて取り組んでいる。

イ 初期対応

- ・連続して2日間欠席した児童生徒に対しては、欠席連絡アプローチカードを活用した電話連絡や家庭訪問を実施している。
- ・欠席が続く場合は、ICTを活用したオンライン授業の実施や校内のステップアップルームを活用し、個に応じた支援を行っている。

ウ 長期化への対応

- ・事務局指導主事が学校を巡回し、支援や指導を実施している。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、チーム学校で対応している。
- ・不登校児童生徒の療育キャンプ「ワラビー体験ツアー」の実施による支援を行っている。

③教職員への研修

- ・長期欠席・不登校児童生徒に関わる教職員への研修として、
 - ・全市一斉の不登校対策リーダー養成研修会
 - ・若手教員等を対象とした、動画による校内研修
 - ・不登校対策のための学校支援講師の研修会
 - ・長期欠席対策検討会議

などを実施している。

④他機関との連携

- ・子ども家庭局所管のアウトリーチやYELL等の関係機関と連携し、中学校卒業後も、子供と保護者への切れ目のない支援を継続している。

⑤不登校等支援センターの取組

ア 支援内容

- ・教育的な支援の充実に向け、市内4か所の教育支援室で、学習活動や体験活動、集団活動、相談活動などを組織的、計画的に実施している。

- ・施設の機能強化や学習環境整備を目的として、令和5年度に老朽化や不足している備品類の購入、施設の改修・修繕等の実施を予定している。
- ・令和5年度は、前年度まで実施していた「未来へのとびらオンライン授業」と「オンライン支援室」を統合した「未来へのとびらオンライン教育支援室」を実施している。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーによる、子供や保護者へのオンラインでの相談対応や、スクールソーシャルワーカーによる訪問支援を実施している。
- ・子ども総合センターや青少年課、フリースクールとの連携強化や広報活動に努めている。
- ・令和5年度からは、市内4か所の不登校の親の会と連携し、不登校に係る様々な情報を提供する「不登校保護者ねっと@」を開始した。

イ 今後について

- ・令和5年度に不登校対策のための新たな検討会を立ち上げる予定である。
- ・現在、不登校で悩んでいる方に向けて、不登校経験者や不登校の親の会などの実体験を情報発信できる方法を考えてまいりたい。
- ・引き続き、学校や関係機関と連携し、子供の状況に応じた伴走型支援に努めてまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・長期欠席・不登校と子供の自死との関連性を分析し、必要な対策を講じるために、当局が把握している情報は議会へも提供されたい。
- ・長期欠席・不登校を未然に防止するため、保護者に対して、子供の成長における生活リズムの重要性を繰り返し発信されたい。
- ・本市が不登校対策にしっかりと取り組んだ結果として、9割以上の生徒が上級学校へ進学できていることを対外的にアピールすべきである。
- ・不登校者数や不登校の原因だけでなく、本市の不登校対策により不登校が解消された事例なども調査されたい。
- ・市民センターなどを活用し、地域における不登校児童生徒の居場所づくりを前向きに検討されたい。
- ・「未来へのとびらオンライン授業」への子供の出席状況や頑張りの様子を保護者へしっかりと伝えられたい。
- ・教員の言動が不登校の原因とならないよう、研修の実施などによる教員の資質向上に努められたい。

○令和5年10月2日 教育文化委員会

部活動地域移行の進捗状況について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①国の動向

ア 地域移行に関する検討会議提言

- ・令和4年6月にスポーツ庁から「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が、同年8月に文化庁から「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」がそれぞれ発出された。
- ・各提言では、深刻な少子化の進行や教員の業務負担が大きいという課題や、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行するという改革の方向性が示された。

イ ガイドライン

- ・令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、令和5年度から令和7年度までの間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示された。

②本市の状況

ア 現状と課題

- ・令和4年度の実施状況

【参加状況】

生徒総数	部員数	参加率
22,170人	16,140人	72.8%

【部活動設置数】

運動部	文化部	総部数
555部	184部	739部

- ・少子化に伴う生徒数の減により、1校だけでは団体競技の参加人数に満たないなどの状況が生じている。

イ 対策

- ・単独でチーム構成ができない学校が協力して活動を実施する「合同部活動」や、自校に希望の部活がなくても近隣の学校で活動できる「連携部活動」などを用いて、工夫しながら実施している。

③本市における部活動地域移行の取組

ア 令和4年度

- ・「部活動地域移モデル事業」において、運動部5部活の休日運営を委託し、地域クラブ活動として施行実施した。
- ・14校140名の生徒がこれからの部活動について意見交換を行う「部活動地域移行に係るオンラインイベント」を実施した。
- ・全教職員を対象とした部活動地域移行に係る職員研修を実施し、各学校で今後の部活動の在り方について協議を行った。

イ 令和5年度

- ・運動部3部活と文化部2部活を「部活動地域移モデル事業」の対象とし、拠点型の部活動として、新たに地域バスケットボールクラブ、地域マンガクラブ、地域吹奏楽クラブを立ち上げた。
- ・平日と休日で指導員が異なっても生徒が支障なく部活動に取り組めるよう、

学校と指導員との調整役として委託団体にコーディネーターを配置している。

- ・部活動地域移行の在り方検討会議「北九州市部活の未来を考える会」を立ち上げた。有識者から幅広く意見を聴取し、本市の部活動地域移行の在り方を示す予定である。

④今後について

- ・モデル事業の結果や検討会議での議論を踏まえて、持続可能な部活動の実施体制を考えてまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・部活動地域移行の検討に当たり、教員が部活動に携わることの必要性を突き詰めて議論すべきである。
- ・部活動が学校教育の一環であることを踏まえて、地域移行を検討されたい。
- ・教員の負担軽減や生徒の部活動の選択肢の幅を広げるためにも、地域移行を前向きに進められたい。
- ・教員の業務負担などを鑑みると、休日のみを地域移行する体制は10年先まで続かないため、平日・休日問わず地域移行する形も検討されたい。
- ・部活動の広域化による部費や交通費負担の増加に伴い、金銭面で部活動ができない生徒が出てくる可能性も踏まえて検討されたい。
- ・教員の意見をしっかりと拾い上げて地域移行を進められたい。
- ・委託団体が地域移行の趣旨に沿って部活動を運営しているか、定期的にしつかりと検証する仕組みを構築されたい。
- ・休日の部活動を地域移行した際の責任の所在を明確にされたい。

○令和5年11月2日 教育文化委員会

行政視察について、本市での取組等について資料配付による事前研修を行った。

続いて、令和5年度学校給食に関するアンケート結果について、当局から説明を受けた。また、現地視察として篠崎中学校を訪問し、学校給食を喫食した後、生徒の給食風景を視察した。

(説明要旨)

①アンケート概要

- ・時間を選ばずどこでも回答可能なことなどから、グラフナーを使用して調査を行った。
- ・小学校4～6年生、中学生、特別支援学校中等部の児童生徒及び保護者の計12,198人を対象とし、そのうち3,527人(28.9%)から回答があった。

②主なアンケート結果

- ・「給食が楽しみか」という問いに対し、とても楽しみまたは楽しみと回答した児童生徒は、1,180人(62.4%)であった。
- ・学校給食について、満足またはどちらかといえば満足と回答した保護者は、1,183人(72.3%)であった。

- ・給食の質を優先する保護者は66.0%、給食費の現行維持を希望する保護者は20.4%であった。
- ・給食費については、無償化を希望する声がある一方、原材料高騰による値上げは致し方ないとの声もあった。
- ・個々に応じた給食の量の調整や十分な喫食時間の確保、児童生徒が好きなメニューを増やすなどの要望があった。

③アンケートを踏まえた今後の対応

- ・回答率が30%にとどまったことから、今後実施するアンケートではより多くの回答が得られるよう、集計方法を検討してまいりたい。
- ・喫食時間をしっかりと確保できるよう、今後も毎年実態を把握し、学校に周知してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・栄養面だけでなく、児童生徒が本当に喜んで喫食できる給食づくりにしっかりと取り組まれない。
- ・児童生徒の喫食時間を十分に確保されたい。
- ・給食の質の向上と給食費無償化については、どちらも重要であるため、同時に解決すべきである。
- ・食材や運搬方法の見直しなど、削減可能な経費はできる限り削減し、よりよい給食の提供に努められたい。
- ・廃棄予定のパンを一般販売している福岡市の取組を参考とし、給食食材の廃棄を減らす取組を研究されたい。

○令和5年11月20日～22日 行政視察（仙台市、栃木県那須塩原市）

①不登校特例校の取組（仙台市）

仙台市で認定こども園や学童保育等を運営している学校法人ろりぽっぷ学園は、令和5年4月、東北初の私立の「学びの多様化学校」である私立ろりぽっぷ小学校を開校した。

当校は、自然に囲まれた旧仙台市立坪沼小学校の校舎を利活用しており、不登校の状態にある児童生徒の実態に配慮した、特別な教育課程により、子供一人一人に柔軟な学びの場を提供している。

私立ろりぽっぷ小学校において、学園長及び学校長から説明を受け、校内を見学した。

※文部科学省は、子供たちの目線に立った相応しい名称とするという観点で、令和5年8月から、これまでの「不登校特例校」という名称を「学びの多様化学校」へ変更した。

②ヤングケアラー協議会における教育行政・教育現場との連携（栃木県那須塩原市）

那須塩原市社会福祉協議会では、平成27年度の改正介護保険法に規定された地域包括ケアシステム構築のため、平成29年度に、地域課題を把握するための場で

ある地域ケア会議と、具体的な活動を行う協議体を合体させた、にしなすケアネットを立ち上げた。

ケアラー支援を行う「ヤングケアラー協議会（令和5年度からケアラー協議会へ名称変更。以下、「ケアラー協議会」という。）」をはじめ、引きこもりと不登校をひとくくりにし、ライフステージに合わせた支援を行う「引きこもり・不登校支援の会」など、教育機関や教育現場と連携した多くの活動が行われている。

那須塩原市社会福祉協議会内において、地域福祉課担当者から説明を受けた。

○令和6年1月18日 教育文化委員会

令和5年11月20日～22日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①不登校特例校の取組（仙台市）

- ・廃校後の校舎を利活用したと聞いていたが、施設は非常にきれいで、教室間や教室と廊下が壁で仕切られていない、オープンな状態の設計であった。イエナプラン教育を軸にしたカリキュラムを採用していたが、他学年と一緒に学ぶという意味で、施設とカリキュラムが非常にマッチしている印象を受けた。
- ・学びの多様化学校のように、教育の選択肢が増えることは、これからの時代に特に必要なことであると感じた。公立学校がすべてを担うことはとても難しいが、民間から開校を希望する声があった際は、行政として、開校に向けてしっかりと伴走し、教育の選択肢が多い市を目指していければよいと思う。
- ・イエナプラン教育が北九州市の不登校対策に適合するのかが研究する必要がある。
- ・学びの多様化学校を卒業して中学校に入学する際、圧倒的な学力差が生まれないような配慮が必要である。また、受皿として次の進学先を準備することが非常に重要だと感じた。
- ・学びの多様化学校は必要だと思うが、保護者負担も多く、時間と金銭の余裕がないと通えない学校だと感じた。また、費用面で国などからの補助がなければ運営が難しいとの話もあり、学ぶ権利の保障のため、少しでも多くの児童が利用できるよう、もっと予算づけを行う必要がある。

②ヤングケアラー協議会における教育行政・教育現場との連携（栃木県那須塩原市）

- ・若手中心のメンバーが、我が町をどうするかという視点で積極的に議論をしているのが印象的だった。
- ・行政と民間団体が密に関わっていると感じた。いろいろなつながりをつくっていくことが非常に大事だと思った。

続いて、全国的に増加傾向にある不登校支援に対する理解を深めるため、政策立案支援事業を活用し、全議員を対象とした講演会の開催を当委員会から議長に要請することとした。(講師：教育文化研究所代表 長阿彌幹生氏)

○令和6年2月1日 教育文化委員会

学校における業務改善の推進について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①学校における業務改善プログラム第3版(以下、「プログラム第3版」という。)について

ア プログラム概要

- ・ポストコロナや教育DX等の新たな課題に対応しつつ、業務改善を一層加速させるため、平成29年3月に策定した業務改善プログラムを令和5年2月に改訂した。
- ・達成目標として、

・月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合	100%
・年休の取得日数12日以上教職員の割合	100%

を設定した。
- ・業務改善の4つの視点と20の具体的取組を示し、自校の実情に応じて各学校で実践する取組を選択できることとした。
- ・実践推進校として19校を指定し、好事例等を収集・発信することとした。

イ 令和5年度の主な取組

- ・教職員の負担軽減のため、保護者連絡ツール「t e t o r u」の導入及び留守番電話機能の活用を行った。
- ・教育委員会主催で「実践推進校連絡協議会」、「業務改善の推進に向けた座談会」、「業務改善推進拡大会議」を開催し、学校現場との情報共有や好事例の収集を行った。
- ・アセスメントに基づいた学校への指導・助言、プログラム第3版に示した取組についての支援、講習会や研修会の実施及び業務改善推進通信による発信を行った。

②業務改善の成果(令和5年度)

- ・継続的な業務改善の取組により、勤務時間外在校等時間(月平均)が45時間を超える教職員数は減少している。

【勤務時間外在校等時間(月平均)の状況】

- ・45時間以内の教職員の割合 82.3% (平成29年度：61.3%)
- ・45時間を超える教職員 961人 (平成29年度：2,045人)
- ・各学校が取組を主体的に選択・実践できるようにしたが、効果的に推進された学校と苦戦している学校に2分された可能性があり、後者への対策が急務となっている。

【勤務時間外在校等時間（月平均）の状況】

- ・学校平均24時間以下の小学校 28校（令和4年度：18校）
- ・学校平均33時間以上の小学校 18校（令和4年度：13校）

③今後について

- ・業務改善に苦戦している学校に対し、他校の好事例の共有や訪問等による直接支援を継続する。
- ・全市的には以下の取組を実施する。

- ・教科担任制の拡大、持ち合い授業の拡充（小学校）

【持ち合い授業実施校】

令和4年度：47校 → 令和5年度：78校

- ・部活動指導員の配置及び部活動地域移行の在り方検討（中学校）

【部活動指導員】

令和4年度：28人 → 令和5年度：30人

- ・2学期制の推進（全校）

【実施校】

（単位：校）

年度	小学校	中学校	特別支援学校	計
令和3年度	8	2	8	18
令和4年度	8	2	8	18
令和5年度	18	3	8	29

- ・年間授業時数の見直し（小・中学校）
 - ・教員業務支援員の全校配置（小・中学校）
- 【配置校】
- 令和4年度：162校 → 令和5年度：174校
- ・業務改善先進校への訪問型研修の実施（全校）
 - ・学校におけるチラシ等配布の見直し（全校）
- ・子供と向き合う時間の確保や教職員のワーク・ライフ・バランス実現のため、引き続き業務改善を力強く推進してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・数値目標だけでなく、教員のやりがいを十分に考慮して働き方改革に取り組みたい。
- ・教職員が業務改善を実感できるよう、引き続き改善に取り組みたい。
- ・本市が前向きに業務改善に取り組んでいることをもっと発信されたい。
- ・仕事の持ち帰りの実態をきちんと調査されたい。
- ・ペーパーレスの観点からも、保護者へのお知らせは「t e t o r u」を有効活用されたい。

○令和6年2月6日 教育文化委員会

本委員会からの要請により、「不登校の実態と不登校政策のあるべき姿について」をテーマに、教育文化研究所代表の長阿彌幹生氏による講演会を実施した。講演会では、不登校の実態や、政策立案における当事者としての自覚の重要性などについて説明があった。当日は、議員のほか教育委員会からも参加があり、今後の不登校支援の在り方を考える上で参考となった。

○令和6年4月18日 教育文化委員会

認知機能トレーニングであるコグニティブ・トレーニング（以下、「コグトレ」という。）について、「おしえて！コグトレ博士」にて実際の授業風景や解説動画を視聴し、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①概要

- ・コグトレとは、感情のコントロールや対人マナーなどの社会面、基礎学力の土台づくりを行う学習面、不器用さの改善を図る身体面の3方面で構成されており、個々の得意・不得意に応じて認知機能の向上を目指すトレーニングである。
- ・本市では、北九州ステップアップメソッドと称して、コグトレを集団で実施しており、子供たちの得意・不得意を踏まえた共感的な集団づくりや協働的な学びの実現、個別最適で多様性を大切にした指導や支援につながっている。
- ・北九州ステップアップメソッドは、広島大学の宮口英樹元教授（現：高知健康科学大学学長）と共同で研究を進めており、令和5年度に3年計画が終了した。

②取組内容

- ・実践協力校6校と支援希望校を中心に研究と支援を実施した。
 - ・教育委員会の7課によるプロジェクトチームを組み、
 - ・動画コンテンツや「コグトレ活用ハンドブック」の作成
 - ・実践協力校や支援希望校への学校力向上支援訪問の実施
 - ・教育センターでの研修や講話、体験的な演習の実施
 - ・教育センターだよりでのコグトレ関連情報の随時発信
- などに取り組んだ結果、各学校でのコグトレ実施率は研究開始前の令和2年度から大幅に上昇した。（令和2年度：19% → 令和5年度：86%）

③研究の成果

- ・子供たちは、楽しみながらコグトレに取り組んでおり、実践前よりも落ち着いて話を聞いたり、難しい課題に集中して取り組めるようになっている。
- ・コグトレの実施結果を入力することで、児童生徒の得意・不得意が4段階で表示されるアセスメントシートを作成した。このシートの活用により、個別最適な支援の工夫や新たなトレーニングの実施につながっている。
- ・3年間の研究成果を基に、具体的な実践方法などを掲載した「コグトレ活用ハンドブック」を作成し、各校への配付等により周知を図った。

- ・実践モデル動画「おしえて！コグトレ博士」シリーズを作成し、過去の研修動画とともにK i t a Q先生チャンネルへ掲載した。

④今後について

- ・研究の成果物を各学校で活用するとともに、教育センターでの研修や学校力向上支援訪問の継続、コグトレ活用推進研究部会の実施により、コグトレの実践を支えてまいりたい。
- ・コグトレを通して、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念や、質の高い教育をみんなに提供するという目標に近づけてまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・子供たちのコミュニケーション能力や理解力向上のためにも、より多くの学校でコグトレを実践されたい。
- ・実践率の算出に当たっては、「1つの学校で何人以上が実践している」など、基準を明確にされたい。
- ・コグトレを学習指導へつなげる際は、子供たちがコグトレ本来の楽しさを引き続き実感できるように配慮されたい。
- ・コグトレの取組をよりよいものとするため、実践した教員間の意見交換の場を設けられたい。
- ・共同研究者と密に連携を図り、研究結果を現場の教員へ広く展開されたい。
- ・時代の変化とともに多様化する子供の課題に向き合うため、引き続きしっかりとコグトレの実践に取り組まれたい。

続いて、義務教育9年間で子どもを育てる小中一貫教育の取組について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①小中一貫教育モデル事業の取組と成果

ア 取組

- ・八幡小学校・中央中学校と皿倉小学校・尾倉中学校をモデル校区に選定し、令和4～5年度にモデル事業を実施した。
- ・系統性・連続性を踏まえた9年間の活動プランの作成や、小・中学校合同のコミュニティー・スクールを活用した地域連携、乗入れ授業や行事などを実施した。
- ・教職員の兼務発令により、小・中学校の連続性・系統性に対する教職員の意識の醸成を図った。

イ 成果

- ・地域とともに義務教育9年間に支える意識の醸成や、乗入れ授業による中学校進学に対する不安感の軽減、小・中学校合同研修や相互交流の増加などの成果があった。また、保護者や地域との協働関係も強化された。
- ・中央中学校区では、小・中学校9年間を通じた総合的な学習の時間を軸とした、教科横断的な教育課程である「未来科（仮称）」の創設に向けた見

通しを立てることができた。

- ・尾倉中学校区では、これまでの取組を教育課程に効果的に位置づけることで、小中一貫教育の充実を図った。

②今後の方向性

ア 令和6年度

- ・全校区を「施設隣接型」、「施設分離型」、「その他」に分類し、それぞれに合った取組を推進する。
- ・現在のモデル校区をリーディング校区とし、現行の6・3制を維持しつつ、学年の段階を4－3－2の3期に区分して、小・中学校の接続部であるⅡ期における指導の重点化を図る。
- ・全小・中学校で9年間の活動プランを作成する。
- ・小中一貫教育校への移行に係る有識者会議を設置し、リーディング校区での小中一貫教育校開校に向けた準備委員会の設置・運営や、10中学校区程度（各区1～2中学校区）の次期モデル校区を決定する。

イ 令和7年度

- ・令和6年度に作成した9年間の活動プランを全小・中学校で実施する。また、同プランを基にした総合的な学習の時間のカリキュラムを作成する。
- ・リーディング校区で小中一貫教育校を開校し、総合的な学習の時間のカリキュラムを実践する。
- ・有識者会議において、モデル校区での小中一貫教育校開校に向けた準備委員会を設置し、組織体制やカリキュラム等を検討する。

ウ 令和8年度

- ・全小・中学校で総合的な学習の時間のカリキュラムを実践する。
- ・9年間の活動プラン及び総合的な学習の時間のカリキュラムを基に、学校ごとの課題に重点を置いた各教科等のカリキュラムを全小・中学校で作成する。
- ・モデル校区（10校区程度）で小中一貫教育校を開校する。

○令和6年6月26日 教育文化委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

続いて、北九州市立高等学校の魅力向上事業について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①「未来共創科」について

- ・令和6年度から普通科を「未来共創科」へ再編し、既存の情報ビジネス科の定員を40人移行し、定員120人でスタートした。
- ・スクール・ミッションとして「絶えず変化する未来の社会や世界をけん引する若者を育成すること」を掲げ、国際社会や地域で力を発揮できる「北九州グローバル人材」として必要な資質・能力の育成や、大学の総合型選抜でも求められる表現力・発信力等の育成を目指す。

- ・「未来共創科」を浸透させるため、ユニークなポスターや保護者向け説明会の夜間開催、生徒出演のプロモーションビデオの制作などの広報活動の充実を図った。
- ・意欲的な生徒獲得のため、特色化選抜においてグループ面接やグループワークを採用し、他者との協働や主体的に課題解決に取り組む姿勢を合否判断の一つに加えた。
- ・積極的な広報活動や大学・企業と連携した教育活動の充実などが功を奏し、令和6年度の志願倍率は2.13倍となった。
- ・カリキュラムの中に探究的な学びの時間を10%確保し、生徒自らが設定した課題の解決に向けた学びや、教科横断的な学びを実施している。
- ・探究的な学びの時間では、中小企業家同友会との交流や日本IBMや大学との連携なども実施しており、生徒が様々な大人と出会う機会を多く設けている。

②市立高校の今後の方向性

- ・市立高校のさらなる魅力向上のため、令和7年度から情報ビジネス科を「未来共創科」に再編し、探究とビジネスの視点を掛け合わせた、より重層的な学びの提供体制を構築する。
- ・全生徒に対し、
 - ・データサイエンス
 - ・グローバルな視点・多様性・他者との協働
 - ・アントレプレナーシップ
 - ・探究学習の時間の十分な確保
 を中核に据えた学びを提供する。
- ・現在、情報ビジネス科を担当している教員は、引き続き「未来共創科」でアントレプレナーシップや金融教育といったビジネスの視点を取り入れた学びを提供する。
- ・未来の社会や世界を力強くけん引する若者を育成する高校として、産官学民と連携・協働しながら、さらなるレベルアップを目指してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・志願者を増やす工夫だけでなく、カリキュラムの変更で進学率や進学先などがどう変わっていくのかという、出口のイメージを明確にされたい。
- ・学科再編に当たって重点目標に掲げている「Society5.0で活躍する『非認知能力』を備えた人材の育成」の尺度を明確にされたい。
- ・教員の意識改革にしっかりと取り組み、新しいことへチャレンジできる生徒の育成につなげられたい。
- ・ビジネスの視点を取り入れた学びをしっかりと提供できるよう、情報ビジネス科から「未来共創科」へ移る教員には引き続き頑張ってもらいたい。
- ・生徒が目標を持って将来に進めるよう、学校外の方々との交流の機会をたくさん設けられたい。

・卒業後に市外に出ても、本市へUターンする生徒が増えるよう、生徒が地域の魅力を十分に感じられる授業や取組を実施されたい。

○令和6年7月2日～4日 行政視察（北海道勇払郡安平町、札幌市）

①義務教育学校の取組（北海道勇払郡安平町）

北海道勇払郡安平町は、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震で被災した早来中学校校舎の再建や小中一貫教育推進のため、令和5年4月に義務教育学校である安平町立早来学園を開校した。

当校は、小・中学校と公民館、図書館を統合した建物であり、学校と地域コミュニティセンターの機能を持ち合わせている。地域活動の場として、地域住民が教室を利用できる仕組みを導入するなど、校内で児童・生徒と地域住民が触れ合える環境が整備されている。

安平町立早来学園において、教育次長から説明を受け、校内を見学した。

②市立学校における国際バカロレア教育の取組（札幌市）

札幌市は、中高6年間の連続性を生かし、主体的に学び続ける生徒を育成するため、平成27年3月に市立札幌開成中等教育学校を開校した。

また、当校の学びの中心に位置づけられている「課題探究的な学習」の推進を図るため、当校と共通の教育理念を掲げる国際バカロレア教育の活用を決定し、平成29年3月に公立学校として国内初の認定校となった。

札幌市立札幌開成中等教育学校において、副校長及び教頭から説明を受け、校内を見学した。

○令和6年7月18日 教育文化委員会

令和6年7月2日～4日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①義務教育学校の取組（北海道勇払郡安平町）

- ・外部から人を誘引する力が非常にある学校だったが、学校施設という特性上、どれだけ誘引力があっても、容量以上の受入れができないところは難点だと感じた。
- ・教育委員会だけでなく、地域と子供たちも一緒にゼロから作り上げた学校という点が印象的だった。
- ・多くの地域の方が、図書館などの校内に頻繁に出入りしていた。全国的に学校のセキュリティが厳しくなる中、顔見知りである地域の方があえて出入りすることで、子供たちを見守り、セキュリティの役割を果たしている点はとても参考になった。

②市立学校における国際バカロレア教育の取組（札幌市）

- ・生徒が自ら課題を見つけて研究し成果を出すという教育課程が、公教育で学べることが素晴らしいと思った。

- ・自ら学ぶ意欲を育てるという点で、国際バカロレア教育は大変有意義だと感じた。家庭の経済状況にかかわらず、誰もが世界に羽ばたける土台づくりは公教育の担うべきところであるため、モデル校として、市立高校への国際バカロレア教育導入を研究されたい。
- ・学校があることで多くの人が集まり、人口増加につながっているとのことだった。本市でのモデル校設置は、人口増加の観点から面白い取組になるのではないかと感じた。
- ・公立学校のため、毎年教員の転出入がある。他校と教育課程が異なるため、新任教員とのコンフリクトが起り続けているとのことだが、方針をぶらさずに10年間取り組み続けたことがすごいと思った。
- ・内容は素晴らしいが、通常と異なる教育課程のため、なじめない生徒も出ており、教員の負担も大きいようだった。本市での導入には様々な課題の整理が必要だと感じた。

○令和6年8月1日 教育文化委員会

部活動地域移行の推進について、当局から説明を受けた。

(説明要旨) ※令和5年10月2日の説明と重複する内容は省略

①本市の状況

- ・令和生まれの子供が中学生になるころには、生徒数が今より6,000人以上減少すると予想されており、部員数減少に伴う合同部活動の実施や、廃部や休部による選択肢の減少など、活動機会の喪失が懸念される。

②部活動地域移行に向けたアンケート

- ・生徒へのアンケートでは、約23%が楽しむことを中心とした活動を希望する一方、約14%が競技力・技術力の向上を中心とした活動を希望しており、ニーズの二極化が見られた。
- ・保護者へのアンケートでは、約77%が3,000円以下であれば月会費として許容できると答えた。
- ・教員へのアンケートでは、部活動の地域移行後も報酬があり専門種目が指導できるなら指導したいと答えた教員は約32%、報酬があっても指導したくないと答えた教員は約63%であった。

③部活動地域移行推進計画(案)

- ・令和9年度からの部活動地域移行に向けて、
 - ・生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
 - ・様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
 - ・適正な活動と持続可能な運営体制の構築
 を基本方針として、体制整備を進める。
- ・競技団体やスポーツクラブ、民間団体等と連携して人材バンクを整備し、指導者研修による資質向上を図る。

- ・教員が休日に地域クラブでの指導を希望する場合は、兼職兼業の申請により、報酬を得て指導することを想定している。
- ・地域クラブについては、教育委員会が示した要件を満たす団体を「公認クラブ」として登録し、学校施設を利用可能とする。
- ・地域クラブは部活動の受け皿であるため、現行の月4回（土日のいずれか1回）の実施を想定している。
- ・地域クラブ活動は学校部活動ではないため、小学校のスポーツ少年団のように、学校は運営に関与しない。
- ・必要な費用負担額の設定は各地域クラブで行うことを想定している。

【部活動移行後の活動団体比較（案）】

項目	学校部活動	地域クラブ活動
実施主体	学校	受け皿として承認された地域クラブ
主な目的	・学校教育活動の一環 ・学習意欲の向上、連帯感の涵養 ^{かんよう} など (学習指導要領)	・社会教育活動の一環 ・持続可能なスポーツ・文化芸術活動の展開
指導者	教員、外部講師、部活動指導員	地域クラブ所属の指導員 (兼職兼業の教育を含む)
運営方針	「北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準じる	同左
利用施設	中学校施設	主に中学校施設 (目的外使用の申請)
活動日	平日	休日
費用	公費+部費の一部負担	受益者負担 (1,000円~3,000円を想定)
保険・補償	日本スポーツ振興センター(学校管理下)	任意保険に加入

④他都市等の動向

- ・神戸市は、令和8年度から平日・休日ともに地域クラブ活動である「KOB E◆KATSU(コベカツ)」への完全移行を目指すを発表した。
- ・福岡県は、スポーツ庁が指定する「部活動改革重点地域」7県*のうちの1県に選出されており、今後、国の支援を受けて改革を推進すると聞いている。
※茨城県、新潟県、兵庫県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

⑤今後について

- ・子供たちが自ら選択した活動を地域指導者が支えることで、活動機会の創出を目指してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・子供や保護者、教員の意見を十分に踏まえて取り組まれない。
- ・一人でも多くの子供が楽しんで活動できる形を目指されたい。
- ・ヨーロッパの総合型地域スポーツクラブが理想の形だと考える。理想をイメージしながら、引き続き検討を進められたい。
- ・今後の教育指導者の育成という観点からも、地域クラブにおいて大学生を活用できる仕組みをつくられたい。
- ・保護者に地域クラブ活動で費用負担が生じることを事前に丁寧に説明されたい。
- ・部活動地域移行の内容について、小学生やその保護者にも丁寧に説明されたい。
- ・部活動と地域クラブが並行しており、方向性がわかりづらい。平日も含めた地域移行など、早い段階で方向性を一本化されたい。
- ・家庭の経済状況によって、子供のクラブ活動の参加日数が左右されることは残念である。

○令和6年10月17日 現地視察（北九州市立高等学校）

北九州市立高等学校の今後の方向性について、校長から説明を受け、質疑応答を行った後、校内を視察した。

《委員の主な意見》

- ・校長をはじめ、教員や生徒がとても楽しそうであり、学校の雰囲気によさが伝わってきた。生徒の笑顔のため、引き続き魅力向上に取り組まれない。

○令和6年11月7日 教育文化委員会

報告書とりまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

社会情勢や急速な時代の変化に応じて、教育の在り方も、これまでの画一的なものから、子供一人一人の主体性や多様性、非認知能力などを重視したものへと転換を求められている。

これらの変化に対応するため、本市においても、少子化を見据えた小中一貫教育校や部活動地域移行の検討、認知機能トレーニング「コグトレ」の導入など、様々な取組を行っている。

特に、教育課程の大幅な再編により、主体性や探究力に重点を置いた教育を実践する市立高校の取組は、他都市に引けを取らない好事例となっている。本市全体の

教育環境を考える上でも非常に有益なため、さらなる魅力向上を図り、モデル校として有効活用されたい。

また、本調査では、年々増加し続ける不登校への対策について、特に重点的に調査を行ってきた。他都市における先行事例や「チーム学校」として一丸となって対策に当たる本市の状況など、不登校となった児童・生徒に向けた多くの取組を学んだ一方、不登校を未然に防ぐための取組の重要性も浮き彫りとなった。視察を行った仙台市の学びの多様化学校などでは、いずれも子供たちの主体性を認め、心身ともに健全な状態で学べる環境が整備されていた。子供たちの学びの選択肢を増やすことは、不登校への対策のみならず、いじめ防止に向けた対策や多様性の尊重の観点からも有効である。本市においても、ハード・ソフトの両面から、新たな学びの提供手段をしっかりと検討されたい。

さらに、視察を行う中で、子供と十分な信頼関係を築きながら、生き生きと働く教員の姿を目の当たりにし、教員の在り方が教育の質に大きく影響することを改めて実感した。本市では、平成29年の業務改善プログラム策定以降、学校現場の働き方改革を進めており、勤務時間外在校等時間数の削減などの成果を上げてきたが、業務改善を実感する教員の割合が少ないといった現状も見られる。全ての教員が熱意とやりがいを持って子供たちと関われるよう、市内外の成功事例を参考に、引き続き、教員一人一人の意識改革と業務改善に尽力されたい。

教育の在り方に正解はなく、本市の現状と課題に沿った取組の選択が必要となる。誰一人取り残さないというSDGsの視点のもと、現場の子供たちや教員の様々なニーズを把握し、本市における今後の教育の在り方を明確にした上で、必要な教育環境の整備にしっかりと取り組まされたい。

(2) 観光・文化・スポーツの振興による都市ブランドの向上について

○令和6年6月26日 教育文化委員会

本市の観光施策の現状について、当局から説明を受けた。

また、行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

(説明要旨)

①北九州市観光振興プラン

ア 目指す姿及び基本方針

・目指す姿

「暮らす人」「訪れる人」がともにわくわくする観光・交流都市

・基本方針

- ・「夜景」「門司港レトロ・城下町小倉の歴史文化」など、本市がこれまで育ててきた魅力を一層向上
- ・マイクロツーリズム需要の取り込み
- ・宿泊客の約7割を占めるビジネス客向けの「プラスワン観光」の魅力の提供

イ 取組期間及びKPI

- ・取組期間
令和5年度～令和9年度（5年間）
- ・観光客数、宿泊客数、観光消費額
令和7年時点でコロナ禍前（令和元年）の水準を上回ること
- ・市民の満足度
令和7年時点で75%（令和4年調査結果の10%アップ）

ウ 直近の実績

- ・小倉城天守閣でのバーやカフェの営業開始など、様々なチャレンジによる話題づくりで、コロナ後の観光需要の拡大をうまく取り込んだことが観光客数などの回復要因となっている。

【実績】

項目	対象年	人数・金額	コロナ禍前からの回復状況
観光客数	令和5年	約2,360万人	約9.7割
外国人観光客数	令和5年	約27万人	約5割
宿泊客数	令和4年	約173万人	約9割
観光消費額	令和4年	約827億円	約6割

エ 戦略

- ・観光振興プラン実現のための戦略として、
 - ・「暮らす人」「訪れる人」がともに楽しめる観光資源の磨き上げ
 - ・ファン・リピーターづくりのための戦略的なプロモーション
 - ・「訪れる人」の満足度向上に向けた環境整備
 - ・何度も訪れ、楽しんでもらうための持続可能な観光地づくりを掲げている。
- ・戦略とあわせて、本市の観光の顔である門司港レトロ・和布刈、小倉都心部、皿倉・東田の3地区をリーディングプロジェクトとし、地区別アクションプランを策定している。

②北九州市インバウンド誘致アクションプラン

ア 概要

- ・北九州市観光振興プランのインバウンド戦略の取組を具体的に示すものとして、令和6年3月に本市で初めて策定した。

イ 目指す姿及び基本方針

- ・目指す姿
インバウンドで稼げるまち～ポテンシャルを開花させて、九州で一番訪れたいまちへ～
- ・基本方針
 - ・北九州市の魅力をしっかりと届ける
 - ・観光資源を発掘し磨き上げる

- ・回遊性向上を図るため「線」でつなぐ
- ・広域で連携して「面」で売り込む

ウ 取組期間及び目標値

- ・取組期間
令和6年度～令和9年度（4年間）
- ・外国人観光客に関する目標値

項目	人数・金額
日帰り観光客数	40万人以上
宿泊客数	30万人以上
観光消費額	400億円以上

○令和6年7月2日～4日 行政視察（札幌市）

①アドベンチャートラベルの取組

北海道では、平成29年に、北海道運輸局や旅行会社などで構成される北海道アドベンチャートラベル協議会を立ち上げ、観光の柱の一つとして、アドベンチャートラベルの普及と推進に取り組んでいる。

札幌市内のかでる2.7において、北海道アドベンチャートラベル協議会副会長（北海道運輸局課長補佐）及び事務局長（株式会社北海道宝島旅行社執行役員）から説明を受けた。

②プロスポネットSAPPOROの取組

札幌市は、北海道日本ハムファイターズなどの4つのプロスポーツチームとともにプロスポネットSAPPOROを設立し、スポーツ振興やシティープロモーション、スポーツツーリズムの実施など、スポーツを通じたまちづくりを推進している。

札幌市役所において、担当課長、担当係長及び担当者から説明を受けた。

○令和6年7月18日 教育文化委員会

令和6年7月2日～4日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①アドベンチャートラベルの取組（札幌市）

- ・日本独自の文化に触れさせることでコアな客層をつかむという、アドベンチャートラベルの考え方が面白いと思った。本市での実施に当たっては、近隣市町村との連携により、一つの拠点として周回しやすい観光を目指してはどうかと感じた。
- ・現地の文化という視点を踏まえた、本市独自のアドベンチャートラベルの展開は可能だと感じた。

②プロスポネットSAPPOROの取組（札幌市）

- ・プロスポーツチーム等とのタイアップにより、市民にスポーツの楽しさを知ってもらう取組は非常に有益だと感じた。
- ・北海道日本ハムファイターズが隣町へ本拠地を移したこともあり、取組に当たっての課題が多いように感じた。

○令和6年10月7日 教育文化委員会

令和6年11月1日から3日までの日程で開催予定の北九州国際映画祭2024について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①概要

- ・「映画の街・北九州」のさらなる成長のため、昨年12月に初開催した北九州国際映画祭の第2回を開催することとした。
- ・本市は多数の映画のロケ地となっており、地域に映画が根付いている。映画祭において多くの映画や映画人とその撮影を支えた市民とが交流することで、それぞれが刺激し合う独自の映画のエコシステムの確立・拡大を目指すため、コンセプトを「世界で最も映画愛に満ちた映画のエコシステムをつくる」とした。
- ・コンセプト実現のため、「映画で挑戦するすべての人を応援する」、「世界一映画を愛するコミュニティの形成」の2つの柱を設定した。
- ・北九州市出身の松居大悟監督と、松本清張作品「ゼロの焦点」で日本アカデミー賞を受賞した犬童一心監督がプログラマーに就任し、魅力的な映画を選出している。

②実施内容

ア セレモニー

- ・ウェルカムセレモニーは船場広場野外イベント会場、オープニングセレモニーはJ:COM北九州芸術劇場中劇場でそれぞれ実施する。

イ 上映作品

- ・九州初上映などの3作品を上映する「KIFFプレミア」や、北九州ゆかりの映画7作品から市民・映画ファンの投票で選定された作品を上映する「北九セレクション」など、合計25作品の上映を予定している。

ウ ワークショッププログラム

- ・「映画で挑戦するすべての人を応援する」というコンセプトの基、将来世界で活躍する映画人の排出を目指して、本格的な人材育成プログラムを開始することとした。
 - ・北九州NEXTムービーワークショップ
犬童一心監督監修の基、映像制作を志す方が、映画祭期間中に映画を撮影し公開する。（3チーム参加）

- ・ショートムービーコンテスト
3分以内のショートムービーを募集し、YouTubeでの再生回数等を踏まえて、一般部門及び小・中学生部門で各上位5作品を表彰する。
- ・未来をひらく子ども映画プロジェクト
ショートムービーコンテストの関連イベントとして、延べ51名の小・中学生が映画づくりを体験した。
- ・国際短編部門：学生セレクション
市内の学生から学生プログラマーを募集し、釜山国際短編映画祭2024で受賞した5作品の中から北九州国際映画祭2024賞を選定する。

エ まちなか映画館

- ・誰もが楽しめるプログラムとして、船場広場での映画上映やご当地グルメのブースなどの食のイベントを実施する。

③予算

- ・北九州国際映画祭2024の事業規模は3,000万円を予定している。その内訳としては、市の負担金が2,000万円、協賛金や映画鑑賞料が1,000万円程度を想定している。

○令和6年11月7日 教育文化委員会

報告書とりまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

本市は、観光・文化・スポーツを一体的に磨き上げ、都市ブランドの向上を図るため、令和6年4月の組織改正において都市ブランド創造局を新設し、新たな観光施策や、大規模国際スポーツ大会の誘致、北九州国際映画祭の開催など、積極的な方策を打ち出している。中でも、観光需要の拡大は、本市全体の魅力向上だけでなく、雇用創出にもつながる重要な施策であり、経済活性化のためにも一層の推進が求められる。

コロナ禍を経て、観光の在り方はこれまでの平面的な「点」の観光から、点と点をつなぐ立体的な「面」の観光へと変化しつつある。アドベンチャータラベルはその代表的な一つであり、視察を行った北海道では、雄大な自然やアイヌ文化、スキーやカヌー体験などを組み合わせた独自の観光施策に重点的に取り組んでいた。本市も、既存の地形を活用した夜景観光や平尾台などの自然、小倉城や産業革命遺産など、魅力ある資源を多数有している。誘客促進の観点からも、これらの資源の一体的な活用は有益であるため、他都市の事例を参考としながら、引き続き有効策を検討されたい。

都市ブランドの醸成は、一朝一夕で成し遂げられるものではなく、明確な方向性と戦略のもと、中長期的な視点で取り組む必要がある。都市ブランド創造局の設置により、観光をはじめとした様々な取組が複合的に掛け合わされ、相乗効果を生むことで、持続可能な取組へと発展するよう期待する。

保健福祉委員会報告書

令和6年11月14日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

保健福祉委員会委員長 村 上 直 樹

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 新型コロナウイルス等感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置づけが変更されることになり、これに合わせてこれまでの医療提供体制も変更されることとなったが、今後も感染を防止するための対策が望まれるところである。

また、新型コロナウイルス感染によるり患後症状（いわゆる後遺症）や新型コロナワクチン接種後の副反応などの新たな課題も生じている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、今後の新型コロナウイルスの感染防止対策、医療提供体制の在り方、り患後症状への対応、ワクチン接種及び接種後の副反応への対応など、市民がコロナ禍前のような不安のない日常を取り戻すために必要な対応や今後の感染症対策について調査を行うこととした。

(2) いきいき長寿プランについて

本市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次北九州市いきいき長寿プラン」に基づき、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けての取組が進められてきた。

人生100年時代を迎える中、政令指定都市の中で最も高齢化が進む本市においては、高齢者を取り巻く多くの課題に対して、その取組をより充実したものすることが求められている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、令和6年度以降の次期プランの策定に向けて、健康寿命の延伸のための健康づくりや生きがいづくり、認知症対策などの取組について調査を行うこととした。

(3) 子育てしたいまちづくりについて

全国的に少子化が進行する中、子供を取り巻く環境については、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど深刻な状況となっており、国は令和5年4月1日から「こども家庭庁」を発足するとともに、「こども基本法」を施行するなど、子供に関する取組や政策を強力に推進することとしている。

本市においても「元気発進！子どもプラン」(第3次計画)に基づき、子ども・子育てについての取組を進めているところであるが、少子化、人口減少には歯止めがかかっておらず、より子育てしやすい環境の整備が急務となっている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、子供が安全で安心して生活でき、本市で子育てしたいと思える環境づくりに向けて、子ども・子育て支援に関する取組について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 新型コロナウイルス等感染症への対応について

○令和5年4月13日 保健福祉委員会

感染症法上の位置づけ変更に伴う対応、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の発生状況

- ・発生状況について、第8波が到来し、12月の感染者数は33,126人と増加傾向だったが、令和5年3月では5,435人まで減少した。
- ・感染者は50代以下に多く、60代以上の高齢者世代は感染が少ない。
- ・新規感染者の減少に伴い、市内の病床使用率も低下しており、令和5年1月7日には過去最高となる83.7%まで上昇したものの、4月5日現在では5.3%まで低下した。
- ・重症病床使用率についても、令和5年1月4日に36.3%まで上昇したものの、4月5日現在ではゼロとなった。

②感染症法上の位置づけ変更に伴う対応

- ・新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上、現在の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置づけが変更される。
- ・見直し後の対応については、国から順次、対応方針や取扱いが示されており、県や市医師会と協議を進めている。
- ・新型コロナ関連の医療費は、入院した場合の自己負担額の一部等を除き、原則、自己負担となる。
- ・発熱時の受診等の対応は、広く一般的な医療機関での対応を目指す。
- ・症状のある方への抗原検査キットの無料配布や陽性者登録については、終了予定である。なお、高齢者施設や障害者施設への抗原検査キットの配布

は継続する。

- ・病床の確保については、県が策定する9月末までの移行計画に基づいて病床確保などの取組を行い、全病院での対応を目指す。
- ・入院勧告・入院調整については、入院勧告は終了するとともに、県が策定する移行計画に基づき、医療機関の間での入院調整に移行される。
- ・宿泊療養施設の確保については、患者への外出自粛要請がなくなることに伴い終了となる。
- ・自宅・施設療養者への往診などの医療支援については、ハイリスクの自宅療養者や高齢者施設への支援を継続する。
- ・患者の搬送については、保健所で実施しており、透析患者などで移動手段が確保できない患者の搬送支援は9月末まで継続する。
- ・自宅療養者への食糧支援については、患者への外出自粛要請がなくなることに伴い終了となる。
- ・患者の健康観察や相談対応について、健康観察は終了するが、陽性判明後の体調急変時の相談対応は継続される。
- ・感染者の把握は全数把握から、指定した医療機関に週1回報告を求める定点把握へと移行する。
- ・病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の対応については、国が必要があれば、感染症法上の指定感染症と位置づけ、一時的な対策を強化するなどの対応を直ちに講じる。

③令和5年度のワクチン接種等

- ・4月9日時点で、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けた方は約43万人で、対象者の約6割が接種済みである。
- ・令和5年度のワクチン接種については、特例臨時接種の期間が1年間延長されたことから、引き続き自己負担のないワクチン接種を行う。
- ・一般（12歳以上）について、春開始接種は65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、医療・施設等の従事者を対象に5月8日から8月31日に実施し、秋開始接種は全ての方を対象に9月から実施予定である。
- ・小児（5～11歳）についても、基礎疾患を有する方を対象とした春開始接種を開始し、秋開始接種については9月から実施予定である。
- ・乳幼児、生後6か月から4歳については、初回接種を引き続き実施する。
- ・市ホームページ、SNS、市政だよりに加え、新聞折込広告や全戸配布のお知らせなど、様々な媒体を活用して遺漏のないよう市民へ周知する。

《委員の主な意見》

- ・無症状の陽性者もいる中では、感染の早期発見、早期治療が感染拡大の防止に重要であるため、検査体制の充実や費用の助成について検討されたい。

- ・ワクチンに対しての不安を感じている市民もいるため、ワクチン接種を進めるに当たっては、安全性についての検証や情報の周知を図られたい。
- ・5類移行後は、コロナ禍前のような日常生活が取り戻せるよう、市民の健康づくりに関する取組も進められたい。

○令和5年5月17日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う医療提供体制の構築に向けた福岡県の移行計画等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①福岡県の移行計画

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年9月末までを医療提供体制の構築に向けた移行期間として、福岡県が移行計画を策定した。

②病床の確保

- ・9月末までの移行期間中は、福岡県が第8波での最大入院者数を踏まえ、県内に1,600床を確保する計画である。
- ・市内の医療機関については、5月8日時点で281床が7月末まで、210床が9月末まで確保されている。

③入院調整

- ・国の方針で、原則として医療機関の間で行うこととされた。

《委員の主な意見》

- ・今後は入院調整等で医療機関の負担が大きくなり、医療現場での混乱が危惧されるため、医師会や医療機関の意見をしっかりと聞くとともに、入院調整等のノウハウを持つ保健所からも支援を行われたい。
- ・高齢者の多い本市においては、新型コロナウイルスだけでなく、新たな感染症への対応は重要であるため、医療機関等と連携して研究及び対策を行い、市民の安全・安心の確保に努められたい。

○令和5年8月10日 保健福祉委員会

「(仮称)北九州市感染症予防計画」の策定等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の発生状況

- ・5類移行後に市内35箇所の定点医療機関から報告された発生状況は、5類移行直後の第19週では報告数が59人、一定点医療機関当たり1.69人だったものが、7月24日から7月30日の一週間では報告数が661人、一定点医療機関当たり18.89人と増加傾向である。

- ・市内確保病床の使用率については、8月4日時点で72.3%、8月9日時点で78.8%と医療への負荷が高まっている。
- ・本市では、市医師会とも連携して、市内の医療機関へ新型コロナ患者の受入れを要請しているほか、医療機関での入院調整が困難なケースについては、必要に応じて保健所が入院調整を支援することとしている。

②「(仮称)北九州市感染症予防計画」の策定

ア 計画の概要

- ・感染症法が改正され、保健所設置市においても、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた予防計画の策定が新たに義務づけられた。
- ・保健所設置市が策定する予防計画は、都道府県の予防計画に即して作成する。
- ・福岡県の予防計画の改定は、県医師会や県内の指定医療機関、医療従事者等の学識経験者、消防機関、本市を含む保健所設置市及び福岡県で構成される「福岡県感染症対策連携協議会」において議論され、本市の予防計画の策定についても、当協議会での結果を踏まえて作成する。

イ 計画の位置づけ

- ・感染症法第10条第14項により、保健所設置市においても策定が義務付けられているものであり、法定計画として策定するものである。

ウ 予防計画に定める主な項目

- ・感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項
- ・感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査・研究
- ・検査の実施体制及び検査能力の向上
- ・医療提供体制の確保
- ・宿泊療養施設の確保、外出自粛対象者等の環境整備
- ・総合調整及び指示の方針に関する事項
- ・人材の養成及び資質の向上
- ・保健所体制の確保

エ 今後のスケジュール

- ・来月の福岡県感染症対策連携協議会の「医療専門部会」において、県の予防計画の骨子案等が示される予定である。
- ・計画素案については、パブリックコメントを実施後、寄せられた意見の検討や県の協議会での議論を踏まえて、計画の最終案を常任委員会で報告する予定である。
- ・地域保健法に基づく国の基本方針に基づき、保健所と地方衛生研究所が策定する「健康危機対処計画」についても策定に向けて準備している。

《委員の主な意見》

- ・ 5類感染症に移行し、新型コロナウイルスに対する心構えの緩みから感染の拡大が懸念されるため、感染予防の取組と市民への啓発を継続されたい。
- ・ 本市が策定する感染症予防計画においては、感染後の後遺症への対応についても、これまでの新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえて計画に織り込むよう検討されたい。

○令和5年10月2日 保健福祉委員会

令和5年10月以降の医療提供体制等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①国の基本的な考え方

- ・ 医療費の公費負担や病床確保料の特例措置について、10月以降は、通常医療との公平性も踏まえ、通常の医療提供体制への移行をさらに進める必要があるとの考え方が示されたため、県は、改めて来年3月末までを移行期間として移行計画を見直す。

②入院医療体制

- ・ 基本的には、確保病床によらない患者の受入体制へ移行することが示されているが、確保病床については県の判断で令和6年3月まで継続することも可能とされており、県において改めて移行計画を策定する。

③外来医療体制

- ・ 外来対応医療機関については、ホームページでの公表を当面継続する。
- ・ かかりつけ患者に限定しない医療機関を含め、外来対応医療機関の確保・拡充を図ることとしており、県は、見直し後の移行計画において、この取組方針を追加して示すことが求められている。

④入院調整

- ・ 10月以降も、原則、医療機関間での入院調整を行いつつ、調整が困難な場合には、行政による支援や調整を行う枠組みの継続が可能となっており、入院調整体制も、見直し後の移行計画において、改めて方針が示される。

⑤医療費の公費負担

- ・ 入院医療費については、9月末までの間、高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円が減額されていたが、1万円の減額に見直された。
- ・ 新型コロナ治療薬は、他の疾病との公平性を踏まえ、一定の自己負担を求めた上で、9月以降も公費支援が継続される。

⑥相談窓口機能等

- ・ 発熱時の受診相談や体調急変時の相談などの相談窓口は、来年3月まで継続する。
- ・ 高齢者施設等への抗原検査キット配布や医療従事者派遣についても、それ

ぞれ来年3月末まで継続される。

- ・ゲノムサーベイランスについては、当面の間、継続する。

⑦患者の搬送

- ・透析患者など移動手段が確保できない患者の搬送支援を行う体制は、他の疾病との公平性の観点から9月末で終了となる。

《委員の主な意見》

- ・今回のように医療提供体制等に変更がある場合は、市民や医療現場での混乱が生じないように、速やかな周知を行われたい。
- ・症状が悪化した場合の相談窓口等、感染しても市民ができるだけ不安を感じることのない相談体制を構築されたい。
- ・重症化リスクのある高齢者の感染対策について、高齢者施設等への巡回を行うなど、感染防止対策の強化を図られたい。
- ・新型コロナウイルス感染後の後遺症で苦しんでいる方もいるため、具体的な注意喚起を行うとともに、後遺症に対する取組を進められたい。
- ・ワクチン接種後の副反応について、市民へ情報を提供するとともに、接種が任意であることについても周知されたい。
- ・ワクチン接種後の副反応による健康被害対応については、手厚い対応を行っている名古屋市等の事例を参考に取組を進められたい。
- ・感染症拡大時の救急搬送においては、救急への電話が繋がらない、搬送できないということがないように、関係機関と連携して円滑な搬送ができる対策を取られたい。
- ・医療機関では、5類感染症への移行後も面会制限が継続されているところもある。患者にとって家族等との面会は重要であるため、患者の人権という観点からも、面会が可能となるような対策を検討されたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

「北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録」の作成について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

- ・この記録は、次の感染症危機に備えるために、これまで市が行った対応について、経過や生じた課題等をまとめたものである。
- ・第1波から第8波までの波について時系列でまとめた部分と本市の取組について事項別にまとめた部分の2つのパートで構成されている。
- ・本編では、各項目を事業ごとに切り分け、さらにその取組を行った趣旨や具体的な取組内容、留意点などについても、できるだけ具体的に記載している。

《委員の主な意見》

- ・この対応記録は、本市での対応の課題を明確にするとともに、今後の感染症危機に備えるために、大変有意義なものである。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種が開始当初は、予約が取れない等の事例が発生したため、市が行った対応を検証し、今後の感染症対応につなげられたい。

○令和5年12月8日 保健福祉委員会

「北九州市感染症予防計画」等の素案の策定等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市感染症予防計画（素案）

ア 策定の背景と計画の位置づけ

- ・この計画は、次の感染症危機に備えるため、令和4年12月に改正された感染症法に基づき、県の感染症予防計画に即して、保健所設置市が定めるもので、今回初めて保健所設置市が計画を策定するものである。

イ 計画における県と保健所設置市の取組

- ・県の感染症予防計画は、福岡県感染症対策連携協議会で議論の上、策定が進められており、本市の計画は、県計画と整合性を確保し作成する。
- ・福岡県感染症対策連携協議会では、計画策定後も、計画に基づく取組状況が報告され、進捗を確認することで、平時から感染症対策の取組の改善と実施状況の検証を行う。
- ・県知事は、今回の法改正により、感染症対策全般について、平時より市長及び関係機関に対して総合調整を行う。

ウ 計画における主な取組

- ・次の感染症危機において、確実な医療提供体制等を確保するために、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた数値目標を盛り込んでおり、主には、病床や発熱外来などの医療提供体制、検査体制、保健所体等について数値目標を定めている。

エ 市民意見提出

- ・12月20日からパブリックコメントを実施の上、2月に議会への報告を行う予定である。

②北九州市保健所健康危機対処計画（素案）

ア 策定の目的・趣旨

- ・この計画は、北九州市感染症予防計画と整合性を確保しながら、平時からの人材確保・育成、関係機関との連携、ICT化等による業務効率化の検討を行うとともに、健康危機発生時には速やかに有事への体制移行を行う準備を計画的に進めることを目的に策定するものである。

イ 計画の主な内容

(平時の取組)

- ・体制整備、D X導入などの業務効率化
- ・専門人材の確保・育成、研修・訓練の取組
- ・関係団体・機関との継続的な連携強化

(有事の取組)

- ・流行初期段階での迅速な人員確保、D X導入などの継続した業務効率化
- ・重症化リスクの高い高齢者が多いことや空港や港があり、水際対策が重要となる等の地域特性を考慮した対応

ウ 今後のスケジュール

- ・12月15日に、感染症対応に係る搬送等訓練を実施し、訓練の効果検証等を踏まえ、素案をブラッシュアップし、2月の常任委員会で計画の最終案を報告する予定である。

③北九州市保健環境研究所健康危機対処計画（素案）

ア 策定の目的・趣旨

- ・この計画は、北九州市感染症予防計画の実行性を担保するため、今後の感染症対策を円滑に推進することを目的として、本研究所が取り組むべき事項について策定するものである。

イ 計画の主な内容

(平時の取組)

- ・体制整備、応援体制の構築
- ・計画的なO J T研修による人材育成、実践型訓練の実施

(有事の取組)

- ・感染拡大フェーズ（感染症発生時、流行初期、流行初期以降、流行収束期における取組・体制
- ・感染防御策、業務継続計画の作成
- ・感染症危機発生後の対応

ウ 今後のスケジュール

- ・この素案を基に今年度内の策定を予定している。

《委員の主な意見》

- ・人員体制について、有事の際には保健所職員以外の職員も配置するとのことであるが、対応については平時から研修等を通じて十分準備されたい。
- ・計画にも記載があるが、新型コロナウイルス感染症の対応では、患者の隔離などが行われた事例もあったことから、今後の感染症対策においては、患者を含め、人としての生き方が尊重されるような対応を行われたい。

- ・計画については、市民に分かりやすく知らせることが必要であるため、保健所の体制など、素案を作成するに当たってどのような検討がされ、今後どのようにしていくのかということを具体的に示されたい。
- ・今後の感染症対策においても、医療機関との連携がポイントとなるため、計画については医療機関の理解が得られるよう、十分に説明されたい。

○令和6年3月21日 保健福祉委員会

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症への対応、「北九州市感染症予防計画」等の最終案について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

ア 医療提供体制

- ・令和6年3月末までを移行期間として、幅広い医療機関で受診できる医療体制へと段階的に移行することに伴い、本市の入院医療体制における確保病床は、3月末で終了する。
- ・外来医療体制については、外来対応医療機関の公表を終了する。
- ・医療費の公費支援については、令和6年4月以降の特例的な財政支援が終了することが国から示されたため、3月末で終了する。
- ・受診相談については、発熱時の受診相談などの相談窓口である「コロナ専用の受診・相談センター」を3月末で終了し、4月からは、県が設置する「福岡県救急医療相談窓口（#7119または#8000）」で対応する。また、受診相談以外の感染症に関する一般的な相談は保健所が対応する。

イ 新型コロナウイルスワクチン接種

- ・4月以降は、接種の分類がB類疾病の定期接種となり、65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象に年1回、秋からの開始を想定している。
- ・国の基本的な考え方として、現在実施中の生後6か月以上の全ての方に対する全額公費による接種を令和6年3月末で終了するため、接種費用は原則有料となる。
- ・ワクチン価格は当初予定の3,260円を超過することが見込まれるため、3,260円を超える部分については、国が自治体に対して助成金を支給することにより、接種費用を7,000円となるように調整を行っている。
- ・自己負担額については、生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税の方は減免され、無料となる。それ以外の高齢者等については、ワクチン代相当額を基準に、自治体が自己負担額を設定することになる。
- ・定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種として、自費で接種することになる。

- ・今後、新型コロナワクチン接種に係る国の関係規定の改正等を踏まえ、医師会等と協議を行う。

②北九州市感染症予防計画（最終案）

ア 市民意見の募集結果

- ・令和5年12月20日から令和6年1月19日までの31日間で市民意見を募集したが、計画素案に対する市民意見の提出はなかった。

イ 福岡県感染症対策連携協議会における協議

- ・1月26日に福岡県感染症対策連携協議会医療専門部会、2月13日に福岡県感染症対策連携協議会が開催された結果、県が示した福岡県感染症予防計画素案について委員から示された意見により、計画案の修正が行われた。

ウ 修正意見と本市計画の修正内容

- ・協議会での委員からの意見を受け、県は、「地域における感染症対策の中核的機関である保健所とともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携して調整する」旨を追記した。
- ・本市の計画においても、この項目は県の計画を引用記載する部分となるため、計画の修正を行った。

エ 今後のスケジュール

- ・令和6年4月に計画を策定し、6月議会において「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に係る報告として提出する。

③北九州市保健所健康危機対処計画（最終案）

ア 素案からの主な修正点

- ・計画を策定することとなった経緯及び保健所における新型コロナウイルス感染症対応での主な取組及び課題を追記した。
- ・平時からの計画的な体制整備を図るため、健康危機対処計画の策定が義務づけられたことを記載した。
- ・計画の策定に当たり、医師会等の関係団体や感染症の専門家等からなる検討会を設置して意見を聴取するとともに、新興感染症の流行初期における対応を想定した実践型訓練を実施した。
- ・検討会での意見や訓練実施により明らかとなった課題等を踏まえ、実効性の高い訓練の実施や流行フェーズごとの相談対応用Q&Aの作成、感染初期段階からの検査体制整備、有事に使用する機材の定期的な使用方法の確認・点検、夜間など指定医療機関等で患者受入れに時間を要する場合の対応、ICTを活用した情報共有に関する平時からの準備、保健所警戒本部立ち上げ時の会議で決定すべき事項等について追記した。

イ 今後のスケジュール

- ・年度内に本計画を策定し、令和6年4月から運用を開始する。

④北九州市保健環境研究所健康危機対処計画（最終案）

ア 素案からの主な修正点

- ・感染症危機発生時において速やかに検査体制を構築し、円滑にPCR等の検査が実施できるよう指揮命令系統及び役割分担を明確に定めた。
- ・県内3つの保健環境研究所において、日頃から情報収集、意見交換のほか、平時における合同実践型訓練、合同研修等による人材育成、検査体制に関する情報共有を行い、有事には相互検査協力を実施する等、一層の連携強化を図ることを確認した。
- ・保健環境研究所の検査の質の向上を図るとともに、国内の感染症サーベイランスに寄与するため、国立感染症研究所等が開催する研修及び共同研究に積極的に職員を参加させることを明記した。

イ 今後のスケジュール

- ・年度内に本計画を策定し、令和6年4月から運用を開始する。

《委員の主な意見》

- ・新型コロナワクチンの接種については、令和6年4月から原則有料となることだが、インフルエンザワクチンと同様に、高齢者等が接種しやすくなるように自己負担額を引き下げるなどの対策を検討されたい。
- ・1歳未満の子供のワクチン接種による副反応の状況等について、保護者等が接種させるかどうかの判断に必要となるため、最新の情報を速やかに提供するよう努められたい。
- ・新型コロナワクチン接種後の副反応への対応については、接種がB類疾病の定期接種になることに伴い、健康被害救済制度の適用も変更されることだが、変更点については相談体制を含め、市民や医療機関に的確に周知されたい。
- ・感染症予防計画については、新たな感染症が発生した場合の対応が中心となっているが、感染予防には普段からの市民の健康づくりが大切であるため、一体的な取組を進められたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応から、今後の感染症対策についても保健所や保健環境研究所の役割が重要となってくるため、体制の強化を図られたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日 行政視察

ワクチン接種による後遺症等への対応（名古屋市）

名古屋市は、令和4年3月に、新型コロナウイルスワクチンの接種から2週間以上経過しても継続するような、長期的な副反応が疑われる症状のある方に対して、名古屋市医師会や愛知県看護協会と連携し、治療及び予防接種健康被害救済制度を案内する専用の電話相談窓口を開設し、相談対応を行っている。

また、長期的な副反応と思われる症状で受診した方の症例集を作成し、症例や臨床の経過、治療の状況について市民や医療機関への有用な情報提供を行っており、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等で医療機関を受診した方に対し、健康被害救済制度の申請を支援するための健康被害救済申請支援金を創設するなど、手厚い対応が特徴的だと感じた。
- ・健康被害救済制度の申請のために、医療機関に受診証明書や診断書の作成を依頼しても、何らかの不利益が生じることを心配して、断わられるケースもあると聞く。名古屋市ではそのような不利益が生じることはないことなどの情報が医療機関へ提供されており、断わられるケースはないとのことであったため、本市においても医師会と連携した医療機関への適切な情報の提供が必要である。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

新型コロナウイルス感染症は、本市でも想定を大きく超える感染の波が繰り返され、そのたびに、医療提供体制や保健所体制に大きな影響を与えた。

本市では、北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染対策の徹底を図るとともに、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援等に取り組んできた。取組に当たっては、市民の皆様をはじめ、医療機関や医療従事者、企業や団体等の関係機関等に協力いただき、市が一丸となって対応してきたところである。これまでの様々な取組に御尽力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げる。

一方で、本市の対応においては、相談窓口につながらないなどの相談体制や業務に即応できる人材、PCR検査に係る人材不足等の人員体制等が課

題となった。

相談体制や人員体制については、平時からの準備が重要であり、研修等を通じて即応できる人材を育て、感染症発生時に迅速に対応できるよう、必要な人材の育成と人員の確保を図られたい。

また、新型コロナウイルス感染症のり患後症状（いわゆる後遺症）や新型コロナワクチン接種後の副反応による健康被害など新たな問題も生じている。市民が不安にならないよう、り患後症状がある方については診療対応可能な医療機関の情報提供を図るとともに、ワクチン接種後の副反応については健康被害救済制度等の案内を引き続き丁寧に行われたい。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置付けが変更され、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策などが変更されたが、今後も感染が継続していくことが見込まれることから、市民への感染予防の周知や啓発を引き続き行っていくことが重要である。

今後の感染対策については、新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、「北九州市感染症予防計画」「北九州市保健所健康危機対処計画」「北九州市保健環境研究所健康危機対処計画」が策定されたが、この計画に基づき、新たな感染症へ迅速かつ適切に対応し、市民が安心して生活できる対策が実行されることを期待したい。

(2) いきいき長寿プランについて

○令和5年5月17日 保健福祉委員会

次期北九州市いきいき長寿プランの概要について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①計画の概要

- ・この計画は、法定計画である「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、国の認知症施策推進総合戦略を踏まえた「北九州市オレンジプラン」、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した、高齢者施策を総合的に推進するものである。
- ・計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間となる。
- ・「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の意見等を聞きながら検討を進めるとともに、パブリックコメントを実施するなど、市民や関係団体などからの意見を計画に反映していく。

②今後のスケジュール

- ・令和5年12月までに計画素案を作成の上、パブリックコメントを実施し、令和6年2月頃にパブリックコメントの実施結果及び計画最終案を保健福祉委員会へ報告の上、令和6年3月に計画を策定する予定である。

《委員の主な意見》

- ・何か困ったときに、助け合える人が近所にいない方が多く、非常に不安を感じていると思うため、相談窓口となる地域包括支援センターの周知を図られたい。
- ・高齢者の近所付き合いを増やすためには、若年層から近所付き合いを増やす必要があると思うが、これは様々な部署が関係する問題であるため、保健福祉局だけでなく市全体での取組を進められたい。
- ・介護に関する経済的な負担を感じている方が多いため、次期計画においては、負担軽減についても対応するよう進められたい。
- ・調査結果を踏まえて耳の対応が求められる場合は計画に盛り込む必要があるため、耳の聞こえについての調査項目追加を検討いただきたい。
- ・本市は政令指定都市の中で最も高齢化率が高く、高齢者への取組は全国のモデルとなると考えるため、先進的で独自性のある施策を進めるなど、全国に示していけるような取組を進められたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月14日 行政視察

エンディングプラン・サポート事業（神奈川県横須賀市）

神奈川県横須賀市では、近年増加する引取り手のない遺骨や遺留金品、空き家など、市民が亡くなった後に顕在化する課題について、生前での解決を目指して、「エンディングプラン・サポート事業」及び「わたしの終活登録」の2つの終活支援事業を行っており、これらの取組について神奈川県横須賀市の担当者から説明を受けた。

○令和5年11月22日 保健福祉委員会

令和5年11月14日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・引取り手のない遺体の火葬に、多くの公費負担を伴うことは非常に問題であり、今後も増加していくと考えられるため、横須賀市の取組を参考に、早急に支援制度を検討・導入されたい。
- ・横須賀市のような、市民が安心して自分の情報を登録できる制度や官民連携による死後事務などの社会的支援の取組は重要であり、市の財政にも市民にも有意義であるため、実施に向けて取り組まれたい。

- ・登録制度は、市民にとって自治体による整備が安心であると考えますが、個人情報管理の面など様々な課題が考えられるため、本市で実施する場合は注意されたい。

○令和5年12月14日 保健福祉委員会

次期高齢者プランとなる「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」(素案)、第9期介護保険事業計画の概要等について当局から説明を受けた。

(説明要旨)

① (仮称)北九州市しあわせ長寿プラン (素案)

ア 計画の位置づけ

- ・この計画は、法定計画である「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」に加え、国の認知症施策推進総合戦略を踏まえた「北九州オレンジプラン」、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した高齢者施策を総合的に推進するものである。

イ 計画の期間

- ・計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間である。

ウ 計画の名称

- ・人生100年時代が訪れようとしている中、高齢者が長寿を恩恵として幸福を感じる幸福長寿モデル都市としてのまちの実現を目指すことから、「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～」とした。

エ 計画の主な内容

- ・北九州市の高齢者を取り巻く状況
- ・計画のビジョンと目標

(ビジョン)

「高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に暮らすことができるまち」

(目標)

「目指そう活力ある100年～健康長寿～」

「人情息づく支えあいのまち～地域共生社会～」

「選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～」

オ 市民意見の募集

- ・12月20日から1月19日まで本計画の素案について市民等から意見を聴取するための市民意見の募集を行う。

②第9期介護保険事業計画

「第9期介護保険事業計画」は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の拠りどころとなるものである。

ア 第1号被保険者の見込み

- ・北九州市の高齢者は第8期の令和3から5年度の3か年と、第9期の令和6から8年度の3か年を比べると、被保険者が1%程度減少する。
- ・後期高齢者は、第9期中の令和8年にピークを迎え、85歳以上の高齢者は令和17年まで増加する。

イ 要介護認定者及びサービス利用者の見込み

- ・後期高齢者の中でも、要介護認定率が高い85歳以上高齢者の増加により介護サービス利用者は3%程度増加する見込みである。

ウ 介護給付費の状況

- ・要支援を除く介護サービスの給付費は、第9期の合計で2,952億円と見ており、第8期と比べると決算ベースで4%程度増加する見込みである。

エ 高齢者施設等の整備

- ・第9期における介護施設の整備については、介護3施設（特養・老健・介護医療院）は入所率が90%前後で推移しており、12年後の令和17年度からは要介護者も減り始めることを念頭に新たな整備はしない。
- ・老朽化による廃止が出始めた認知症対応型グループホームについては45床の整備を、特定施設入居者介護（介護付き有料老人ホーム）では、生産性向上に先進的に取り組む施設整備及び介護を必要とする方の住まいとして128床の整備する予定である。

オ 地域支援事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業を第8期に続き実施する。

カ 任意事業

- ・任意事業として実施してきた「おむつ給付」については、平成30年度から国が事業メニューから外し、経過措置として実施してきたが、経過措置の終了を念頭に、65歳以上の方の保険料を100%使った保健福祉事業として継続することとしている。

キ 事業費の見込み

- ・これらの見通しを踏まえた事業費の総額は、3,075億円と見ており、第8期と比べて、ほぼ横ばいとなっている。

ク 介護保険料

- ・第9期介護保険料は、現在の国の標準である9段階を13段階に細分化するとともに、国の最高段階の乗率の1.7を2.4程度に引き上げる。
- ・本市では、既に13段階としているが、これに国の細分化を織り込んで15段階とすることを考えており、最高段階の乗率も、現在の2.15を国と同様の2.4程度に引き上げることを念頭に置いているが、段階の境となる所得をどこに置くかなどは、国の成案を踏まえて決定していく。

- ・基準額の見通しは、保険料引き下げ財源として、介護給付準備基金等を一定額活用した上で、基準額が年額8万円から8万2千円、月額6,660円から6,830円と見込んでいる。

ケ 介護人材の確保

- ・介護の仕事の情報発信、魅力発信による参入促進、人材確保とともに処遇改善加算の取得促進など、原資を確保した上で、働きやすい職場を実現する取組みにより、離職防止につなげたいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・本計画の目標に掲げられている「人とのつながり」「自らの意思で決める」ということが、新型コロナウイルス感染症の影響で侵害され、「健康で長生き」という目標の達成が難しくなっているため、感染症対応での経験や反省を生かして次期計画を実施されたい。
- ・「自らの意思で決める」という話の中で、介護施設への入所を希望される方や家族が施設を探すには大変な労力がかかるため、その相談体制の充実など、必要な方に寄り添った取組を進められたい。
- ・計画のビジョンの一つである「人情息づく支えあいのまち」について、行政についても人情のある対応に努められたい。
- ・高齢者の就業支援については、働いて社会に貢献したいという方もいるため、ハローワーク等と連携して、高齢者の健康状態に応じた短時間の労働など、多様な働く場の提供に取り組まれたい。
- ・難聴者への支援については、人とつながり続けることや健康づくり、介護予防という点でも重要であるため、コミュニケーションを支援する取組について次期計画に記載されたい。
- ・おむつ給付については、65歳以上の方の介護保険料を100%使った保健福祉事業で継続されるとのことだが、その影響により介護保険料が上昇するため、市の財源を活用したおむつ給付を検討されたい。
- ・将来的に高齢者も減少し始めることから、介護保険施設の整備が難しくなるため、民間の高齢者施設の整備に対する支援についても検討されたい。

○令和6年2月8日 保健福祉委員会

「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」素案に対する市民意見の募集結果(最終案)、「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」(最終案)について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①市民意見の募集結果及び素案の主な修正点

- ・12月20日～1月19日にかけて実施し、63の個人及び団体から、延べ119件

の意見をいただいた。

- ・分かりやすい計画となるよう平易な語句を意識して使用してほしいという意見を受け、聞きなれない言葉等についての用語解説や、取組内容や専門用語などを分かりやすく記述するコーナーを追加した。
- ・シニア世代が北九州市で楽しみながら豊かな時間を過ごせるようなことも入れてほしいという意見を受け、「第5章具体的な取組み」の目標1の取組みが「心豊かな時間を過ごすため」と判るよう冒頭の説明部分に追加した。
- ・認知症の予防の概念に関する意見を受け、認知症基本法等の記載内容と合わせて早期発見・早期対応の推進についての施策を追加した。
- ・「地域リハビリテーションの推進に向けた3つの取組」について、ケース会議などの事例を通じた研修会等による人材育成が大切、地域リハビリテーション支援センターや協力機関の活動が重要、という2件の意見を受け、研修会や体制づくり、地域リハビリテーション支援センターの役割、協力機関の連携等について追加した。
- ・高齢者が徒歩で外出すること想定した、整備や走行マナーの啓発事業も必要と考えるという意見を受け、高齢者が居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの視点を追加した。
- ・介護保険事業計画に係るものについて、国の報酬改定及び直近の介護給付費実績等を反映し、最終的な推計を行った。
- ・国の保険料の標準段階を反映し、第9期介護保険料（基準額）を月額6,590円と決定した。
- ・その他、素案では認知症基本法の記述にあわせ、「認知症」と表記していたが、より若年性認知症への支援も含むことをより明確にするため、施策名に認知症と若年性認知症を並記した。
- ・おむつ給付サービス事業について、介護保険の任意事業から外れる予定であったが、厚生労働省通知において、例外的な激変緩和措置として、一定の要件のもと第9期計画も、地域支援事業として実施することは差し支えないとされたため、関連部分の記述を修正した。

②今後のスケジュール

- ・北九州市介護保険条例の一部改正について議決後、3月中に計画を策定し、6月議会において「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に係る報告等として、「北九州市しあわせ長寿プラン」を提出する。

《委員の主な意見》

- ・今後増加していく高齢者の方が安心して暮らしていくためには、高齢者に関する様々な業務を担う地域包括支援センターが重要となるため、その機能強化を図られたい。

- ・本計画は、高齢者が幸せを感じて、健康で元気に過ごせるということを基本に実施され、結果として健康な高齢者が増加し、介護保険にかかる費用負担も抑えられるという考え方で実施されたい。
- ・介護保険事業計画では、介護報酬については全体としては引き上げられるが、訪問介護事業の報酬が引き下げられるため、訪問介護事業を含め、全事業所がしっかりしたサービスを提供できるよう支援されたい。
- ・今後、介護が必要となる高齢者が増加するに伴い、全体として要介護度も上昇していくと思われるため、おむつ給付を含む、介護にかかるサービスの充実に取り組まされたい。
- ・高齢者が活力ある100年を過ごすためには、人情息づく支え合いの町であることが大切であるため、地域のきずなにつながる市民センターでの地域活動やボランティア活動等に参加しやすいよう引き続き配慮されたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期には利用者が外に出られない施設もあったため、外出などを自分の意思で決められるよう施設への注意を払われたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

終活における支援の在り方の検討について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①検討の趣旨

- ・少子高齢化の進展により、高齢者の独り暮らしや認知症の高齢者が増えており、今後さらなる増加が見込まれることに加え、近所付き合いの希薄化などの不安から、終活への関心が全国的に高まっている。
- ・葬儀や納骨、各種届出等のサービスを行う民間事業者が増加しているが、これまで監督官庁や法令などがなく、消費者トラブルが増えていることが問題となっていたため、国は事業者が留意すべき事項等を整理したガイドラインを策定するなど、対策を開始した。
- ・本市においても、こうした背景を踏まえて、誰もが不安を感じることなく終活の取組を行うことができ、人生の最後まで本人の意思が尊重され、その人らしく暮らし続けていけるための支援が必要であると考え、終活の現状や課題、市民が望む支援内容等を把握するとともに、これからの終活支援の在り方について検討を行う。

②検討内容

- ・市民や高齢者の支援に関わる方に、終活の状況や移行するためのアンケートを行う。
- ・葬儀社や不動産事業者、死後事務のサービスを行っている民間事業者などにも、別途ヒアリングを行う予定である。

③検討会の開催

- ・終活支援の取組について幅広く御意見をいただくため、有識者等をメンバーとする検討会を設ける。
- ・検討会のメンバーは、高齢者の権利擁護関係の学識経験者や弁護士、司法書士、介護事業者、金融機関、消費生活センター、終活事業を行っている社会福祉協議会などを想定している。
- ・検討会は7月から9月の間で3回程度実施し、本市における市民の終活の現状や課題の共有、アンケート調査の分析と市民が求める終活支援策の把握、今後の終活支援の在り方についての検討、そのためのネットワーク形成などの内容を考えている。

④今後のスケジュール

- ・検討会の意見等を踏まえ、関係機関と連携の上、高齢者が安心して相談できる終活支援の仕組みについて検討していく。

《委員の主な意見》

- ・終活に関しては、身寄りのない方からの不安の声を多く聞いているため、検討会を行うに当たっては、そのような状況にいる方もメンバーに入れることを検討されたい。
- ・独り暮らしの方など、終活をどのようにすればいいのかわからない方もいるため、検討会では、そのような方に対して支援を行う体制づくりについても検討されたい。
- ・横須賀市への視察の際に、個人情報の管理が難しいとの話を伺ったが、エンディングノートはプライベートな情報なので、それを預かれないとなると終活の大きな問題となるため、市としてどのように考えていくのかを課題として検討されたい。
- ・終活の相談は様々なものがあるが、今までに受けた具体的な相談や経験を踏まえ、今後の取組に生かされたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日～11日 行政視察（岡山市、名古屋市）

①チームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）について（岡山市）

岡山市では、チームオレンジの活動を通じて「当事者・家族」が「自分の希望」を「地域で発信できる場」の構築を進め、令和7年度までの間に、各福祉区で1つ以上の活動開始を目指している。

その中で、「MK（まじでかいてき）あおぞら教室さくら組」の取組が、認

知症サポーターキャラバン令和4年度チームオレンジ取組事例の特別賞を受賞し、現在ステップアップ講座の講師を務めてもらうなどしてチームオレンジの活動を積極的に広げており、これらの取組について岡山市の担当者から説明を受けた。

②在宅介護総合特区（AAAシティおかやま）について（岡山市）

岡山市では「高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」をコンセプトに、全国でも数少ない「在宅介護」に焦点をあてた総合特区（AAAシティおかやま）を実施している。

総合特区では目標を達成するために様々な事業を実施し、特に効果があったものについては、全国的に広がるよう国に要望するなど、積極的な事業を展開しており、これらの取組について岡山市の担当者から説明を受けた。

③フレイル予防ポイント&見守りアプリについて（名古屋市）

名古屋市では、スマートフォンアプリである「フレイル予防ポイント&見守りアプリ」を活用して、加齢とともに心身活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にあるフレイルを予防するとともに、地域における見守り活動を進めている。

また、多くの利用を図るため、アプリのダウンロードや基本操作を個別にサポートする場や研修会等も実施しており、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月10日～11日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①チームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）について（岡山市）

- ・岡山市では認知症サポーターの方が地域で認知症への理解を広めるための活動をしており、本市においてもサポーターの方たちが認知症に対する意識を持ってどんな取組ができるのか考えたい。
- ・「MK（まじでかいてき）あおぞら教室さくら組」では、認知症の方や家族、地域の方が認知症サポーターの自宅の軒下などに集まって、気軽に交流している取組は非常にいいと思った。
- ・認知症の方や家族が日常生活をしている場所に集まって、行政や医療機関も連携して活動しているところもあり、本市でも取組の参考にしてはどうかと思った。
- ・認知症の方のために地域の方が集まり、当事者や家族の声を聞いた上でできる活動を実施しているところもあり、大変感銘を受けた。

- ・認知症に関する取組を進めていくためには、地域の方に認知症に対する理解を深めてもらうことが重要であるため、本市の認知症サポーター養成講座については、より力を入れるべきだと思う。
 - ・チームオレンジを進めるに当たり、集まる場に来ることができない認知症の方や家族に対しての対応は課題ではないかと感じた。
 - ・認知症の方を支える家族も大変であるため、本市においても岡山市のチームオレンジのように、地域で支えていかなければならないと思った。
- ②在宅介護総合特区（AAAシティおかやま）について（岡山市）
- ・岡山市では最先端介護機器貸与モデル事業として、介護保険制度が適用されない介護機器についても1割負担で貸与しており、本市においてもこのような負担軽減策について検討すべきである。
 - ・岡山市の高齢者活躍推進事業では、要介護高齢者がデイサービスなどで軽作業を行っているが、人生100年時代と言われる中で、そのような要介護高齢者も社会参加ができるような取組が必要である。
 - ・デイサービスでの就労的社会参加については、依頼した企業から謝礼を受け取ることができる場合もあり、やりがいにもつながるため、事業としての可能性を感じた。
 - ・高齢者活躍推進事業を実施するには、参加してもらう企業が必要なため、企業が参加しやすくなるように、市の事業での入札等においてインセンティブが働くような仕組みがあったらいいと思う。
- ③フレイル予防ポイント&見守りアプリについて（名古屋市）
- ・名古屋市のアプリでは、ドコモと提携して、歩数に応じたポイント付与や見守り機能として、歩いてない場合の家族などへの連絡機能など、非常に良いと感じた。
 - ・本市にも、あんしん通報システムや民間警備会社が行っているサービスがあるが、夜間等に意識を失うことが心配という方も多いので、そのような場合の対策も検討してほしい。
 - ・高齢者のフレイル対策は大変重要だと思うが、名古屋市は40代や50代のフレイル予備軍も多いとのことであり、この予備軍への対策が高齢者のフレイル減少につながると思うので、本市においてもこの予備軍への対策を進めるべきだと思う。
 - ・健康が保持できれば、それによって医療費も削減されるので、本市も名古屋市のようなアプリを導入するなどして、フレイル対策の質を向上していく必要がある。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

本市では、令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までの高齢者施策を総合的に推進するための計画となる「北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～」を策定し、高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に暮らすことができるまちを目指すとした。

そのためには、高齢者が人や地域とつながりながら社会参加を続けることや、重度の介護が必要な状態になっても、人生の最終段階まで住み慣れた地域で暮らし続けられることなど、本人の意志が尊重されることが重要となる。

しかし、現状は、コロナ禍の影響などから、高齢者の近所付き合いは希薄となっており、何か困ったときに助け合える人がいない方も多くなっているため、相談窓口として地域包括支援センターの充実を図るとともに、広く周知を行う必要がある。

認知症支援についても、住み慣れた地域で生活するには、地域での認知症に対する理解が重要であることから、認知症サポーターのさらなる養成に加え、地域で支え合う取組が必要である。

また、独り暮らしの高齢者の増加や近所付き合いの希薄化などの不安から、終活への関心が全国的に高まっており、本市においても、終活支援の在り方についての検討が始まっている。終活は、亡くなった後に顕在化する課題を生前に、自分の意志での解決を目指すものであり、高齢者の安心につながることから、本市においても取組を進めることが望まれる。

一方で、本委員会で視察した神奈川県横須賀市では、終活の支援プランの策定などを行う事業や緊急連絡先等の情報を登録し、もしものときに指定先に開示する事業を行っているが、個人情報取り扱いなどに課題があることから、今後、本市での取組を進めるに当たっては十分な検討を行われたい。

今後の高齢者支援については、本市が進めてきた地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、さらなる深化を目指すとともに、しあわせ長寿プランに掲げる施策を着実に実行することにより、高齢者が役割を持って活躍でき、健康で自分らしく、安心して幸福に暮らすことができるまちが実現することを期待する。

(3) 子育てしたいまちづくりについて

○令和5年7月27日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」制定に向けた取組について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①子ども憲章の概要

- ・子供を地域社会全体で見守り、育てていくため、子供や子育てに対する認識を共有するため、「(仮称)子ども憲章」の制定に着手することとした。

②制定の目的

- ・地域社会全体で子供に関わり、見守り、育てるという気運を醸成することを目的とする。

③子ども憲章の内容（イメージ）

- ・1つ目に、子ども憲章は、日常生活の中で、様々な立場の方の子供や子育てに対する思いや価値観の違い（ギャップ）が、できるだけ縮まり、多くの人が言葉として共有できるものを想定している。
- ・具体的なイメージとして、資料に「電車の中で子供が大泣きしているケース」を記載しているが、このような日常生活での子供連れの場合等において、子育て当事者である「親」とその「周りの人」とのお互いのギャップを縮め、気遣いできる優しい社会となるような子ども憲章にしたいと考えている。
- ・2つ目に、「憲章」というと、格式高いイメージがあるかと思うが、より日常生活に近い、柔らかい言葉で編成したいと考えている。
- ・子ども憲章の表現としては、北九州市教育委員会が平成15年に制定した「北九州市子どもを育てる10か条」に近いイメージと考えている。
- ・最終的に「子ども憲章」という名称とするかも含めて検討していく。

④今後の予定

- ・子供自身や子育てに関わる方だけでなく、異なる世代や立場の方々から幅広く意見を聞いて制定したいと考えている。
- ・8月上旬から一般向けWebアンケートを実施する。その後、市内の小学校、中学校、特別支援学校の子供たちを対象としたアンケート調査、関係団体等からのヒアリング（意見交換）、子供や若者ワークショップの開催、有識者等からの意見聴取、シンポジウムの開催などを行う。
- ・令和6年の夏頃を目途に、子ども憲章が制定できるよう取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・子ども憲章については、教育や保育の現場で子供たちに向き合っている先生などの声をしっかりくみ上げられたい。
- ・親も子供と一緒に育っていくという視点も考慮されたい。
- ・お題目形式でなく、子供たちが安心して暮らせると実感できる内容となるよう検討を進められたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月13日、15日 行政視察（神戸市、東京都世田谷区）

①保育所送迎ステーションについて（神戸市）

神戸市では、子供の健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、「神戸っ子すこやかプラン」を策定し、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消、さらには、子供の特性や地域の実情を踏まえつつ、妊娠期から出産、そして学齢期まで切れ目のない支援を行っている。

中でも、保育所や認定こども園の新設など、保育定員の拡大を進めるとともに、市内7エリアで保育所送迎ステーションを開設しており、これらの取組について神戸市の担当者から説明を受けた。

②ヤングケアラー支援について（神戸市）

ヤングケアラーについては、まだ法律上の定義はなく、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供をヤングケアラーと位置づけている。

神戸市では、ヤングケアラー支援に当たっては、18歳未満で支援を終了するのではなく、大学生など、引き続き支援を必要とするケースも考えられるため、20代も支援の対象としており、これらの取組について神戸市の担当者から説明を受けた。

③子どもの居場所づくりについて（東京都世田谷区）

羽根木プレーパークは、「子どもにもっと自由な遊びを！」という住民の思いと力により誕生した、日本初の冒険遊び場であり、区内4箇所のプレーパーク内では、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに禁止事項をなるべくなくし、たき火や木登りなど、子供が自然の中で自由にのびのび遊べる環境をつくっている。

プレーパークの運営を世田谷区から委託されているNPO法人プレーパークせたがやは、中高生が集う夕食会や親同士が話せる場づくりなど、様々な子ども・親支援に取り組んでおり、これらの取組について世話人（運営ボランティア）から説明を受け、施設を見学した。

○令和5年11月22日 保健福祉委員会

令和5年11月13日、15日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①保育所送迎ステーションについて（神戸市）

- ・保護者の保育所選びの選択肢を増やすという意味ではメリットがあるが、子供の受け渡しの場面が増えるため、しっかりとした安全対策が必要である。
- ・立地条件等により生じる保育施設の定員割れの解消には、非常に有効であると感じた。

- ・本市においても著しく人口が増加し、今後、保育の需要が高まっていくと見込まれる地域があり、神戸市のような行政区を跨いだ児童の受け入れは、本市の参考になると考える。
 - ・本市では、保育所への送迎に車を利用する保護者が多く、保育所送迎ステーションの設置に当たって駐車場の確保が必要となるため、ショッピングセンター等の大型施設に設置することも検討してはどうか。
 - ・本市においても、保育所送迎ステーションのニーズはあると思われるが、市全域で設置する場合、多額の費用等を要すると考えられるため、子育て世代のライフスタイルやニーズ等を詳細に分析するなど、慎重に検討すべきであると思う。
 - ・保育所送迎ステーションの設置は、保育所等の経営にも関わる問題であるため、現場の意見も踏まえて慎重に検討する必要がある。
 - ・保育所送迎ステーションありきではなく、あくまでも保育ニーズのミスマッチを解消するためのツールであることを認識して議論すべきである。
 - ・保育所送迎ステーションにおいても、「こどもまんなか」を念頭に、質の高い保育を提供する必要がある。
 - ・未入所児童等の要因をしっかりと精査するとともに、本市に合った保育所送迎ステーションの在り方を検討する必要がある。
- ②ヤングケアラー支援について（神戸市）
- ・配食支援をきっかけとして、人間関係を築いて支援に結びつけていく取組は非常に有効であるため、市単独での実施についても検討すべきだと思う。
 - ・神戸市は、20代も含めて支援の対象とするなど、子供や若者の目線に立った支援を行っていると感じた。また、ケースに応じた柔軟な対応には、非常にぬくもりを感じた。
 - ・神戸市では、学校現場や福祉事務所など、様々な機関から情報収集し、各ケースに合った支援につないでいくという相談から支援の流れが一貫していると感じた。
 - ・ヤングケアラー支援に当たって、根拠法令がないことが支援の支障になっており、法制化や条例化等に向けた検討が必要と考える。
 - ・ヤングケアラー支援に当たっては、市内部の関係部署及び関係機関との連携が重要であるため、本市においてもしっかりと取り組まれない。
 - ・ヤングケアラーが成人しても、課題が解消されるわけではないため、継続して一貫した支援が望ましいと考える。

③子どもの居場所づくりについて（東京都世田谷区）

- ・常設プレーパークの重要性を認識するとともに、世田谷区は、さらに増設していくとのことであり、子供の居場所づくりに対する積極性を感じた。
- ・プレーパーク事業は、成果を定量的に評価することは難しいが、子供たちにとってプレーパークでの経験が大きな財産になると考える。
- ・子供は体験を通して学んでいくため、プレーパークなど体験の選択肢を増やす取組の必要性を感じた。
- ・プレーパークの整備に当たっては、子供の意見を踏まえて取り組んでいくことが重要だと感じた。

○令和6年3月7日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」の制定に向けた取組について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①これまでの主な取組状況

- ・子供自身や子育てに関わる方だけでなく、異なる世代・立場の方々から、幅広く意見を聞きながら制定することとしているため、市民の方全般や小中学生に対して、アンケートを実施した。
- ・一般向けアンケートについては、市民の方全般を対象に実施し、質問は2問の自由記述で、1つ目が、子どもと一緒にいる場面でうれしかったこと又は子連れの方に喜ばれたこと、2つ目が、子どもと一緒にいるときに周りに配慮してほしい場面として、10,528人の方から回答をいただいた。
- ・子どもアンケートについては、市立の小学校1年生から中学校3年生、特別支援学校の児童生徒を対象に、質問は「大人に言いたいことはなんですか」の1問の自由記述とし、48,739人の子供たちから回答をいただいた。
- ・若者ワークショップについては、秋のこどもまんなか月間である11月に開催し、当日は子育て世代の方をはじめ、小学生まで、幅広い年齢層の32名に参加していただき、飲食店や公共交通機関などの場面を想定し、子育て中の方と周りの方の「ちょっとしたすれ違い」を解消するアクションにつながる言葉について考え、発表した。

②今後の進め方

- ・実施したアンケート結果等を踏まえ、実際に「(仮称)子ども憲章」に盛り込む言葉を検討しく。
- ・進め方のイメージとしては、ステップ1「結果の集約・整理」、ステップ2「言葉の検討」、ステップ3「言葉の集約」を考えている。
- ・ステップ1は終了しているため、今後、ステップ2の「言葉の検討」を行っていく。検討は、例えば、子連れの方に優しい行動を取ることができる

「きっかけとなる言葉」や、子連れの方と周りの方の思いの違い（ギャップ）が、「できるだけ縮まるような言葉」など、様々な立場の方からも意見をいただきながら、言葉を考えていく。

- ・ステップ3として、実際に「(仮称)子ども憲章」の前文や本文に盛り込む言葉を集約していきたいと考えている。
- ・そのための取組として、新たに、市政運営上の会合である「(仮称)子ども憲章検討懇話会」を設置する。
- ・構成員は、学識者、企業、教育、PTA、地域、障害福祉、若者の各分野から12名を選任した。
- ・開催回数は全部で3回程度を予定しており、第1回会議の内容は、「現状把握」や「言葉の検討」などで、その後5月と6月に第2回、3回目を開催し、夏頃を目途にシンポジウムの開催や市民意見の募集を実施する予定である。

《委員の主な意見》

- ・子連れの方と周りの方の感覚の違いはあると思うが、子ども憲章では、みんなが子供を大事にしようという意識を共有できるものとされたい。
- ・家庭や学校、地域社会で、子供たちが楽しくのびのび過ごせる環境について、他国の先進事例も取り入れながら検討を進められたい。
- ・実効性のあるものとするために、行政が責任を持って取り組むことはもとより、社会全体の意識を醸成するよう進められたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月11日～12日 行政視察（名古屋市、横浜市）

①子育て家庭優待カード事業（ぴよか）について（名古屋市）

名古屋市では、市内在住で18歳未満の子供がいる家庭及び妊婦がいる家庭を応援するため、協賛する企業や店舗からの様々な優待を受けることができる子育て家庭優待カード事業を実施している。

この事業は、愛知県の子育て家庭優待事業と協働実施するとともに、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業、三重県子育て家庭応援事業とも連携しており、こどもまんなか社会を推進する中、企業や地域、行政など社会全体で子育て家庭を応援する仕組みであり、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

②こども誰でも通園制度について（横浜市）

横浜市では、親の就労の有無にかかわらず一定の範囲で保育所等に預ける

ことができる「こども誰でも通園制度」を令和5年度から先行してモデル実施しており、令和8年度の本格実施を見据えた同市の取組状況について、横浜市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月11日、12日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①子育て家庭優待カード事業（ぴよか）について（名古屋市）

- ・「子供たちのために」という目的で、地元の企業や地域、行政等の幅広い団体等が参加する事業となっているため、大変認知度も高く、効果のある事業だと感じた。
- ・名古屋市では、「ぴよか」のキャラクターを使用して、様々なところで子育て家庭の応援を打ち出しているのに対し、本市の「わらべの日」は形がい化しているように感じるため、名古屋市の取組を参考にして取組を再検討されたい。

②こども誰でも通園制度について（横浜市）

- ・こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、潜在保育士の掘り起こしや処遇改善等を行い、保育士の確保対策を進めていく必要がある。
- ・横浜市のモデル事業では、利用者からは利用料の負担が難しいという声や、保育施設からは専任の保育士をつけることが望ましいなどの意見があったことから、事業を実施するに当たっては絶えず改善を図っていく必要があると考える。
- ・定期的な利用でない場合は、一度預かった子供がいつ来るかわからないため、次へのつながりが難しいのではないかと感じた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

次期北九州市こどもプランについて、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

①計画の法的根拠

- ・この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」をあわせた計画であり、こども基本法に基づく市町村のこども施策にかかる計画である。

②市の計画としての位置づけ

- ・本市の新ビジョンの分野別計画として、新ビジョンで定める理念や考え方

を基に、今後の国のこども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」の内容を踏まえた上で、新ビジョンの3つの重点戦略の考え方をベースに作成するものである。

- ・策定にあたっては、附属機関である「北九州市子ども・子育て会議」で、有識者から意見を聴取した。

③策定スケジュール

- ・パブリックコメントを経て、令和7年3月に成案とする予定である。
- ・次期プランの計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間である。

④次期北九州市こどもプランの体系（案）

- ・次期プランの基本理念、6つの視点、子供と子育て世代のための3つの基本方針と15の基本施策を記した体系案となっている。

ア 基本理念

「こどもまんなかcityの実現」

- ・こどもの目線に合わせて、こどもの最善を考えるまち
- ・こどもを社会を構成する存在として尊重することができるまち

イ 視点

【6つの視点】

- 1 こどもの目線や意見を反映する。
- 2 こどもの育ちの中、どんな時期・場面でも支える。
- 3 多様な状況にあるこどもを受入れ、応援する。
- 4 子育てをしている人が幸せを感じ、満足感を得る。
- 5 パートナーや職場から子育てのサポートを十分に受けられる。
- 6 多世代でこどもまんなかの考え方を共有し実践する。

ウ 基本方針・基本施策

- ・次期プランでは、「彩りあるまち」を起点として「安らぐまち」、そして、「稼げるまち」というサイクルを回すイメージとしており、3つの基本方針の下に、15の基本施策を掲げている。

【3つの基本方針】

「基本方針Ⅰ（彩りあるまちの実現）」

こどもをまんなかに、子育てをもっと楽しく

「基本方針Ⅱ（安らぐまちの実現）」

どんなときも、こどもの歩みに寄り添う

「基本方針Ⅲ（稼げるまちの実現）」

子育て世代と若者をしっかり応援

《委員の主な意見》

- ・子育て環境について、今回のプランに掲げられている施策の実現に向けてしっかりと取組を進められたい。

○令和6年8月19日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」素案の策定等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①これまでの取組

- ・外部有識者で構成する「(仮称)子ども憲章検討懇話会」を設置するとともに、「みらい政策委員会」となった小・中学校の子供たちとも意見交換するなど、異なる世代・立場の方々から、幅広く意見聴取を行った。
- ・7月には、同懇話会の有志による「子ども憲章制定起草委員会」から提言が出されるなど、内容についての議論が深まってきたことから、これらを踏まえた素案を取りまとめるとともに、市民意見を募集する。
- ・「(仮称)子ども憲章検討懇話会」については、今年3月12日に設置し、これまで3回会議を開催した。
- ・第1回会議では、「(仮称)子ども憲章の方向性について」議論を行い、「子育て中の方やその周囲の方など、大人同士で共有でき、広く共感できるもの」「前文、本文の二部構成を基本とし、キャッチコピーなど、広く浸透させるための工夫をする」などの意見が出された。
- ・第2回及び第3回会議では、「(仮称)子ども憲章に盛り込む言葉について」議論を行い、言葉を検討・集約した。
- ・周知方法についても議論を行い、SNSの活用や、商業施設等へのポスター掲示、冊子の作成などについて意見が出された。

②みらい政策委員会

- ・「みらい政策委員会」は、市の施策にこどもたちの意見を反映し、提案を事業化する仕組みのことで、今年度より新しくスタートした取組である。
- ・「(仮称)子ども憲章」について、「みらい政策委員会」でする検討に当たり、テーマを「こどもや子育て中の方に優しくなれる「まほうのことば」を考えよう」と設定し、ワークショップを実施した。
- ・これまでに4校、114名のこどもたちが参加し、「大丈夫だよ」「静かに「にこにこ」見守ろう」「こどもってそんなもの、誰も悪くないですよ」など、様々な意見が出された。

③みんなでつくる子ども憲章会議

- ・「(仮称)子ども憲章」について、子供や若者、子育て当事者の方などから、幅広く意見を聞くことを目的に開催したもので、こども家庭庁が全国で展開している「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」として実施した。

- ・8月1日に北九州市立子ども図書館で行い、こども政策担当大臣である加藤大臣のビデオメッセージや、こども家庭庁長官官房地方連携推進室の吉村室長をはじめ、小・中・高・大学生、保護者など、約90名に参加していただき、意見交換を実施した。

④ 「(仮称) 子ども憲章」素案の内容

- ・多くの方に親んでもらえるよう、タイトルを「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ!」とし、子供や子供を育てる人にやさしい社会の実現のため、5つのアクションを盛り込んだ。

【5つのアクション】

- 1 こどもがいたら、みんなで「にこにこスイッチオン!」
- 2 こどもとは、大人がひざをかかめて同じ「目線」で
- 3 こどもを諭(さと)すときには、「愛情いちばん」
- 4 子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」
- 5 こどもの周りにはいつもたくさん「ありがとう」

⑤ 市民意見の募集

- ・素案について、9月1日から9月30日までの1か月間、市民からの意見を募集する。

⑥ 今後のスケジュール

- ・9月の市民意見募集と並行して、引き続き「みらい政策委員会」等から意見聴取を実施する。
- ・10月上旬に、市民意見を取りまとめ、素案への反映を検討の上、市民意見の募集結果及び最終案の報告をする。
- ・最終的な「(仮称) 子ども憲章」の策定は11月頃を予定している。

《委員の主な意見》

- ・子ども憲章を市民に浸透させるために、活用方法を工夫されたい。
- ・素案にあるように、いつも笑顔でいることは大事であると思うが、笑顔でいることができる社会環境を作っていくということについても配慮されたい。
- ・タイトルを「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ!」としているが、内容が何なのか分かりにくいため「憲章」という言葉を使うことについて検討されたい。
- ・保護者等に配布するための冊子を作成するとのことだが、子供がいない世帯などへの周知も検討されたい。

○令和6年10月24日 保健福祉委員会

「(仮称) 子ども憲章」素案に対する市民意見の募集結果について、当局より

説明を受けた。

(説明要旨)

①市民意見募集の結果

- ・「(仮称)子ども憲章」素案について、令和6年9月1日～9月30日に市民意見の募集を行ったところ、130人から219件の意見をいただいた。
- ・意見では、「(仮称)子ども憲章全体にかかるもの」(62件：約28%)と「アクションにかかるもの」(140件：約64%)が多く寄せられた。
- ・素案への反映状況については、既に記載済のものが159件(約73%)、追加・修正を行ったものが15件(約7%)、それ以外のものが45件(約20%)となっている。

②素案からの主な修正点

- ・タイトル「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ！」について、主な市民意見として、「この言葉を聞くと5つのアクションを思い出せるような題名がいい」「名称を「こどもまんなかスイッチ」にしてはどうか」との意見があり、タイトルを5つのアクションにつながるよう、「こどもまんなかcityの合言葉 北九州市こどもまんなかスイッチ！」に修正した。
- ・アクション2「こどもとは、大人がひざをかがめて同じ目線で」について、主な市民意見として、「前文を読むと、5つのアクションは、全部大人がするものと思っていたが、ここだけ「大人が」が入っているので、前文の内容とずれている感じがする」「「大人が」はなくてもいいのではないか」との意見があり、アクションの「大人が」を削除し、「こどもとは、ひざをかがめて同じ目線で」に修正した。
- ・アクション3「こどもを諭(さと)すときには愛情いちばん」について、主な市民意見として、「「こどもを諭す」の言葉は意味が難しいので、少しやわらかい表現に変えるといいのではないか」「「諭す」という言葉が難しいように感じた」との意見があり、できるだけ分かりやすくなるよう、「教え諭す」という言葉を使用し、「こどもに教え諭(さと)すときには愛情いちばん」に修正した。
- ・アクション5「こどもの周りには、いつもたくさんのありがとう」について、主な市民意見として、「その後の行動に繋がりやすいよう、何か助詞があった方がいい」「「ありがとう」の後に「を」を入れると、聞いた人が「ありがとう」を「広げよう」や「溢れさせよう」など、行動の幅が広がるのではないか」とのご意見があり、「こどもの周りには、いつもたくさんのありがとうを」に修正した。

③今後の予定

- ・10月下旬頃を目途に、「北九州市こどもまんなかスイッチ！」を策定し、広

く市内へ浸透するよう周知していく。

《委員の主な意見》

- ・「こどもまんなか」という言葉はインパクトがあるので、市の施策全体を「こどもまんなか」にふさわしいものとして充実するよう取り組まれない。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

近年、デジタル化やグローバル化、価値観の多様化など社会状況が大きく変化
する中、子供を取り巻く環境は、貧困や虐待、孤立などが深刻化している。これ
らの複雑な問題に対し、子育てにおいては、社会全体として子供を支える取組や
子供を地域全体で見守り、育てていくという視点が大変重要となっている。

本市においてもその視点を共有するための憲章である「北九州市こどもまん
なかスイッチ！」の策定に取り組んでいる。

憲章制定に関する調査では、日常生活の中での様々な立場の方の、子供や子
育てに対する思いや価値観の違いをどのように縮めていくのか、また、憲章制定
の目的でもある「地域社会で子供に関わり、見守り、育てる」という気運をどの
ように醸成していくのかが課題であると認識した。

この課題に対応するには、この憲章に掲げられた内容を市民に広く浸透させる
ことが重要であるため、この憲章を様々な場面で活用するなど、子育て世帯だけ
でなく、異なる世代や立場の方へも積極的な周知を行うことが必要である。

また、本市の子育て支援は、令和5年度の市民意識調査における市政評価で「子
育て支援の推進」が3年連続2位となっており、高く評価されている一方で、市
政要望も2年連続2位となっており、市民からはさらなる子育て支援策の充実が
求められている。

本市では、市全体で「こどもまんなか社会」を目指すため、令和5年11月に産
学官・地域・若者と共同で、全国初となる「こどもまんなかcity宣言」を行
い、子ども・子育て支援を打ち出している。その実現に向けて、本市の全ての施
策に「こどもまんなか」の意識が反映するように取組を進めることが望まれる。

今後の子ども・子育て支援については、子供たちが安心して暮らせると実感で
きるように、子供や子育て世帯に寄り添った取組を進め、本市が目指す「こども
まんなか」社会が実現されることを期待する。

環境水道委員会報告書

令和6年11月13日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

環境水道委員会委員長 富士川 厚 子

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 防火防災活動と災害に強いまちづくりについて

本市では、令和4年に旦過市場で2度にわたる火災に見舞われており、特に市場・商店街等の木造密集地域における防火対策の強化が急務となっている。

また、豪雨・台風・地震等の自然災害については、近年の気候変動等の影響により、激甚化・頻発化していることに加え、時期や地域を問わず発生していることから、本市においても過去最大規模を超える災害を想定した備えが必要であると考えられる。

本委員会では、特に大規模な火災となりやすい地域における重点的な防火対策の取組や、災害時の被害を最小化し、市民の防災意識を高めていく災害に強いまちづくりに向けた取組について調査を行うこととした。

(2) SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について

本市では、2050年のゼロカーボンシティ宣言に伴う脱炭素社会に向けた取組のほか、ごみの減量化、生物多様性の保全、環境国際協力など多岐にわたる環境政策に取り組んでいるが、SDGs 未来都市である本市では、これらの環境政策すべてに高い目標を掲げ、先駆的な取組を実行していく必要がある。

本委員会では、脱炭素社会の実現に向けた取組を中心とした様々な環境政策について、SDGsの目標や理念の観点から、今後さらに推進していくべき取組や新たに加えるべき取組などについて調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 防火防災活動と災害に強いまちづくりについて

○令和5年5月17日 環境水道委員会

豪雨対策の取組について、上下水道局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

本市ではこれまで、10年に1度の降雨(1時間あたり53ミリ)に対応する雨水

整備に取り組んできたが、近年の局地化・集中化する豪雨から市民の生活を守るため、令和3年度から、「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」（16地区）を設定し、本市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）に対して、床下浸水が概ね解消できるように、より一層効果的に雨水整備を進めることとしている。

①重点整備地区における取組状況について

- ・重点整備地区に設定した16地区に対して、令和7年度末までに半数以上の9地区の整備を完了することとしている。
- ・現在、そのうちの4地区で整備を進めており、内容としては、
門司駅前：雨水を雨水管に取り込むための柵の設置
昭和町：雨水を雨水貯留管の本管へ流入させるための管渠工事
今町一丁目：紫川への放流部の雨水管の整備
長野津田：長野津田土地区画整理事業による、雨水管や調節池の整備
となっており、その他の地区についても、年次計画に合わせて計画的に整備を進めることとしている。

②自助・共助の促進に向けたソフト施策の充実について

- ・市政だよりやホームページ、出前講演などを通じて、雨水柵の清掃の重要性や、トイレからの下水の逆流を防ぐ「水のう」の作り方などを説明している。
- ・豪雨対策事業のPR動画を、下水道部の公式YouTubeチャンネルで公開している。
- ・小学生に水道と下水道に関する理解を深めてもらうため、下水道の役割などを分かりやすく紹介する「キッズサイト」を制作している。

③内水浸水想定区域図の公表について

- ・近年、全国各地で水害が激甚化・頻発化し、水害リスク情報の提供を行っていない空白域で多くの浸水被害が発生しているため、令和3年に国が水防法を改正し、下水道等が整備されている区域においても「内水浸水想定区域図」の作成が必要となった。
- ・今回、想定される最大規模の降雨（1時間あたり153ミリ）が市内全体に降った場合に、内水浸水が想定される範囲や水深をまとめた「内水浸水想定区域図」を作成。また、独自の取り組みとして、北九州市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）における内水浸水想定区域図もあわせて作成した。
- ・内水浸水が想定されるエリアを示すことで、豪雨への備えや防災意識の向上に活用していただきたいと考えており、本日、上下水道局ホームページ等で公表することとしている。

《委員の主な意見》

- ・今回、整備の基準となる雨量を53ミリから70ミリに増やしているが、近年の気候変動の状況では想定が難しい部分がある。危機管理室や建設局等と

- 連携して、二次災害、三次災害が起きないようにしっかりと取り組まれない。
- ・小倉南区の湯川地区などは、雨水管や貯留施設の整備にも取り組まれた結果、大雨時の被害も軽減されて安心して住めるようになっており、感謝申し上げます。
 - ・地域住民には、自分の地域の水害リスクの状況も知っていただき、災害時の避難方法など、自助に関することも周知されたい。
 - ・子供のときから温暖化対策への意識付けをしっかりとやることは重要であるため、キッズサイトの周知に努められたい。

○令和5年8月23日 環境水道委員会

令和5年7月7日からの大雨による被害・支援状況について、危機管理室から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①本市の被害状況について

- ・門司区で、降り始めからの合計雨量が322ミリと市内で最も多くなっている。
- ・人的被害はなく、住家被害は、一部損壊5棟、床下浸水1棟となっており、がけ崩れは6件発生している。
- ・避難状況としては、市全体の累計で140世帯195名の方が避難された。
- ・罹災証明は11件発行された。

②他都市への支援状況について

- ・久留米市から、福岡県市長会を通じて家屋の被害認定調査業務に従事する職員の派遣要請があったため、7月15日から8月4日の21日間、合計で24名の職員を派遣した。
- ・うきは市から、福岡県を通じて災害廃棄物の受入要請があったため、8月7日から本市の処理施設でうきは市の可燃ごみや可燃粗大ごみの焼却処理を行っている。
- ・市役所本庁舎、各区役所・出張所の17箇所に募金箱を設置して義援金を募っている。
- ・本市の「被災地方自治体に対する災害見舞金の贈呈基準」に基づき、被災自治体の災害規模が判明次第、災害見舞金の支給手続きを行う予定である。

《委員の主な意見》

- ・他都市への支援については、お互いが困ったときには手を差し伸べていけるような関係を構築されたい。

○令和5年10月31日～11月2日 行政視察

(①神戸市における南海トラフ地震を含む地震対策について、②京都市における防災体験学習の取組について)

- ①神戸市では、阪神・淡路大震災後に集約的な防災拠点として危機管理センターを設置している。本市と同じく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定

されており、震災の教訓を踏まえて、災害に強いまちづくりをすすめ、大規模災害にも対応できる防災体制の確立に取り組んでいる。今回、神戸市役所で危機管理室から説明を受け、危機管理センターを見学した。

- ②京都市は、災害から生命や暮らしを守るためには、市民一人一人が普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切であるとして、防災学習に関する取組を行っている。今回、災害の疑似体験を通じて防災に関する知識や技術を身に着け、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設である市民防災センターを見学・体験するとともに、指定管理者である（一財）京都市防災協会から説明を受けた。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

令和5年10月31日～11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

≪委員の主な意見≫

①神戸市における南海トラフ地震を含む地震対策について

- ・大震災を経験した神戸市でも、年月の経過に伴い市民の防災意識が薄れていくことが課題となっていると聞いた。本市でも、いつ災害が起こるか分からないため、危機管理室を中心に区役所と連携と取りながら、市民が自分の身を守る心構えを持てるよう、啓発に努められたい。
- ・災害対応工程管理システム（BOSS）の導入を検討されたい。

②京都市における防災体験学習の取組について

- ・水圧で車のドアが開かなくなることを体験できる装置が有意義であった。このような装置での体験や、万が一に備えて車にハンマーを積んでおくほうがよいなどの啓発をしていただきたい。
- ・京都市市民防災センターでは、ビデオゲームによる防災学習も取り入れていたが、すぐに古くなるのが課題であると思われるため、本市では、現在行っている体験型の取組を今後も伸ばしていくとよいと感じた。

○令和5年12月20日 環境水道委員会（現地視察）

危機管理室執務室内において、災害発生時の体制や総合防災情報システム等について説明を受けた後、大集会室で開催されていた防災会議幹事会議の様子を視察した。

その後、消防局庁舎に移動し、消防指令センターの業務について概要説明を受けた後、消防指令センター内を視察した。

○令和6年1月10日 環境水道委員会

令和5年12月20日に行った現地視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・本市の災害対策や体制をしっかりとPRすることは、市民の安心と行政に対する信頼にもつながるため、市政だよりやホームページのほか、XなどSNSでの発信も検討されたい。
- ・消防指令センターへの救急ではない連絡を減らしていく必要がある一方で、逆に救急車を呼んでよいのかためらう方も多いため、救急の通報に該当する内容を市民へ周知されたい。
- ・今後、外国人からの119番通報も増加することが予測されるため、丁寧な対応に努められたい。
- ・危機管理室における総合防災情報システムの機材については、職員がスムーズに操作できるよう訓練されたい。

○令和6年1月24日 環境水道委員会

上下水道施設の災害対策と危機管理体制の充実・強化について、上下水道局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

令和6年能登半島地震をはじめとした大規模地震では、上下水道施設が被災し、市民生活などに大きな影響を与えている。上下水道局では、「市民生活を支える強靱な上下水道をつくる」を目指す将来像としており、上下水道施設の災害対策と危機管理体制の充実・強化について様々な施策に取り組んでいる。

①上水道事業について

ア 災害対策の拡充・強化

- ・安定給水の向上については、5期にわたる拡張事業を行い、渇水に強い盤石の体制を築いている。
- ・浄水場等の事故や災害時に、他の浄水場から水道水を相互融通できる「水道トライアングルシステム」を構築している。また、基幹管路の2条化・ループ化など、バックアップ機能を強化している。
- ・水道管路の耐震化については、更新にあわせて耐震管への布設替を進めており、令和4年度末実績で基幹管路の耐震化は、50.6%となっている。
- ・停電対策については、停電の影響を受ける施設における計画的な非常用発電設備の整備に加え、浄水場などの重要施設については、二回線で受電するなど、リスク低減に努めている。

イ 危機管理体制の充実・強化

- ・大規模な災害に備え、民間事業者や他都市等との連携強化を進め、応急給水活動などの支援体制を構築している。
- ・寒波対策として、水道管の防寒対策に関する広報を強化しているほか、高台地区の空き家の止水栓を閉め、漏水防止対策を実施している。

ウ 令和6年能登半島地震における災害支援

- ・1月6日から、応急給水活動のため、職員及び給水車等車両を派遣し、石川県能登町において応急給水活動を行っている。

②下水道事業について

ア 災害対策の拡充・強化

- ・豪雨対策として、新たに重点整備地区（16地区）を設定し、本市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）に対して、床下浸水が概ね解消できるように、より一層効果的に雨水整備を進めている。
- ・地震対策として、浄化センターやポンプ場に耐震壁を設置したり、管渠の更生工事を行うなど、施設の耐震化に取り組んでいる。

イ 危機管理体制の充実・強化

- ・雨水整備対象区域の概ね半分である約7,500ヘクタールの内水浸水想定区域図を令和5年5月に公表した。
- ・令和5年7月には雨水タンクの助成制度も開始した。
- ・災害や事故を想定して職員の対応能力の向上のため、模擬事故訓練や危機管理研修を行っているほか、他都市と災害時の相互応援に関する協定を締結し、有事に備えている。

ウ 令和6年能登半島地震における災害支援

- ・1月10日より、下水道管渠の被害調査のため、職員及び車両を派遣し、金沢市などの被害状況について調査などを行っている。

《委員の主な意見》

- ・水道トライアングルシステムについては、小倉東断層がちょうど間に通っている。引き続き、水道管等の耐震化に取り組まれない。
- ・被災されたときに一番必要なものは水であるため、被災地へのできる限りの支援をお願いするとともに、本市の自治会や市民にも、必要な備えなどについて周知されたい。
- ・道原浄水場に設置しているシフォンタンクについて、朝倉市の杷木浄水場の復旧にも活用された実績があるため、いつでも職員で運用できるように訓練し、機会があれば活用されたい。

○令和6年7月8日～10日 行政視察（横浜市における災害時における自助・共助を促進する取組について）

横浜市では、災害時における自助・共助の必要性や重要性を市民に啓発することや、役割を明らかにすることを目的に、「よこはま地震防災市民憲章」や市民などの自助・共助の役割を明らかにすることを目的とした、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」を定め、様々な取組を行っている。

今回、横浜市総務局危機管理室地域防災課から、横浜市における自助・共助推進の取組について説明を受けた。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

令和6年7月8日～10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行

った。

《委員の主な意見》

- ・災害時のトイレについて、内閣府のガイドラインでは、発生時には50人に1基、長期化する場合には20人に1基と定められている。本市もその基準に近づけられるよう確保することを検討されたい。
- ・避難所でのプライバシーを守るためのパーティションについて、国からの支援も含めて2万2,000人の避難に対応できるのか、具体的に調査されたい。
- ・横浜市の取組の中で、子供用防災ハンドブックの作成や、感震ブレーカーの設置補助などについては、本市でも参考にされたい

○令和6年10月16日 環境水道委員会（説明及び現地視察）

市場・商店街等への火災予防対策について、消防局から以下のとおり説明を受けた。

また、現地視察として、魚町銀天街の飲食店において、木造飲食店への防火指導内容について説明を受けた後、同店が設置している簡易型自動消火装置を視察した。その後、且過青空市場で、防火指導員による市場・商店街店舗への防火指導内容の説明を受けたほか、消火訓練装置を使った消火訓練の様や、119番自動火災通報システム設置店舗等を視察した。

（説明要旨）

①防火指導の強化

- ・木造飲食店をはじめとする関係者の防火意識の向上を図るため、消防OBの防火指導員が店舗を一軒ずつ訪問してきめ細かな防火指導を行っている。
- ・指導時にはタブレットを使用して、火災の発生から拡大するまでの映像を視聴してもらうなど、分かりやすい防火指導を心掛けている。

②査察の強化

- ・令和5年度からは重点防火指導対象地域にある木造飲食店に対して、令和6年度からは火災発生時に延焼しやすい地域にある木造飲食店についても、従前は3～5年の査察周期であったところを1年周期にして実施している。
- ・査察を行う職員の人材育成に努めており、職員のスキルアップを図るため査察研修を新たに開講したほか、予防技術資格者に認定バッジを交付している。

③地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり

- ・消防局が調整役となって、地域が定期的かつ自主的に地域ぐるみの訓練を行うよう後押ししている。
- ・重点防火指導対象地域のうち、木造商店街密集地域の20地域において各1回以上、また、重点防火指導対象地域外ではあるが、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい18か所を選定し、各1回訓練を実施している。

④その他の取組

- ・119番自動火災通報システム設置事業として、平成28年に発生した八幡東区の祇園町マーケットでの火災を契機に、火災を感知すると自動で119番通報するシステムを、希望する木造市場等に全額公費で設置した。
- ・簡易型自動消火装置設置費について、補助率9割、1台当たりの上限額5万5,000円の補助事業（産業経済局所管）を実施している。対象は、木造商店街密集地域等にある木造飲食店と、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい場所にある木造飲食店、計約280店舗となっている。消防局もこの事業に連携して取り組んでおり、9月末までに、消防局職員が対象の全店舗に訪問し、防火指導とあわせ、1回目の事業案内を終えたところである。
- ・地域・警察・消防が一体となった火災予防対策として、8月に旦過・魚町地区において、合同で火災予防啓発や巡回を実施した。
- ・木造市場における防火対策である「みんなの市場守り隊事業」として、消防局が呼びかけ、電気事業者とガス事業者の三者が合同で、平成29年度から、それぞれの専門的立場から防火指導や点検を実施している。
- ・これらの取り組みにより、令和5年の火災件数は197件と過去最少を記録し、一定の効果を得ている。

《委員の主な意見》

- ・商店街火災の予防対策について、本委員会で出た意見を汲んで啓発に生かされており、大変すばらしい。
- ・油の鍋から火が出た場合に一番よくないのは水をかけることであり、油に水を入れたらどうなるかという映像が非常に啓発に効果的であると感じた。小学校など若い世代へ、そのような内容の啓発に取り組まれない。
- ・簡易型自動消火装置の寿命は5年ということであるか、その後の処分や更新の方法等について、市政だよりにQRコードを掲載して案内するなど、工夫して市民に分かりやすく周知されたい。

○令和6年10月30日 環境水道委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・浸水被害を減らすためには、そもそも浸水被害が出やすい危険な地域に住宅を建てないということも重要である。他局とも連携し、宅地開発を行う業者等に対して市からアドバイスすることも検討されたい。
- ・消防局で配布しているチラシは、インパクトがある写真などを用いて大変目を引くので有効であると感じた。
- ・消火器は操作した経験があることが重要であり、子供たちへの防火指導として、例えば小学校の校庭などで小学生を対象とした操作訓練を行うことも検討されたい。

・防火訓練に参加する人は意識も高いが、問題は訓練にも参加しない人たちの意識をどのように高めていくかということであり、その点を考慮しながら防火指導に取り組みたい。

○まとめ

市場・商店街の木造密集地域において、過去の2度にわたる旦過市場での火災のみならず、本年も鳥町食道街や魚町の繁華街で大規模火災が発生し、改めて防火対策の抜本的な見直しや強化の必要性を実感したところである。

そのような中、本委員会で提案があった事業者への効果的な啓発内容（必要な注意を怠った火災は刑法により罰せられる場合があることなど）について、消防局で積極的に取り入れて啓発されるなど、防火対策に関する工夫や取組の強化が進んでいることが確認できた。

今後も、警察との連携による巡回や動画等を活用した防火意識をさらに向上させる取組や、自動消火装置などのハード面について、設置支援のみではなく設置義務化も検討するなど、実効性のある対策に取り組みながら、大規模火災の防止に努められたい。

自然災害への対策については、本市は比較的災害が少ない都市であり、その分、継続的に市民への防災意識の向上に努めなければならない。また、実践的な防災知識を容易に得られないことも課題であり、意識を高めても実際の防災行動に結びつかないことも懸念される。

一方で本市には、毎年のように被災地で支援を行っている職員の経験や、蓄積されたノウハウなどの財産がある。災害時において自助や共助で身を守る実践的な対応力を向上させていくため、被災地支援の経験がある本市職員が、生の声で市民に啓発されたい。

さらに、避難所運営や災害備蓄については、実際の被災地で発生した課題や事例を把握しながら、必要な備蓄品や運営計画のアップデートに努めるとともに、地域とも情報共有しながら、大規模災害に備えた体制をしっかりと構築されたい。

(2) SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について

○令和5年4月27日 環境水道委員会

北九州市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①温室効果ガス排出量

・市全体の温室効果ガス排出量は、2030年度に2013年度比で47%以上削減を目標として掲げており、2019年度実績は2013年度比20.5%、前年度比2%の削減となっている。増減要因については、再エネ等の拡大による電力のCO₂排出原単位が改善されたことや、家庭・業務については世帯あたり又は床面積当たりのエネルギー使用量の減少、運輸については燃費の改善や

走行距離の減少、産業部門については製造品出荷額当たりのエネルギー使用量が減少したことが挙げられる。

- ・市役所の温室効果ガス排出量は、2030年度に2013年度比で60%削減を目標として掲げており、2019年度実績は2013年度比29.3%、前年度比9.9%の削減となった。

②取組総括

- ・緩和の取組として、家庭部門ではK i t a Q Z e r o C a r b o nプロジェクトの始動や中古住宅の購入時のエコ改修補助、業務部門ではC A S B E E北九州の普及、中小企業向けの太陽光・蓄電池の補助、運輸部門ではFCV補助の実施や北九州市環境首都交通戦略の改定、産業部門では北九州市グリーン成長戦略の策定や風力発電関連産業の総合拠点化の推進や環境未来開発助成事業による再エネや水素事業の支援、その他部門については製品プラスチック一括回収実証事業の実施、国際貢献についてはアジアカーボンニュートラルセンターを通じた国際貢献や海外ビジネス展開支援を推進した。
- ・適応の取組として、森林や雨水管の整備、防災ガイドブックやハザードマップの作成、雨水整備に係る重点整備地区の整備、健康アプリを活用した熱中症予報情報の発信、防災訓練におけるEVを活用した外部給電デモンなどに取り組んだ。
- ・緩和・適応分野ともに、おおむね予定通り実施された。

③最近のトピックス

- ・北九州市グリーン成長庁内推進本部については、昨年5月に設置して以降、これまで計3回会議を開催した。6つの重点分野を設定し、各プロジェクトチームにおいて具体的な事業を推進している。
- ・昨年4月に国から選定された脱炭素先行地域については、低コスト型第三者所有モデルによる太陽光パネルの設備導入に向けて取り組んでいる。
- ・昨年10月に全国初の自治体－企業間のEVシェアリングとして、㈱井筒屋とともに実証事業を開始した。
- ・風力発電関連産業の総合拠点化については、S E P船基地事務所の開設や、地元企業による風車基礎生産の実現をはじめとした立地促進・地元参入に取り組んでいるほか、人材育成として、洋上風力キャンプや人材育成連絡会を通じた地元企業への就職の後押しなどを実施した。
- ・昨年11月にH o r a s i sアジアミーティングを開催し、企業経営者、投資家など約200名が参加し、グリーン成長に向けたメッセージを世界に発信した。
- ・昨年1月に始動したK i t a Q Z e r o C a r b o nプロジェクトでは、ポータルサイトの開設、a c t c o i nによる行動の見える化、市内の学生や企業と連携したイベント・キャンペーンを推進している。
- ・脱炭素の取組については市が単独で実施できるものではなく、企業と協業しながら進めていくことが重要であるため、様々な企業と連携協定を締結

した。

《委員の主な意見》

- ・EV車の普及率を上げるため、購入者への補助金制度の拡充や、EVステーションの増加に向けて取り組まれない。
- ・市内企業の省エネ等脱炭素の取組を把握し、企業の取組に市も協力しながらCO₂削減に取り組まれない。
- ・グリーン水素の積極的な利活用を進められたい。
- ・本市は従前から水素の活用について取り組んでおり、再生可能エネルギー全般について、本市から最先端の発信ができるよう取り組まれない。

○令和5年7月12日 環境水道委員会 現地視察

(株)アステック入江響工場において都市鉱山リサイクル等の概要説明を受けた後、工場視察を行った。

○令和5年7月26日 環境水道委員会

令和5年7月12日に行った現地視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・都市鉱山からレアメタル等を取り出す事業を行っている企業は他にもあるが、アステック入江の技術について、コスト面での他社との比較についても環境局で把握されたい。
- ・大変すばらしい事業であり、例えばこの技術を活用して議員や市職員のバッジなどが制作できれば、議員や職員自身が市内企業の技術を発信するツールとなることができると考える。
- ・本委員会としては、会社のビジョンに対して、市が環境的な視点でどういったことを支援していくのかというところを深掘りしていく必要があると感じた。

○令和5年8月23日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、及びプラスチック資源一括回収事業の開始について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・北九州市環境基本計画は、平成19年度に策定し、その後2回の改定を経て、現計画の計画期間が令和5年度末で満了するため、計画の改定について、8月16日の北九州市環境審議会に諮問したので、報告するものである。
- ・平成16年度に取りまとめた「環境首都グランド・デザイン」の基本理念と3つの柱は、現状においても益々重要となっているため、今回の改定においても継承したい。

- ・ 現行の計画では、4つの政策目標に基づき、具体的な取組を推進しているが、今回の改定では、これらについて社会情勢に応じて修正を加えつつ、基本的な考え方は継承したい。
- ・ 基本施策等の見直しについて、環境分野では国内外で様々な議論があるため、改定に当たっては、国や本市の各種計画、新たな施策とも整合・統合を図り、本市の成長につながるよう、検討を進めてまいりたい。
- ・ 計画期間について、環境分野で大きなマイルストーンになっている令和12年度（2030年度）までの計画にすることを想定している。
- ・ 検討体制・スケジュールについては、環境審議会での審議を通して、都度、環境水道委員会にも相談をしながら、パブリックコメントを経て、1年程度のスケジュールで検討を進めたいと考えている。

②プラスチック資源一括回収事業の開始について

（説明要旨）

- ・ 令和5年10月から、現在分別収集を行っている「容器包装プラスチック」に加えて、新たに「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始する。
- ・ 週に1回、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に緑の指定袋に入れて、資源化ステーションに出していただき、市が回収する。
- ・ 収集見込量は、年間10,000トンを見込んでおり、そのうち、製品プラスチックは、年間1,500トンを見込んでいる。
- ・ 収集の対象は、従来から収集している「容器包装プラスチック」に加え、「製品プラスチック」のうち、①「プラスチックだけでできているもの」、②「1辺の長さが50センチメートル未満のもので指定袋に入る大きさもの」の二つの要件を満たすもので、具体例としては、バケツ、洗面器、ハンガー、歯ブラシ等である。
- ・ 収集しないものとしては、代表例として「金属やゴムなどプラスチック素材以外のものが含まれるもの」、「指定袋に入れて結びしろを結んで閉じることができない大きさのもの」、「発火・爆発のおそれがあるもの」、「怪我をするおそれがあるもの」、「感染症にかかるおそれがあるもの」があり、これらは、収集運搬の作業や処理施設の運営に支障をきたすおそれがあることから設定したものである。
- ・ 近年、ごみに混入した充電式電池が原因と思われる収集車や施設の発火事故が全国的に多発しているため、本年7月から、市民センターなど市内88か所に充電式電池の回収ボックスを設置し、拠点回収を開始している。
- ・ 広報については、すでに市のホームページや市民センター等へのチラシ・ポスターの設置、SNSでの情報発信など、各種機会を活用して広報に取り組んでおり、今後は、市政だより（9月15日号）で特集紙面をはさみ込むほか、収集車の広告幕・音声アナウンス、資源化ステーションの案内板、ウェブサイトやSNSなどの各種広告媒体を活用しながら、引き続き切れ目のない広報に取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・プラスチック資源一括回収については、10月からの回収開始後に、良い事例、悪い事例がたくさん出てくると思われるため、その内容について、しっかりと市民に周知されたい。

○令和5年10月31日～11月2日 行政視察（①神戸市における下水汚泥から回収したリンを肥料として再利用する取組について、②仙台市における製品プラスチック回収の取組について）

①神戸市では、下水汚泥から回収したリンを「こうべ再生リン」と名付け、それを配合した地域循環型肥料「こうべハーベスト肥料」を開発して農家向けに販売するなど、資源循環に取り組んでいる。今回、東灘処理場内にある神戸市の下水道技術の情報発信拠点「神戸下水道の歩み館」において、建設局東水環境センター及び建設局下水道部計画課から説明を受け、東灘処理場内を見学した。

②仙台市は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画について、全国第1号として環境大臣及び経済産業大臣の認定を受け、政令指定都市の中で最も早く、令和5年4月から容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に取り組んでいる。今回、プラスチック資源の中間処理と再商品化までを行っているJ&T環境株式会社仙台事業本部において、仙台市環境局廃棄物企画課及びJ&T環境株式会社仙台事業本部から説明を受け、処理施設内を見学した。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

令和5年10月31日～11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①神戸市における下水汚泥から回収したリンを肥料として再利用する取組について

- ・本市では現在、実証事業を行っているということであったが、検証後はしっかりと製品化等につながるよう、市民の役に立つような取り組みを行っていただきたい。
- ・神戸市は処理施設周辺の臭いや騒音が極めて軽度であった。本市でも、周辺の住環境を考慮して取り組まれない。
- ・市民の理解を得るため、既存施設はもちろん新たに処理施設等を造る際には、市民に広く開放して、エンタメ要素のある観光施設のようにしていただきたい。
- ・日明浄化センター内にあるビジターセンターは、生活に密接に関わることを学ぶことができる施設であるため、社会科見学等で全ての小学生が見学できるよう、PRに努められたい。

②仙台市における製品プラスチック回収の取組について

- ・より多くのプラスチック資源を回収するためにも、本市の資源化物用指定袋の価格を引き下げられたい。
- ・今回の視察先は環境ビジネスにおけるモデルケースになると感じた。本市でも環境局が企業をサポートし、環境未来都市のリーダーとして頑張っていたいただきたい。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定、及び北九州市地球温暖化対策実行計画、第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画、第2次北九州市生物多様性戦略の進捗状況について環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・11月14日の環境審議会では、環境基本計画の理念と3つの柱に基づいて、計画期間中に重点的に取り組む政策目標をどのように設定するか審議いただいた。
- ・脱炭素社会の実現については、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で47%以上削減する目標を掲げており、非常に重要なテーマであるため、次期計画においても政策目標と掲げて、取組を一層進めたいと考えている。
- ・循環経済システムの構築については、本市ではエコタウンに代表される循環産業の振興などに取り組んでおり、また、世界では、サーキュラーエコノミーの考え方が急速に普及しており、このような新しい考え方を取り入れながら、政策目標として設定したいと考えている。
- ・生物多様性の確保と環境保全の推進については、近年、ネイチャーポジティブという言葉が大きく取り上げられるようになり、国の生物多様性戦略でも、30 by 30目標などが取り入れられている現状を踏まえ、本市としても重点的に取り組みたいと考えている。
- ・環境国際ビジネス拠点化の推進について、国際分野は本市の環境政策の一つの特徴だと考えており、市内に国内外からの投資を呼び込み、環境国際ビジネスの拠点となることを目指していきたいと考えているため、政策目標の一つとして掲げたいと考えている。
- ・「市民の力でまちの環境力を高める」について、現行計画では政策目標の最初で市民環境力を掲げているが、環境政策が経済問題や社会問題を同時に解決していくことが求められている現状を踏まえ、全ての政策目標に共通する取組であることから、次期計画では、政策目標を推進するための分野横断的な基本施策として、政策目標とは別建てで整理したいと考えている。

②北九州市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について

(説明要旨)

- ・市全体の温室効果ガス排出量について、2020年度実績は、2013年度比29.4%、前年度比11.4%の削減となっている。再エネ等の拡大による電力のCO₂排出

原単位の改善、省エネ等によるエネルギー消費原単位の改善等により、排出量が減少した。

- ・市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量について、2020年度実績は、2013年度比29.9%、前年度比0.9%の削減となっている。
- ・家庭部門の主な取組としては、省エネ型家電製品の購入費用の一部を還元するキャンペーンの実施し、省エネの推進を図ったほか、広報・普及啓発事業を行った。
- ・業務部門の主な取組としては、中小企業向けの太陽光発電等導入補助や脱炭素電力認定制度による企業認定などにより、再エネの導入を促進した。
- ・運輸部門の主な取組としては、中小企業向けのEV等導入補助のほか、EV導入コスト低減に向けて、井筒屋とEVシェアリング実証事業などを実施した。また、市内集客施設等における充電設備の導入補助制度を創設する等、電動車向け充電インフラの普及・拡大を行った。
- ・産業部門の主な取組としては、港湾区域内のウインドファームの建設着工や、一般海域での導入可能性調査など、洋上風力発電の導入促進に向けた取組を実施したほか、響灘臨海部を中心とした水素拠点の形成に向けて、福岡県や企業、大学と連携して「福岡県水素拠点化推進協議会」を設立した。
- ・その他の分野では、本年10月から製品プラスチック一括回収を開始した。
- ・適応の取組として、局地化・集中化する豪雨被害に対応するための効果的な雨水対策を進める重点地区の整備や、市の健康アプリを活用した熱中症予測情報の発信など、各分野において、取組を推進した。

《委員の主な意見》

- ・フロンガスについては、とりわけ環境負荷が大きく無視できないものであるため、福岡県と連携して排出抑制に向けた対策を講じられたい。
- ・水素を活用した発電については、水素をつくる過程でばく大なCO₂が発生することもあるため、発電に関するCO₂の削減については、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの活用を軸足を移されたい。
- ・中小企業の省エネを促す緊急経済対策事業については、産業経済局と連携し、支援を充実されたい。

③第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について

(説明要旨)

- ・市民1人一日あたりの家庭ごみ量は令和4年度の実績が452グラムで、基準年度の令和元年度と比べ16グラム減少しており、今後もプラスチック資源一括回収事業などにより、さらなる減量を図る。
- ・事業系ごみ量は162,292トンで、基準年度と比べ18,290トン減少しているが、他の政令指定都市と比べると、事業系ごみ量は本市が最も多く、さらなる減量リサイクルに向けた対策が必要と考えている。
- ・一般廃棄物全体のリサイクル率は26.6%で、基準年度と比べ1.4ポイント低下

している。古紙の回収量が約10%減少するなど資源化物の減少が主な要因であると考えている。

- ・一般廃棄物の処理に伴い発生するCO₂排出量は86,000トンで、基準年度と比べ約2,000トン減少しており、今後も新日明工場の稼働等によりさらなる削減を図る。
- ・市内の産業廃棄物最終処分量は、令和2年度の実績が253,000トンで、基準年度の平成30年度と比べ、約50,000トン増加している。現処分場の延命化を図るため、令和6年度以降、受け入れ制限を実施することとしており、一層のリサイクルの推進等が見込まれることから、本計画の中間見直しにおいて、目標のあり方の再検討が必要と考えている。
- ・各施策の取組状況と今後の展望として、「3Rの推進による最適な地域循環共生圏の構築」については、プラスチック資源一括回収事業に先立ち、一部の地域で実証事業を実施した。今後は、フードドライブ活動の普及や、事業系ごみ対策の強化を進めていく。
- ・「循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展」では、エコライフステージの対面開催や、地域のまち美化活動等を支援した。今後は、環境関連の情報について市民に分かりやすい情報発信を進めていく。
- ・「脱炭素社会、自然共生社会への貢献」では、中小企業向けの省エネ設備等の助成や公共施設の再エネ電力への切り替えなど、再エネ導入・省エネ促進事業を行った。今後は、第三者所有方式を活用した太陽光発電設備等の導入支援を予定している。
- ・地消・地循環を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進では、太陽光パネル等のリサイクル支援や、市内企業の海外ビジネス展開を支援した。今後は、蓄電池のリユース・リサイクルシステムの構築等を進めていく。

④第2次北九州市生物多様性戦略の進捗状況について

(説明要旨)

- ・「自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透」では、響灘ビオトープにおけるガイドツアー等を実施した。
- ・「地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成」では、環境首都検定等を実施し、環境学習の推進を図った。
- ・「自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮」では、環境保全活動等を行う団体への活動支援を行った。
- ・「人と自然との関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持」では、響灘ビオトープの湿地帯の保全や、市内の開発事業における環境配慮の促進等に努めた。
- ・「自然環境調査を通じて、情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用」では、曾根干潟の生物調査等、自然環境の現状把握を行った。
- ・本戦略の総合評価としては、基本目標達成に向けた60の基本施策は、ほぼ全て取り組まれており、概ね順調に進捗していると考えている。

- ・今後の取組については、生物多様性戦略の改訂を計画しており、現在、改訂に向けた現状把握を行っているところである。また、新生物多様性国家戦略で掲げられた、ネイチャーポジティブの実現や、30 by 30目標の達成に向け、市域内の「自然共生サイト（生物多様性の保全が図られている区域を国が認定するもの）」の認定を推進することとしており、今年10月25日に、響灘ビオトープが福岡県内で唯一、自然共生サイトとして認定された。今後、認定地はOECM（国立公園等の法令による保護地域以外で生物多様性に資する地域）として国際データベースに登録され、「30 by 30目標」に貢献することとなる。

《委員の主な意見》

- ・里山保全や鳥獣被害対策については、産業経済局のみではなく、環境保全や生物との共存という観点から、環境局も一緒になって課題解決に取り組まれない。
- ・響灘ビオトープが自然共生サイトとして認定されたことは非常によいことであり、国からの支援等を活用しながら、さらによりよい施設となるよう取り組まれない。

○令和6年3月7日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定、及び北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

（説明要旨）

- ・2月9日の環境審議会において、北九州市環境基本計画（素案）についてご審議いただいた。
- ・次期計画は、市民に手に取って読んでもらえる計画を目指しており、全体で10ページ程度で構成したいと考えている。
- ・計画期間は令和6年度から12年度までの7年間で、環境首都グランド・デザインで掲げた基本理念等は次期計画においても継承し、SDGsとの関係についても、環境分野の政策をSDGsの考え方にに基づき進めていく。
- ・すべての政策目標に共通の施策として「市民の力でまちの環境力を高める」をトップに掲げ、脱炭素社会の実現など、4つの政策目標を整理している。
- ・本計画における特徴的な取り組みとしては、再エネや水素、サーキュラーエコノミーなどに関する取組を一体的に進める「北九州グリーンインパクト」、環境国際ビジネスの拠点化に取り組む「アジア・グリーン共創ハブ」、生物多様性や環境保全の推進に取り組む「ネイチャーポジティブ」、ウォークアブルなまちを目指した「快適で美しいまちづくり」を紹介している。
- ・政策目標ごとの取組として、「脱炭素社会の実現」では、エネルギーの脱炭素化を掲げ、太陽光発電、洋上風力発電等により、脱炭素電源の安定した供給体制の構築と利用拡大、水素の供給・利活用拠点化などに取り組む。

- ・「循環経済システムの構築」では、家庭ごみや事業系ごみの減量リサイクルの推進、北九州エコタウンの強みを生かし、市内で消費されたものが、市内のリサイクル企業で資源化され再び活用される循環型社会の構築、蓄電池やプラスチックなど、新たなリサイクルビジネスの創出などに取り組む。
- ・「生物多様性と環境保全の推進」では、自然の保全と回復、自然の機能を活用した社会・経済課題の解決、自然を大切にする価値観の形成、環境アセスメント制度の運用や、大気・水質等の監視測定、化学物質や有害物質の適正管理、適正処理などに取り組む。
- ・「環境国際ビジネス拠点化の推進」では、環境国際ビジネスに取り組む企業の拡大やプロジェクトの創出などの企業への支援機能の強化、これまでの研修員の受け入れや技術者の派遣等に加え、帰国した研修員とのネットワークの構築などの環境国際協力の基盤強化、国内外との関係機関等との連携、戦略的な広報・PR、アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化などに取り組む。

《委員の主な意見》

- ・世界では、各国に化石燃料からの脱却と2035年までに温室効果ガスを60%削減することが求められている。本市の目標である2030年度に2013年度比で47%削減することについて、さらに目標を上げることが検討されたい。
- ・住宅の省エネ・断熱によるCO₂削減に加え、学校や市営住宅などの断熱改修についても、計画に取り入れることを検討されたい。
- ・電気自動車の普及については、充電設備の整備を推進されたい。
- ・環境政策はビジネスだけではなく、全ての生活の基本にあるものであることを明確にするとともに、市民には義務ではなく、ウエルビーイングとして、よりよい生活のためにポジティブに参画できるような仕掛けを検討されたい。
- ・生物多様性については、「北九州市の財政」のような漫画やイラストを使って、読みやすく分かりやすい冊子等を作成されたい。
- ・家庭ごみのさらなる減量リサイクルの推進について、家庭ごみの中にはまだ紙類が多く含まれている状況であるため、町内会などにさらに働きかけて、古紙の分別回収が進むよう努められたい。

②北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

(説明要旨)

- ・本市の事業系ごみは、平成16年に市収集の廃止や焼却工場の自己搬入ごみ処理手数料の改定などで一旦減少したが、その後、増加に転じている。
- ・ごみ処理経費は、令和3年度実績で約136億円かかっており、そのうち、事業系ごみの処理経費は約25億円で、1トン当たり18,073円かかっている。
- ・他の政令指定都市との比較では、家庭ごみは市民1人一日当たり459グラムで、少ないほうから7番目であるが、事業系ごみは、事業所の床面積1㎡当たり

面積1㎡当たり年間11.9キログラムで最も多くなっている。

- ・過去に実施した事業系ごみ対策では、平成16年度に家庭ごみと一緒に収集していた事業系ごみの市収集を廃止したほか、自己搬入ごみ処理手数料の改定などを行った。さらに、平成29年度には焼却工場へ搬入されるごみの監視強化や、事業者に対する直接指導などを行った。
- ・事業系ごみ対策の課題としては、ごみの内容物を調査した結果、紙類が約4割、プラスチック類が約2割強含まれており、リサイクル可能なものが多く混入している実態が明らかになっている。また、焼却工場にごみを持ち込む車両を調査したところ、約15%が市外ナンバーの車両であり、工場へ持ち込まれた事業系ごみの抜き打ち検査では、他都市のごみと疑われるケースが約15%ほどあったため、周辺都市のごみが継続的に流入している実態が明らかになった。
- ・このような課題を解決し、事業系ごみの減量リサイクルを進めるに当たっては、事業所に対する啓発・指導、工場等での受入れ体制や指導の在り方、手数料の在り方、リサイクルのさらなる促進の4つの論点が考えられ、今後、環境審議会の中で議論を深めていくこととしている。

《委員の主な意見》

- ・事業系ごみ処理手数料について、特に小規模事業者は物価高騰の中で体力が落ちている状況であるため、配慮した対応を検討されたい。
- ・事業系ごみの減量化については、特に学校給食の残さについて、コンポストなどで生徒や学校と一緒に参画させて減らしていくことを検討されたい。

○令和6年5月22日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、北九州市生物多様性戦略の改定について、北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、及び気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・4月22日の環境審議会で御審議いただいた意見等を加えて、北九州市環境基本計画(改定案)のパブリックコメント用資料を作成した。
- ・計画が消費者としての市民に偏っているのではないかとの指摘があったため、計画の対象となる者を設け、この計画が消費者としての市民のみならず、事業者、NPO、学校、行政などあらゆる主体が対象となることを明記した。
- ・今年3月に北九州市基本構想が策定されたため、基本構想に掲げる本市が目指す都市像、つながりと情熱と技術で一步先の価値観を体現するグローバル挑戦都市・北九州を目指すことや、SDGsとの関連を追記することにより、環境基本計画と市の基本構想の一体感を示した。
- ・国の基本計画にも掲げられているウェルビーイングについても取り入れては

どうかとの意見があったため加えて、政策目標との関連を追記している。

- ・「市民の力でまちの環境力を高める」については、タイトルを「政策目標を下支えする取組」とし、サブタイトルとして「市民の力でまちの環境力を高める」と表現した。また、最初の説明文に、あらゆる主体が自らの取組でまちの環境力を高め、世界の環境首都を目指すことを明示した。
- ・「脱炭素社会の実現」の中に洋上風力発電の記述を追記した。
- ・CO₂削減の指標について、世界の動きや国の目標見直しの動向を注視していくことを記載した。
- ・「生物多様性と環境保全の推進」については、自然が市民に直接癒やしや潤いを与える存在であることから、ウェルビーイングと関連づけて記載した。

《委員の主な意見》

- ・温暖化や脱炭素などの環境問題全般に関して、市民が自分に関わることで考えられるように、漫画などで分かりやすく全体を体系的に説明したものの作成を検討されたい。

②北九州市生物多様性戦略の改定について

(説明要旨)

- ・現行戦略の基本理念としては、都市と自然との共生を掲げており、これを実現するため、5つの基本目標と12の方向性、60の基本施策で構成している。
- ・生物多様性に関する国内外の動向としては、2022年のCOP15において、昆明・モンテリオール生物多様性枠組みが採択され、この中でネイチャーポジティブや30 by 30目標が掲げられた。これを踏まえ、2023年に新たな国家戦略が策定され、4月12日にはネイチャーポジティブを促進する法律が成立し、また、3月には環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名でネイチャーポジティブ経済移行戦略が公表されるなど、生物多様性に関する動きが国内外で活発になっている。
- ・本市の次期戦略では、まず、市が目指す姿として、生物多様性の確保が世界的な潮流として求められている中で、自然を適切に保全、利用、情報発信することで、市民に自然を楽しんでもらうとともに都市ブランドの向上を図り、市の発展につなげていくものとしたいと考えている。
- ・基本的な枠組みとしては、基本理念は現行戦略の理念を継承し、都市と自然との共生としたいと考えており、基本目標や主な指標、戦略期間については、改定中の環境基本計画と合わせる形で設定したいと考えている。
- ・今後のスケジュール案としては、骨子案や数値目標案、パブリックコメント案を御審議いただき、年度内の環境審議会による答申を経て策定したいと想定している。

③北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

(説明要旨)

- ・4月22日の環境審議会では、4つのテーマのうち、「事業所に対する啓発、

指導]、「工場等での受入れ体制、指導の在り方」について御審議いただいた。

- ・「事業所に対する啓発、指導」については、これまで本市では、集中的な事業所への訪問を行い、事業者向けの講習会の実施や事業系ごみに関する周知を行ってきたが、ごみの減量化の成果が見えづらく、事業者の方への周知、啓発が十分でないという認識である。そこで、他都市の成功事例にならない、3つの対応策として、「業種別の事業所訪問、伴走支援」、「ニーズに応じた業種別の情報発信」、「減量リサイクルの方策の提供」を挙げている。
- ・「工場等への受入れ体制、指導の在り方」については、これまでの取組として、焼却工場に搬入する前の搬入指導と、搬入車両の展開検査等を行っているが、現状としてリサイクルできる紙類が多く含まれていることや、市外からのごみが持ち込まれている可能性がある。そこで、3つの対応策として、「直接搬入ごみを事前検査できる環境整備」、「各工場での常時検査できる環境整備」、「排出事業者やごみの状況が分かる仕組みづくり」を挙げている。

《委員の主な意見》

- ・柏市では、拡大生産者責任に係る発生抑制の取組ということで、いろいろな事業者を対象にやり方などをホームページで紹介している。本市もこのような事例を参考に、拡大生産者責任について説明しながら、減量化に取り組まれない。
- ・事業系ごみの減量・リサイクルは、事業者にとっては時間や経費を割かなければならず、大企業であれば企業の責任という意識もあるが、小規模事業所に対しては、インセンティブなどの措置も検討されたい。

④気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について

(説明要旨)

- ・昨年5月に、熱中症対策の強化策を盛り込んだ改正気候変動適応法が公布され、本年4月より施行された。ポイントは主に、「熱中症特別警戒情報の新設と市民への周知」、「指定暑熱避難施設の指定と開放」、「熱中症対策普及団体の指定」、「庁内連携体制の整備」の4点である。
- ・熱中症による死者数は全国でおおむね毎年1,000人を超えており、その8割以上が65歳以上の高齢者となっている。本市の死者数は毎年4名程度である。
- ・県内に12地点ある暑さ指数情報提供地点において、直近5年間に一度でも熱中症特別警戒情報の発表条件となる暑さ指数35(四捨五入)に達したことがあるのは5地点にとどまっている。なお、この12地点の全てで暑さ指数の予測値が35に達する場合に、福岡県に熱中症特別警戒情報が発表される。
- ・熱中症特別警戒情報が福岡県に発表された場合には、市の公式SNS、dポタン広報誌等の情報発信ツールの活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局区から所管する団体、施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で迅速かつきめ細やかに情報発信を行う。
- ・さらには、北九州市独自の取組として、福岡県に熱中症特別警戒アラートが

発表されない場合においても、市内唯一の暑さ指数情報提供地点である八幡において暑さ指数の予測値が35以上となる場合に、熱中症特別警戒情報の発表時と同様に迅速かつ的確に市民への情報発信等を行い、市民の熱中症被害の抑制を図る。

- ・情報発信に際して、まずは不要不急の外出を避け、昼夜を問わずエアコンを使用するなど暑さ対策に万全を期していただくなど、市民自身の命を守るために必要な熱中症予防行動が取れるよう、自発的な行動変容を促すためのメッセージを併せて発信する。
- ・指定暑熱避難施設については、市民からのなじみの深さやアクセス面、受入れスペースなどを総合的に勘案して、まずは市民センターと市立図書館を指定した。熱中症特別警戒情報が福岡県に発表された場合は、これらの施設を中心に、それ以外の公共施設も含めて広く避難者の受入れを行う予定であり、暑さから身を守る方法を十分に提供できるよう努めたいと考えている。
- ・庁内連携体制の整備について、熱中症対策は、多くの部局が連携し、役割分担を明確にして取り組むことが重要であるため、今般の法改正を契機として新たに庁内横断的な組織である北九州市熱中症対策推進連絡会議を設置した。関係部局が緊密に連携し、庁内一丸となり、改正法に的確に対応していくことで、市民の熱中症被害の抑制に努めていきたいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・学校の体育館などは災害時の避難所として使われる点も重要であるため、エアコンの早急な設置を検討されたい。
- ・熱中症特別警戒アラートについて、特に高齢者や子供は気づきにくく対応が遅れることもあるため、アラームを鳴らすなどの周知方法を検討されたい。
- ・熱中症対策としてエアコンの使用が命綱になっているということが浮き彫りになったが、物価高騰で電気代を気にしてエアコンの使用を控えた人がたくさんいるため、政府と電力会社には値上げの撤回、国民負担の軽減を検討するように要請されたい。

○令和6年7月8日～10日 行政視察（①名古屋市における事業系ごみの減量化に向けた取組について、②名古屋市における生物多様性の保全への取組について、③横浜市における食品廃棄物のリサイクル推進について）

①名古屋市では、事業系ごみ対策として、不適物の搬入防止を図るため、16の区の環境事務所で事前受付と搬入ごみの点検を実施しているほか、事業系ごみ減量・資源化ガイドを業種別に作成している。今回、名古屋市役所において、名古屋市環境局資源循環推進課、廃棄物指導課及び作業課から、事業系ごみの減量化に向けた取組について説明を受けた。

②名古屋市では、2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議、COP10の開催を契機として、生物多様性2050なごや戦略を策定し、生物多様性

の保全を推進しているほか、令和5年10月に「なごやネイチャーポジティブ宣言」を行い、ネイチャーポジティブにも力を入れている。今回、なごや生物多様性センターにおいて、名古屋市環境局環境企画課から説明を受け、なごや生物多様性センター内を見学した。

- ③横浜市では、生ごみから堆肥を作る「生ごみブレンドプロジェクト」の取組のほか、特に事業所から排出される食品廃棄物については、市内及び近郊に立地している民間のリサイクル施設に誘導することで、資源化を促進している。今回、横浜市内の大規模な食品リサイクル施設であるJバイオフードリサイクル横浜工場を見学し、リサイクルの工程や受け入れ状況等について説明を受けた。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

令和6年7月8日～10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①名古屋市における事業系ごみの減量化に向けた取組について

- ・事業系ごみの減量資源化ガイドブックは、業種別に丁寧に作られており、捨て方や分別が見ただけで分かるようになっている。本市も同様に細かく事業所に案内する方策を検討されたい。
- ・名古屋市は、過去のごみ非常事態宣言など、危機感を持って必死に取り組まれているということが印象的であった。
- ・高額請求などのトラブルの元となる無許可のごみ回収業者について、名古屋市は市のホームページのほか、グーグルやヤフーの検索を活用した広報も実施して、かなり被害が減ったということであった。本市もその取組を参考にしっかりと周知されたい。
- ・名古屋市では雑紙や生ごみのリサイクルの分別用チラシなど、視覚で分かるように作られていた。本市でも、市民がごみの分別などにより、一層積極的に環境に関われるような啓発物などを作成されたい。
- ・名古屋市のごみ処理手数は本市の2倍であるが、本市が現行の10キロ100円でもごみ処理に支障がないのであれば、しばらくは現行の料金で継続されたい。

②名古屋市における生物多様性の保全への取組について

- ・なごや生物多様性センターという拠点をつくり、官民連携で子供からお年寄りまで参加できる魅力的なプログラムを実施されていたのが印象的であった。本市でも戦略改定に当たって、官民連携で市民や学校など、いろいろな方が生物多様性の保全に参画できるような形にすれば実効性も高まるのではないかと感じた。
- ・外来種の植物の防除については、監視するだけでなく、子供をはじめ市民に知ってもらう機会をつくるなど、市が率先して取り組まれない。

- ・なごや生物多様性センターの学芸員やアルバイトの方々は、植物や生き物が本当に好きで生き生きと仕事をされており、このような職員から説明を受ける子供たちは楽しく学べると思う。本市でも、市が率先してそのような取組が行えるよう検討されたい。

③横浜市における食品廃棄物のリサイクル推進について

- ・本市にもこのような食品廃棄物リサイクル施設が誘致できるよう、福岡市に立地した施設の状況なども把握されたい。
- ・賞味期限が残っていても、袋の記載不良などの理由で持ち込まれた食品が大量に積んであった。本市のフードロス対策として、本市で発生したそのような食品を子ども食堂などで活用できないか、研究されたい。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

- ・北九州市環境基本計画の改定案に対するパブリックコメントの結果と、それを踏まえた環境基本計画の改定案について説明する。
- ・パブリックコメントは5月27日から6月26日までの1か月間、市政だよりやホームページ上での案内をはじめ、SNSや市内全市民センターでの案内掲示、また、要望に応じて、市民センターや中学校での出張説明を実施した。
- ・パブリックコメントの結果等に基づき、計画案に修正を加えた部分については、政策目標3をよりの確な表現にするため、「生物多様性と環境保全の推進」と記載していたところを、「生物多様性の増進と環境保全の推進」に修正した。
- ・政策目標3において、例示のレベル感が違うとの意見があったため、「薬の原料」という表現をしていたところを、「様々な製品の原料」と修正した。
- ・政策目標1の脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現について、北九州市の温室効果ガス削減の指標が、日本や世界全体から見てどのような数値なのか分かるようにしてほしいといった意見を踏まえ、国の削減目標等を追記しまして、北九州市の指標との比較をできるようにした。
- ・政策目標4の国際環境ビジネス拠点化の推進について、「インド等東南アジア」という表現が適切ではないという意見を踏まえ、「インドや東南アジア等」に改めた。

《委員の主な意見》

- ・水素で産業界の熱利用の温室効果ガスの削減を図ると書かれているが、グリーン水素を活用しなければCO₂の削減にはならない。産業界にもCO₂の削減に対して責任を持ってもらいたいということを計画の中にも書き込むことを検討されたい。
- ・プラスチック製容器包装の削減については、過剰包装の抑制など、企業への協力を働きかけられたい。

○令和6年8月7日 環境水道委員会

北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、及び北九州市生物多様性戦略の改定（骨子案）について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

（説明要旨）

- ・7月30日の環境審議会で、「リサイクルのさらなる促進」について審議いただいた内容を報告する。
- ・事業系ごみの組成調査の結果、焼却ごみの中には分別すればリサイクルできる紙類やプラスチック類など5割以上含まれていることが分かっている。
- ・排出状況については、事業所、宿泊施設、小売店の3つの業種に着目して、資源化率の高い事業者と低い事業者の比較を行った。
- ・市内のリサイクル業者について、古紙、生ごみ、木材、プラスチック類に着目して業者数、受入品目、リサイクル方法、処理単価について説明した。
- ・リサイクルに誘導するための対応策として、紙類に関して、排出事業者への訪問、伴走支援のほか、オフィス町内会の普及拡大や排出事業者と古紙リサイクル業者とのマッチングシステムの構築などを検討している。
- ・食品ロス削減について、賞味期限が切れていないのに廃棄している食品をフードバンク団体などに寄附することで、提供する食品や配送料などの経費を法人税法の優遇制度を活用して損金算入することが可能となるシステムを構築していく。
- ・生ごみのリサイクルについては、市内で発生した食品残さをたい肥化し、その有機肥料を使って栽培された野菜を地元で販売、消費する食品循環システムを企業や大学、行政で連携して進めていく。

《委員の主な意見》

- ・事業系ごみの減量化を進めるため、事業所に対しメリットを説明し、取組を働きかけるような方策を講じられたい。
- ・市が事業所に配布している雑紙分別ボックスについては、分別した後どこに出したらよいか分からないということがあるため、回収業者と連携した仕組みづくりなどを検討されたい。

②北九州市生物多様性戦略の改定（骨子案）について

（説明要旨）

- ・全体の構成については、第1章、北九州市の生物多様性、第2章、生物多様性をめぐる国内外の動向、第3章、北九州市のこれまでの取組、第4章、新戦略の概要、第5章、各施策の一覧の全5章とした。
- ・第1章、北九州市の生物多様性については、本市の生物多様性の特徴と魅力として、本市は市全体の40%が森林であり、緑が多いこと、瀬戸内海・北九州国定公園、玄海国定公園など3つの国定公園があることなどを紹介したいと考えている。

- ・第2章、生物多様性をめぐる国内外の動向については、生物多様性とは何か、その意味や重要性について説明するとともに、生物多様性が今損失の危機にさらされていること、持続可能な社会の実現のためには社会変革が必要であること、また、そうした認識が昆明・モンリオール生物多様性枠組みや国家戦略など国内外で広まっていることなどを紹介する。
- ・第3章の北九州市のこれまでの取組については、市民、企業、行政が一丸となった本市の公害克服の歴史については、まさに生物多様性の損失を減らし、回復させるネイチャーポジティブの歴史であったということを再認識したいと考えている。
- ・第4章の新戦略の概要については、新戦略の目指す姿として、本市の生物多様性を適切に保全し、持続可能な方法で利用するとともに、その魅力を効果的に発信することで、市民が自然に触れ楽しむ機会を増やす。また、自然を生かした地域づくりを通じて都市ブランドの向上を図り、市のイメージアップや発展につなげるとしており、これらはそれぞれ北九州市基本構想の彩りあるまち、安らぐまち、稼げるまちの実現につながると考えている。
- ・戦略の方針について、基本理念は、都市と自然との共生とし、サブタイトルは、都市成長と自然再興ネイチャーポジティブの好循環とした。
- ・対象期間は、2025年度から2030年度までの6年間、対象区域は市全域を基本とし、必要に応じて広域的に取り組む。
- ・基本目標は、市の環境基本計画の基本戦略と併せて生物多様性を大切にする価値観の形成、生物多様性の適切な保全と回復、自然を活用した多様な課題の解決の3つである。
- ・ネイチャーポジティブ経済移行アクションプランについては、ネイチャーポジティブネットワークの構築、ネイチャーポジティブセンターの設置、ネイチャーポジティブ経営の推進、TNFDやSBTなどの推進の4つのアクションプランを想定している。
- ・戦略の推進体制のイメージとして、市民、事業者、団体などのコミュニティ、教育・研究機関、そして行政それぞれの連携によってネイチャーポジティブネットワークを形成する。その活動拠点として、ネイチャーポジティブセンターを設置し、戦略を推進していきたいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・本市の充実した環境関連の施設を活用し、生物多様性やネイチャーポジティブをキーワードとした環境学習などを通じて、生物多様性の保全に対する市民の意識が高まるよう取り組まれない。
- ・アクセスが便利なほうが活動の継続性にもつながるため、響灘ジオトープに限らず、例えば小倉北区なら山田緑地など、各区に1か所拠点をつくることも検討されたい。

○令和6年10月30日 環境水道委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・使い捨てプラスチックの削減に向けて世界的には生産者の総量規制などの動きがある中で、国内の産業界では消極的な流れとなっている。本市では、拡大生産者責任を踏まえた排出抑制に向けて積極的な役割を果たされたい。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、世界的には石炭火力発電から脱していこうと動く流れがあるため、本市でも、石炭火力発電の割合をどのようにして削減していくかということに知恵を絞りながら取り組まされたい。
- ・SDGsは、2015年に2030年までの目標を掲げ、当初は学校などでも真剣に取り組まれていたが、10年経過した現在では、それも薄らいできていると感じる。残りの5年について、市として環境政策を中心にどのように進めていくのか、改めて検討されたい。

○まとめ

近年、気候変動によると思われる様々な環境への影響は顕著であり、今後、さらに気温上昇が続けば、自然災害の増加、食糧生産性の低下、生態系への悪影響などのリスクが増大し、人々の生活や企業活動に不可欠な社会基盤を脅かす重大な危機となる。SDGs未来都市である本市では、この喫緊の課題に関して、市民や企業の意識向上にとどまらず、各々でできる具体的な取組の実践を強く促していく必要がある。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市、企業、市民が一体となって取り組まなければ目標の達成は困難であるため、市は企業や市民それぞれの取組やニーズを把握し、効果的に取り組めるよう伴走型で支援されたい。さらに、市民が主体的に考えられるよう、漫画やイラスト、SNSなどを活用して、脱炭素への取組が急務であることを分かりやすく啓発されたい。

また、気候変動と並び、地球の持続可能性の確保の観点から世界的な課題となっている生物多様性の保全については、本市においても、国家戦略の内容などを踏まえた生物多様性戦略の改定作業が進められている。

本委員会で行政視察を行った名古屋市では、取組の拠点となる施設（なごや生物多様性センター）の設置、専門性の高い職員の配置、市民や子供たちが自然の中で楽しく学ぶことができるイベントや啓発冊子の作成などに取り組んでいた。そのような事例も参考にしながら、本市も響灘ジオトープや曽根干潟などの恵まれた自然環境を生かし、生物多様性の保全に関する先進都市となるよう取り組まされたい。

SDGsが2015年に国連で採択されてから10年目を迎え、2030年までに達成すべき目標の実現に向けて、改めて市、企業、市民が一丸となって取り組まなければならない。その中心となる環境政策が、本市のSDGs全体の取組を牽引していくことを期待する。

建設建築委員会報告書

令和6年11月14日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

建設建築委員会委員長 泉 日出夫

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 魅力的なまちづくりについて

本市では、これまで小倉都心・黒崎副都心を中心とした都市機能の向上や、にぎわい作りを目的とした取組を行ってきた。

一方、本市をさらに魅力的な町にしていくためには、小倉・黒崎に限らず、7区の中心市街地の利活用や居住環境の向上、都市インフラの老朽化対策などに取り組んでいく必要がある。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、未来志向の視点によるまちづくりの在り方や都市計画について調査を行うこととした。

(2) 防災・減災対策について

近年、全国各地で豪雨や地震などの自然災害が頻繁に発生している。本市においても、平成30年7月の豪雨災害では河川のいっ水やがけ崩れによる被害が発生し、市民生活に大きな影響が出た。

今後もより深刻な災害の発生が懸念されており、災害が発生した際には人命や財産の被害を防止、または最小限に抑えるための防災・減災対策を行うことが喫緊の課題である。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、ハード及びソフト面から効果的な防災・減災対策について調査を行うこととした。

(3) 交通政策について

本市では、交通事業者や住民、行政などと協働し、連節バス導入による幹線バス路線の高機能化や交通結節点の整備、おでかけ交通への支援強化など様々な施策に取り組み、公共交通の利用促進や移動手段の確保に努めている。

一方、公共交通利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響による

移動の自粛や在宅勤務の拡大により、大幅に減少している。また、乗務員不足が深刻化しており、車両があっても運転する人がいないという状況が続くと、公共交通ネットワークの維持、確保が一層困難となり、適切な移動手段を持たない交通弱者の増加が懸念される。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、持続可能な公共交通機関の在り方について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 魅力的なまちづくりについて

○令和5年6月26日 建設建築委員会

北九州市立地適正化計画改定素案に対する市民意見募集について、建築都市局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①立地適正化計画について

- ・北九州市立地適正化計画は、人口減少、超高齢社会下においても都市を持続可能なものとするため、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する方針を定めた包括的なマスタープランである。
- ・「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定め、これら交通利便性の高い地域に住宅や生活利便施設等の集約、誘導を図ることで、コンパクトな街づくりを推進する。
- ・本市では平成28年9月に策定し、目標年次は令和22年としている。

②計画策定の背景

計画策定からおおむね5年が経過したこと、また、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を記載することとされたことを受け、計画の改定を行うこととなった。

③計画改定の手続き

都市再生特別措置法の規定に基づき、令和4年度から、立地適正化計画の改定について都市計画審議会に諮問し、意見を聞きながら計画の改定素案を作成した。

④主な改定内容

- ・「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」等における取組（事業）の見直し
- ・目標値の変更
- ・「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」の区域の変更
- ・「防災指針」の策定

⑤今後のスケジュール

改定素案のパブリックコメントを7月18日から1か月間実施する。あわせて、都市再生特別措置法の規定に基づき、公聴会を8月8日に実施する。市民から出された意見は、計画への反映を検討したうえで当委員会にて報告する。その後も制度に定められた手続を適切に実施し、令和6年3月に改定計画を公表す

る予定である。

《委員の主な意見》

- ・ 改定素案のパブリックコメントの実施方法について、意見を上げやすい環境を整えられたい。
- ・ 国の新たな支援策については、速やかに予算化し、どれだけ対応できるかの試算を行われたい。
- ・ 河川整備等を行ったことにより、どれほどのリスクが軽減されたというような効果を数字等で示されたい。

○令和5年10月12日 建設建築委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月2日 行政視察（千葉県柏市）

柏の葉キャンパス駅周辺では、2005年の首都圏新都市鉄道（TX）開業以降、「柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）」という「公・民・学」の連携拠点を中心に「0からのまちづくり」を進めてきた。柏市と千葉県、千葉大学、東京大学の4者が共同し、国際学術都市づくりに向けて具体的な目標と方針を定めた「柏の葉国際キャンパスタウン構想」を2008年3月にとりまとめており、公民学が同構想を将来ビジョンとして共有して、まちづくりに取り組んでいる。その後、2011年には、「環境未来都市」「総合特区」に指定されたほか、2019年には、国土交通省のスマートシティモデル事業にも採択を受けるなど、現在もスマートシティの取り組みを継続している。

今回は、本市の魅力的なまちづくりの参考とするため、本取組について、一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンターから説明を受けた。

○令和5年11月9日 建設建築委員会

10月31日から11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・ UDCKについて、公民学という3つが対等でありながら学と民が先頭を切り、それを公がサポートしているプロジェクトと感じた。柏の葉エリアには専門的な大学があり、今後のスマートシティのまちづくりについては、学の頑張りを期待したい。本市においてもこれから都市開発が可能なエリアがあるが、アーバンデザインセンターという取組はぜひ参考にされたい。
- ・ 本市には、北九州市立大学や学術研究都市のFAISがあり、それが発展してUDCの形になればと思う。都市づくりで本市が発展するために、UDCのような課題解決型のプラットフォームを模索し、都市計画だけでなく関係局とも協力し、民間投資を呼び込むまちづくりに取り組まれたい。

○令和6年1月11日 建設建築委員会

到津の森公園将来ビジョンの素案について、建設局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

到津の森公園は、平成14年の開園から20年以上が経過した。現在、世界的な潮流である「動物の福祉」のほか、生物多様性や自然の持続可能性などに取り組む「SDGs」、「ワンヘルス」など、園を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況に鑑み、次の20年の目指すべき姿を示すため、新たに「到津の森公園将来ビジョン」を策定することとした。

策定にあたり、有識者などで構成された「到津の森公園将来ビジョン策定検討会議」を設置し、その会議で出た意見のほか、市民参加のワークショップ、到津の森公園の運営に関わった方々からの意見なども踏まえながら、素案を取りまとめた。

今後、市民参加のパネルディスカッションを予定している。これは、将来ビジョンへの理解を深めるとともに、素案に対するパブリックコメントにおいてより多くの市民意見をいただくことを目的としている。

《委員の主な意見》

- ・ 市が主体で運営していくという姿勢を引き続き持ち、市政変革プランを取り入れることで変更等が出る部分があれば、委員会で報告されたい。
- ・ ボランティア団体等の担い手を増やすため、現場の意見をさらに聞き、インセンティブの向上を検討されたい。
- ・ 入園者数の増加に引き続き尽力されたい。
- ・ 到津の森にしかない価値を引き続き追求されたい。
- ・ 動物の命を預かる者として、災害対策にはしっかりと目を向けられたい。
- ・ 夏休みの宿題に役立ちそうなブースや昆虫関係のブースを作るなど、子供の集客が望めるような部分に注力されたい。
- ・ 駐車場に入るまでに時間がかかるため、北九州空港などを参考にし、入場方法を検討されたい。

○令和6年1月25日 建設建築委員会

北九州市立地適正化計画の改定について、建築都市局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

市行政に関わる重要な計画であることから、令和5年6月26日の委員会で報告した改定案に、令和6年3月に策定予定の北九州市基本構想・基本計画の内容を追記した。追記した内容は、当該基本構想・基本計画で示す「目指す都市像」及び「3つの重点戦略」を掲げ、重点戦略に基づく主要な政策を推進することとしたことである。

これらの政策は、立地適正化計画で掲げる施策と方向性が合致するものであるため、立地適正化計画においては、引き続き、拠点の機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約したまちづくりに取り組んでいく。

また、災害ハザードに対する運用と立地適正化計画との整合を取るため、区域区分見直しの基本方針及び市街化調整区域において定める地区計画に関する運用基準の見直しを行う。

今後のスケジュールは、1月31日に開催される都市計画審議会に諮問して答申を受けた後、3月末に計画改定の公告を行う予定である。

《委員の主な意見》

- ・ 今回の能登半島地震を受け、県や国の動向を注視し、見直しがあった場合には、立地適正化計画を速やかに変更されたい。
- ・ 区域区分の見直しを行うにあたっては、市民への説明が不十分なところがあるので、広く周知されたい。
- ・ まだ収入が少ない若い世帯の居住ニーズにも注意を払い、やみくもに町なか居住を誘導しないよう留意されたい。
- ・ 企業誘致の部門とともに土地を確保していくことを立地適正化計画に反映されたい。

○令和6年3月21日 建設建築委員会

到津の森公園将来ビジョンについて、建設局から以下のとおり説明を受けた。
(説明要旨)

1月17日から2月16日まで、到津の森公園将来ビジョンの素案に対する市民意見募集を実施し、19人の提出者から57件の意見が提出された。

1月20日に開催した到津の森公園将来ビジョンパネルディスカッションでは、60名の市民に参加していただき、楽しい雰囲気の中、将来ビジョンへの理解や意見交換を図ることができた。

基本理念である、「かけがえのない自然や命を 世代を超えて未来へつなぐ公園を目指す」に対するキャッチフレーズの市民投票を行い、総投票数525票のうち230票を獲得した「いのち、いろどる、いとうづの森」に決定した。

パブリックコメントや計4回行った検討会議などの意見を踏まえ、素案に若干の修正を加え、また、親しみやすいようイラストや写真を加えたものをビジョンの成案とし、後日公表する。将来ビジョンを基に、今後も愛され続ける到津の森公園となるよう努めていく。

《委員の主な意見》

- ・ 意見の中に、構造上坂道が多くシニア世代には大変つらいというものがあつたので、今後の課題として対応等を考えられたい。
- ・ 大切なビジョンを作るにあたり、市民意見が19名で57件というのは少なすぎる。もっと多くの方の意見がないと、それだけ関心がないと思われるこ

とが懸念される。

○令和6年6月27日 建設建築委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月8日～10日 行政視察（兵庫県姫路市、神戸市及び岡山市）

①姫路駅前再開発の取組（兵庫県姫路市）

姫路市は、姫路駅周辺でJR山陽本線等連続立体交差事業により新たに発生した広大な用地を活用し、姫路駅北駅前広場のトランジットモール化や、姫路駅前から姫路城の門までの再整備などを行っている。

本取組について、姫路市姫路駅周辺・阿保地区整備課及び街路建設課から説明を受け、姫路駅北駅前広場及び大手前通りを現地視察した。

②空き家対策の取組（神戸市）

神戸市では、戦後の山麓部開発やニュータウン開発によって整備された住宅が年月を経て空き家・空き地となり、深刻な問題となっている。そこで、神戸市空家等対策計画を策定し、「使える空き家・空き地は売却や賃貸、地域利用などの活用を促す」、「使えない空き家は解体し、土地の活用を促進する」という基本方針のもと、補助や相談窓口の充実や、積極的な広報を行っている。

本取組について、神戸市建築指導部安全対策課から説明を受けた。

③防草対策の取組（神戸市）

神戸市では、除草関連予算の削減や市民ニーズの高まりから、限られた予算やマンパワーで効率的に防草・除草対策ができるよう、企業と協同での実証実験をはじめ、専門の部署を設置し、新技術等の研究・検討を行っている。

本取組について、神戸市道路工務課及び技術管理課から説明を受け、防草対策を実際に行っている東遊園地、京橋線、及び三宮北側交差点を現地視察した。

④ハレまち通り歩いて楽しい道路空間創出事業の取組（岡山市）

岡山市では、JR岡山駅周辺エリアと岡山城周辺エリアの回遊性を高めるため、旧県庁通りを車中心から人優先への道路空間へ再整備を行い、また、道路空間を活用する仕組みづくりを行っている。

本取組について、岡山市庭園都市推進課から説明を受け、ハレまち通りを現地視察した。

○令和6年7月25日 建設建築委員会

7月8日から10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①姫路駅前再開発の取組（兵庫県姫路市）

- ・ 大手前通りは姫路駅から姫路城までの約800メートルがウオーカブルな空間に仕上がっており、また、駅前広場も一体的に整備を行っているため、駅前に様々な施設がそろそろ理想的なエリアとなっていた。姫路駅前再開発を通じて、地価が約2倍に上昇したことは、開発の成功事例ではないか。
- ・ 姫路駅前再開発は、姫路城という町のシンボルを上手く生かしている。北九州市に置き換えた場合、八幡駅から真正面に見える皿倉山がとてもいい景観なので、歩ける空間がうまく整備されれば良いのではないかと感じた。
- ・ まちづくりは少しずつ手を加えるのではなく、大なたを振るって行う必要があると考える。
- ・ 小倉駅北口の開発の余地を考えた際に、モノレールが小倉駅の北側に伸びるような開発を行うと、町に連動性が生まれ良いのではないか。

②空き家対策の取組（神戸市）

- ・ 神戸市は空き家対策のメニューが多く、また、解体の実績数も多いと感じた。
- ・ 空き家の解体工事費にかかる補助の制度設計にあたっては、本市の制度を参考にしたという話を聞き、誇らしく感じた。今後も尽力されたい。
- ・ 所在不明や相続放棄等で空き家となったものに対し、財産管理制度の活用を専門とする特命チームを作っており、時代に応じた空き家対策に取り組んでいると感じた。
- ・ 企業が撤退することで従業員が転居を余儀なくされるため、空き家問題は企業にも少なからず責任があると思う。不動産基金を作り、企業から資金を捻出してもらい、空き家対策に活用してはどうか。

③防草対策の取組（神戸市）

- ・ 若手職員を中心とした、20人規模のプロジェクトチームを結成し、目をきらきらさせながら防草対策の手法を研究している姿が印象的であった。本市も見習われたい。
- ・ コンクリートのひび割れから生えてくる草にはこの手法といった、用途に応じた防草対策が非常に研究されていると感じた。

④ハレまち通り歩いて楽しい道路空間創出事業の取組（岡山市）

- ・ 中心市街地の車道を2車線から1車線に減らすということを、時間をかけて沿道地域の方との合意形成まで運んだことは素晴らしいと感じた。
- ・ せっかく人が歩きやすい環境をつくったものの、まだまだ沿道の店舗からの協力を必要としているので、今後の実践に期待したい。

○令和6年10月17日 建設建築委員会

北九州市道路整備中長期計画（素案）について、都市整備局から以下のとおり説明を受けた。

（説明要旨）

北九州市道路整備中長期計画は、今後の道路整備に関する方向性や主要施策及び数値目標を示す概ね10年間の計画である。本計画は令和2年4月に策定し、5年後に見直しを行う予定であったが、令和6年3月に策定した北九州市基本構想・基本計画を踏まえ、新たに策定することとした。

計画期間は令和7年度から概ね10年間としており、5年後に効果検証し、計画を見直すこととしている。今後のみちづくりの方向性について、3つのビジョンを策定しており、これは、北九州市基本構想・基本戦略の重点戦略である「稼げるまちの実現」「彩りあるまちの実現」「安らぐまちの実現」に対応している。

ビジョン1は、「企業が稼げる強靱なまちを支えるみちづくり」とし、メガリージョンの形成を目指し、広域的な道路ネットワークを整備する。また、平常時・災害時を問わず、安定的な物流・人流を確保するため、橋梁などの道路構造物の長寿命化対策などを進める。

ビジョン2は、「人を惹きつけ、若者が集う、彩りある魅力的なみちづくり」とし、子供連れやベビーカーが通行しやすいよう、歩道の段差解消や公共交通の乗り継ぎルート上で雨に濡れないルーフの整備等を実施する。また、民間がにぎわいづくりのために道路空間を柔軟に活用できるよう、ほこみち（歩行者利便増進道路）路線指定を促進する。さらに、バス停付近等でのおもてなしベンチの設置や、買い物弱者がいる地域での移動販売スペースの確保などにも取り組む。

ビジョン3は、「安らぎのある暮らしを支えるみちづくり」とし、通学路の安全対策強化として、小学校周辺のエリアを選定し、国土交通省が提供するETC2.0を搭載した車両の速度や通行ルート等のビッグデータを活用した安全対策を行う。また、地域や警察と連携し、ゾーン30プラスの取り組みを推進し、生活道路の効果的・効率的な安全対策などに取り組む。

計画策定のスケジュールは、8月と11月に「北九州市の道路整備を考える懇談会」で計画素案について市民や企業、学識者等の構成員の意見を聞き、さらに、10月下旬からパブリックコメントを実施する。その後計画を策定し、2月議会において計画書の報告を行う予定としている。

なお、本計画の策定に当たっては、上記懇談会やパブリックコメントのほか、北九州市道路利用者会議や、物流・製造関連企業へのヒアリング及び市民3,000人を対象としたアンケート調査、北九州市立大学の学生約400人からの道路の問題点や利活用方法に関するレポートを参考にして、計画の取りまとめを行うこととしている。

《委員の主な意見》

- ・ ほこみち制度を積極的に活用されたい。
- ・ バス停付近のガードレールの切れ目がバスのドアの位置と合っておらず、ノンステップバスであっても一度道路に降りて歩道に上がらないといけない状態になっているところがある。調査を行ったうえで、スムーズな乗降ができるガードレールの設置をされたい。

○令和6年10月24日 建設建築委員会
取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

全国的に人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが多くの都市に求められている。都市では、居住だけではなく様々な民間の経済・社会活動が営まれているが、魅力的なまちづくりを実現するためには、今や民間の投資は欠かせない。

そのためには市がまちづくりのビジョンを明示するとともに、ビジョンに基づく取組の積極的な情報発信を行い、投資したいと思ってもらえるような環境づくりを行っていくことが必要不可欠である。

また、地域ならではの特性や強みを把握し、その特色や魅力を対外的に発信し、認知度を高めていく、いわゆる地域のブランディングも重要である。視察を行った姫路市では町のシンボルである姫路城をまちづくりに生かしている。岡山市では車から人優先の道路空間へ再整備を行い、回遊性を高める取組が行われていた。本市には、海・山・川といった自然が豊富であるという特徴に加え、小倉城や本調査の中で議論を行った到津の森公園など魅力的な施設がある。他都市の事例を参考に、本市に合った独自で魅力的なまちづくりに繋げられたい。

本調査では、空き家対策や防草対策を初めとした道路整備など、大変幅広く調査を行ったところであるが、今後も魅力的なまちづくりに向けて、地域住民や民間企業、非営利組織などと連携・協力しながら事業を進められたい。

(2) 防災・減災対策について

○令和5年10月12日 建設建築委員会
行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月1日 行政視察（さいたま市）

さいたま新都心公園は、地区で不足していた「防災」「地域の憩いとなるオープンスペース」の充足を最優先とし、それらをコンパクトに実現できるよう導入施設の選定やゾーニング、隣接する道路や敷地とのレベルの統一等により、都心部にありながら小さい面積でも解放感や周囲との一体感を得られる、良好な景観の防災公園となっている。また、スペースの確保が難しい都市部への防災公園導入

を、民間施設の土地利用転換を機に実現し、地域に必要な種々の防災機能を兼ね備えつつ、世代を問わず地域に愛されるオープンスペースを確保している点が評価され、全建賞を受賞した。

本取組について、さいたま市都市公園課及び北部公園整備課から説明を受けた。

○令和5年11月9日 建設建築委員会

10月31日から11月2日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・ 当該公園には、防災パーゴラという簡易な建物やベンチがあり、災害時には仮設テントに変わる仕組みがあった。本市においても、しっかり救護体制が取れるよう参考にされたい。
- ・ 民間の事業者が移転をすることで空いた土地を利用して、防災公園を整備した事例であり、チャンスが生まれたときに、本市のまちづくりにどのように活かしていくかということのを発想として持つべきである。

○令和6年1月25日 建設建築委員会

北九州市の治水対策について、建設局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

治水対策は、市民の生活を支え、暮らしを守る重要な社会資本整備の一つである。本市では、これまでも国や福岡県と連携して治水対策を進めてきたが、近年の気候変動の影響による激甚化、頻発化する豪雨災害にも備えた取組の強化が求められている。

①市内を流れる河川

本市を流れる河川には、国または県が管理している一級河川が9、県が管理している二級河川が19、市が管理している準用河川が24、普通河川が207あり、市内全体の河川数は259河川、その総延長は394.1キロメートルである。

②これまでの主な豪雨災害

本市では、昭和28年6月の西日本大水害をはじめ、度重なる豪雨災害に見舞われてきた。近年では、平成30年7月の豪雨において、板櫃川など市内31河川で川から水があふれ、42か所で河川護岸の崩壊等が発生し、さらに令和5年梅雨前線豪雨では4か所で河川護岸の崩壊等が発生した。本市では、こうした災害の発生と同時に県と連携して速やかに対策を講じ、さらなる豪雨に備え、必要な治水対策に取り組んでいる。

③治水対策について（ハード対策）

ア 対策の方針

一級河川及び二級河川は、河川法に基づき、河川管理者が計画を策定し、国、県及び市が計画的に治水対策に取り組んでいる。比較的規模が小さい準用河川、普通河川については、河川管理者である市が、近年の浸水実績や河川周辺の状況などから総合的に判断し、緊急度の高い河川から計画を策定し、

整備を行っている。

イ 対策の内容

河川の拡幅や川底の掘削などを基本とし、川に流れる雨水を一時的に貯留する調節池などの整備も進めている。つまり、治水対策の基本的な考え方は、「広げる」、「掘る」、「貯める」ことにより河川の水位を下げることである。

ウ 対策を実施している主な河川

現在、18河川で治水対策を進めている。

エ 令和6年度完了予定の主な施設

八幡西区八見小学校の南側にある金山川の調節池を整備している。調節容量は4万立米、調節量1秒当たり28立米で、豪雨の際には一時的に25メートルプール約100杯分の水をためることができ、下流域の治水安全度の向上を図ることができる。

④河川情報システム等について（ソフト対策）

ハード対策の推進に加え、災害時の迅速な避難等を支援するソフト対策の充実に努めている。

ア 河川情報システムの強化

大雨時の迅速な避難を支援するため、今年度末時点において、河川監視カメラは37か所、水位計は今年度新たに設置する6か所を含め、56か所に設置している。

イ 洪水浸水想定区域図等の作成、公表

水害リスク情報として、市内全ての一、二級河川やその水系の市管理河川について、「洪水浸水想定区域図・氾濫推定図」を作成し、公表している。

⑤流域治水の推進

ア 流域治水への転換

「流域治水」とは、近年の激甚化、頻発化する大雨等の水害リスクに備えるため、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、国、自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して河川の流域全体で行う治水対策のことである。流域治水の対策例として、「川からあふれる水を減らす対策」、「住まい方の工夫などにより被害を減らす対策」、「避難などにより被害を減らす対策」が挙げられ、これら3つの柱をハード、ソフト一体で多層的に進めていく。

イ 本市の取組

本市は、2つの流域治水協議会に参画している。1つ目の「遠賀川流域治水協議会」は、一級水系遠賀川において令和2年に国、福岡県、本市を含む21市町村で設立している。令和3年3月30日に「遠賀川流域治水プロジェクト」を公表し、さらに今年度は、気候変動2度上昇を考慮した「遠賀川流域治水プロジェクト2.0」への更新が公表された。2つ目の「北九州・宗像圏域流域治水協議会」は、二級水系等において令和3年に福岡県、宗像市、福津市、岡垣町、本市等で設立し、令和4年3月29日に「北九州・宗像圏域流域治水プロジェクト」を公表した。

今後も引き続き、両協議会において国や県、関係市町村等と協議、情報共有を行いながら、関係部局と連携し、流域治水の計画的な推進に努める。

⑥今後の治水対策の取組

効率的、効果的な事業の実施のため、必要な予算を確保し、河川による外水氾濫のみでなく、雨水が排水できずに浸水する内水氾濫の対策にも、関係部局と連携し取り組む。

⑦国や県への提案活動

「予算の確保」、「治水安全度向上のための連携強化」、「治水対策の着実な推進」について、国、県に対しての提案活動を継続する。

今後とも引き続き、国や県と連携し、治水安全度の向上を図り、市民の安全・安心の確保に努める。

《委員の主な意見》

- ・ 地主が高齢化し、あるいは後継者がいないため山の管理ができておらず、近年、山のかん養力が落ちてきている。根本的に治山対策を行わないと川に流れる水が抑制できず、川がいつ水したり決壊したりする。県とはぜひ、財源、権限、人材も含め移譲を受ける協議をしていただきたい。
- ・ 治水対策には、インフラ整備は必要不可欠である。今年の4月に開通する都市計画道路6号線は地元と何度も協議をして、河川の水害対策を行ったうえで供用開始を迎えることとなるが、北九州市の治水対策のモデルとされたい。

○令和6年10月17日 建設建築委員会

北九州市道路整備中長期計画（素案）について、都市整備局から以下のとおり説明を受けた。

（説明要旨）

前掲（8頁参照）

《委員の主な意見》

- ・ 橋梁等の強靱化を図るにあたっては、錆を目立たないようにしたり、塗装の色を統一したりと景観を良くするという視点でも取り組まされたい。

○令和6年10月24日 建設建築委員会

取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

近年、全国各地で自然災害が発生している。被害を未然に防ぐ、もしくは被害を限りなくゼロにすることが防災の目的と考えるが、災害被害の予測には限界があり、被害をゼロにすることは難しい。一方で、自然災害の発生を防ぐことは難しいため、災害は起きるという前提のもと被害をいかに軽減させるかが減災の目

的であり、自然災害の発生率が高い日本においては、様々な都市において特徴的な防災・減災の取組が行われている。

その一つとして、行政視察を行ったさいたま市のさいたま新都心公園には、大規模地震を踏まえた防災機能の強化の一環として、防災パーゴラやベンチなどが設置されており、平常時でも災害時でも活用することが出来る、魅力的な公園となっていた。それに対し本市の勝山公園は、災害時の避難地のほか、緊急ヘリコプターによる物資輸送や災害用マンホールトイレなど、救援・復旧・復興活動の拠点としての機能を備えている。今後は、救護体制の在り方などを踏まえ、他都市の例も参考にしながら、必要に応じた予算措置などを検討されたい。

また、本市は治水対策として河川整備の取組を行っており、引き続きハード及びソフト面での対策は重要であるが、水害等の災害が発生する原因として、森林の間伐などの手入れが行き届かず、かん養力が低下していることは避けられない問題である。しかし、治水事業は主に県が実施するため、市として出来ることには限りがあると考えられる。災害から市民の生命・財産を守り、また、万が一災害が発生した場合には、迅速かつきめ細やかに対応を行う必要があるため、財源や権限を市に移譲するなど災害への主体的な対応力を高める方策を検討されたい。

減災と防災は相反する概念ではなく、相互補完的な関係にあり、組み合わせることでより効果的な災害対策が可能になると考える。自然災害が比較的少ない本市においても、不断の防災・減災対策に取り組み、引き続き市民の安全・安心な生活の維持に努められたい。

(3) 交通政策について

○令和5年7月13日 建設建築委員会

交通局における経営改善の取組について、交通局から説明を受けた。

(説明要旨)

①交通事業の現状

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗合収入が令和元年度と比較して約33%減少したことなどにより、累積資金剰余が約6.5億円まで減少した。令和4年度は、乗合収入が令和元年度と比較して、約2割減で推移している。令和5年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した乗合収入が、コロナ禍前の水準まで回復せずに推移していくと想定している。

②経営改善の取組

ア これまでの取組

厳しい経営状況を改善するために、これまで車両の適正化や効率的・効果的なダイヤ編成の見直しなどの経営改善に取り組んできた。

イ 今年度以降の取組

経営改善の体制強化及び目標

- ・令和5年4月に経営改善専任職員を2名配置するとともに、局内プロジェクトチームにより経営改善に集中的に取り組んでいる。
- ・収支均衡の目標額3億円の改善を目指している。

経営改善に向けた基本的な考え方

- ・交通局のみで取組が可能な経営改善はスピード感を持って進めていく。
- ・現在、路線バスを含めた公共交通全体に、社会構造の変化に伴う影響が生じていると受け止めざるを得ない状況にある。このため、市において路線バスの在り方を含めた北九州市における公共交通の将来像とそれを実現する方策について検討に着手したところである。

経営改善の具体的な項目

- ・増収対策では、乗合バス利用者の拡大のため、学術研究都市や響灘地区をターゲットとし、企業誘致を促進するための路線整備について検討している。次に若松区の観光地と連携するなど、貸切りバスや受託事業の営業強化を図っていく。
- ・公営交通事業者として市民の足を守り続けていくため、4つの項目について取り組むことを考えている。1つ目は、これまでも効率的、効果的なダイヤ編成の見直しに取り組んできたが、今後は、例えば増収が見込める路線は増便し、乗客が少ない路線は減便するなど、利用状況にマッチした効率的、効果的なダイヤ編成の見直しに取り組んでいく。2つ目は、維持すべきエリアと維持困難なエリアを整理した上で、どのように運行していくのか、効率的な路線の在り方を検討していく。3つ目は、適正な運賃体系の検討で、運賃改定は、運行に要する経費を踏まえ、それに見合う適正な運賃を利用者から頂くということを目的として実施するものだと考えている。新型コロナウイルス感染症による利用人数の減少や燃料費の高騰などの課題も踏まえ、1日乗車券等の企画乗車券も含む運賃については具体的に検討を進めていきたい。最後に、車両台数の適正化など、これまで交通局が行ってきた経営改善に引き続き取り組んでいく。
- ・令和6年4月のバス運転者の労働時間等の改善のための基準の改正にて、乗務員の拘束時間が短縮されるため、乗務員の確保がより求められる。また、増収に取り組むためにも乗務員の確保が必要不可欠であることから、全国的に乗務員が不足している状況ではあるが、乗務員確保にも取り組んでいく。
- ・継続的に利用者の声に耳を傾け、その声をダイヤ改正等の交通局の施策に反映していきたい。

③令和4年度の利用状況

令和4年度の乗合バスの現状は、黒字路線が13系統、16%。赤字路線は68系統、84%という状況である。路線ごとの利用状況については、令和4年度は100円の収益を上げるために約132円の費用を要している。

《委員の主な意見》

- ・ 様々な取組により運転手を確保し、バスの運転手がいなくて運行路線が減るといったことがないよう、しっかり経営改善に努められたい。

- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災の際は、職員や物資の輸送や休憩場所としてバスを活用したことをアピールするとともに、災害発生時には、避難所までバスで送迎するといった対応を検討するなど、公営企業としての意義を踏まえ努力されたい。
- ・ 経営改善策として商店街と協力し、市営バスに乗って最寄りの商店街を利用したら割引券を提供するなど、バスに乗ってもらうための施策を検討されたい。

○令和5年10月12日 建設建築委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年10月31日 行政視察（千葉県柏市）

柏市は、平成19年、民間路線バスの廃止により市内に交通空白地域が発生し、これを補完するためにコミュニティバスを運行したが、利用者数の低迷により平成25年度に廃止となった。その後、東京大学によるオンデマンド交通実証実験を経て、デマンド交通サービス「カシワニクル」の運行を開始した。

運行開始後は、利用者ニーズの把握や課題の解消に努め、運行区域の見直しや多様な利用促進策を講じることにより、利用者数を着実に増加させている。

本取組について、柏市土木部交通政策課から説明を受けた。

○令和5年11月1日 行政視察（千葉県船橋市）

船橋市は、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のために、千葉県警察と連携して、歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、最高速度30キロの速度規制を定めた「ゾーン30」と、車両の通行部分の幅員を狭める「狭さく」や、路面に凸部を設ける「ハンプ」等の物理的デバイスを適切に組み合わせた交通安全対策「ゾーン30プラス」の整備を推進している。

本取組について、船橋市道路部道路計画課及び道路建設課から説明を受けた。

○令和5年11月9日 建設建築委員会

10月31日から11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・ 要員不足が続く中、限られた輸送力で効率のいい輸送をいかに行うかというのが今後の課題である。AIを使ったオンデマンドバスの導入に向けての調査や研究を行い、幹線を支えるためにいかに支線の利便性をよくするか、しっかり取り組まれない。
- ・ カシワニクルは、路線空白地から生まれてきたものであり、本市は空白地をつくらないという方針がある。この方針を堅持し、ドア・ツー・ドアは市民の願いでもあるので、しっかり取り組まれない。

- ・ 船橋市には、ビッグデータによる見える化協議会というのがしっかりとあり、国土交通省からのETC2.0データを協議し、そして個別検討して、地域にフィードバックするPDCAサイクルをデータに基づいて行い、安全対策につなげているところが非常に素晴らしい。
- ・ 船橋市は、渋滞状況から速度の急減の状況、通り抜ける車両の状況などを、国土交通省から提供されたビッグデータをさらに協議会で分析し、市民に提示している。データに基づいた説得力があるものにもなり、フィードバックのよい基準にもなっている。

○令和6年2月8日 建設建築委員会

市営バス事業における経営改善の取組について、交通局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①交通事業の現状

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、乗合収入が令和元年度と比較して約23%減少したことなどにより、累積資金剰余が約3.6億円まで減少した。令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが第5類になったものの、乗合収入が令和元年度と比較して、約2割減で推移しており、乗合収入がコロナ禍前の水準まで回復せずに推移していくと想定している。

②令和5年度の経営改善に向けた取組

ア 市民への情報発信の強化

市営バスへの理解や親しみを醸成するために、SNSやイベントを活用して市営バスの情報を積極的に発信している。具体的には、様々なイベントで運転者体験等を実施して、約5,000人の方に実際にバスに触れてもらった。また、SNSを活用して、市営バスの情報を週に2～3回の頻度でリアルタイムに発信している。SNSの積極的な発信により、日本バス協会主催の企画でグランプリを受賞した。

イ 危機感共有の取組

厳しい経営状況を踏まえ、市営バスの現状を分かりやすく周知し、市民と危機感を共有するために、チラシ、ポスターを作成して配布した。これからもバスを守るために、乗っている方はあと月2回、乗っていない方は月2回乗っていただきたいという市営バス全職員からのお願いを表現している。また、交通局の約100年近くある物語を終わらせることはできないという職員の思いをこのチラシに込めており、SNSやホームページにも掲載している。

③経営状況の分析、収支改善に向けた取組の検討及び実施

大きな柱として、ア、増収対策、イ、筋肉質な経営体質への転換、ウ、利用者サービスの向上、エ、運転者確保、オ、市営バスの在り方に取り組んでいく。

④令和6年能登半島地震に対する交通局の支援

交通局として、市職員の輸送業務を担っている。この支援期間中は、運転手を延べ9名、観光バス1台を派遣している。今後も交通局一丸となって支援を

続け、公営バス事業者としての役割をしっかりと果たしてまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・ 今回、日本バス協会主催のSNSによる写真投稿でグランプリを受賞したことは、大変すばらしいことである。また、これからもバスを守っていきたいという思いが込められたチラシは、市民に対しても危機感を共有できる大変すばらしい取組である。
- ・ 若松区から小倉北区へ通う通勤の足を守らないといけない。黒字路線であれば増便等の路線の強化、また、広告等による新たな増収対策に取り組まれない。
- ・ 危機を打開する取組に対し、局長賞などの創設を検討されたい。
- ・ 出来ることは何でもやるという気持ちで引き続き尽力されたい。
- ・ 赤字でもやむを得ないので、市民の足を守っていただきたい。
- ・ 市営バスの利用者のほとんどは高齢者であり、この方々の意見をどう吸い上げていくかをしっかりと議論されたい。

○令和6年8月8日 建設建築委員会

市営バス事業の現状とダイヤ改正の実施等について、交通局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①交通事業の現状

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが第5類になったものの、乗合収入が令和元年度と比較して、約2割減で推移しており、令和6年度の第1四半期においても同様の状況である。

②令和5年度の利用状況

令和5年度の乗合バスの全体の現状としては、100円の収入を得るために約123円の費用を要している。ただ、令和4年度には132円の費用を要していたので、令和4年度と比較すると約9円の改善となっている。要因としては、利用者数の増加に伴う乗り合い収入の増加に加え、令和5年3月のダイヤ改正による実車走行距離の減少、また、これに伴う費用の減少などが影響したものと考えている。

系統別の状況では、黒字路線が14系統、赤字路線が62系統という状況で、令和4年度と比較して、黒字系統の占める割合は2.4ポイント改善している。

③市営バス事業あり方・役割検討会議の開催

令和6年10月頃からを目途に、市営バス事業を取り巻く様々な経営課題について、有識者等から意見を聴くための検討会議を開催する。検討会議の構成員は、地域交通に精通する有識者、地域住民、利用者、経済界、交通事業者から人選し、現行の市営バス事業経営計画の評価、検証をはじめ、増収対策や利用者サービスの向上といった経営課題について、幅広く意見を聴取したい。

④ダイヤ改正の実施

- ・2024年問題を契機とし、全国各地で運転者不足に伴うバス路線の減便が相次いでいるが、交通局においても、他の事業者と同様、運転者不足は極めて深刻な状況となっている。
- ・こうした状況において、交通局としては貸切りバス事業の一部制限や、他社への振替、運行管理部門の職員による応援勤務、年度中途でのバス運転者の緊急的な採用などの対応を行ってきたが、このまま現行ダイヤを維持することが困難なことから、今回、やむを得ず、減便を伴うダイヤ改正を行うこととなった。
- ・今回のダイヤ改正の概要については、朝夕の通勤・通学の便には極力配慮しつつ、平日ダイヤにおいて全体便数を約9%減便する。また、一部路線については、これまでの乗降実績等を踏まえ、早朝便の始発発車時間を繰下げ、深夜便の最終時間を繰上げる。
- ・ダイヤ改正の実施時期は、本年9月1日から当面の間とする。市民、利用者への周知は、8月15日号の市政だよりでのお知らせ、各バス停にダイヤ改正のお知らせと改正後の新時刻表を掲示するとともに、交通局ホームページにも同様の内容を掲載するなど、丁寧に周知を図っていききたい。

⑤運転者確保に向けた取組等

運転者の不足を理由としたダイヤ改正をせざるを得なくなった状況を鑑み、運転者確保に向けた取組をさらに強化したい。具体的には、民間バス会社等の給与引上げの動きも踏まえ、バス運転者の初任給の増額や給与水準の底上げを実施する。あわせて、潜在的なドライバー需要の掘り起こしに向けた取組についても、今後、検討、実施していききたい。

また、利用者の方に少しでもバス車内で快適に過ごしてもらうため、Wi-Fi等を装備した実証モデル車両を導入し、その効果等を検証する取組も行っていきたい。

《委員の主な意見》

- ・赤字になることがあっても、市民の足を確保するという義務を果たしていることを大前提に、努力されたい。
- ・市からのある程度の助成がないとやっていけない状況であるため、さらに連携を進められたい。

○令和6年10月24日

取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

現在、全国のバス事業者が運転者不足により、路線の減便や廃止を余儀なくされており、本市の市営バスにおいても、今年9月から減便を行っている。路線バスを運転する際に必要である、第2種大型自動車運転免許の取得者が減少していることに加え、現在免許を持っている人が高齢化により退職していくため、さ

らに運転者不足が進むことが考えられる。

また、運転者不足だけでなく、今後は人口減少社会が進み利用者数自体が減少する状況下において、持続可能な公共交通を実現していくためには、新たな交通手段の模索や、公共交通の関係者（自治体、地元交通事業者など）を含めた検討体制の構築が必要である。

このような中、交通局は今年の10月末から市営バス事業を取り巻く様々な経営課題について、有識者等から意見を聴く「市営バス事業あり方・役割検討会議」を開催している。こうした取組を契機として、市がイニシアティブを取り、市民の足が確保できる対策にしっかりと取り組む必要がある。

他都市の取組として行政視察を行った千葉県柏市では、デマンド交通サービスを導入していたが、そのような交通DXによる交通サービスなどを参考にされ、今後とも効率的、効果的な交通手段の調査研究を行われたい。

公共交通網に空白が生じることは、市民生活のみならず、その町の経済にも大きな影響が出ることが懸念される。市民の足を止めることのないよう、今後も市は交通局や交通事業者等と連携し、運転者確保のため給与水準の引上げや潜在的なドライバーの掘り起こしなどに積極的に取り組まれたい。

北九州空港機能強化・利用促進特別委員会報告書

令和6年11月21日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

北九州空港機能強化・利用促進特別委員会委員長 日 野 雄 二

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査研究事項

- (1) 北九州空港における航空ネットワークの継続・発展及び利用促進、並びに就航航空会社への支援のあり方について
- (2) 北九州空港の滑走路3,000m化の早期実現等、機能強化について
- (3) 北九州空港に関する福岡県との連携強化について
- (4) 北九州空港の運営形態のあり方について

令和元年9月に設置した北九州空港機能強化・利用促進特別委員会においては、特に、調査研究事項「滑走路3,000m化」について、国が滑走路延長に係る調査費を計上し、その実現に向け大きく前進したことなどから、調査結果を令和2年12月定例会において報告し、活動を終了した。

しかしながらその後、コロナ禍の影響を受けた、北九州空港の発展に欠かすことのできないスターフライヤー社への支援のあり方等について、本市議会として調査研究することの重要性が極めて高まり、

ア スターフライヤー社の動向等を継続的に調査・研究する必要があること

イ 滑走路3,000m化の一日も早い実現は、引き続き本市の重要課題であること

ウ 福岡県との継続的な連携強化については、同県議会からも強い要請を受けていること

などから、これら重要事件の審査を行う必要があるため、令和3年6月の定例会・本会議において本委員会を設置し、上記4項目について調査研究を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

- 令和3年7月27日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

前任期の本委員会の調査研究結果等を確認のうえ、調査研究の基礎となる北九州空港の現状や、県と市が連携した取組と今後の方向性等について当局から

説明を受け、今後の本委員会の審査・調査スケジュール案、県議会への要望事項案について事務局から説明を受けた後、委員間討議を行った。

【北九州空港における路線の状況等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ コロナ禍の影響により令和2年3月以降、航空便は全国的に減便や運休が相次ぎ、北九州空港においても、東京羽田便の利用者数は令和元年度の125万8,750人から令和2年度は前年度比25.1%となる31万6,493人と大幅に減少した。
- ・ 各年の4月から6月までの累計利用者数は、コロナ禍前である令和元年度の32万4,537人に対し、令和2年度は前年度比9.4%となる3万619人まで減少、令和3年度は8万5,739人となっており、令和元年度比で26.4%、令和2年度比では280%と増加したものの、令和2年度の4月から6月は初の緊急事態宣言発令等により人が移動しなくなった時期であり、増加しているとはいえ予断を許さない状況である。
- ・ 情報発信については新たにLINE公式アカウントを開設し、空港の圏域自治体に対しても様々な情報提供を行っている。なお、令和3年3月には北九州空港開港15周年感謝祭を実施した。
- ・ 令和3年9月から令和4年2月まで市西部地域を対象とする北九州空港利用促進キャンペーンを実施し、その後のアンケートの分析・検証に基づき、令和4年度以降、本市西部地区の福岡空港利用者に対する北九州空港利用の働きかけ等、今後の北九州空港利用者の底上げを図る施策につなげていく。

【令和2年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 同社は空港内の貸室業や空港利用施設の賃貸業を行っており、資本金35億2,400万円、うち10億円が本市の出資で、出資割合は28.4%、従業員は嘱託職員を含めて17名である。
- ・ 令和2年度は世界規模でのコロナ禍の影響により、旅客需要は大幅に減退し、年間総旅客数が約32万3,000人となったため、施設使用料収入等が大幅に減少し、当期売上高は約4億9,600万円で、前期と比較し47.4%の減収となった。営業損失は3億569万円、経常損失は2億8,538万円、当期純損失は3億1,236万円となり、前期末の利益剰余金から当期純損失を差し引き、累計で5億2,849万円の利益剰余金を計上している。

【北九州空港滑走路延長に向けた現状について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州空港の滑走路延長事業は、広く市民から意見を聞く手続であるPI(パブリック・インボルブメント)、環境に及ぼす影響について予測評価を行う環境アセスメントなど、必要な手続を経て国の新規採択時評価にて事業

化され、その後、設計工事を行うこととなる。

- ・ P I 活動は、国・県・市・苅田町で構成する北九州空港施設計画検討協議会で進めており、住民意見の募集期間は令和3年7月15日から8月16日である。
- ・ 航空機は滑走路の長さによって離陸や着陸が可能な重量が決まっており、北米、欧州など長距離路線になると多くの燃料を必要とし、機体が重くなるため貨物量を減らさなければならず、現在の2,500mの滑走路長では商用運航が成り立たないことから、滑走路を延長する必要がある。
- ・ 滑走路が延長されれば、北米、欧州への貨物定期便の直行便の就航が可能となる。アジアと北米、欧州の航空貨物市場は今後も拡大が予想されており、その需要の取り込みが期待される。また、滑走路長が短いために、これまで他空港に流れてきた大型重量物を搭載する貨物チャーターや、北米、欧州をはじめ世界の都市へつなぐ国際旅客便の就航も期待される。
- ・ 北九州空港の航空ネットワークが充実すれば、背後圏にある企業の国際競争力が高まることが想定され、地域経済が活性化すれば雇用が拡大し、新たな企業の立地も期待される。
- ・ 必要性、効果、影響などを検証した結果、北米、欧州への貨物直行便を商用運航するためには、少なくとも3,000mの滑走路長が必要となり、整備期間は工事着手後4年、整備費は約130億円と算定されている。
- ・ P I と並行して国が進めている環境アセスメントは、事業が周辺の自然環境などに与える影響について調査、予測、評価を行うもので、配慮書、方法書、準備書、評価書の4つの段階があり、現在は配慮書の手続きを終えて方法書の段階に入っており、令和3年8月には公告、縦覧されることとなる。

【県・市が連携した北九州空港の取組と今後の方向性について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 平成28年度から3年間を北九州空港将来ビジョン推進強化期間とし、県・市がともに予算を集中し、新規路線の誘致や利用促進に取り組んできた結果、国内2路線、国際6路線が新たに就航し、利用者数も平成30年度は178万人と過去最高を更新するなど本市のまちなかのにぎわい創出にも貢献してきた。
- ・ 令和元年度から3年間をネットワーク充実強化期間と位置づけ、引き続き県・市が一体となって北九州空港の活性化に取り組むことで合意し、新規路線の誘致や利用促進に取り組んでいるが、令和元年度末からの世界的なコロナ禍の影響により、現状も国際線の路線再開の見通しが立たず、国内の主要路線である羽田線においても減便が続いている状況である。
- ・ 貨物便は、大韓航空の貨物定期便の新規就航、仁川国際空港との往復による輸出入貨物の増大など貨物拠点化が大きく進展し、空港の貨物上屋の増設や通関体制の確立など、新たな課題の解決に取り組むきっかけとなった。
- ・ 今後の方向性として、旅客便については、令和4年度から3年間をコロナ禍からのV字回復を図る強化期間と位置づけ、県・市共同で旅客路線誘致や

路線定着に取り組むとともに、貨物便については、令和4年度から3年間を引き続き貨物取扱強化期間と位置づけ、貨物定期路線の定着と拡充を進めるため、輸出貨物の集貨促進に加え、輸入貨物の集貨にも取り組む必要がある。

【本委員会の審査・調査スケジュール案について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 現時点で本委員会が今任期の4年間で審査、調査研究すべきと考えられる項目、スケジュールについて案をまとめており、今後の審査、調査研究や空港関連事業の進捗状況、コロナ禍の状況を含む社会情勢の変化等により適宜、変更が必要になると思われるが、議論の参考としていただきたい。
- ・ スターフライヤー社の経営状況、方針等については、4年間の任期の前半に、経営状況が改善に向かう折など時期を捉えて、スターフライヤー社等を参考人招致し、経営方針等について伺えればと考えている。
- ・ スターフライヤー社を含む北九州空港への就航航空会社に対する支援のあり方等については、各社の経営状況や本市に対する支援の意向などについて継続的に審査、調査研究を行いながら、必要に応じて本市における支援のあり方等について議論いただくものと考えている。
- ・ 北九州空港への路線誘致（旅客）、集客、アクセス向上を含む利用促進の状況等については、コロナ禍の影響やポストコロナの経営方針等について伺うため、北九州エアターミナル株式会社社長の参考人招致を行ってはどうかと考えている。
- ・ 貨物拠点空港に向けた路線誘致（貨物）、集貨、物流事業者の集積、通関体制の構築状況等については、令和3年度に開設された門司税関の北九州空港出張所や物流関連施設等、現地視察も実施できればと考えている。
- ・ 滑走路延長（RESA整備含む）の進捗状況等については、国の取組の進捗状況等を継続的に審査、調査研究しつつ、様々な時期を捉え、一日も早い延長の実現について、国への要望活動等を実施する必要があると考えている。
- ・ 空港設備（旅客・貨物）の充実方針、進捗等については、空港設備の整備が行われた際など必要に応じて現地視察を行ってはどうかと考えている。
- ・ 北九州空港に関する県との連携強化については、県議会等と意見交換を行うとともに、時期を見て県の予算措置等について要望活動を行う必要があると考えている。
- ・ 北九州空港の運営のあり方については、コロナ禍に伴う企業の状況等を勘案の上、可能な時期、内容から審査、調査研究を開始すべきと考えている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 軌道系アクセスについて、港湾空港局、JR九州、アジア成長研究所による検討会での議論の内容等が情報として伝わってこないなので、今後はぜひ報告してもらいたい。
- ・ 新幹線を使つての福岡都市圏から北九州空港へのアクセスを検討する場合

は、小倉～博多間はJR西日本区間の線路のため、今後はJR九州だけでなく、JR西日本も含めて研究を進めていく必要がある。

- ・ 委員長への要望として、北九州空港について議論をしていくと、どうしても幅広に議論が広がっていく可能性があるため、特別委員会ではできるだけ個別具体的な事案で限定的な議論となるようお願いしたい。
- ・ 国への要望については、国に具体的に動いてもらわなければならないため、国がどのような動きをしつつあり、どういう働きかけをすべきかを含めて情報収集し、議論する場をつくっていただければと思う。
- ・ 滑走路を3,000m化して物流拠点の空港にというのも大事だが、やはり人が多く来るような空港を目指して、コロナ禍後の集客についてのさまざまな施策について、これから議論させていただければと思う。

【県の令和4年度当初予算に関する要望事項案について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 県議会の空港・交通インフラ調査特別委員会に要望に伺いたいと思っております、以下の要望事項案について、ご意見をいただきたい。
 - 1 県と市が連携して取り組んできた令和元年度から3年間のネットワーク充実強化期間は終了予定であるが、北九州空港はコロナ禍の影響からのV字回復を図っていくうえでも、引き続き空港や航空会社を強力に支援していく必要があることから、令和4年度以降の強化期間の継続を要望する。
 - 2 現在、北九州空港への集客、旅客、貨物便の誘致等に当たっては、県と市が協力して各支援策を実施しており、コロナ禍からのV字回復を図っていく上でも、引き続きこれらの支援策の継続は必要不可欠であるため、引き続き当支援に係る予算の確保を要望する。
 - 3 旅客路線については、既存路線の早期の就航再開を促すため、現在の県と市による運航助成制度に加え、就航再開時に追加の加算を行う制度を本市と共に創設いただくとともに、新規の就航路線の誘致を図ることで、路線数をコロナ禍前に回復させるため、同運航助成制度の基本額を助成強化期間開始当初(平成28年)の金額に戻すことを要望する。
 - 4 貨物拠点化空港を目指す北九州空港にとっては、特に北九州空港周辺に立地する自動車関連産業等が北九州空港を利用して部品等をスピーディーに調達できれば、産業の振興に大きく寄与するものと考えことから、貨物の輸入に関する助成制度の新たな創設について要望する。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 例えば航空会社に対する支援の強化や助成制度については、令和4年度の本市の予算にも関わってくるため、持ち帰って検討したい。
- ・ 全体のトーンとして、全県を挙げて取り組み、県全体の発展にもつながるというトーンを少し強めるほうがいいと思う。また、県議会の特別委員会に要望して終わりではなく、さらに強力な県への働きかけと成果の実現のために

工夫をしてほしい。

- ・ 要望先や要望のやり方については、本委員会の正副委員長から県議会の特別委員会の正副委員長に相談して方針を決めるべきと考える。
- ・ 検討後にいただいた意見を正副委員長で整理し、再度、案を作って、委員に個別に内容確認させていただく。また、県の要望は原則、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、正副委員長で行わせていただきたい。

○ 令和3年9月3日 県に対する要望活動

「福岡県の令和4年度当初予算に関する要望書」により、県議会等に対して要望活動を行った。

○ 令和3年9月27日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

県に対する要望活動の結果について事務局から説明を受け、北九州空港の貨物等の状況について当局から説明を受けた後、次回の委員会へスターフライヤー社の社長を参考人招致することについて委員間討議を行い、招致を決定した。

【県の令和4年度当初予算に関する県議会等への要望結果について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 要望先、出席者は県議会との調整の結果、県議会の正副議長、空港交通インフラ調査特別委員会の正副委員長、また、令和3年5月に開通した北九州空港へのアクセス道路、県道新北九州空港線苅田若久高架橋について提言された、九州の自立を考える会となった。
- ・ 九州の自立を考える会の藏内会長からは「コロナ禍との闘いが続いているため、県としても北九州空港を応援しなければならない課題があり、研究を深めたい。」、秋田議長からは「県議会としても関係議員と協力して尽力していきたい。」、原中委員長、川端副委員長からは「今後、下関市、山口県や東九州軸からの利用促進についても考え、北九州空港をしっかりと活用していかなければならない。また、県民、市民のためになる政策を予算も含め、両議会で協議する機会は大変貴重である。」など、力強い御意見をいただいた。

【北九州空港の貨物の現状と北九州空港貨物施設拡張の状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本市が物流拠点化を進める目的は、企業の立地環境を向上させ、本市経済の国際競争力を強化することであり、これを達成するため、本市をはじめ九州・西中国地方に立地し、グローバルに展開する企業のサプライチェーンマネジメントに資する多方面・多頻度の物流サービスの充実を目標とし、路線誘致や集貨・創貨、機能強化の取組を進めることで貨物の増加を図り、これらの取組をさらに加速させるという好循環サイクルを構築していく。
- ・ 県と連携し、集貨・路線誘致では、航空会社・物流企業等への支援策を実施し、荷主等への集貨活動、世界的な貨物航空会社であるボルガ・ドニエプ

ル航空とのMOU（覚書）締結などを行い、空港施設・機能強化の面では、滑走路 3,000m化、国際貨物上屋の増設整備、通関体制の構築に共同で取り組むことで、北九州空港の物流拠点化を前進させている。

- ・ 令和3年7月29日、ボルガ・ドニエプルグループに対して、本市から提案書を提出した。北九州空港の滑走路延長事業や高い拡張性、シーアンドエアの機能などの特徴を説明した上で、アジアでの運航拠点を北九州空港に置いていただくことや、拠点整備に当たっては、関係機関との調整等で本市がサポートすることを提案した。提案書は、会社の経営トップまで届き、北九州空港の優位性について評価いただき、同社ホームページで紹介されている。
- ・ 県と連携した取組の結果、令和2年度は開港以来最高の年間1万5,385トンの貨物取扱量を記録し、特に国際航空貨物は3年連続過去最高を更新して令和2年度は1万3,700トンに達し、全国第6位と大きく取扱量を伸ばしている。
- ・ 大韓航空は世界第5位の国際貨物取扱量を誇る航空会社であり、このたび、増加している貨物需要に応じて、現在週3便の大型貨物定期便を、令和3年11月から週4便に増便すると発表があり、路線定着できるよう頑張っていく。
- ・ 令和3年7月1日、門司税関北九州空港出張所が新設された。これは長年の国への要望が実現したもので、税関には航空機の入出港関係手続、輸出入通関手続、保税関係手続といった機能が設けられ、物流事業者や荷主企業の利便性が大きく向上する。
- ・ 平成30年度の推計で、九州発着（山口、広島を含む）の国際貨物量は年間約11万2,800トンと想定され、うち45%の5万800トンが関西空港や成田空港などに流出しており、北九州空港の潜在貨物量と捉えることができる。
- ・ 潜在需要を取り込むためには、ソフト面では、空港背後圏の荷主企業に北九州空港の利用を働きかけるとともに、県と連携し航空会社や物流事業者への助成を行い、ハード面では、欧米直行便の就航を可能にする滑走路3,000m化の実現及び貨物の取扱能力を高めるための上屋の増設などが必要である。
- ・ 空港島の現状について、現在、滑走路の延長に向けた取組とRESEAの整備が進められているほか、空港島北西部では関門航路のしゅんせつ土砂の処分が行われているが、容量が限界に近づいており、国は空港島の東側に新たな土砂処分場第二期を整備しているところである。
- ・ 北九州空港の貨物地区の現状として、約6,800平米の敷地面積の中に、国内上屋、国際貨物上屋、保税テント倉庫を整備しているが、現在、国際貨物取扱量が急増し、荷さばきスペースが狭あい化しているため、隣接地を貨物地区拡張地として位置づけて、貨物上屋の増設を進めている。
- ・ 今回の国際貨物上屋の増設整備は、令和3年度予算で、県と市が北九州エアターミナルに増資し、同社が実施主体として建設するものであり、約1,200平米の上屋、トラックヤード、上屋内の計量器等の各種設備を整備し、しゅん工は令和4年7月を予定しており、現在の国際貨物上屋と一体化し、運用の柔軟性を確保する。また、長いひさしを確保して、貨物の雨ぬれ防止

や一時蔵置スペースとしても活用する。

- ・ 令和2年度は既存の国際貨物上屋 850 平米で 1 万 3,700 トンの貨物を取り扱ったが、今回増設される貨物上屋は約 1,200 平米で、現行上屋の約 1.4 倍の面積があり、貨物処理能力も面積に比例して約 1.4 倍と試算しており、その結果、増設される上屋で約 1 万 9,000 トンの取扱能力が確保され、現行上屋と合わせて約 3 万 2,000 トンの貨物処理能力が確保できると想定している。

《委員の主な意見》

- ・ 滑走路 3,000m化の取組については、国土交通省や大阪航空局としっかり連携を取って進めてもらいたい。また、行橋、豊前、京都、築上郡、山口県も含めて北九州空港のエリアにならないといけないため、全力で頑張ってもらいたい。
- ・ 貨物取扱量を増やすためには、国際貨物も含めてNCA（日本貨物航空）などにも参入してもらえるような取組が必要と考えるため、働きかけを強めてもらいたい。
- ・ 市内の企業がいかに北九州空港の物流拠点化によって潤うことができるか、市内の産業化につながるかと考えた場合に、市内にたくさんある港湾関係の物流業者が空港の物流事業へ進出する可能性についても検討していただきたい。
- ・ ロシアのボルガ・ドニエプルグループに拠点を置いていただく提案については、まだ先の話だろうが、北九州空港にとってのメリット・デメリットもよく考えて、いろいろな案を出していただくのがいいと思う。
- ・ 北九州空港の 3,000m化は、24 時間空港で、成田との補完空港という意味合いも含め、九州の貨物拠点化をするという大義名分で国とも交渉していただきたい。北九州の問題だけではなく、日本全体の航空産業という、全体の大きなものの考え方で攻めていただきたい。
- ・ 3,000m化を見据えた誘致にあたり、これぐらいの投資をしたら、これぐらいのリターンがあって、どのような未来を描いているというメッセージを発してもいい時期に来ていると考える。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ スターフライヤー社を参考人として招致する前に、このコロナ禍の中でのスターフライヤー社の経営状況等について、人件費や利益率など数値的なデータを押さえておくべき。
- ・ 投資ファンドが何を考えて、これからスターフライヤー社を再生させようとしているのかを聞くため、アドバンテッジアドバイザーズの方の参考人招致についても検討してもらいたい。
- ・ まずは次回の委員会でスターフライヤー社の社長を参考人招致し、経営状況や経営方針、コロナ禍での同社が必要とされている支援等についてお話を伺い、本委員会における調査研究の参考としたい。また、参考人招致にあた

り、各委員から事前に知りたい項目を吸い上げて、出せる資料は事前に提示させていただく。

○ 令和3年11月8日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

参考人から、スターフライヤー社におけるコロナ禍の影響を踏まえた現在の経営状況等について説明を受けた。

【株式会社スターフライヤーの経営状況について】

参考人：株式会社スターフライヤー代表取締役社長執行役員 白水 政治氏
(説明及び答弁要旨)

- ・ コロナ禍の影響を受けて航空業界は大変な状況になっており、2021年度第2四半期における売上高は、コロナ禍前の2019年の同じ時期の45%水準の91億円、営業利益は36億円の赤字という非常に厳しい状況にあり、航空機2機の売却と雇用調整助成金の特別利益が発生している。
- ・ 緊急事態宣言が解除され、10月からは改善の傾向は強くなってきているが、第5波の後、第6波が来るかどうか全く読めない状況である。北九州はビジネス需要が生命線だが、企業の出張の手控えはかなり続いており、TOTO、安川など大手企業も少しずつ回復しているが、急激な回復には至っていない。
- ・ アドバンテッジアドバイザーズというファンドと一緒に全社横断の各種プロジェクトを進めており、業務改革抜本プロジェクトや日常のコスト削減の取組、営業マーケット、営業増に関わるプロジェクト、新規事業などを考えている。クラウドファンディングで、機内シートに名前をつけてネーミングフィーをいただく企画も新規事業のアイデアとして社員から出たものである。IT化、DX化等の強化、効率化や新しい人事評価制度等、トータル10以上のプロジェクトがあり、毎週常にどこかのプロジェクトをやっており、経営会議に都度都度報告しながら、最終的には月1回の取締役会議への報告事項として進めながら、ファンドと取り組んでいる状況である。
- ・ 航空ネットワーク継続支援事業(補助金)に関わる取組として、1. 本社機能を本市から転出させないこと、という市の要請については、本社機能である経営企画、総務人事、営業本部等、あるいは生産3本部と言われるパイロットの運航、整備士の整備、客室乗務員、空港客室等は引き続き、北九州空港内にあり、現時点で転出の予定は全くない。また、トレーニングセンター、訓練施設、格納庫も引き続き北九州空港内に設置しており、安全のための訓練、整備作業の使用に加え、市民イベントに開放している。
- ・ 2. 北九州空港を起点とした航空ネットワークの維持・更なる展開を図ること、という市の要請については、コロナ禍の影響がまだまだ予断を許さない状況の中、社内でのコスト削減に取り組んでおり、在籍出向や休業等で社員の雇用を維持しながら、回復期に備えているところである。なお、北九州市や苅田町への出向も含めて、現在、40名弱に在籍出向で雇用維持のために頑張っている状況である。

- ・ 3. 再建の目途が立ち次第、羽田路線について更なるサービス拡充など、北九州空港発展のために尽くすこと、という市の要請については、新たな取組としてペット同伴サービスを発表して実現に向けて動き出し、全国的にかなりの反響があり、検証フライトを行ったところである。JRステーションホテル小倉の協力で既にペットと一緒に泊まれるホテルが設置されており、さまざまな企業の協力を得ながら、北九州をペットに優しいまちという展開ができればと思っている。令和4年からの開始を目標に、課題を一つでも多く取り除いて、安心してお客様にお乗りいただけるように頑張っていきたい。
- ・ 今後、市と協力して、需要喚起に関しては、首都圏から北部九州へのこれまで以上のレジャー需要喚起策へのご支援をいただき、当社SNSとのタイアップ・コラボレーションや、イベント・コンサート・スポーツ試合等の誘致、市民の利用促進に資すると思われることは、どんどん展開していきたい。環境整備に関しては、ペットに優しいまちづくりへの一体となった取組や、SDGs、ESG等の取組、SAF燃料の導入に向けた検討への支援、Maas、TaaSの事業への側面的支援等をお願いしたい。
- ・ 当社は、日本生産性本部の調査の国内航空会社、また、国内長距離の交通業種の中で、お客様満足度第1位というのを11年連続で取らせていただき当社の売りになっていたが、令和2年は残念ながら他社に持っていかれた。非常に反省し、コロナ禍ではあるものの一生懸命頑張った結果、令和3年度も日本の定期航空会社の中では顧客満足度第1位という称号を得たので、これからもお客様に裏表のないサービスができるよう頑張っていきたい。

《委員の主な意見》

- ・ 八幡にお住まいの方などは、福岡空港のほうが便利もよく使いやすいと言うので、スターフライヤー社だけでなく市としても、少しでも北九州空港を利用いただけるような料金設定を検討してもらいたい。また、在籍出向されている40名弱の雇用をしっかりと守ってもらいたい。
- ・ 航空機が出すCO₂の削減が国際的に問題になっている中、化石燃料ではなく、一切CO₂は出さない飛行機を関連企業と一緒につくって、世界に打ち出すことなども考えられるため、スターフライヤー社のモチベーションに非常に期待したい。
- ・ 温暖化対策でもしっかり取り組んでいる航空会社ということで、お客さんから選ばれるような取組をしっかりとやっていただきたい。
- ・ 投資ファンドとの関係について、顧客にとってプラスになるような激しい議論をしながら、スターフライヤー社がこれからも高まっていくような議論を今後期待したい。
- ・ 北九州空港の売りは24時間利用可能なことであり、福岡空港が飛ばせない時間帯に飛ばせて、福岡空港から飛んでも北九州空港に帰って夜遅く福岡までバスが出ているため、福岡都市圏の利用者を北九州空港に引っ張ってくるには、スターフライヤー社が早朝、深夜便を飛ばすメリットは大きい。

- ・ 北九州空港は東九州にもつながる窓口でもあるが、東九州軸に観光ツアーがほとんどなく、特に海外の人たちは知らないため、その辺のPR等、市にもいろんな提案をしてもらい共に頑張りたい。
- ・ 空港には、非日常から日常というテーマがあるため、ハード面・ソフト面での市への要望をどんどん提案していただきたい。

○ 令和3年11月11日・12日 国に対する要望活動

本市議会議員連盟と合同で、「北九州空港の利用促進に関する要望書」により国土交通省、財務省、地元選出国會議員等に対して要望活動を行った。なお、滑走路3,000m化の早期供用に向けた協力については、市長、本市商工会議所会頭と合同で要望を行った。

○ 令和4年2月2日 北九州空港等の現地視察

【北九州空港、福岡トランス株式会社苅田営業所の現地視察】

北九州空港ターミナルビルの会議室において、門司税関北九州空港出張所長から業務内容等について説明を受けた。ターミナルビル内の視察では、北九州エアターミナル株式会社代表取締役社長等から説明を受け、ビル屋上からの滑走路延長箇所や空港設備等の視察、貨物エプロン、貨物上屋、シーアンドエアが行われる護岸等の視察では、港湾空港局等から空港の機能や航空貨物輸送の流れ等について説明を受けた。

空港近くで物流施設を展開する福岡トランス株式会社エアーフレイトセンターの視察では、同社苅田営業所長より、航空貨物の輸出入通関作業等について説明を受けた。

○ 令和4年3月7日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

北九州空港の運営形態のあり方について当局から説明を受けた後、令和3年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について事務局から説明を受けた。

【空港コンセッションの現状と今後の方向性について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ コンセッション（空港運営の民間委託）は、2013年に施行された民活空港運営法に基づいたもので、現時点における全国の空港の動きとしては、国管理空港では仙台、高松、福岡、北海道内7空港、熊本、広島でコンセッションが始まっており、新潟、大分、小松の3空港でデューデリジェンス（資産調査）が実施されている。
- ・ コンセッションに関する本市の取組について、北九州空港へのコンセッション導入を検討するに当たり、平成30年11月から平成31年3月までの期

間、北九州空港経営形態基礎調査を行った。調査結果は、前任期の本委員会
で報告し、令和2年11月に取りまとめられた前任期の本委員会の報告書に
おいて、コンセッションについては継続して調査検討していくことになり、
本委員会においても所管事務調査項目の一つとして引き継がれている。また、
執行部においては、継続的に国、県、商工会議所等の関係機関と協議を続け
るとともに、随時、企業へのヒアリングを行い、意見交換を行っている。

- ・ 今回行った企業ヒアリング調査の概要と調査結果について、令和3年10
月～11月の4日間、東京に本社を置くコンセッション運営参画候補企業など
15社を訪問し、コンセッションの課題や現状について意見交換を実施した結
果、大きく分けて、人材不足、採算性、リスク負担、SPC（特別目的会社）
内合意形成、需要の激減の5つの課題が挙げられた。
- ・ 今後、企業が参入するに当たっては、採算性、成長性を厳しく見なければ
ならず、コロナ禍からの旅客の需要回復がどれだけ見込めるかが最重要であ
ること、参入する空港の目安として年間利用者数300万人が黒字化の一つの
基準であるという意見のほか、300万人以下の小規模空港に参入する場合、
基礎的インフラの維持管理コストの一部を国が負担し続ける混合型などの新
たなスキームが必要であること、企業のリスク負担軽減が必要であること、
国が方針として官民リスク分担を提示する必要があるとの意見があった。
- ・ 北九州空港についての現状とコンセッションに関する意見については、北
九州空港は総合的に魅力がある空港であり、特に、24時間利用可能であるこ
と、貨物の伸びが大きいこと、市の積極的な関与があることなどに高い評価
をいただき、中には、北九州空港がコンセッションの対象になれば必ず手を
挙げるといった参画要望の強い企業もあった。
- ・ 一方、直近の年間利用者数が最大で約180万人と小規模で、採算性に疑念
があること、地方空港は長期にわたって旅客の需要が戻らないという可能性
についても指摘があり、滑走路維持管理コストを含めると黒字運営は困難と
いう意見、空港の物流拠点化は地域の活性化には大きな効果がある一方、飲
食や購買のような売上げが見込めず、空港運営に大きく寄与しないという意
見、北九州空港の運営への参画は、需要回復・拡大見込み、基礎的インフラ
やリスク分担等、国の新たな方針次第で状況は異なるという意見があった。
- ・ 令和3年10月と令和4年2月、国土交通省航空局と意見交換を実施し、
国の方針として、今後のコンセッションについて、現在、有識者を含めた検
討会議を開催しており、目的の再確認、手続の見直しに加え、今後の官民リ
スク分担、基礎的インフラの維持は国が面倒を見る混合型についても検討し
ているということだった。また、有識者会議の提言を受け、国は次の空港か
らは混合型も視野に入れてコンセッションを進めていくものと考えている。
- ・ 本市の検討方針について、基本的にはコンセッションは検討すべき手段で
あると考える。コンセッションは、北九州空港の活性化推進に大きな可能性
を持つ手段の一つであり、今後も、市議会、地元産業界、県、苅田町と情報
交換し、将来、空港委託化に進むか否かを含めて検討する。

- ・ ただし、今はまだ条件が整っておらず適期ではないため、情報収集を続け、機を見て議論を再開したい。企業はコンセッションの参画に当たり、事業性、採算性を厳しく見ており、国がスキームそのものに修正を加えること、旅客の回復・拡大の見込みの熟度が高いことが前提となるため、今は本市が議論を強力に進めていく適期ではないと考え、国の方針や企業の取組方針、動向について情報収集を続け、機を見て議論再開を働きかけていく。
- ・ 議論再開に向けたトリガーについて、1番目に、国の新たな方針、特に官民リスク分担について注視していく。2番目に、コロナ禍の収束、国際を含む旅客の回復・拡大の見込みについての状況、そして、この2つの状況変化に伴う企業の参画意欲の高まり、以上の状況を注視し、機を見て北九州空港のコンセッションを含む最適な運営形態に関する議論を再開したいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・ 空港の運営は厳しいが、公共の事業であるため、民間投資は求めるが、今後もインフラについては国が何らかの手当てをするという形だけは崩さないようにしてもらいたい。民間に丸投げしたら事業がうまくいかずに撤退することになるため、そこはしっかり国に担保を取っていただきたい。

【令和3年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本委員会による要望活動について、まずは令和3年9月、正副委員長が正副議長と共に、県の令和4年度当初予算編成に当たっての要望を、県議会、同議会空港・交通インフラ調査特別委員会、九州の自立を考える会に対して行った。
- ・ 同年11月、正副委員長が正副議長、市長、本市商工会議所会頭と共に、国土交通大臣や財務副大臣、地元選出国會議員等に対して、滑走路3,000m化の早期供用に向けた協力などについて要望を行った。
- ・ 同じく11月に、本市議事堂において、本委員会の委員が、県議会空港・交通インフラ調査特別委員会委員による行政視察に当たって、両委員による意見交換を行った。
- ・ 本市執行部による要望活動については、令和3年6月に市長等が、国土交通省主要幹部などに対して国提案を行った。
- ・ 同年10月には市長等が、北九州会の会員との意見交換を行い、同じく10月に本市の企画調整局長が県企画・地域振興部長に対して、最重要項目として強化期間の継続などについて県提案を行った。
- ・ 同年12月には、市長が県知事と意見交換を行い、その結果、令和4年度から3年間をネットワーク再構築推進期間と位置づけ、運休路線の再開や新規就航の誘致などに向けた県の予算が令和4年度当初予算案に計上されるに至ったところである。

《委員の主な意見》

- ・ 令和4年度以降も、これまでと同様にあらゆる場面を捉えて、必要な要望活動を強力に行っていきたい。要望内容については、今後も適宜、協議させていただきたいと思う。

○ 令和4年5月19日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

北九州空港における旅客、貨物、滑走路延長に向けた取組等に係る令和3年度の実績と令和4年度の予定について当局から説明を受け、本委員会における令和4年度の調査研究案について事務局から説明を受けた後、委員間討議を行った。

【令和3年度北九州空港の利用状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和3年度の利用者数の合計は48万1,505人、令和2年度比で149.2%と増加しているが、コロナ禍の影響が少なかった令和元年度との比較では30.5%にとどまっている。
- ・ 国内定期便について、東京（羽田）線は年度当初より減便が発生し、コロナ禍により運航便数が安定せず、羽田線の利用者数は47万5,818人、利用率は52.9%だった。沖縄（那覇）線は、令和3年度に期間限定運航としてゴールデンウィーク、夏休み及び9月の連休に運航し、利用者数は4,899人、利用率は26.3%だった。
- ・ 国際線の各路線については、年間を通じて運休となった。
- ・ チャーター便、臨時便の利用者数は778人となっている。
- ・ 令和4年3月21日にまん延防止等重点措置が解除され、依然として感染状況も高止まりが続いている一方、航空会社のゴールデンウィークの利用状況は令和3年度に比べて大幅に増加するなど明るい兆しが見え始めている。
- ・ 令和3年度エアポートバス利用者数の合計は25万1,891人、前年度比122.1%で、コロナ禍前の令和元年度との比較では40%にとどまっている。
- ・ 貨物取扱量合計は2万1,819トン、前年度比141.8%と大幅に増加し、2年連続過去最高を記録している。国内、国際貨物の内訳では、国内貨物は2,214トン、前年度比131.4%で、国際貨物は1万9,605トン、前年度比143.1%と大幅に増加し、4年連続で過去最高を更新している。

【県・市が連携した北九州空港の取組の継続について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和3年度、執行部から県に、さらには市議会及び本特別委員会から県議会にと、それぞれ強化期間の継続を強く要望し、取組の継続が実現した。
- ・ 旅客については、令和4年度から3か年をコロナ禍からのV字回復を図る「北九州空港ネットワーク再構築推進期間」として位置づけ、路線誘致や路線定着に取り組むこととしている。

- ・ 貨物については、令和3年度から3か年を「貨物拠点化推進強化期間」として位置づけ、集貨促進、上屋機能の強化など、ソフト、ハード両面の取組を進めることに合意しており、引き続き県との緊密な連携の下、北九州空港の利用促進を強力に推進していく。

【令和4年度「貨物拠点化推進強化期間」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ これまで県と市が連携し路線誘致、集貨、創貨、機能強化の取組を進めてきた結果、大韓航空の国際貨物定期便が就航し、仁川ハブを経由して世界120都市へのスピード輸送が実現した。令和3年11月には週3便から4便へと増便して、水曜から土曜日の連続的な運航が実現し、輸送力や荷主企業の利便性が大きく向上した結果、国際貨物取扱量が大幅に増加している。
- ・ 令和4年度は北九州空港の貨物拠点化に向けて、国際貨物の取扱量をさらに増加させるため、県と市が連携して定期路線の維持拡大に係る支援を継続し、運航路線の安定化、新規路線誘致に向けて、航空会社への支援策を実施し、物流企業に向けた集貨促進に取り組む。加えて、令和4年夏頃には第2国際貨物上屋が完成する予定で、それにより貨物の受入れ能力が拡大する。また、令和3年7月に門司税関北九州空港出張所が新設され、空港内で輸出入通関を行う際の検査などが迅速化しており、新しい第2国際貨物上屋を活用して通関体制の構築に取り組むなど、さらなる利便性の向上を推進していく。
- ・ 令和4年度の新たな取組として、1つ目に、需要が急増している半導体関連製品をターゲットとして、戦略的に取り込むための助成制度を創設する。2つ目に、物の流れを北九州空港に誘導するため、新たに物流事業者等の北九州空港への進出、常駐化に向けた支援を実施する。県と連携した取組を進めることにより、貨物需要を確実に取り込み、空港機能のさらなる強化、路線の充実、物流事業者の集積等の好循環サイクルを構築していく。

【令和4年度「北九州空港のアクセス」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州空港エアポートバスは、西鉄バス北九州が小倉線、黒崎・折尾・学研都市線、朽網線の3路線を運行しており、コロナ禍の影響により頻繁に変更のある航空ダイヤに合わせ、ダイヤも柔軟に変更している。運行に際し、市からは運行経費と運行収入との差額分を負担している。
- ・ 福北リムジンバスは、平成26年11月に県が策定した県の空港の将来構想に基づき、北九州空港と博多駅、天神とを結び、平成27年7月より運行している。運行事業者は西日本鉄道株式会社と北九西鉄タクシーの車両を使って1日4便、北九州空港深夜発3便、福岡早朝発1便を運行しており、運行支援は全額県費により行われている。
- ・ 令和4年4月に運行を開始したジ・アウトレット北九州との連絡バスは、

福岡観光バス株式会社が北九州空港からジ・アウトレット北九州を經由し岡垣町までを運行している。自主事業であり、市からの運行支援などはない。

- ・ 定額タクシーは、北九州空港と市の西部方面を結ぶ手段として、市内のタクシー会社3社が運行し、運賃はエリア別に設定されている。エアポートバスが運行していない時間帯の交通手段確保という意味合いがあり、市からは早朝、深夜の割増料金分を支援し、終日定額料金で利用可能となっている。
- ・ 株式会社NearMeによる乗合タクシーサービスは、タクシーの乗合アプリなどを展開する株式会社NearMeが第一交通産業グループと協力し、令和4年2月の実証実験を経て空港送迎サービスを4月より開始している。サービス提供エリアは門司区、小倉北区、小倉南区と苅田町域の一部で、事業者の自主事業となっており、市からの運行支援などはない。なお、門司区については第一交通産業が自社の乗合タクシーサービスを提供している。

【令和4年度「機能強化」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国が進めている北九州空港滑走路延長計画は、令和2年度より国による調査が開始され、令和3年度は事業計画について、住民との情報共有や合意形成を図るPI（パブリック・インボルブメント）の手術が行われた。また、環境アセスメントの手術は、令和3年度までに事業の実施前に必要な全4段階ある手術の2段階目の方法書の手術が行われた。令和4年度は、引き続き現地調査と並行して、3段階目となる準備書の作成に着手する計画で、5月には国の外部有識者を招いた技術検討委員会が開催され、事業は着実に進んでいる。市は、事業化に向けて県や苅田町と連携し、必要な協力を惜しまず行っていく。

【令和4年度旅客のV字回復に向けた取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国内線については、当面、現在就航中の東京（羽田）線の集客強化に重点的に取り組み、航空会社に対し復便、全便運航に向けた働きかけを行っていく。加えて、運休している他路線の再開、新規路線開設に向けて取り組んでいく。特に、コロナ禍での企業等におけるオンライン環境の整備により、業務渡航はコロナ禍前の水準には戻らないとの予測がある中で、その減少分を補うため、航空会社や旅行会社等と連携してレジャー需要の取り込みを図っていく。
- ・ 国際線については、政府における渡航制限の影響により、当面、観光目的での国際線の再開の見通しが立っていないが、渡航制限の解除を見据え、航空会社に対してメールや電話、テレビ会議のほか、国内の拠点を訪問し、就航再開や新規就航に向けた働きかけを行っている。また、就航再開を見据え、既存路線の就航先である韓国、中国、台湾において北九州空港の知名度を上げ、就航再開時のスタートダッシュに備えた取組を進めることとしている。

- ・ 令和4年度からの「北九州空港ネットワーク再構築推進期間」において、県と共に2つの支援強化策を実施する。1つ目が新規路線の就航促進に向けた支援強化で、新たな強化期間の設定に合わせ、国際線の運航助成金の基本単価を増額するとともに、深夜、早朝の時間帯に就航する際には追加加算を行うなど、24時間運用可能の特徴を生かした新規路線の誘致を促進していく。
- ・ 2つ目に、既存路線の就航再開への支援強化で、ほかの地方空港に遅れを取ることなく就航再開を図るため、原則として就航後3年間に限り支給する運航助成金について、就航再開時にはこれまでの就航期間をリセットし、新たに1年目として助成し、早期の就航再開に向けたインセンティブとするもので、対象路線は仁川線、釜山線、台北線、大連線、那覇線となっている。

《委員の主な意見》

- ・ 国内貨物が平成27年と比べて激減しており、今のままでは物流拠点化は他都市に負けてしまう。物流は、集貨して創貨が難しいわけで、全力で国内貨物便ももう一度洗い直してやるべき。
- ・ 市内の半導体メーカーが他空港から輸出しているため、北九州空港から出荷してもらうよう営業していただきたい。県内の農産物や水産物も、県が北九州空港を貨物空港として活性化させるためにも、福岡空港ではなく北九州空港から海外に出荷できるよう、県に働きかけてもらいたい。
- ・ 空港アクセスに関し、八幡西区や若松など西部地域の方々に対して、朝晩の渋滞時間帯に空港へ自家用車で行く場合等、どうなれば北九州空港を使うかといったアンケート等を取れないか検討いただきたい。
- ・ 日本の航空業界は欧米に比べて脱炭素の取組がとても遅れており、バイオ燃料の調達も非常に厳しいと報道されており、しっかり取り組んでいただくように市からもいろんな働きかけをしていただきたい。
- ・ 福岡都市圏の人たちに福北リムジンバスで北九州空港の早朝、深夜便を利用してもらうため、スターフライヤー社の福岡羽田路線や羽田空港第2ターミナルでもPRしてもらうよう、県にも話をしていただきたい。
- ・ 滑走路延長の新規事業採択に向けて、国の状況や政治的な状況も含めて情報収集いただき、各方面への働きかけについては本委員会も力を発揮すべきテーマなので、意思疎通を密にして情報提供もお願いしたい。

【令和4年度の調査研究案について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 現時点で本委員会が令和4年度に調査研究すべきと考えられる項目を、早期に取り組む項目、時期を見て取り組む項目、事業実施時等に行う項目、委員から提案いただいた項目の4つに分け、調査研究を行う予定の時期を案としてまとめており、今後の空港関連事業の進捗状況、社会情勢の変化等により適宜、変更が必要になると思われるが、議論の参考としていただきたい。
- ・ 国、県に対する要望時期、内容等については、令和5年度予算案に関する

検討が本格化する 8 月に協議を行ってはどうかと考えている。

- ・ 北九州空港の利用促進に資する観光戦略等の調査研究については、令和元年 8 月の経済港湾委員会で、参考人の北九州エアターミナル株式会社社長から、空港島にアミューズメントや商業の施設を充実させることで、軌道系アクセスの早期実現にもつながるとの話があったことから、将来、空港島にそうした施設の建設が可能かなどを調査研究しておく必要があると考える。
- ・ 他空港等の物流関連施設、コンセッション空港等の現地視察については、物流に関する先進的取組等とあわせてコンセッション空港の視察を行い、運営権事業者等へのヒアリング等も行ってはどうかと考えるが、旅客の回復拡大やコンセッション事業のスキームの改善等、コンセッション導入に関する検討の再開に適した状況になることを条件とし、コロナ禍の状況を踏まえながら実施する案としているため、令和 4 年度は行わないということもある。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 国に対する要望について、特に予算絡みの要望については適切なタイミングを確認して実施すべき。
- ・ 福岡空港もコンセッションを進めた上で、コロナ禍になっているいろいろな状況が変わったと聞いており、設備等も新設しているため、今後、議論を進めていく上で大変参考になるのではないかと考える。

○ 令和 4 年 6 月 17 日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

市西部地区における北九州空港の利用促進、令和 3 年度のスターフライヤー社の経営状況、北九州空港へのアクセス鉄道について当局から説明を受けた後、次回の委員会へ公益財団法人アジア成長研究所理事長を参考人として招致することを決定した。

【市西部地区における北九州空港の利用促進について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和 3 年 10 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日の間、北九州空港の利用割合が低いとされていた八幡西区と若松区に在住する方を対象に、北九州空港の利用実態に関するアンケートを行った結果、1,242 名から回答が得られ、ふだんより北九州空港を利用する割合は、八幡西区 80%、若松区 84%となり、市西部地区でも利用が浸透してきている。
- ・ 北九州空港までの交通手段について、全体的には車利用とバス利用は均衡しており、八幡西区では、エアポートバス沿線では黒崎線の利用割合が高い。若松区では、車利用の割合が高く、バス利用については、市東部では小倉線の利用割合が高く、市西部では黒崎線の利用割合が高くなっている。
- ・ 北九州空港利用者に質問した北九州空港を利用する理由については、6 割以上が「地元の空港」、「自宅から一番近い」を選択しており、これまでの PR によって北九州空港の認知度が浸透し、利用につながっていると考える。

- ・ 福岡空港利用者に質問した北九州空港を利用しなかった理由については、6割以上が「発着便数が少ない」、「少ないイメージがある」を選択しており、福岡空港の羽田路線1日56往復と比べ、便数の絶対数の違いが表れている。
- ・ 福岡空港利用者に質問した北九州空港の良かったと感じたところについて、6割弱が、「空港がコンパクトで搭乗するまでの動線が短い」、4割弱が、「駐車料金が安い」を選択し、北九州空港の強みとなることが示されている。
- ・ 今回の調査結果に基づく具体的な取組について、まず、利便性の向上のための取組としては、発着便数を増やすための既存路線の復便・増便の働きかけ、将来的なLCC（格安航空会社）の誘致（成田線・海外）を行う。
- ・ 情報発信の強化を図る取組としては、ターミナルのコンパクトさや駐車料金の安さといった、福岡空港にはない北九州空港の強みをより強調した形の広報媒体（紙・画像・映像）の作成、地域の実情に合わせたアクセスの利便性の周知、SNSなどを活用した情報発信、北九州エアターミナル等との連携による北九州空港に足を運んでもらうためのイベントの実施等により、北九州空港圏域におけるさらなる利用促進を図っていく。

【令和3年度の株式会社スターフライヤーの経営状況について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 令和3年度の決算について、路線全体の輸送実績は、有償旅客数は67万7,000人で前年度比47.9%の増加、座席利用率は52.6%で前年度比9.8ポイント増加しているが、コロナ禍前の令和元年度と比べると、有償旅客数は59.5%減、座席利用率も19.4ポイント減となっており依然として厳しい状況である。
- ・ 令和3年度の売上高は211億3,100万円と前年度比28億3,600万円増加、純利益は49億8,600万円の損失となっており、前年度の半分までは改善している。一方で、期末純資産は13億5,700万円と前年度から49億2,400万円の減少、現金等期末残高は57億2,200万円と前年度から98億6,200万円の減少となっている。コロナ禍前の令和元年度と比べると、売上高は400億円程度からほぼ半減しており、その他の業績も、コロナ禍前と比べるとまだまだ減少している状況である。
- ・ 令和4年度の業績予想は、現時点において合理的な算出が困難なため、未定となっている。コロナ禍の長期化や原油高などにより、同社の経営状況は依然として厳しい状況にあり、本市としては、まずは経営再建を最優先に取り組むことに注力してもらいたいと考えている。

【北九州空港アクセス鉄道について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 平成13年から平成15年にかけて、本市が北九州空港アクセス鉄道整備検討委員会を開催し、JR小倉駅と北九州空港との間を在来線型の列車で結ぶ在来線新門司ルート、JR小倉駅と空港間を新幹線タイプの列車で結ぶ高規

格新門司ルート、JR下曾根駅から北九州空港とを在来線の列車で結ぶ在来線下曾根ルートの3つの案を得た。

- その後、この3ルートを軸に、平成15年から平成17年にかけて、国と県により、北九州空港軌道系アクセス検討委員会が開催され、事業の採算性が検討された結果、採算性確保のためには、成田高速鉄道アクセス線整備事業と同じ国庫補助の適用を受けた上で、最も採算性がよい在来線新門司ルートの場合に年間450万人という航空旅客が必要との結論を得ている。
- 平成18年3月に北九州空港は開港したが、当時の年間利用者数は120万人と、アクセス鉄道整備の需要である450万人とは大きな乖離があった。
- この結果を受け、平成19年度から平成22年度にかけて、本市において3ルートの採算性向上に向けた検討を行い、事業費や需要予測を精査した結果、航空旅客以外の鉄道利用者を増加させることによって鉄道事業の採算性向上に寄与することが分かり、途中駅の設置や空港島への企業立地等によって押し上げられる鉄道旅客を見積もった結果、最も採算性がよい在来線新門司ルートで年間300万人の航空旅客が必要との結果を得た。
- 平成23年4月の経済港湾委員会にて検討結果を報告後、アクセス鉄道についての検討は一旦休止して、航空旅客数が200万人を超えた際に再開することとし、それまでは、既存のアクセス手段を活用しながら、航空旅客の増加に向けた利用促進に取り組むこととした。
- その後、平成30年度には、インバウンド需要の取り込みにより航空旅客数が178万人となったことから、令和2年11月から令和3年5月にかけて、アジア成長研究所とJR九州、本市の3者で勉強会を計4回開催した。この勉強会を経て、アジア成長研究所は、JR日豊本線の朽網駅と荻田駅との間に新駅を設置し、新駅と空港間をバスで結んでアクセスの利便性を高め、鉄道利用による空港利用者を増やし、鉄道事業の採算性確保の目安とした年間300万人の航空旅客達成につなげることが可能という結果を取りまとめた。
- こうした経緯を踏まえ、今後の取組としては、アクセス鉄道検討再開の目安である200万人の達成に向け、コロナ禍の影響により低迷した航空ネットワークの回復と旅客のV字回復に引き続き取り組み、アジア成長研究所が取りまとめたJR日豊本線の活用によるアクセス利便性向上方策については、引き続き課題の整理等を進めていきたい。

《委員の主な意見》

- アクセス鉄道は、在来線新門司ルートよりも在来線下曾根ルートの方が沿線に人が多く住んでおり、アクセス鉄道ができることによって様々な企業誘致等も見込めるのではないかと思う。今後、アクセス鉄道を検討する際には、線路を造った上での経済波及効果も加味していただきたい。
- アクセス鉄道について、何百億円もかけて将来なくなるかもしれない在来線を整備するより、視野を広げて東九州軸の新幹線をどうしていくのか、福岡県、大分県、宮崎県も含めて話し合いを進めてもらいたい。

○ 令和4年7月15日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

参考人から、北九州空港へのアクセス改善と北部九州の成長について説明を受けた後、令和3年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況について当局から報告を受けた。

【北九州空港へのアクセス改善と北部九州の成長について】

参考人：公益財団法人アジア成長研究所理事長 八田 達夫氏
(説明及び答弁要旨)

- ・ これまで議論されたアクセス新線について、JR小倉駅と北九州空港との間を在来線型の列車で結ぶ在来線新門司ルートが約12分、JR小倉駅と空港間を新幹線タイプの列車で結ぶ高規格新門司ルートが約7分だが、どちらも環境アセスメントを含めて約10年かかり、総工費はそれぞれ680億円と1,616億円と試算している。
- ・ そこで、滑走路3,000m化が最短4年で完成する場合のアクセスの緊急改善策として、東九州道の北九州空港インターすぐそばに日豊本線の特急停車駅「空港口駅」を新設して空港までバスを通す空港口駅ルートを提案したい。
- ・ 現在は、小倉駅から日豊本線で朽網駅まで約20分、朽網駅から空港バスで約20分かかり、乗り換え時間を無視しても約40分かかる。
- ・ 今回提案する空港口駅ルートは、小倉駅から空港口駅まで約12分、空港までのバスは高架線を通るため信号や渋滞もなく約8分の計20分で、総工費10～15億円で新駅ができるため、桁違いに安い。また、特急が止まれば博多からも便利になり、赤間、折尾、黒崎から直接、北九州空港が利用できるようになり、温泉などの観光需要のある大分方面に特急で行けるようになるという大きなメリットがある。また、空港口駅周辺には未利用地もあり、IT工業地帯への再開発や大型商業施設の建設なども可能である。
- ・ そのほか、アクセス道路の整備については、都市高速の長野出入口から北九州空港間の国道10号線の高架バイパス化も、現在の中央分離帯に高架の線を造れば、用地買収なしで整備可能で、時間短縮できる。また、小倉駅北口の2階にバスターミナルを新設し、そこから都市高速をつなげば、博多から北九州空港に行く場合、小倉駅で降りてバスで20分かけずに空港まで行くことが可能となる。
- ・ アクセス改善の抜本策はアクセス鉄道の整備であり、インバウンド客の異常な伸びによって予想以上のスピードで増加している福岡空港の航空需要を北九州空港が引き受けることで採算は取れると考える。仮に福岡空港から溢れる旅客を佐賀空港と北九州空港とで4：6で分配し、そのうち半数がアクセス新線を使うと想定すれば、今後、インバウンドが伸びて福岡空港から溢れる旅客の3割がアクセス新線を使う計算になる。
- ・ 将来の福岡空港と北九州空港の役割分担として、福岡空港はビジネス客が中心となり、北九州空港はLCCや遠距離海外便の受け皿になるほか、24時間空港で滑走路3,000m化となれば、欧米便、インド・中東便の受入が大き

な役割になる。今後、福岡空港では必然的に混雑時の着陸料金が上がっていき、LCC路線は費用の関係で自ら北九州空港を選ぶようになると思う。

- ・ 福岡市と北九州市がある北部九州は、アジアの時代には日本の首都になってもおかしくない立地の地点にあり、アジアの中心都市の一つになり得る。
- ・ 福岡市の人口成長率は全国の中核都市の中で1位にもかかわらず、成長のポテンシャルを全く生かしておらず、成長の壁に面している。原因は明らかで、福岡空港の国際線の乗降客数は香港や仁川やチャンギ等の国際空港と比べると10分の1程度であり、成田や羽田や関空と比べても桁違いに少なく、空港の容量不足が福岡の街の発展を止めている状況である。
- ・ 空港の容量不足の福岡市が必要とする新福岡空港の条件は、①3,000mの滑走路、②24時間空港、③福岡市からのアクセスの良さ、であり、北部九州の双子都市がグローバルな巨大都市に飛躍するためには、北九州空港のアクセスを良くすることで、北九州空港を新福岡空港にしていく必要がある。そのために考えられるのが本日提案した緊急改善策と抜本策である。
- ・ アクセス新線の採算性について、2010年の調査報告では、採算航空旅客数は300万人としたが、当時想定もしていなかったインパクトでインバウンドが増えている。そこで、小倉からの旅客は増えないと想定し、昨今のインバウンドの増加による福岡空港の需要増だけを見込んだ過小推定であらためて計算してみると、2027年の時点で、福岡から来る北九州空港利用者の収入だけで費用が賄えてしまう計算になり、JR九州も関心を持っている。
- ・ 北九州空港のアクセスを改善する意義は、北九州市だけの話だけではなく、北部九州全体の発展を考えるうえでの障害を取り除くことにある。今後、小倉駅の周りは、アジアと結びつく会社が伸びて、本社機能を回復する街になることに大きな意義がある。また、福岡は空港があるがためにビルの高さに制限があり、東京のような高層ビルは建てられないが、小倉には建てられ、国際的なビジネス拠点になり得ると考える。

《委員の主な意見》

- ・ 緊急改善策に関して、例えば朽網駅に特急が止るようになれば、新しく駅をつくるよりも費用面でのメリットがあるのではないかと。
- ・ 今回新たに提案のあった空港口駅ルートが、北九州空港のアクセス向上を考える上で極めて現実的で実現性が最も高いと思うが、アクセスが改善して空港が強くなることによって街にもたらされる影響を数字で示すことができれば、より多くの人に理解されるのではないかと。
- ・ 福岡市民は地下鉄を降りてエスカレーターを上がれば搭乗口がある便利な福岡空港に慣れてしまっており、仮に空港口駅ルートが出来ても、わざわざ電車とバスを乗り換えて北九州空港を使うのか疑問である。
- ・ 北九州空港と福岡空港を結ぶことは、県にとっては非常にメリットが多いと思われるため、県の協力を得て、アクセス鉄道の構想について県としっかり話をしてはどうかと感じた。

- ・ 空港口駅をつくったとしても、24 時間空港を活かすには、J R も 24 時間動かさないといけない。国道 10 号線をバイパス化して、都市高速を長野から朽網まで延ばす方が 24 時間空港を活かせるのではないか。
- ・ 当面のアクセス改善策として、バス停を小倉駅北口に移して、新幹線口を出てすぐに空港バスに乗れるよう利便性向上を進めてほしい。

【令和 3 年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 同社は空港内の貸室業や空港利用施設の賃貸業を行っており、資本金39億5,598万4,000円、うち12億1,599万2,000円が本市の出資で、出資割合は30.74%、従業員は嘱託職員を含めて17名となっている。
- ・ 令和 3 年度は長引くコロナ禍の影響により、国際旅客便は全て運休、年間総旅客数が約48万2,000人と、前年度比149.0%と増加しているが、令和元年度の約 3 割にとどまっている。
- ・ 当期売上高は約 7 億2,000万円で、前年度比145.3%と増加しているが、令和元年度の 8 割程度となっている。営業損失は9,353万4,000円、経常損失は6,337万6,000円、当期純損失は6,435万9,000円となり、前年度と比べて大幅に改善はしているが、依然として赤字決算という状況で、前年度末の利益剰余金から当期純損失を差し引き、累計で 4 億6,413万6,000円の繰越利益剰余金を計上している。

○ 令和 4 年 8 月 19 日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

令和 5 年度に県との連携強化が必要と考える取組や、令和 4 年度に執行部が行った国提案活動等について当局から説明を受け、他空港等への行政視察案について事務局から説明を受けた後、委員間討議を行った。

【県・市が連携した北九州空港の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和 3 年度に本市議会及び本委員会から県議会に対して要望を行った、強化期間の継続、各種支援策に係る予算の確保、国際旅客便支援の強化、国際貨物便支援の強化、の 4 つの要望項目については、全て県に対応いただき、その結果、県と市の連携事業に関する、令和 4 年度の県の予算額合計は約 6 億5,592万円で、前年度比で8,200万円の増額となっている。
- ・ 令和 5 年度における連携強化事項は、1 つ目に、強化期間における予算の確保について、北九州空港の利用促進に係る各種支援策の予算確保として、旅客の V 字回復、貨物拠点化の推進に向けて、旅客、貨物、アクセスなど各種の支援策に取り組む必要があると考えている。
- ・ 2 つ目に、国際旅客便支援の拡充について、国際旅客定期便再開につながるチャーター便の運航支援に関して、連携した取組が必要であり、航空会社のニーズとして、コロナ禍での定期便の就航再開に当たり、まずは需要把握

のための連続チャーター便の就航が想定されるため、連続チャーター便の実績（利用率）の確立、その後の定期便化に向けて、チャーター便の支援に取り組む必要があると考えている。

- ・ 3つ目に、国際貨物便支援の継続について、航空貨物路線の維持、拡大に係る助成に関して、連携した取組が必要であり、北九州空港の物流拠点化に向けて、令和4年度と同程度の予算を確保し、国際貨物路線の支援に取り組む必要があると考えている。
- ・ 4つ目に、新規貨物便支援の拡充について、ヤマトグループ・JALグループによる新たな貨物定期便の就航に向けた支援が必要であり、令和6年4月の就航に向けてトライアル運航等の準備も含めて、支援に取り組む必要があると考えている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 県においても予算措置のタイミングがあるため、令和5年度当初予算の編成作業が本格化する前に要望することとし、コロナ禍のため昨年同様、正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

【令和4年度に執行部が行った北九州空港に係る国提案活動について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 北九州空港の各事業推進に係る執行部からの国への要望は、毎年、国に対する市の政策提案の中で実施しており、令和4年度は8月3日に国土交通省及び地元選出国會議員宛てに行った。
- ・ 提案項目は、滑走路延長の早期事業化・早期供用に向けた協力、物流拠点機能の向上に向けた協力、新門司沖土砂処分場（3工区）の活用に向けた協力、コロナ禍の影響を受けた航空業界への支援の4項目である。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 特に滑走路3,000m化についてはできるだけ早く、具体的には令和5年度に着工してもらいたいというのが本市の強い希望なので、国において令和5年度予算の編成作業が本格化する前に、市議会として国要望望を行うべきと考えており、県と同様に正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

【他空港等への行政視察案について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 他空港等の物流関連施設とアクセス鉄道の2つを視察項目とし、視察時期は11月を予定している。
- ・ 視察先は、物流については、コロナ禍前の令和元年度における年間貨物取扱量の上位5空港、成田、羽田、中部、関西、福岡を候補とし、当時第4位的那覇空港は、コロナ禍の影響で長期にわたり国際定期旅客便及び貨物便が運休し、現在国際貨物の取扱いがないため候補から除外している。アクセス

鉄道については、アジア成長研究所の調査で北九州空港へのアクセス鉄道の採算性が確保できるとされている年間航空旅客数300万人と同程度の空港で、かつアクセス鉄道のある仙台、宮崎を候補としている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 福岡空港はターミナルビルのリニューアルにより飛行機に乗らない人が空港に立ち寄るといふ居住機能が評価されたと聞いており、北九州空港にいかにかに人に来てもらうかを考えるうえで有意義な視察先だと思う。

○ 令和4年8月19日 北九州空港の現地視察

【北九州空港の現地視察】

北九州空港ターミナルビルの会議室において第2国際貨物上屋の概要について説明を受け、施設の見学を行った。その後、会議室に戻り北九州エアターミナル株式会社代表取締役社長から北九州空港の現状や今後の取組等について説明を受け、質疑応答を行った。

○ 令和4年9月30日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

11月14日から15日までの2日間で、福岡空港の貨物ターミナルの上屋、空港コンセッション、国内線旅客ターミナルビルにおけるにぎわいづくりについて、仙台空港のアクセス鉄道、空港コンセッションについて、それぞれ行政視察を行うことを決定した。

○ 令和4年10月6日 国に対する要望活動

「北九州空港の機能拡充及び利用促進に関する要望書」により、国土交通省、財務副大臣、地元選出国會議員等に対して要望活動を行った。

○ 令和4年10月11日 県に対する要望活動

「福岡県の令和5年度当初予算に関する要望書」により、県議会等に対して要望活動を行った。

○ 令和4年11月8日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

国・県に対する要望活動の結果について事務局から説明を受けた後、行政視察について、視察先の空港等に関する事前研修を行った。

【国に対する要望及び県議会等に対する要望 結果・概要について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国に対する要望について、10月6日に正副議長と正副委員長が国土交通省、財務副大臣、地元選出国會議員等に対して要望を行った。要望内容は、最重点項目として、滑走路3,000m化の早期事業化、早期供用に向けた協力、重

点項目として、物流拠点機能の向上に向けた協力、新門司沖土砂処分場（3工区）の活用に向けた協力、コロナ禍の影響を受けた航空業界への支援を挙げている。要望をお受けいただいた皆様からは、おおむね北九州空港における機能強化や利用促進の取組に御理解をいただき、本要望内容の実現に向け、後押しいただけるとの力強い御意見を賜った。

- ・ 県議会等に対する要望について、10月11日に正副議長と正副委員長が県議会空港・交通インフラ調査特別委員会、九州の自立を考える会に対して要望を行った。要望内容は、北九州空港の利用促進に対する各種財政支援、国際旅客チャーター便への支援、航空貨物路線の維持・拡大に必要な協力の継続、ヤマトグループ貨物定期便の確実な就航に向けた支援、空港アクセス向上への支援の5項目を挙げている。要望をお受けいただいた皆様からは、今後も北九州空港の活性化に向けて県と市の信頼関係の下で取り組んでいきたいという力強い御意見をいただき、要望内容をしっかりと県執行部にお伝えいただけるとのことだった。
- ・ 特に県議会からは、佐賀空港が福岡空港とすごく近く、オール九州で佐賀空港を使っていこうという機運もあり、ライバルとしての位置づけになるため、県議会としては北九州空港をさらに応援していきたいという話があった。また、県議会は軌道系アクセスについてかなり前向きで、本会議の質問の中にも軌道系アクセスの話を入れていくという話もあった。

○ 令和4年11月14日 行政視察（福岡空港）

〔空港の物流（福岡空港）〕

福岡空港の貨物ターミナルには国際貨物上屋が7,600㎡あり、北九州空港の約3倍の規模となっている。ここでは、福岡空港で積み降ろしされる輸出入貨物の荷捌きを行っているほか、北九州空港の貨物の過半も通関や荷捌きが行われている。

福岡エアーカーゴターミナル株式会社（FACTL）は、福岡空港で輸出入貨物の蔵置、荷役及び貨物の取扱いを行っており、令和3年度の貨物取扱量は、輸出が19,109トン、輸入が24,564トン、計43,673トンであった。

今回は、本市が目指す「九州・西中国の物流拠点空港」の参考とするため、FACTLから事業概要等について説明を受け、貨物ターミナルの視察を行った。

〔空港のコンセッション（福岡空港）〕

福岡空港は、コロナ禍以前の平成30年度の旅客数について、国内線が17,926,887人、国際線が6,918,571人にのぼる国内有数の国管理空港である。平成31年にコンセッションを導入し、東アジアトップクラスの国際空港を目指して民営化を進めており、国内旅客ターミナルビルの改築等の大規模な投資が行われている。

一方で、コロナ禍の影響も大きく受けており、令和2年度の旅客数は国内線が6,485,437万人、国際線は16,831人と低迷している。

今回は、コンセッション空港の現状を調査研究するため、福岡国際空港株式会社（F I A C）から説明を受け、その後、国内線旅客ターミナルビルの視察を行った。

○ 令和4年11月15日 行政視察（仙台空港）

〔空港のアクセス鉄道（仙台空港）〕

仙台空港アクセス鉄道は、平成19年に開業し、宮城県名取市にある同空港とJR東北本線の仙台駅とを結ぶ重要なアクセス手段となっている。仙台駅から空港までの所要時間は概ね25分、運賃は660円で、コロナ禍以前の令和元年度の同鉄道乗降客数（美田園駅、杜せきのした駅、仙台空港駅）は3,975,453人であった。

同鉄道整備の総事業費は397.8億円で、運営は第3セクターの仙台空港鉄道株式会社が行っている。

今回は、北九州空港におけるアクセス鉄道導入に関する検討の参考とするため、宮城県土木部空港臨空地域課及び仙台空港鉄道株式会社から説明を受けた。

〔空港のコンセッション（仙台空港）〕

仙台空港は、コロナ禍以前の平成30年度の旅客数について、国内線が17,926,887人、国際線が6,918,571人にのぼる東北唯一の国管理空港である。平成28年にコンセッションを導入し、プライマリー・グローバル・ゲートウェイ空港を目指して民営化を進めており、旅客ターミナルビルの改築等の大規模な投資が行われている。

一方で、コロナ禍の影響も大きく受けており、令和2年度の旅客数は国内線が6,485,437万人、国際線は16,831人と低迷している。

今回は、コンセッション空港の現状を調査研究するため、宮城県土木部空港臨空地域課及び仙台国際空港株式会社（S I A C）から説明を受け、その後、旅客ターミナルビルの視察を行った。

○ 令和4年12月13日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

行政視察を受け、各視察先での取組について委員間で意見交換等を行った。その後、ヤマトグループ貨物定期便の運航路線の決定と、北九州空港における国際チャーター便の就航について当局から報告を受けた。

《委員の主な意見》

〔空港の物流（福岡空港）〕

- ・ 福岡空港では、混雑空港のため貨物専用機の飛来が現在はないとのことだったので、24時間利用可能といった北九州空港の貨物の優位性を改めて確認できた。また、同県内にある空港の役割分担という点でも、北九州空港がより貨物に注力すべきだということが明確になったと感じた。

〔空港のアクセス鉄道（仙台空港）〕

- ・ 仙台空港とは置かれている条件が異なるものの、北九州空港への導入は、

採算性等の問題があって厳しいという印象を強く持った。行政の負担がないと事業が成り立たないとの説明もあったことをしっかりと踏まえる必要があると感じた。

- アクセス鉄道は北九州空港の将来を考えると非常に重要で、国や地元企業等と連携して導入の検討を進めていく必要があると感じた。
- 本市が発展していく上で、東京とつながるパイプを太くすることが重要となるため、北九州空港を使いやすくすること、すなわち、アクセス鉄道を導入することが重要だと考える。空港の規模を大きくするためにはアクセス鉄道の導入しかないのではないかと思う。そのため、空港利用者数が200万人に近づいた段階でアクセス鉄道についての議論を開始し、採算性が確保できる路線等を検討しておく必要があると感じた。
- 仙台空港のアクセス鉄道は経営的に苦戦しているようだったが、東京への直行便があれば結果は変わっていたと思われ、北九州空港とは背景が異なると感じた。また、アクセス鉄道の停車駅付近にイオンモールや住宅街が新たにできていることから、アクセス鉄道の整備によるまちづくりという観点からもアクセス鉄道導入の検討をしてもよいのではないかと感じた。
- 報道等によると、熊本空港ではT S M Cの進出によりアクセス鉄道整備の検討が加速しており、佐賀空港では佐賀空港を物流拠点にとの意見がJ A等から出ているとのことである。北九州空港においても、優先性を担保するためにアクセス鉄道の導入に関する検討を早く進めた方がよいと感じた。
- 仙台空港アクセス鉄道は、空港利用者数が年間350万人から400万人ぐらいあり、かつ上下分離方式の導入や途中駅の設置もありながら、経営的には黒字になるかどうかというところだということを知り、北九州空港でアクセス鉄道の採算性を確保するのは厳しいと感じた。一方で、アクセス鉄道という新たな路線ができることで、周辺の街の発展が見込めるといった経済波及効果や、定時性の確保といった鉄道の経営状況に反映されない効果もあるため、そうしたことも含めてアクセス鉄道に関する議論をしてもよいのではないかと感じた。
- 今年、当委員会が県議会に要望に行った際にも、先方からアクセス鉄道の必要性に関する話があった。佐賀空港や熊本空港で活発な動きがあるので、そうしたことも含めて将来を見据えて取り組んでいかなければならないと感じた。

[空港のコンセッション（福岡空港、仙台空港）]

- 福岡空港は行って楽しめる空港だと改めて思った。北九州空港も、空港のグルメ等を目的とした集客が見込める施設となることを目指してもらいたい。
- 北九州空港が福岡空港のように楽しめる施設とならないのは、空港へのアクセスに課題があるからであり、アクセス鉄道と空港島への道路の整備をする必要があると感じた。
- 福岡空港はにぎやかな印象を受けた。もともと空港利用者が多いことが商業施設の整備につながったと思うので、先に空港のにぎわいづくりに取り組

んで空港利用者を増やそうというのは順番が違うのではないかと感じた。

- ・ 福岡空港は、空港内の施設で楽しむことを目的とした集客ができており、そうした観点で空港内に様々な施設を整備していると感じた。飛行機で移動する目的だけのために利用されている北九州空港とは比較にならないと感じた。
- ・ 立地条件が異なるため福岡空港と同じような施設の整備はできないが、24時間利用可能といった北九州空港の特性を踏まえた活用方法を検討していく必要があると感じた。
- ・ 北九州空港は海上空港として、門司から観光船で空港島へ渡ることができるようにするといったことも検討し、他の空港にはない特性や長所を生かして発展することを考えていくべきだと感じた。
- ・ ターミナルビルのにぎわいづくりという点では、北九州空港は福岡空港とは規模が違うため比較にならなかったが、空港島のにぎわいづくりという点では、商業施設やアミューズメント施設の整備といったことについて議論を深めていく必要があると感じた。
- ・ 福岡空港ぐらい規模が大きいと運営権対価の支払いが分割になっているため、コロナ禍に国から運営権対価分割金の年度越え猶予といった支援を受けられたが、仙台空港は一括払いのためそうした支援を受けられないとのことだった。北九州空港は規模的には仙台空港の方に近いので、コロナ禍等のリスクが生じた際には国からの支援を期待することができないことから、コンセッションの導入については慎重に検討すべきだと感じた。

【ヤマトグループ貨物定期便の運航路線決定について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 11月22日にヤマトホールディングスと日本航空が、令和6年4月から運航開始するヤマトグループの貨物定期便の運航路線について報道発表を行った。
- ・ 貨物機3機全てが稼働した後の北九州空港の運航路線は、東京路線に加えて沖縄路線の2つの路線となることが決定し、ヤマトホールディングスは3機のうち2機の受領を完了しており、残り1機を令和5年2月に受領し、旅客機から貨物機への改修作業を令和5年3月からシンガポールで行う予定である。
- ・ 運航会社は、令和4年1月の最初の報道発表では、JALグループのジェットスター・ジャパン株式会社と報道されていたが、JALグループ内のLCCの基盤強化の関係で、連結子会社であるスプリング・ジャパン株式会社へ変更と発表された。
- ・ 令和6年の就航に向けて、運航に関連する要員や各空港で貨物をハンドリングする要員など、JALグループ、ヤマトグループともに新規採用が進められるということで、本市においても、新規雇用の支援等、関係部局と連携しながら新規就航に向けた準備を支援していく。

【北九州空港における国際チャーター便の就航について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ スターフライヤー社が国際チャーター便を就航する見込みとなり、11月30日に報道発表を行った。
- ・ 就航する路線は北九州台北線で、コロナ禍前に同社が定期便を就航していた実績があり、就航時期は令和5年1月15日から2月13日で、就航便数は6往復である。北九州空港への到着が5時50分、出発が23時30分で、24時間空港の特性を生かし、効率的な機材の運用を図るため、深夜早朝の空き機材を使用するもので、今回は台湾出発のみを対象としたインバウンドチャーターであり、台湾側旅行社主催のツアーの販売のみとなっている。

《委員の主な意見》

- ・ 国際チャーター便の就航について、今回は台湾側の旅行社での販売のみということだが、積極的に攻めの観光もやっていただきたい。
- ・ 北九州空港では特にJAL便の搭乗率が非常に低く、撤退されてもおかしくない状況のため、市役所としても、出張等の際はスターフライヤー社の便だけでなくJAL便も積極的に利用していただきたい。
- ・ ヤマトグループ貨物定期便の就航に向けた新規採用については、市も大いに応援、支援するような形で一緒に頑張ってもらいたい。

○ 令和5年3月20日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

令和4年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について事務局から説明を受けた後、国際チャーター便の運航、ユーピーエス・ジャパンの国際貨物定期便の就航、滑走路3,000m化の早期実現等機能強化について当局から報告を受けた。

【令和4年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本委員会による要望活動について、令和4年10月、正副委員長と正副議長が国土交通大臣や財務副大臣、地元選出国會議員等に対して、滑走路延長の早期事業化・早期供用に向けた協力などについて要望を行った。
- ・ 同月、正副委員長と正副議長が、県の令和5年度当初予算の編成に当たっての要望を、県議会、同議会空港・交通インフラ調査特別委員会、九州の自立を考える会に対して行った。
- ・ 同年11月には、議員連盟による国への要望活動が行われている。なお、令和3年度は、当委員会は議員連盟と合同で要望活動を行ったが、令和4年度は、滑走路延長の早期事業化を実現するために国の予算編成作業が本格化する前に要望を行うべきとの考えから、議員連盟の要望活動よりも早い10月に当委員会独自で国への要望活動を行ったものである。
- ・ 本市執行部による要望活動については、令和4年8月に市長等が、国土交

通省主要幹部などに対して国提案を行った。

- ・ 同年 10 月には市長等が、北州会の会員との意見交換を行い、同じく 10 月に本市の企画調整局長が県企画・地域振興部長に対して、最重要項目として連携事業への財政措置の継続などについて県提案を行った。
- ・ 同年 11 月には、市長が県知事と意見交換を行い、令和 5 年 2 月に市長と議長が県知事及び県議会議長、苅田町長及び町議会議長と共に、財務大臣や国土交通副大臣等に対し、滑走路延長の早期事業化・早期供用に向けた協力を要望し、同月、市長の交代後にも、国土交通大臣や財務副大臣等に対し、本市の未来・滑走路延長に向けた協力について要望している。
- ・ 以上、議会と執行部による精力的な要望活動の結果、国土交通省が北九州空港の滑走路延長事業について新規事業採択時評価に着手し、また、県においては北九州空港に関する令和 5 年度当初予算案が令和 4 年度よりも増額されて計上されている。

《委員の主な意見》

- ・ 市長が代わり、今後の福北連携の中で、福岡空港と北九州空港の機能のすみ分けなど、空港に関する内容が出てきた際は本委員会で報告いただきたい。
- ・ 令和 5 年度以降も、あらゆる場面を想定し、必要な要望活動を強力に行っていきたい。要望内容は、今後も適宜協議させていただきたい。

【令和 4 年度北九州空港における国際チャーター便の運航について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州台北線の就航状況について、就航会社はスターフライヤー社で、同社はコロナ禍前に定期便として同路線を就航していた。令和 5 年 1 月 15 日から 2 月 13 日までインバウンド客を対象としたチャーター便を運航し、最終的には 6 往復合計 900 座席に対し、884 名が搭乗した。
- ・ 北九州ソウル（仁川）線の就航状況について、就航会社は韓国の LCC であるジンエアーで、同社はコロナ禍前に定期便として同路線を就航していた。令和 5 年 2 月 24 日と 2 月 27 日の 1 往復、インバウンド客を対象としたチャーター便を運航し、189 座席に対し、183 名が搭乗した。

【ユーピーエス・ジャパンの国際貨物定期便の就航について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ ユーピーエス・ジャパン株式会社が北九州空港へ国際貨物定期便を新規に就航させ、2 月 20 日に初便を運航しており、既に運航されている大韓航空の貨物便に加えて 2 路線目の貨物定期便となった。
- ・ ユーピーエス・ジャパン株式会社は米国を拠点に世界最大級のインテグレーターとして国際小口貨物を取り扱う会社で、自社で貨物専用機とトラック配送網を両方保有し、世界中にドア・ツー・ドアの輸送を行っており、日本国内では成田国際空港、関西国際空港に続き、3 つ目の空港就航となる。

- ・ 運航概要は、毎週月曜日から金曜日の週5便、深圳国際空港から関西国際空港を経由して北九州空港へ来て、同じルートで戻る運航ルートとなっており、運航機材はボーイング 767 という中型貨物機で 50 トンの搭載が可能である。

【滑走路3,000m化の早期実現等機能強化について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 2月28日に国土交通省から、令和5年度の予算に向けた新規事業採択時評価手続の着手について発表があり、北九州空港の滑走路延長事業が令和5年度の新規事業の候補となったことが報じられた。
- ・ 3月9日には、事業化までの手続の一つとして、国土交通省により交通政策審議会航空分科会事業評価小委員会が開催され、学識経験者を含む第三者委員会にて審議が行われている。
- ・ なお、新規事業化には、今後、正式な事業採択のほか、国会での予算成立などのステップが必要となり、現時点において事業化を決定するものではないが、事業化へ大きく前進していることは確かであり、本委員会をはじめ議員の御尽力によりここまで進捗しており、心より感謝申し上げます。

《委員の主な意見》

- ・ インバウンドも本市の魅力向上も、港湾空港局だけではなく関係局ともしっかりと連携を取り、市議会、地元の経済団体や市民団体等とも連携して、北九州空港はもっともっと成長していかなければいけない本市の貴重な財産なので、今後も全力を尽くしてほしい。
- ・ 利便性向上のためには北九州空港での通関を増やしていくことが必要であり、ぜひ本委員会を通して要望も一緒に行っていきたい。
- ・ 国際チャーター便について、ツアーのコースの割合やこういったニーズが高いのかをしっかりと把握し、どのように市内に入ってきてもらい、いかに市内にとどまっていたかかの戦略を練ってほしい。
- ・ ようやく滑走路 3,000m化が見えてきたが、佐賀空港も熊本空港も大分空港も努力しており、後れを取らないよう本委員会も将来を見据えて未来志向でしっかり頑張っていきたい。

○ 令和5年5月23日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

本委員会における令和5年度の調査研究案について事務局から説明を受け、委員間討議を行った後、令和4年度北九州空港の利用状況、北九州空港滑走路延長事業の新規事業化、北九州空港におけるダイバート（代替着陸）受入体制、北九州空港国際旅客便の運航について、当局から報告を受けた。

【令和5年度の調査研究案について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本委員会が令和5年度に調査研究すべきと考えられる項目を、早期に取り組む項目、時期を見て取り組む項目、事業実施時等に行う項目、委員から提案いただいた項目の4つに分け、調査研究を行う内容と時期を案としてまとめている。
- ・ 国、県に対する要望時期、内容等については、7月に委員間討議を行ってはどうかと考えている。
- ・ コロナ禍の令和3年度にスターフライヤー社の当時の社長を参考人招致したが、現在、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、行動制限の解除や入国制限解除を含む水際対策が終了するなど、旅客需要の回復に向けた環境が整いつつあり、同社における社長の交代もあったことから令和5年度の上半期に再度、参考人招致してはどうかと考えている。
- ・ アクセス鉄道等については、本委員会においても様々な意見が出ており、令和5年度の下半期に他空港の現地視察を行ってはどうかと考えている。
- ・ 直線道路、エプロン拡充、ヤマト貨物上屋等の機能強化に関する北九州空港の現地視察については、貨物エリアの整備状況を令和6年1月以降に視察してはどうかと考える。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 北九州空港にはインテグレーターが就航しており、空港現地視察では建物だけでなくフレーターの機体もぜひ見たい。
- ・ 全国にいろんな特色ある空港があるが、北九州空港はSDGsや環境の空港として発信できれば、本市への観光アピールや魅力発信にもつながるのではないかと。また、北九州空港をどのようにして10年後、20年後に、本当の意味の物流拠点にしていくのかについて議論していきたい。
- ・ 現在、北九州空港には橋が1本架かっているが、海上空港のため橋が途絶えたら完全な孤島になってしまうので、危機管理の面から第2アクセスについても考えないといけないのではないかと。

【令和4年度北九州空港の利用状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和4年度の利用者数の合計は83万8,792人、令和3年度比で174.2%と増加したが、コロナ禍前の令和元年度との比較では53.1%にとどまっている。
- ・ 国内線の利用者数は83万6,661人で、令和3年度比で174.0%、令和元年度比で61.7%となっている。国際線の利用者数は、令和3年度は就航がなかったが、令和4年度はチャーター便のみ運航され、2,131人となった。
- ・ 国内定期便について、東京(羽田)線の利用者数は83万3,286人、利用率は61.5%だった。沖縄(那覇)線は、令和4年度は運航がなかった。
- ・ 国際線の各路線については、年間を通じて運休となった。
- ・ チャーター便、臨時便の利用者数は5,506人となっている。
- ・ 国内線は、令和4年10月からの政府による全国旅行支援を契機として、

全国的に航空需要が回復した一方で、オンライン環境の整備によるビジネス需要の回復の遅れから、利用者数がコロナ禍前の水準まで戻っていないため、特に首都圏を中心とした観光需要の取り込みを強化していく。また、国際線は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、水際措置が緩和されたことに伴い、旅行需要の回復が期待される。

- ・ 令和4年度エアポートバス利用者数の合計は34万3,287人、前年度比136.3%で、コロナ禍前の令和元年度との比較では54.5%にとどまっている。
- ・ 貨物取扱量合計は1万7,432トンで、世界の航空貨物需要の減少により、前年度比79.9%と減少した。国内、国際貨物の内訳は、国内貨物は2,311トン、前年度比104.4%で、国際貨物は1万5,121トン、前年度比77.1%と減少している。なお、令和4年度は、世界的な景気停滞傾向が航空貨物の荷動きを鈍化し、全国の国際貨物取扱量も減少に転じている状況である。

【北九州空港滑走路延長事業の新規事業化について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本市の悲願だった北九州空港の滑走路延長事業が令和5年度からの国の新規事業として決定した。
- ・ 令和5年3月31日に国土交通省が令和5年度国土交通省関連予算の配分について公表し、北九州空港分は令和5年度分として22億4,700万円が計上されている。内訳は、滑走路延長事業をはじめ、令和6年4月就航予定のヤマトグループの貨物定期便のための駐機エプロンの整備などとなっている。
- ・ 北九州空港の滑走路延長事業は、令和5年度分としては11億9,000万円が計上されている。事業期間は令和5年度から令和9年度の予定で、総事業費は約130億円とされている。なお、令和5年度分の滑走路延長事業の内訳は、設計、用地造成、滑走路整備となっている。
- ・ 滑走路延長事業の進捗状況については、事業化に際して必要な手続として、国において環境アセスメントなどを進めてきたが、現在は、事業着手前の最終手続となる評価書の手続が進められおり、この手続が終われば、いよいよ工事着手へと進んでいく。引き続き、市として全力でサポートしながら、事業の進捗に努めていきたい。

【北九州空港におけるダイバート（代替着陸）受入体制について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年2月19日、羽田空港発福岡空港行き日本航空331便が、福岡空港の利用時間に間に合わず、関西国際空港に緊急着陸した後、羽田空港に戻る事案が発生した。経緯としては、出発時、羽田空港付近の強風や機材繰りの影響で羽田空港の出発時刻が約1時間半遅れた結果、午後10時までの福岡空港の利用時間内に着陸できず、北九州空港への着陸も検討したが、乗客が335名と多く、目的地である福岡市内までの交通手段を確保できなかったため、北九州空港への着陸を見送り、関西国際空港に緊急着陸し、燃料を給

油した上で羽田空港に引き返したものである。

- ・ 今後、同様の事案が発生した場合に北九州空港で受け入れることができるよう、交通事業者など関係機関のネットワーク体制の構築を図ることを目的に、県と連携して北九州空港ダイバート受入体制検討会議を4月14日に開催した。会議では、航空会社やバス、タクシー事業者、宿泊事業者など計26団体が出席し、特に夜間帯の福岡空港の利用時間制限に係るケースについて、ダイバート後の乗客の交通機関等の確保について意見交換を行った。
- ・ 具体的には、北九州空港へのダイバート（代替着陸）発生時の行動モデルを参加者で共有し、航空会社が当該機の乗客を北九州空港から当初の目的地である福岡市内まで送り届ける交通手段等を手配し、交通手段の確保が困難な場合には宿泊場所を確保することとし、手配のネットワークへの協力事業者名簿を作成するため、各事業者に緊急連絡先等の情報提供を依頼した。
- ・ 5月15日現在で協力事業者は、バス事業者9社、タクシー事業者100社、宿泊事業者10社、旅行代理店1社の120社で、名簿を航空会社に提供し、ダイバート発生時の交通手段等確保に備えている。なお、受入体制は今後も精査を続け、さらに多くの交通事業者等に協力を呼びかけて充実を図る。

【北九州空港国際旅客便の運航について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 世界的なコロナ禍の影響に伴い、北九州空港の国際線は令和2年3月11日以降、全便運休となっていたが、令和4年10月の水際対策緩和を受け、航空会社との協議や、空港での受入れ準備について関係機関と協議を行ってきた結果、3年2か月ぶりに国際定期便が運航を再開した。
- ・ 令和5年5月8日に運航再開した北九州ソウル（仁川）線について、運航会社はジンエアーで、月、水、金、日の週4往復、ダイヤは北九州着8時40分、北九州発9時40分で、座席数は189席となっている。
- ・ また、新たに株式会社ハイエアが韓国・務安空港発のインバウンドチャーターを行うこととなり、5月24日から8月末までの間、韓国・務安空港と北九州空港を月、水、木、土、日の週5往復運航する。ダイヤは、北九州着13時30分、北九州発が14時10分で、座席数は当面50席で運用する。

《委員の主な意見》

- ・ 海外から北九州に来てもらうことも大事だが、お互いがウィン・ウィンになるよう、港湾空港局だけでなくオール北九州市で各局が連携し、議員も一緒になって、市民が一体になって北九州空港を利用し、都市間連携で北九州近郊にも利用してもらえる空港を目指してもらいたい。
- ・ これからの空港の在り方として、地方空港との連携や、例えば夜中に北海道に飛んで明け方に着く便など、24時間空港を生かした戦略をしっかりと考えてほしい。
- ・ ダイバート受入体制について、今後は航空業界が安心して、九州へ来ると

きは何かあれば北九州空港がしっかり対応し、支援できるということを鮮明に出してほしい。

- ・ ダイバートに限らず、24時間空港としての強みを生かして、防災拠点にもなり得るような空港にさらに発展していけるよう応援したい。
- ・ 滑走路3,000m化が進んで、海外からの受入れも24時間体制になれば、検疫等の機能も強化していく必要があるのではないか。
- ・ エアポートバスについて、小倉線の便数をもっと増やして、小倉にさえ行けば確実に空港まで行けるという環境をつくった方が、公共交通利用者の利便性は高まるのではないか。

○ 令和5年6月26日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

当局から、令和5年度予算案における取組・事業及び県との連携、令和4年度のスターフライヤー社の経営状況について説明を受けた後、ヤマト貨物定期便の就航前飛行訓練、国際旅客チャーター便の就航について報告を受けた。

【北九州空港の利用促進における県との連携について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 県、市が協力して北九州空港の旅客と貨物の利用促進を進めてきた結果、平成30年度に旅客者数が178万3,000人と開港以来最高を記録するなど大きな成果を上げたが、令和元年度末からのコロナ禍の影響によって旅客数は大きく減少し、令和4年度は約84万人まで回復したものの、コロナ禍前の水準まではもう一息という状況である。また、貨物については、令和3年度に国際貨物取扱量は過去最高を記録し、令和5年2月には2路線目となるユーピーエス・ジャパンの国際貨物定期便が就航した。
- ・ 現在の取組について、旅客については、令和4年度からの3か年をコロナ禍からの旅客のV字回復を図る「北九州空港ネットワーク再構築推進期間」と位置づけ、路線誘致や路線定着に取り組んでいる。
- ・ 貨物については、令和3年度からの3年間で「貨物拠点化推進強化期間」と位置づけ、集貨促進や上屋の機能強化など、ソフト、ハード両面の取組を進めている。令和5年3月には滑走路延長の事業化が決定したところであり、貨物拠点化に向け、引き続き、県との緊密な連携の下、北九州空港の利用促進を強力に推進していく。

【令和5年度の旅客路線誘致の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年度は、就航する航空会社に対する運航支援の取組を強化することとし、3つの支援策を実施する予定である。
- ・ 1つ目に、新規路線の就航促進に向けた支援強化として、国際線の運航助成金の基本単価を拡充し、加えて深夜・早朝の時間帯に就航する際には追加加算を行うなど、24時間利用可能である特徴を生かした新規路線の誘致を促

進していく。

- ・ 2つ目に、既存路線の就航再開への支援強化として、仁川線、釜山線、台北線、大連線、那覇線を対象路線とし、他の地方空港に後れを取ることなく既存路線の就航再開を図っていくため、原則として就航後3年間に限り支給する運航助成金を見直し、就航再開時には、これまで就航していた期間をリセットし、新たに1年目として助成することにより、早期の就航再開に向けたインセンティブとする。
- ・ 3つ目に、チャーター便の就航促進に向けた支援強化として、連続チャーター便の実績の確立によるその後の定期便化に向け、新たに県との連携の下、チャーター便への運航経費の助成を実施する。

【令和5年度の旅客集客の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国内線については、基幹路線である東京（羽田）線の利用促進を図っていくために、首都圏からの観光需要の取り込み、北九州空港圏域における利用促進を強化する。
- ・ 主な取組としては、オンライン環境の整備に伴うビジネス需要の減少分をカバーするため、特に首都圏からの観光需要の取り込みを強化することとし、北九州空港を起点とする周遊キャンペーンの実施や、航空会社と連携した北九州・関門地域の魅力発信による北九州空港の認知度向上、旅行会社が実施する旅行商品の造成や販売に対する支援を実施する。
- ・ また、北九州空港圏域における利用促進を図るため、特に北九州空港の特徴である早朝・深夜便を中心にPRを強化することとし、早朝・深夜便を中心とした旅行商品への特典付与、SNS（LINE、フェイスブック、インスタグラム）の活用による情報発信、圏域自治体、企業等に対する利用の働きかけ、イベント等でのブース出展、チラシ配布等に取り組んでいく。
- ・ 国際線については、令和5年5月に運航再開したジンエアーによる北九州ソウル（仁川）線の安定化を図ることで、1日2往復への増便を目指していくために、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進を強化する。
- ・ 主な取組としては、インバウンド需要の取り込みを強化することとし、産業経済局と連携した韓国でのプロモーション及び「旅マエ」情報の発信による本市及び北九州空港の認知度向上、ジンエアーのホームページ上での北九州路線利用者への特典付与、韓国のテレビCM（ホームショッピング）を活用した旅行商品の販売支援、北福、関門連携の枠組みを利用した魅力的な観光ルートの提案に取り組む。
- ・ アウトバウンド需要の取り込みについては、パスポート取得や駐車場サービスなどのキャンペーンの実施、旅行商品への広告助成などによる販売支援、大韓航空とのコードシェアにより仁川国際空港を経由した各地への観光や出張が可能なことをPR、イベント等でのブース出展とチラシ配布等に取り組んでいく。

【令和5年度「北九州空港のアクセス」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州空港エアポートバスは、空港利用者の4割が利用する主幹交通で、西鉄バス北九州が小倉線、黒崎・折尾・学研都市線、朽網線の3路線を運行しており、ダイヤは航空旅客便と接続するよう配慮の上、編成している。運行に際し、市は運行経費と運行収入との差額分を運航支援金として負担している。空港と小倉駅との間を最速33分で結び、運行ルートのごほとんどが自動車専用道で、渋滞などを回避できる交通手段となっており、こうした強みを訴求しながら、さらなる利便性の向上に努めていく。
- ・ 福北リムジンバスは、福岡空港の利用時間外である北九州空港の早朝・深夜の航空便の発着に合わせて、北九州空港と福岡市内とを結ぶ形で運行しており、北九西鉄タクシーの16人乗りのバスで1日当たり片道4便が運行されている。全額、県の負担で運行しており、市からの支出はない。
- ・ ジ・アウトレット北九州との空港アクセスバスは、福岡観光バス株式会社が北九州空港からジ・アウトレット北九州を經由し、岡垣町の岡垣サンリーアイまでを運行している。自主事業であり、市からの運行支援はない。
- ・ 定額タクシーは、北九州空港と市の西部方面を結ぶ手段として、市内のタクシー会社3社が運行し、運賃はエリア別に設定されている。エアポートバスが運行していない時間帯の交通手段確保のため、市が早朝、深夜の割増料金分を事業者負担することで、終日定額料金で乗車できる。
- ・ 市の東部方面については、タクシーの配車アプリなどを提供する株式会社NearMeが提供する相乗りタクシーサービスが提供されており、前日の18時までの予約により、複数の予約者を拾う、また降ろすルート独自のAIで決定し、空港との間をドア・ツー・ドアで結ぶサービスで、運賃はエリア別に設定されている。自主事業であり、市からの運行支援はない。
- ・ 鉄道によるアクセスの検討について、アクセス鉄道の新設については、平成22年度の検討の結果、最も採算性がよいのは、小倉駅から新門司を經由し、在来線タイプの列車で空港を結ぶ在来線新門司ルートで、当時の概算事業費で680億円と算出され、条件として、国庫補助が成田空港アクセス鉄道で適用された3分の1という補助率の下、途中駅の新設や開発を行って鉄道需要を相当数見込むもので、航空旅客数300万人が必要との検討結果により、200万人を超えるまで検討を休止している状態である。
- ・ JR日豊本線の活用については、アジア成長研究所より、苅田北九州空港インターチェンジの直下に新駅を設置し、特急列車を停車させ、新駅からインターチェンジ上の道路部分をつないでバス停を設け、空港までバスでピストン輸送する提案があり、実現に向けては、新駅設置場所が苅田町域であること、建設コストを含め、苅田町や県の協力が必要であること、駅やバス停用地、乗換経路の整備等が大きな課題として判明しており、既存の空港最寄り駅である朽網駅の活用も含め、引き続き課題の洗い出しや検証を進めたい。

【令和5年度「貨物拠点化推進強化期間」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 貨物事業の現状について、大韓航空による国際貨物定期便は週4便を維持しており、九州初のインテグレーターとして、ユーピーエス・ジャパンによる国際貨物定期便が新規就航し、令和4年度の国際貨物取扱量は、世界的な航空貨物の荷動き鈍化の影響を受けて1万5,121トンと前年割れはしたものの、全国6位を維持している。また、令和4年9月に第2国際貨物上屋が供用開始され、機能面でも強化が進んでいる。
- ・ 令和5年度の貨物事業の主な取組について、ハード面では、本市の悲願であった滑走路延長が新規事業化決定され、現在進められている環境アセスメント手続を経て、工事着手される。また、国により、シーアンドエア輸送の効率化に向けて、エプロンから岸壁までの輸送直線道路の整備が行われる。さらに、令和6年4月のヤマトグループの貨物定期便の新規就航に向けて、国がエプロンの拡充整備を行っているほか、北九州エアターミナル社が、ヤマトグループの荷さばき施設として貨物上屋の新たな整備を行っている。
- ・ ソフト面では、滑走路延長を見据え、欧米向けの貨物の集貨助成を拡充し、集貨促進に取り組むほか、課題であった空港内通関体制構築の取組が進められており、令和5年6月28日から輸入通関が開始される。また、ヤマトグループ貨物定期便の就航準備支援に取り組むほか、北九州空港の貨物便を活用し、北九州・福岡都市圏の活性化を図る目的で、北福連携の物流セミナーの開催を企画している。

【令和4年度の株式会社スターフライヤーの経営状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和4年度の決算について、路線全体の輸送実績は、有償旅客数は116万7,000人で前年度比72.4%の増加、座席利用率は68.2%で前年度比15.6ポイント増加しているが、コロナ禍前の令和元年度と比べると、有償旅客数は30.2%減、座席利用率も3.8ポイント減となっており、もう一息という状況である。
- ・ 令和4年度の売上高は322億7,500万円と前年度比111億4,400万円増加しており、有償旅客数の増加により売上高が大きく回復している一方で、円安や原油価格の高騰により機材整備費と燃料費が増加し、当期純利益は7,300万円の黒字にとどまっている。コロナ禍前の令和元年度と比べると、売上高は81億円の減少となっており、コロナ禍前の8割まで回復してきている。
- ・ 令和5年度の業績予想は、売上高378億5,000万円、純利益12億3,000万円と、さらなる回復が見込まれている。
- ・ スターフライヤー社は、令和5年度から令和7年度まで、3か年の中期経営戦略を立て、ポストコロナ時代を見据え、次の時代へ向けた計画としており、国内線で経営基盤を確立し、次の飛躍を目指すことや、最終年度の令和7年度で営業利益50億円を目標とすることを掲げ、そのために「収入拡大に

よる利益創出と財務体質の健全性向上」と「環境に優しい航空機の新規導入」を柱として取り組むこととしている。

《委員の主な意見》

- ・ スターフライヤー社の株主であるジャパネット社は観光にも力を入れており、ジャパネット社と連携して、スターフライヤー社の便を使って本市に来てもらうような観光商品をつくることも検討してもらいたい。
- ・ 羽田空港から福岡便に乗る人たちにこそ、北九州空港を使えばあと2時間東京に滞在できることを宣伝していくのが大事であり、県に対して、福岡空港だけでなく羽田空港でも福北リムジンバスの宣伝をしてもらうよう要望してもらいたい。
- ・ 令和5年度にスターフライヤー社が実施した航空券定額制乗り放題サービスについて、北九州羽田線以外の便でも利用できるような工夫をしてもらいたい。
- ・ チャーター便について、なるべく北九州での滞在時間が長くなるダイヤとなるように、夜間や早朝も含めて営業してもらいたい。
- ・ 北九州空港は24時間空港のため、仮に発着が遅れても福岡空港のような門限もなく着陸可能ということ売りにしてPRしてほしい。
- ・ 北九州空港はせっかく空港島という島であり、景色もロケーションもいいため、空港を利用するだけではなくて、空港を目的地として楽しめるような空港も目指してもらいたい。

【ヤマト貨物定期便の就航前飛行訓練について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年6月6日に、ヤマトホールディングスと日本航空が、令和6年4月に運航を開始するヤマトグループ貨物定期便の就航前飛行訓練の運航路線の決定を発表した。
- ・ 運航を担うのはJALグループのスプリング・ジャパン株式会社で、令和5年11月下旬から実機を使って運航乗務員の飛行訓練を実施する。
- ・ 飛行訓練の運航路線は、成田、北九州、関西、成田という三角運航で行われ、1日当たり2回、6区間を飛行予定で、北九州空港への発着時間は、1回目が9時50分着、10時25分発、2回目が16時35分着、17時10分発の予定となっている。
- ・ 令和6年4月の運航開始に先駆けて、飛行訓練で1日に2回飛来するので、新たに導入される貨物専用機を市民も空港の展望デッキから見学できる。

【国際旅客チャーター便（韓国・務安線）の就航について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年5月24日に、韓国のハイエア社による北九州務安路線が就航した。同社にとって初めての国際線就航先として北九州空港を選択し、韓国・

務安空港発のみのインバウンドチャーターを行うものである。

- ・ ハイエア社は 2017 年設立で、保有機材はプロペラ機ATR72-500、最大乗客数は 72 名で、就航先の務安空港は、韓国の南西部にある全羅南道に位置し、背後圏に約 300 万人の人口を抱えており、24 時間空港でもある。
- ・ 就航便数は、月、水、木、土、日の週 5 往復で、8 月末までの運航予定であり、ダイヤは、北九州着 13 時 30 分、北九州発 14 時 10 分となっている。

《委員の主な意見》

- ・ 市内の子どもたちにより北九州空港を身近に感じてもらえるよう、就航前飛行訓練の期間に子どもたちを招待することができないか、ぜひヤマトホールディングスと検討いただきたい。

○ 令和 5 年 7 月 27 日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

令和 6 年度に県との連携強化が必要と考える取組や、令和 5 年度に執行部が行った国提案活動等について当局から説明を受け、北九州空港に係る国・県への要望活動について委員間討議を行った後、令和 4 年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況、国際旅客チャーター便の就航について、当局から報告を受けた。

【令和 6 年度における県・市の連携強化の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和 4 年度に本市議会及び本委員会から県議会に対して要望を行った、各種支援策に係る予算の確保、旅客（国際）、貨物（国際）、貨物（国内）、空港アクセス、の 5 つに関する要望内容については、ほぼ全ての項目について県に対応いただいている。
- ・ 令和 6 年度における連携強化事項は、1 つ目に、貨物の強化期間の継続について、令和 3 年度からスタートした「貨物拠点化推進強化期間」が令和 5 年度で終了するため、令和 6 年度以降も強化期間を継続して貨物拠点化に取り組む必要があると考え、旅客の強化期間と合わせていくため、4 年間の継続を提案したいと考えている。
- ・ 2 つ目に、強化期間における予算の確保について、旅客の V 字回復、貨物拠点化の推進に向けて、引き続き県・市が連携した取組を進めるため、予算の確保が必要と考えている。
- ・ 3 つ目に、旅客に関する連携について、令和 5 年 5 月にコロナ禍後初となる国際旅客定期便である仁川便が運航再開しており、県・市で取り組むネットワークの再構築及び福岡空港との補完機能の強化を進めるには、本路線をはじめ、その他の運休中の国際路線の早期復便や新規開設、那覇路線などの復便に向けた強力な支援に取り組む必要があると考えている。
- ・ 4 つ目に、貨物に関する連携について、ヤマトグループと JAL グループの共同による貨物定期便が令和 6 年 4 月に就航予定であり、トラック運転手

の長時間労働規制が適用される2024年問題を踏まえ、地域の持続的な物流の実現を目指して、当該貨物便の安定的な就航に向け、貨物の集貨に係る支援に取り組む必要があると考えている。

- ・ 5つ目に、空港アクセスに関する連携について、増大し多様化する航空需要に幅広く応えるためには、福岡空港との役割分担と相互補完に基づき、北九州空港のアクセス強化が必要であり、北九州空港と福岡都市圏を結ぶ福北リムジンバスの昼間帯の運行などを拡大し、さらなるアクセス利便性の向上に取り組む必要があると考えている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 県においても予算措置が必要となることから、令和6年度当初予算の編成作業が本格化する前に要望すべきと考え、正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

【令和5年度に執行部が行った北九州空港に係る国提案活動について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州空港の事業推進に係る執行部からの国への要望は、例年、国に対する市の政策提案の中で実施しており、令和5年度は7月12日に国土交通省と県選挙区選出議員及び県内に事務所を置く比例区選出議員宛てに行った。
- ・ 提案項目は、物流拠点機能の向上に向けた協力、3,000m滑走路の早期供用に向けた協力、人々が活発に往来する日常を取り戻すための航空業界への支援、国内物流ネットワークを維持するための協力の4項目である。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 我々も知っている国会議員にはいろんな方法で声を届け、地元の市議会議員として市民の皆さんにもっと発信し、執行部としても発信して行って、みんなで一丸になって空港をもっと成長させていきたい。
- ・ 国において令和6年度予算の編成作業が本格化する前に要望すべきと考え、県と同様に正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

【令和4年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 同社は空港内の貸室業や空港利用施設の賃貸業を行っており、資本金39億6,588万円、うち12億1,599万円が本市の出資で、出資割合は30.66%、従業員は嘱託職員を含めて23名となっている。
- ・ 令和4年度は全国旅行支援や入国規制緩和等により、コロナ禍から徐々に改善しつつあり、旅客数は83万9,000人と、前年度比174.2%となっており、国際旅客も2年10か月ぶりに国際チャーター便が就航したところである。
- ・ 貨物については、国内国際合計の貨物取扱量が1万7,400トンで前年度比79.9%と、世界的な貨物市況の停滞を受けて減少している。その他、ターミ

ナルビル来館者数は131万7,000人で対前年度比155.1%、駐車場利用台数は20万8,000台で対前年度比166.5%といずれも増加している。

- ・ 当期売上高は8億8,617万円で、前年度比123.0%となっており、営業損失は939万円、経常利益は営業外収益もあり1,831万円の収益が上がっており、当期純利益は2,261万円と、何とか黒字を確保している状況で、累計で4億8,675万円の繰越利益剰余金を計上している。

【国際旅客チャーター便（韓国・務安線）の就航について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 令和5年7月19日に、スターフライヤー社による北九州務安路線チャーター便が就航した。ともに24時間利用可能な北九州空港と韓国・務安空港とを深夜、早朝の時間帯で結ぶことで、同社の機材を有効活用するもので、韓国側の利用者に限ったインバウンドチャーターとなっている。
- ・ 就航先の務安空港は、韓国の南西部にある全羅南道に位置し、背後圏に約300万人の人口を抱えており、24時間空港でもある。
- ・ 3日ごとに1往復の運航で、就航便数は、7月19日から8月31日まで15往復、9月26日から再開して令和6年3月末まで63往復の合計78往復の運航予定で、ダイヤは、北九州発23時50分、北九州着6時10分となっている。

《委員の主な意見》

- ・ 韓国の仁川や務安から修学旅行で来てもらうことや、本市から英語圏だけではなく韓国への修学旅行で務安、光州につなげていくなど、本市が発信して商品にしていくことも併せて検討すべき。

○ 令和5年9月26日 県に対する要望活動

「福岡県の令和6年度当初予算に関する要望書」により、県議会等に対して要望活動を行った。

○ 令和5年9月29日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

本委員会へスターフライヤー社の社長を参考人として招致することを決定した後、他空港への行政視察案について事務局から説明を受け、委員間討議を行った。

【他空港への行政視察案について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 視察項目は、アクセス鉄道等の空港アクセスについてとし、視察時期は令和6年1月中旬から2月上旬の1泊2日を予定している。
- ・ 視察先の候補は、アクセス鉄道については、北九州空港と同じ海上空港の中部、関西、神戸の3空港、北九州空港と規模が近い宮崎空港、現在アクセス鉄道の整備を検討している熊本空港の計5空港としており、アクセスバス

については、2025年を目標にバスの利便性向上に取り組んでいる新潟空港、令和5年に空港への自動運転バスの実証実験を行った小松空港、名古屋駅からのバスアクセスが充実している県営名古屋空港を候補としている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 北九州空港にアクセス鉄道を将来入れていこうと考えると、政令市でも身近な熊本空港を意識しないといけない。また、神戸空港は海上空港でもあり、アクセス鉄道を検討するうえで参考になるのではないか。

○ 令和5年10月18日 国に対する要望活動

「北九州空港の機能強化及び利用促進に関する要望書」により、国土交通省、地元選出国會議員等に対して要望活動を行った。

○ 令和5年11月9日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

参考人から、スターフライヤー社の現在の経営状況等について説明を受けた後、国・県に対する要望活動の結果について事務局から説明を受け、国際旅客チャーター便の就航について当局から報告を受けた。

【株式会社スターフライヤーの経営状況について】

参考人：株式会社スターフライヤー代表取締役社長執行役員 町田 修氏
(説明及び答弁要旨)

- ・ コロナ禍の影響により、令和4年12月までは運航便数を減便していたが、令和5年1月からはコロナ禍前と同等に全便復便した。現在は、コロナ禍の影響はほぼなくなり、旅行需要やイベントが本格的に再開しており、特に5月の大型連休から回復基調に転じて、9月時点ではいわゆるコロナ禍前の2019年比で運航便数は全て戻り、利用率も70から80%台まで回復している。
- ・ 課題としては、リモートワークの普及により全路線でビジネス需要の戻りが鈍く、レジャー需要が先行して利用率を上げている状況で、まだコロナ禍前の2019年には完全に切り切っていないのが現状であるが、今の基調としては2019年に追いつくのは間もなくではないかと思っている。
- ・ 2023年度第2四半期の営業収入は190億円で、前年度同期と比較してプラス28.9%と着実に戻っている。これに対し、営業利益はマイナス17億円、経常利益はマイナス13億円、四半期の純利益はマイナス12億円と、前年度に比べて10億円ぐらいつつ改善している。なお、営業収入は過去10年間で3番目の水準にまで回復している一方で、期初からの円安進行の影響により、燃油費、航空機材費、整備費等が増加しているのが現状である。
- ・ 北九州羽田線に特化して見ると、5月以降、回復を維持しているが、まだ2019年の利用率を大きく下回っており若干戻りが弱い状況である。日中帯のレジャー需要による利用は搭乗率が70%を超えており、ほぼ戻っている一方で、コロナ禍の影響でビジネス需要の形が変わり、早朝深夜帯の需要が戻り

切れていないため、早朝深夜便を需要に応じた曜日運航という形で利用率の改善を図ろうと考えている。

- ・ 福岡羽田線の旅客数や利用率はコロナ禍前を既に超えており、福岡羽田線などの幹線で戻ってきた需要が、これから北九州路線を含めた地方路線に波及してくれば、2019年レベルの回復基調に乗れるのではないかと考えている。
- ・ 就航率や定時出発率などの運航品質は、コロナ禍前と同じ高い品質を維持しており、2022年1月から12月の定時到着率が95.23%で、Cirium社という世界的な調査会社から世界1位と認定された。また、日本生産性本部が行う顧客満足度調査（JCSI）で、国内の航空部門で11年連続の1位となり、2020年と2022年は2位となったが、2023年は再び1位となった。さらに、J.D.パワージャパンという外資の会社が令和5年に初めて日本国内の航空会社の顧客満足度調査を行い、国内の航空会社の中で1位をいただいた。
- ・ 航空ネットワーク継続支援事業（2020年度補助金）に関わる取組として、
 1. 本社機能を本市から転出させないこと、という市からの要請については、引き続き北九州市を拠点として企業活動を展開していきたいと考えており、端的に言えば何も変えておらず、これからも変えるつもりはない。逆に北九州市から出ていけと言われたいように頑張りたい。
 2. 北九州空港を起点とした航空ネットワークの維持・更なる展開を図ること、という市の要請については、北九州羽田線は、コロナ禍前の便数まで戻しており、国内チャーターは令和5年に北九州福島のチャーターを3往復実施した。国際チャーターは、令和5年1月から2月の旧正月に北九州台北線の6往復の早朝深夜チャーターを実施し、令和6年の旧正月は日中帯に4往復の実施を予定している。令和5年7月からは、韓国・務安線のチャーターを実施しており、将来的な国際線の積極展開も見据えて、まずはチャーターについて、いろいろと計画し、実施しているところである。
 3. 北九州空港利用者へのサービスの拡充、北九州空港発展のための取組については、11月4日にお披露目イベントを行った「進撃の巨人」というアニメとのコラボジェットを就航させたほか、JR九州とタイアップして、JR九州フリーきっぷを機内限定販売し、首都圏の方が飛行機で来て、JRを使うという取組を積極的に進めており、非常によく売れている。
- ・ 株主企業との取組については、もともと地元企業からは非常に出資をいただいているが、現在はANAホールディングスが筆頭株主となっており、令和4年からはジャパネットホールディングスとアドバンテッジアドバイザーズという投資ファンドからも出資を受けている。特に第2位の株主となったジャパネット社とは、コラボという形で、まず機内誌を刷新し、機内エンターテインメントも強化したほか、機内販売もジャパネット社の商品を中心に展開するなど、順調な形で協力ができている。
- ・ 現在および今後必要と考えられる市と協力したPR・集客へ向けて、ビジネス需要が主であった北九州羽田線の回復が遅れているため、コンベンショ

ン・コンサート・スポーツ試合等の市への積極的な誘致のさらなる強化や、首都圏から北部九州へのこれまで以上のレジャー需要喚起策へのご支援ご協力、ポップカルチャーなど市の新たな賑わい策の創出などについてご検討いただき、ご協力させていただきたい。

《委員の主な意見》

- ・ 例えば、搭乗率が少ない早朝深夜便を運休して、国際チャーター便に切り替えれば、本市や北九州圏域にとっても有益ではないか。
- ・ スターフライヤー社の3,000m滑走路を活用した様々な事業展開や長期計画について、市としても支援できるよう、今後も忌たんのない意見交換をさせていただければと思う。
- ・ 今後の集客に向けた取組について、本市はフィルムコミッションで映画の町としてロケ地誘致に力を入れており、機内放送の番組でロケ地を紹介するなど観光需要として活用することも検討してほしい。
- ・ 「進撃の巨人」とのタイアップや、世界初の空の上でのプラネタリウムなど、すごい取組をいろいろされている航空会社なので、誇り高く思っており、今後も応援していきたい。
- ・ 本市で大きな会合があるときにはチャーター便を用意するなど、もう少しアンテナを張っているようなイベントをキャッチして対応ができないかと感じる。
- ・ スターフライヤー社が本市で頑張っているということが、市民にとっても一つの大きな励ましであると思うので、さらに連携を取りながら頑張りたい。
- ・ ジャパネット社も活用し、福岡空港もチャンスを捉えて利用し、北九州空港を拠点とした航空会社としてこれからも発展していただきたい。
- ・ 北九州空港の特徴である早朝深夜便の利用の回復に向けて努力いただくとともに、台湾は特にチャーター便を生かして定期便につないで、沖縄便も早く復活に向けて努力をお願いしたい。

【国に対する要望及び県議会等に対する要望 結果・概要について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 県議会等に対する要望について、9月26日に正副議長と正副委員長が県議会空港・交通インフラ調査特別委員会、九州の自立を考える会に対して要望を行った。要望内容は、「貨物拠点化推進強化期間」の継続、北九州空港の利用促進に対する各種財政支援への予算の確保、旅客定期便の安定化、拡大に係る予算の確保、ヤマト貨物定期便の安定化及び貨物集貨に係る予算の確保、北九州空港と福岡都市圏とを結ぶ福北リムジンバスの昼間帯の運行の拡大の5項目を挙げている。御出席の皆様からは、要望内容を受け止めるとともに、今後も北九州空港の活性化に向けて、本市議会と連携して取り組んでいきたいという力強い御意見をいただいた。

- ・ 国に対する要望について、10月6日に正副議長と正副委員長が国土交通省、地元選出国會議員等に対して要望を行った。要望内容は、物流拠点機能の向上に向けた協力、3,000m滑走路の早期供用に向けた協力、人々が活発に往来する日常を取り戻すための航空業界への支援、国内物流ネットワークを維持するための協力を挙げている。要望をお受けいただいた皆様からは、北九州空港における機能強化や利用促進の取組に御理解をいただき、本要望内容の実現に向け、後押しいただけるとの力強い御意見を賜った。

【国際旅客チャーター便（台湾・台北線）の就航について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ スターフライヤー社が北九州台北線のチャーター便を令和6年2月に実施すると発表した。これは、旧正月期間中に運航されるもので、令和5年1月から2月と同様に、期間限定の運航で、今回も台湾からの利用客のみのインバウンドチャーターとなる。
- ・ 令和6年2月9日から18日までの4往復の運航予定で、ダイヤは、往路が台北発12時10分、北九州着15時30分、復路が北九州発10時30分、台北着12時の予定となっている。

《委員の主な意見》

- ・ 熊本にTSMCが来るので、台湾便にいかにか本市に来てもらうかは重要だが、ソウル便の充実や釜山線の復活も進めてもらいたい。

○ 令和5年12月7日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

市制60周年記念シンポジウムの実施結果、貨物専用便機材見学会の実施結果、北九州空港へチャーター便を運航していたハイエア社の状況について当局から報告を受けた後、令和6年1月22日から23日までの2日間で、熊本空港と神戸空港のアクセス鉄道について行政視察を行うことを決定した。

【市制60周年記念シンポジウム（北九州空港のさらなる飛躍をめざして）の実施結果について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 市制60周年となる令和5年、北九州空港では悲願の滑走路3,000m化が決定し、令和9年度の供用に向け、12月2日には事業が着工した。これを記念し、北九州空港のこれまでの歩みを振り返りながら、滑走路延長の効果と今後の成長戦略を考えるためのシンポジウムを11月17日に開催した。
- ・ 第1部の基調講演では、片山副市長から北九州空港の歴史の振り返りと展望について、また、株式会社安川ロジステックの小関社長から北九州空港の物流拠点化への期待について御講演をいただいた。
- ・ 第2部のパネルディスカッションでは、慶應義塾大学の加藤教授をモデレーターとし、株式会社日本経済研究所の平島氏、北九州商工会議所の羽田野

専務理事、佐賀大学の亀山教授、日本航空株式会社の鐵田氏及び港湾空港局長をパネラーとして、北九州空港の現状、課題を整理し、対応について御討議いただいた。それぞれの専門的な立場から北九州空港を評価いただき、今後の展望に向けた目指すべき姿のヒントを得ることができた。

【貨物専用便機材見学会（内覧会）の実施結果について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ 令和6年4月に運航開始するヤマトグループの貨物定期便について、11月22日から実機を使った運航乗務員の就航前飛行訓練が開始され、北九州空港へは翌23日に初飛来した。11月30日には、地元自治体や議会関係者、報道関係者等を招待して、機材の内覧会が開催され、約150人に参加いただいた。
- ・ 商業運航の開始については、運航開始日が令和6年4月11日と決定し、北九州空港の運航便数は、就航当初は毎日2往復4便、夏頃には3往復6便、最終的には5往復10便、毎日運航いただく予定となっている。

【北九州空港へチャーター便を運航していた株式会社ハイエアの状況について】

（説明及び答弁要旨）

- ・ ハイエア社による北九州～務安間のチャーター便について、令和5年6月26日の本委員会で、5月24日から8月31日まで就航する旨を報告した。結果として、期間中に合計124便が運航され、利用者数は2,788名だった。
- ・ 8月末のチャーター便運航終了後、9月19日に、同社が韓国における企業再生手続の申請をしたことがホームページ上で発表され、経営が事実上、破綻したことが明らかになった。
- ・ 現在、同社は韓国の企業再生手続中で、動向を注視しているところであり、運航助成金の取扱いについても弁護士と継続して協議を行っており、支払いを保留している状況である。

《委員の主な意見》

- ・ ハイエア社の破綻について、ハイエア社から市内業者への未払いも発生しており、市を挙げて、市長のトップセールスで引いた路線が破綻してしまっただけでは、事業を受けた市内業者からの信用も落ちてしまう。運航助成金の支払いのタイミング等についても、次から利用しようとする海外の航空業者の信頼にも関わってくる問題であり、トップセールスと言うのであれば輪をかけて、こういったことが二度とないように慎重に審査していただきたい。
- ・ 同じ方向に向かっていくためには、良い情報も悪い情報も議会や当委員会へ報告し、共有しながら進めてもらいたい。
- ・ 今後は就航する航空会社の事前の調査も含めてしっかりやらなければ、航空事業者に負担をかけて、北九州空港の信頼が失われてしまう。
- ・ 被害を受けた会社の債権回収については、しっかりバックアップし、できる限りのサポートをしてもらいたい。

○ 令和5年12月7日 北九州空港の現地視察

【北九州空港の現地視察】

北九州空港ターミナルビルの会議室において、ヤマト運輸株式会社から令和6年4月に就航予定の国内貨物定期便について、また、港湾空港局から北九州空港の物流機能強化等について説明を受け、施設の見学を行った。その後、会議室に戻り、港湾空港局や北九州エアターミナル株式会社への質疑応答を行った。

○ 令和6年1月11日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

行政視察について、視察先の空港等に関する事前研修を行った後、海上保安庁無操縦者航空機運用拠点の北九州空港への移転、羽田空港での航空機衝突事故による北九州空港への影響について、当局から報告を受けた。

【海上保安庁無操縦者航空機運用拠点の北九州空港への移転について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年12月22日に海上保安庁が、令和4年10月に運用を開始した無操縦者航空機の運用拠点を、青森県にある海上自衛隊八戸飛行場から北九州空港に移転するとし、令和7年度の運用開始を予定していると発表した。

【羽田空港での航空機衝突事故による北九州空港への影響について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和6年1月2日に羽田空港C滑走路において、日本航空と海上保安庁の航空機の衝突事故が発生し、4本の滑走路のうちC滑走路が使用できなくなったことから、北九州空港との運航便に遅延、欠航等の影響が発生した。
- ・ 北九州空港では、日本航空8便、スターフライヤー22便の1日最大30便の東京羽田線を運航していたが、1月2日以降、この事故により欠航が生じ、1月7日までの間に計55便が欠航した。
- ・ 現在は、1月8日からC滑走路の運用が再開し、通常の滑走路運用に戻ったことから、北九州空港においても、8日から通常の運航体制に戻っている。

《委員の主な意見》

- ・ 海上保安庁無操縦者航空機の運用については、引き続き、地域住民に安全性をしっかりと伝えながら、進めてもらいたい。
- ・ 事故の想定は難しいかもしれないが、年末年始等の繁忙期のアクセスの利便性については、ゆとりを持った体制の確保をお願いしたい。
- ・ 早朝便や深夜便の交通アクセスについても、北九州空港に遅れて到着した場合等も想定しながら取り組んでもらいたい。

○ 令和6年1月22日 行政視察（熊本空港）

〔空港のアクセス鉄道（熊本空港）〕

熊本空港は、熊本地震を経て令和2年4月にコンセッションを導入し、熊本国際空港株式会社が運営している。令和5年3月には国内線、国際線一体型の新旅客ターミナルビルを開業した。空港利用者数は、コロナ禍以前の平成30年度に過去最高の3,460,830人にのぼり、コロナ禍には減少したものの、現在は回復の兆しを見せている。

同空港は、熊本市の中心部から東に直線距離で約16kmという場所に位置しており、空港へのアクセスは自動車を中心である。しかし、熊本市中心部への道路は県道であることから、定時性や速達性の面で課題があり、また公共交通であるリムジンバス（アクセスバス）も大量輸送性という点で課題を抱えている。

このため熊本県は、JR豊肥本線・肥後大津駅からの延伸という形で空港アクセス鉄道を整備する方針を決定しており、現在、準備を進めている。

今回、北九州空港におけるアクセス鉄道導入に関する検討の参考とするため、熊本県企画振興交通政策課空港アクセス整備推進室から説明を受けた。

○ 令和6年1月23日 行政視察（神戸空港）

〔空港のアクセス鉄道（神戸空港）〕

神戸空港は平成18年2月に開港した。平成30年4月からコンセッションを導入し、関西エアポート神戸株式会社が運営している。空港利用者数は、コロナ禍以前の令和元年度に過去最高の3,226,217人にのぼり、コロナ禍に減少したものの、現在は回復を果たしている。

同空港は、神戸市の中心部である三宮の南約8キロメートルに位置し、海上都市「ポートアイランド」の沖合約1キロメートルに造成された人工島の神戸空港島にある。空港へのアクセスは新交通システムである「ポートライナー」と自動車が多い。

ポートライナーについては、ポートアイランドへの通勤・通学者が多く朝に混雑しており、また、神戸空港の国際化や令和7年の大阪・関西万博を控え、ポートライナー利用者のさらなる増加が予想されることから、神戸市はポートライナーの混雑回避の取組を進めている。

今回、北九州空港におけるアクセス鉄道導入に関する検討の参考とするため、神戸市都市局交通政策課及び未来都市推進課、神戸新交通株式会社から説明を受けた。

○ 令和6年3月6日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

行政視察を受け、各視察先での取組について委員間で意見交換等を行った。その後、令和5年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について事務局から説明を受けた後、北九州空港大作戦について当局から報告を受けた。

《委員の主な意見》

〔空港のアクセス鉄道（熊本空港）〕

- ・ 熊本空港は路線数も多く、半導体の事業等もあり、今後いろいろな需要が

見込まれることから、北九州空港も路線数が増えて利用客が増えれば、アクセス鉄道の議論ができると感じた。

- 熊本空港は北九州空港とは全然レベルの違う大きさで、便数の多さもさることながら、空港の中の店の多さに驚いた。熊本空港は国際空港のため、乗り継ぎの待ち時間を空港の中で有効に楽しめると感じた一方で、北九州空港は羽田便だけなのでなかなか難しいと感じた。北九州空港の場合、まずは東京を往復する利用者の便利さを満たすためのアクセスが大事と思う。時間外に北九州に到着するのはいいが、待ち時間に食事やショッピングを楽しめる店が閉まっているため、利便性をアピールするには厳しいと思った。
- 熊本空港のアクセス鉄道は今後、複線化ではなく単線で空港まで延線すると聞き、正直、不便と思った。一方で、北九州空港より圧倒的に利用者数が多いということは、逆に、地元で飛行機を使わなければならない理由と、そこにしか空港がないという強みがあると感じ、アクセス鉄道ができればさらに利用者は増えると思う。北九州空港も一度使ってもらえば、そこまで不便じゃないとわかってもらえるし、アクセス鉄道があればさらに便利になると思う。
- 熊本空港のアクセス鉄道は、豊肥本線の3路線の建設予定地があったが、肥後大津駅がスムーズと感じ、実際にどう乗り換えて便利になっていくのかが見れた。本市でも朽網駅から特急を走らせるなどしていけば、利用者は便利になると感じた。
- 熊本の場合は、熊本駅から空港まで3つのルートの事業費が330億円～380億円と差がない。一方、北九州の場合、3つほどルートが考えられるが、事業費は10億円～1,600億円と相当な開きがあり、お金を使うほど所要時間も短くなる。
- 熊本の場合は、熊本空港しか使えない人が多いため多少不便でも利用者が多いのだと思った。北九州空港は、福岡空港との選択で選ばれなければいけないという点が大きく違う。豊肥本線はあまり大きい車両ではないため、TSMCで従業員や地域住民が増えた場合、混雑して空港利用者と住民との摩擦が考えられる。車両を増やすにもホームの規模等のいろんな課題があるため、最初から人口や会社が増えることを予測して企画する必要があると感じた。熊本は高速道路がなく、街中の渋滞など定時性に弱みがある一方、北九州はそこが強みでもあるため、強みを活かして鉄道を目指していくことは大事と思った。
- 熊本の場合は、TSMCもあり地震からの復興で観光客も増えているため空港利用客が増えていると思う。北九州では空港利用者をどう増やしていくかが先決で、利用者が増えないとアクセス鉄道は考えられないと思う。バスの便数を増やすにも、まず乗客を増やすことが先決問題と感じる。特急を朽網駅に止めるにも、JRとの協議が必要だろうし、特急を止めてどれだけ乗客数が増えるのかを考える必要がある。熊本との比較はなかなか難しいと感じた。

- ・ 最寄り駅まで、熊本空港はリムジンバスで60～80分かかるのに対し、北九州空港から朽網駅まで約20分と圧倒的に近い。下曾根駅や苅田駅等の最寄り駅からニーズにあった空港バスを増やすなどすれば、熊本空港よりもかなり利便性は高いと感じた。
- ・ 熊本空港は将来必ず乗客が増えるという大前提があるため、アクセス鉄道が注目されていると思う。北九州空港の場合、アクセスを増やせば利用者が増えるのかと言われれば、便数が増えない限り空港に行く理由がない。先に便数を増やすなどして利用者を増やす必要がある。
- ・ 熊本空港は、東に阿蘇山、西に熊本市があり、ビジネスと観光の両面を持つ。北九州空港は、南に大分県があるが圧倒的に遠く、大分県にも空港があり、西の福岡市にも空港があるために苦しんでいると改めて思った。便の誘致を働きかけるとき、アクセスがすごい強みになるという意味では、アクセスの強化が優先されるべきと思う。北九州空港は、他の空港だけでなく新幹線もライバルになることも厳しい。深夜便が強みでも、深夜にアクセスがなければ強みが相殺されてしまい、もったいない。小倉からのアクセスをひたすら強化し続けることが重要だと思う。
- ・ 熊本空港があれだけ不便でも350万人近くが利用しているのは、路線の強みと観光とビジネス等の利便性があるからと思う。北九州空港はANAもJALもいつ撤退するかわからない状況で、スターフライヤー社もいつ長崎に拠点を持って行くかわからないため、しっかりと路線を確保する責任があると思う。

[空港のアクセス鉄道（神戸空港）]

- ・ 神戸空港は、賛否は別として、万博に関して集客を取り入れようという手の打ち方が早いと思った。北九州はメガリージョンを掲げており、旅客なのか貨物なのかはあるが、地理的優位性を使った北九州空港の可能性を感じた。
- ・ 神戸空港と関西空港との連携の中で、海上でつながっているのは面白いと思った。北九州空港も海上にあるため、海でのアクセスも十分可能性があると感じた。
- ・ 神戸空港は成熟した空港で、関西には3つの空港があり大変競争力もあると思う。近くの病院にモノレールで行って、無料でできるだけ人を流動させる体制がすごいと感じた。北九州空港も、ターミナルビルの充実等、人が遊びに来れるような魅力あるものがないと難しいと思う。24時間空港の特徴を生かして、少しでも交通アクセスを整備することが大事と感じた。
- ・ 神戸空港は関西空港や伊丹空港に挟まれた空港で、海上空港でもあり北九州空港と似ているが、路線がないから利用客が増えず、アクセス鉄道も話が出てこない。結局は路線で、軌道敷アクセスが入って初めて北九州空港の発展があると思う。
- ・ 神戸空港はポートアイランドが途中にあり、仕事や学校での利用客が多く、ラッシュ時は乗車率が140%もあるが、北九州の場合、アクセスの利用は空港利用者だけという違いがある。今後の物流拠点化を考えたら、そこで働く

人や企業をいかに増やしていくかを考える必要がある。アクセス利用が空港利用者だけでなく、今後アクセスはもっと発展すると思う。

- ・ 神戸空港のポートライナーは、六甲アイランドを通っているものを延伸するだけでゼロから造るわけではないので、アクセスの採算性の話は、北九州とは状況が違うと思う。アクセスが便利なのが大事で、北九州空港は行きやすいという感覚を持ってもらわなければ、利用者はなかなか増えない。逆に利用者が増える見込みがあれば、便は増えていくのだろうと思う。

【令和5年度に行った北九州空港に係る国・県への要望活動等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本委員会による要望活動については、令和5年9月、正副議長と正副委員長が県議会空港・交通インフラ調査特別委員会、九州の自立を考える会に対して要望を行い、同年10月には、正副議長と正副委員長が国土交通省、地元選出国會議員等に対して要望を行っており、詳細は翌11月の本委員会で報告済みである。
- ・ 同年11月には、北九州空港利用促進北九州市議会議員連盟会長である議長が国土交通省や県選出の国會議員に対し、要望活動を行っている。
- ・ 本市執行部による要望活動については、令和5年7月に市長等が国土交通省主要幹部等に対し国提案を行い、同年10月には企画調整局長等が北州会会員や本市議会議員と県への提案に関する意見交換を行っており、同日、企画調整局長が県企画・地域振興部長に対し、県に対する提案を行っている。
- ・ 以上、議会と執行部による精力的な要望活動の結果、国土交通省においては、北九州空港の滑走路延長事業を着実に進めるために必要な予算が令和6年度予算案に計上されており、県においては、北九州空港に関する予算が令和5年度よりも増額されて令和6年度当初予算案に計上されている。

【北九州空港大作戦について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和6年2月20日、市長個別記者会見で発表した北九州空港大作戦の概要について、意義は、成長エンジンである北九州空港のポテンシャル・稼ぐ力を高めることで、より多くの“ヒトとモノ”を呼び込み、北部九州圏の発展を牽引していくもので、既存の事業・施策に新たな取組を加え、中長期の時間軸を含めた総合的なプロジェクトであり、空港関係者とこれまで以上に連携し、一丸となりスピード感を持って取り組むこととしている。
- ・ 空港アクセスの強化、空港の魅力向上、路線の維持・拡充を3つの取組の柱として、この3つの取組を連動させることで相乗効果を発揮させ、大きな力と成果を生み出していくこととしており、第1弾として空港アクセスの強化を発表した。
- ・ 空港アクセスの強化について、エアポートバスの利便性向上に加え、鉄道などの交通手段をフル活用するとともに、イノベーションの力を北九州空港

のアクセス強化に生かす、短期から中長期の取組を北九州空港アクセス強化施策パッケージとしてまとめた。

- ・ 主要検討・推進項目は3つあり、①バスアクセスの進化では、小倉線ノンストップ便を1.5倍、朽網線を1.9倍に増便する。②鉄道アクセスの進化では、最寄り駅である朽網駅への特急停車を推進し、空港利用者を増加させ鉄道の空港乗り入れの検討再開を目指す。③イノベーションによる進化では、自動運転バスの社会実装の検討や、空飛ぶクルマ等の新技術の導入を検討する。
- ・ 推進構造については、メガリージョンを支えるゲートウェイを目標とし、3つの取組の柱の実現に向けて、組織体制の強化と予算の確保に取り組んでいく。また、残りの2つの取組の柱である、空港の魅力向上、路線の維持・拡充については検討中であり、今後、第2段として発表していく予定である。

《委員の主な意見》

- ・ 空港大作戦と銘打って取り組むからには、広く市内企業等も巻き込んで、市民が北九州空港を使って、200万人を達成した後の北九州の未来を描こうといった動きが広がっていくようにしていただきたい。
- ・ アクセス鉄道の検討再開は、航空旅客数が200万人の大台に乗ってからとしているが、例えば航空旅客数150万人や空港島利用者200万人などに条件を緩和して、前倒しで検討を始めるべきではないか。
- ・ アジア成長研究所の八田理事長も、北九州空港が大きく化けるためには軌道敷アクセスが絶対必要と言われており、整備までに10年以上かかるため、未来のためにも、今から検討を始めるのも大切ではないか。
- ・ 今後、第2弾での空港の魅力向上の検討に際しては、北部九州圏の発展を牽引していくためにも、北部九州圏から下関、東九州まで含めて、できるだけ広い区域のお土産がずらっと並ぶような、福岡空港とは一味違うアンテナショップによる魅力づくりについても検討してもらいたい。

○ 令和6年5月7日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

本委員会における令和6年度の調査研究案について事務局から説明を受け、委員間討議を行った後、令和5年度北九州空港の利用状況、令和6年度予算の取組と本市と県との連携等について、当局から報告を受けた。

【令和6年度の調査研究案について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 本委員会が令和6年度に調査研究すべきと考えられる項目を、早期に取り組む項目、時期を見て取り組む項目、事業実施時等に行う項目の3つに分け、調査研究を行う内容と時期を案としてまとめている。
- ・ 国、県に対する要望時期、内容等については、6月に委員間討議を行ってはどうかと考えている。
- ・ スターフライヤー社の経営状況については、先月末に発表された同社の令

和5年度の決算報告を基に、6月に執行部から報告を受けてはどうかと考えている。

- ・ 北九州エアターミナル株式会社の経営状況については、6月末頃に公表される同社の令和5年度の決算報告を基に、7月に執行部から報告を受けてはどうかと考えている。
- ・ 北九州空港大作戦に関する進捗報告、その他報告については、必要に応じて適切な時期に執行部から報告を受けてはどうかと考えている。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 人や物が集まって物流拠点になることで、地元企業が元気になる一つの起爆剤に必ずなると思うので、今後はそういう視野も入れながら、しっかりチャレンジをして北九州空港が成長していくことを期待したい。
- ・ 旅客数を伸ばすためには路線の誘致が何よりも必要であって、国内外問わず誘致していかなければならないので、委員の皆さんも機会があればいろんなところで常に言っていただいて、大切に考えていきたい。
- ・ 今後、福岡空港から溢れ出てくる路線を、北九州空港が離発着の受皿としてやっていくために何をすべきかを考えるべきであり、空港アクセスについても継続して検討すべきと思う。
- ・ 令和7年度以降、滑走路3,000m延長に伴い、本委員会が新たに編成される可能性もあり、国の特定利用空港の選定に関しても、議員には、当局や市長にもきちんと物を申して、北九州空港が民間空港として便利で活性化していくことを目指してもらいたい。
- ・ 3,000m延長が要望できたから終わるのではなくて、安全・安心や災害時、物流拠点やいろんなことを含めたこれからの北九州空港に対する期待など、市民に関心をしっかり持っていただくためにも、議会の中で本委員会は継続していかなければいけないと思う。
- ・ アクセスを強化した上で利用者を増やすという思いも分かるが、空港の魅力アップを早めていかないとなかなか利用者が増えないと思うため、スピード感を持ってやっていきたい。

【令和5年度北九州空港の利用状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年度の利用者数の合計は117万5,399人で、令和4年度比で140.1%、コロナ禍前の令和元年度との比較では74.4%となっている。
- ・ 国内線の利用者数は106万1,269人で、令和4年度比で126.8%、令和元年度比で78.3%となっている。国際線は、令和5年度に定期便が再開され、利用者数が11万4,130人、令和元年度比で51.1%となっている。
- ・ 国内定期便について、東京（羽田）線の利用者数は105万7,696人、利用率は66.8%だった。
- ・ 国際定期便について、令和5年5月8日から国際定期便が再開し、利用者

数の合計は9万5,064人で、そのうち、令和6年1月に再開した中国・大連線が680人、利用率は55.7%で、2月上旬から再度運休となっている。韓国・ソウル(仁川)線の利用者数は9万4,384人、利用率は81.7%だった。

- ・ チャーター便、臨時便の利用者数2万2,639人となっている。
- ・ チャーター便運航終了後に経営破綻をしたハイエア社への対応について、運航助成金は支払わないこと、民間事業者の未回収債権については関与しないこととしたので、この場で報告する。
- ・ 令和5年度エアポートバス利用者数の合計は48万721人、前年度比140.0%で、コロナ禍前の令和元年度との比較では76.3%となっている。
- ・ 貨物取扱量合計は1万2,033トン、対前年度比69.0%となっている。国内、国際貨物の内訳は、国内貨物は2,228トン、前年度比96.4%で、国際貨物は9,805トン、前年度比64.8%となっている。北九州空港では、貨物専用便が就航しているという強みを生かして集貨を行ってきた一方で、コロナ禍後、半導体等の反動減が生じて、地政学的なリスク等により世界的な荷動きの鈍化が進んでおり、令和4年度に続いて国際貨物が減少している。

【北九州空港の利用促進における県との連携について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 現在の取組について、旅客については、令和4年度から3年間で「北九州空港ネットワーク再構築推進期間」として、コロナ禍からのV字回復を図っており、令和6年度が最終年となるため、コロナ禍からの再成長に向けて今後も連携した取組が必要と考えている。
- ・ 貨物については、令和6年度から4年間で新たに「半導体貨物拠点化推進強化期間」と位置づけ、半導体関連貨物に特化した集貨促進、通関体制の構築、上屋機能の強化など、国内外の貨物拠点空港に向けてソフト・ハード両面の取組を進めているところであり、引き続き、県との緊密な連携の下、北九州空港の利用促進を強力に推進していく。

【令和6年度の旅客路線誘致の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 「北九州空港ネットワーク再構築推進期間」の最終年度となる令和6年度は、就航する航空会社に対する運航支援等の取組を強化することとし、4つの支援策を実施する予定である。
- ・ 1つ目に、新規路線の就航促進に向けた支援強化として、24時間利用可能である特徴を生かした新規路線の誘致を促進するため、引き続き、深夜早朝の時間帯における就航及びLCCの就航に追加加算を行うことなどにより、新規就航に向けたインセンティブとする。
- ・ 2つ目に、既存路線の就航再開への支援強化として、釜山線、台北線、大連線、那覇線を対象路線とし、他の地方空港に後れを取ることなく既存路線の就航再開を図っていくため、引き続き、対象路線の就航再開時には、これ

まで就航していた期間をリセットし、新たに1年目として助成することにより、早期の就航再開に向けたインセンティブとする。

- ・ 3つ目に、チャーター便の就航促進に向けた支援強化として、連続チャーター便の実績の確立によるその後の定期便化に向け、県との連携の下、チャーター便への運航経費の助成を実施する。
- ・ 4つ目に、北九州空港の受入れ体制強化に向けた支援として、令和6年度に新たに、北九州空港のグランドハンドリング、保安検査等を行う事業者における人材不足を解消するための各種支援を実施する。

【令和6年度の旅客集客の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国内線については、基幹路線である東京（羽田）線の利用促進を図っていくために、首都圏からの観光需要の取り込み、北九州空港圏域における利用促進を強化する。
- ・ 主な取組としては、オンライン環境の整備に伴うビジネス需要の減少分をカバーするため、特に首都圏からの観光需要の取り込みを強化することとし、航空会社と連携した北九州・関門地域の魅力発信による北九州空港の認知度向上について、本市や北九州空港の知名度が十分でないことから、航空会社の発信力を活用し、積極的なプロモーションを展開し、旅行会社が実施する旅行商品の造成や販売に対する支援を行う。
- ・ 北九州空港圏域におけるPRについては、特に北九州空港の特徴である早朝・深夜便を中心にPRを強化し、早朝深夜便前泊・後泊無料キャンペーンの実施、SNSの活用による情報発信、圏域自治体、企業等に対する利用の働きかけ、イベント等でのブース出展、チラシ配布等に取り組んでいく。
- ・ 国際線については、令和5年に運航再開したジンエアーによる北九州ソウル（仁川）線の安定化を図ることで、1日2往復への増便を目指していくために、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進を強化する。
- ・ 主な取組としては、インバウンド需要の取り込みについては、都市ブランド創造局と連携した韓国でのプロモーション及び「旅マエ」情報の発信による本市及び北九州空港の認知度向上、ジンエアーのホームページ上での北九州路線利用者への特典付与、韓国のテレビCM（ホームショッピング）を活用した旅行商品の販売支援、北福、関門連携の枠組みを利用した魅力的な観光ルートの提案に取り組む。
- ・ アウトバウンド需要の取り込みについては、パスポート取得や駐車場サービスなどのキャンペーンの実施、旅行商品への広告助成などによる販売支援、大韓航空とのコードシェアにより仁川国際空港を経由した各地への観光や出張が可能なことをPR、イベント等でのブース出展とチラシ配布等に取り組んでいく。

【令和6年度「北九州空港のアクセス」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和6年度は、空港大作戦第1弾の北九州空港アクセス強化施策パッケージにおいて取りまとめたアクセス強化策を推進することとし、旅客のV字回復に向けた取組に合わせ、空港アクセスの利便性確保のため、エアポートバスやタクシーのサービスを県・市で連携し、継続して取り組んでいく。
- ・ 北九州空港エアポートバスについては、小倉線ノンストップ便と朽網線の増便、インバウンド旅客向けタッチ決済の導入など、さらなる利便性の向上に努めていく。
- ・ 鉄道については、最寄り駅への特急停車の推進による黒崎・折尾、大分、福岡方面の利便性の向上、鉄道ダイヤに対応したバス編成による乗換時間の短縮や速達性の向上などの取組を進め、航空旅客の需要拡大につなげていく。
- ・ これまで本委員会でも議論しているアクセス鉄道の新設については、市の財政負担が大きいことや、鉄道事業の採算性確保のため大幅な需要増が不可欠であることから、まずはアクセス鉄道の検討再開に向けた空港利用者の増加への取組を促進する。
- ・ イノベーションの力をアクセス強化に生かす取組として、バスの運転手不足を克服するため、自動運転バスの社会実装の検討、次世代アクセスの実現に向け、空飛ぶクルマなどの新技術の導入の検討を行い、脱炭素化に向け、次世代バイオディーゼルの活用やEV化を推進していく。

【令和6年度「半導体貨物拠点化推進強化期間」の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 貨物事業の進展について、国際貨物定期便は、大韓航空便が週3便、大型貨物機で就航しており、大きな輸送力で仁川ハブに接続するなどの利便性の向上を果たしている。また、令和5年2月に新規就航したインテグレーターユーピーエス・ジャパンは週5便、中型貨物機による運航で、ドア・ツー・ドアの複合一貫輸送サービスを提供している。
- ・ さらに、令和6年4月11日からヤマトグループとJALグループによる国内貨物定期便が新規就航し、現在は、成田路線と那覇路線の1日4便、令和6年夏頃からは羽田路線が追加されて1日6便、最終的には1日10便まで便数が拡大し、首都圏と九州を結ぶ多頻度運航が実現する。
- ・ また、令和5年度は空港機能の強化が大きく進展した。国による滑走路延長事業の着工、小型貨物専用機用エプロン、GSE機材置場の整備、シーアードエア輸送の効率化を図るための直線道路の整備が行われたほか、北九州エターミナル株式会社による国内第2貨物上屋の整備が完了し、ヤマトグループが使用している。
- ・ 令和5年度の国際貨物取扱量は、世界的な荷動きの鈍化により9,805トンと前年を割れている中、本委員会から県に強力に要望いただいた貨物推進強化期間の継続が実現し、令和6年度から4年間、本市と県が連携して物流拠点化に取り組んでいくことになっている。

- ・ 現在、九州では、台湾の半導体大手T S M Cの熊本進出を契機に、半導体関連企業の大規模投資が進んでおり、今後は、半導体関連の航空貨物需要の高まりが見込まれている。これらの貨物を中心として集貨を進め、貨物取扱量のV字回復を図り、北九州空港の物流拠点化を強力に進めていきたい。

【令和6年度の機能強化・北九州空港整備事業について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 国の令和6年度の北九州空港整備事業は、当初予算で約63億円であり、予算事業の項目は、①滑走路延長事業、②浸水対策事業、③滑走路端安全区域(R E S A)の整備などとなっている。
- ・ 事業概要については、①滑走路延長事業は、北九州空港の物流拠点化を目的に、大型貨物機による欧米など遠距離直行便の就航を可能とするため、滑走路を延長する事業で、②浸水対策は、防災・減災、国土強靱化の対応として、空港島北東部の護岸のかさ上げなどを実施するものである。③滑走路端安全区域(R E S A)の整備は、国際民間航空機関からの勧告により、滑走路の南北の両端に航空機のオーバーランなどの際に対応できるよう空間を設ける事業であり、その他の事業としては、老朽化した無線施設などの更新、改良などを実施する予定である。
- ・ 北九州空港の滑走路延長事業は、令和5年度の新規事業として採択され、令和5年12月に着工し、令和6年度で2年目となり、令和9年8月の供用に向け、着実な事業進捗が図られるよう、引き続き国との調整を続けていく。

《委員の主な意見》

- ・ 2024年問題の対応等、飛行機を使った物流や配送について相談できる相談窓口についての告知をしっかりといただきたい。
- ・ 北九州空港の貨物便を増やすため、生鮮や野菜など北九州の特産品を国内外へ送ることなど、行政もタイアップしてしっかり分かりやすく宣伝してもらいたい。
- ・ 北九州空港の早朝深夜便の利便性について、福岡羽田便を利用している人たちに対する宣伝を徹底的にやっていただきたい。
- ・ 滑走路3,000m化によって来るべき大型機の就航に向けて、アクセスの強化にぜひ優先的に頑張って取り組んでいただきたい。
- ・ 朽網駅での北九州空港のアピールやエアポートバス乗り口の案内などを強化すれば、朽網駅も盛り上がり、空港の宣伝もでき、いい相乗効果になるのではないかと思う。
- ・ 北九州空港の住所表記について、現在は小倉南区空港北町となっているが、小倉南区北九州空港のように北九州空港という名前を付けることで、今後、本市の用地に進出してくる企業がブランディングに使ってもらえるという前向きな将来投資としてぜひ検討していただきたい。

○ 令和6年6月27日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

当局から、令和5年度のスターフライヤー社の経営状況、令和7年度における県・市の連携強化の取組について説明を受けた後、北九州空港に係る県への要望活動について委員間討議を行った。

【令和5年度の株式会社スターフライヤーの経営状況について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和5年度の決算について、路線全体の輸送実績は、有償旅客数は154万1,000人で前年度比32.0%の増加、座席利用率は77.6%で前年度比9.4ポイント増加し、コロナ禍前の令和元年度と比べると、有償旅客数は7.8%減、座席利用率は減便等による生産調整の結果、5.6ポイント増となっており、コロナ禍前の水準までほぼ回復している状況である。
- ・ 令和5年度の売上高は400億1,900万円と前年度比77億4,400万円増加しており、有償旅客数の増加に伴い、売上高も大きく増加している一方で、費用の面では、円安水準により機材整備費が増加しており、原油価格の高止まりにより変動費も増加している。その結果、当期純利益は9億1,200万円の黒字となっている。コロナ禍前の令和元年度と比べると、売上高は約4億円の減少と、ほぼコロナ禍前の水準まで回復してきている。
- ・ 令和6年度の業績予想は、売上高 426 億 9,000 万円、当期純利益 13 億 7,000 万円と、コロナ禍前の水準を超える規模が見込まれている。
- ・ 令和2年度末に、市が事業継続のための補助を行うに当たり、スターフライヤー社に対して要請を行った、(1)本社機能を本市から転出させないこと、(2)北九州空港を起点とした航空ネットワークの維持・さらなる展開を図ること、(3)再建のめどが立ち次第、羽田路線について更なるサービスの拡充など、北九州空港の発展のために尽くすこと、の3つの要請事項についてしっかり取り組めるよう定期的に意見交換を行い、必要に応じて働きかけを行っていき、本市に本社を置く地元航空会社として、市民、企業に利便性の高い輸送サービスを提供いただくよう、引き続き連携して取り組んでいく。
- ・ 従業員数は、コロナ禍の間、採用を抑えていたが、令和6年度の春にキャビンアテンダント等の新規採用も再開しており、人員体制の拡充に取り組んでいるところである。

《委員の主な意見》

- ・ スターフライヤー社の従業員数に関しては、経営基盤を支える一つの大きな柱であるため、今後とも注視してもらいたい。
- ・ 空港関連業務の地元業者への発注については、市や市議会からも常に発信していく必要があり、今後も発注状況を注視していきたい。
- ・ 空港大作戦でアクセスの強化をしていく反面、路線の強化もやっていけない。市としても支援できるところをしっかりと支援していきながら拡充してもらいたい。

【令和7年度における県・市の連携強化の取組について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 令和7年度は7項目について連携強化が必要と考えており、1つ目に、旅客強化期間の継続について、令和4年度からスタートした「ネットワーク再構築推進期間」が令和6年度で期限となるが、現在、チャーター便の運航や仁川便の夏季限定の増便など、新規路線の就航や増便に向けた動きが相次いでおり、こうした動きを着実に捉え、北九州空港の旅客ネットワークを拡充させるためには、令和7年度以降も強化期間の継続が必要と考えている。
- ・ 2つ目に、強化期間における予算の確保について、旅客の再成長、貨物拠点化の進展に向けて、引き続き県と市が連携して、旅客・貨物・アクセスなど北九州空港の利用促進に対する各種支援策に係る予算を確保していく必要があると考えている。
- ・ 3つ目に、受入体制の強化に関する連携について、旅客、貨物の就航や増便を受け止めるためには空港業務の体制強化が不可欠であり、担い手の確保や働きやすい環境づくりなどに連携して取り組む必要があると考えている。
- ・ 4つ目に、旅客に関する連携について、ネットワークの再構築と福岡空港との補完機能の強化を進めるため、既存路線の利用実績を高め、運休中の路線の早期復便、新規開設を促していくことが重要となることから、路線の安定化をはじめ強力な支援に取り組む必要があると考えている。
- ・ 5つ目に、貨物に関する連携について、令和6年度から4年間を「半導体貨物拠点化推進期間」と設定しており、北九州空港が貨物拠点としての地位を確立するためには、貨物の円滑な取扱いが求められることから、輸出入貨物の集貨、通関機能の確立などに連携して取り組む必要があると考えている。
- ・ 6つ目に、アクセスに関する連携について、増大し多様化する旅客需要に幅広く応えるためには、福岡空港との役割分担と相互補完に基づき、北九州空港の補完機能の強化が不可欠であることから、北九州空港と福岡都市圏とのアクセス利便性の向上に取り組む必要があると考えている。
- ・ 7つ目に、機能強化に関する連携について、滑走路3,000m化を控え、新たな貨物便の就航需要が高まる一方、航空燃料の供給が逼迫しているため、大型貨物機による欧米など長距離貨物便の直行運航の実現に向け、給油能力の増強に向けて連携して取り組む必要があると考えている。

《委員の主な意見》

- ・ アクセスに関する連携に関して、令和6年6月に本市と京築の商工会議所から県知事へ、東九州新幹線ルート of 期成会の設立を要請したという流れを踏まえ、今後、市議会としても県へ要望ができるよう準備を進めていく必要があると思う。
- ・ 北九州空港と福岡都市圏とのアクセスの利便性をもっともっと高めるべきであり、いろんなルートがあると思うが、なるべく乗換えが少なくスムーズにつながることができるものを研究していただきたい。

- ・ 便を増やすにしろ、インバウンドやダイバートの対応をするにしろ、全て空港業務の体制強化が必要となるため、県や国としっかり連携して、税関等の強化にも努めていただきたい。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 諸々の取組について県との連携強化を図る必要があり、県においても予算措置が必要となることから、令和7年度当初予算の編成作業が本格化する前に要望すべきと考え、正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

○ 令和6年7月24日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

令和6年度に執行部が行った国提案活動について当局から説明を受け、北九州空港に係る国への要望活動について委員間討議を行った後、令和5年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況等について、当局から報告を受けた。

【令和6年度に執行部が行った北九州空港に係る国提案活動について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 北九州空港の事業推進に係る執行部からの国への提案は、令和6年7月10日に国土交通省と県内に事務所を置く選挙区及び比例区選出の関係国会議員宛てに行った。
- ・ 提案項目は3項目で、大項目の1、滑走路3,000m化をはじめとする物流拠点機能の向上に向けた協力においては、3,000m滑走路の早期供用の推進、貨物機用エプロンの拡充整備、新門司沖土砂処分場（3工区）の土地活用への配慮、航空機燃料の給油能力の増強への支援、の4点を要望している。
- ・ 大項目の2、旅客、貨物の受入れ体制強化への支援では、コロナ禍からの旅客の回復、滑走路3,000m化に向けた航空貨物の需要増に対応するため、課題である旅客、貨物の受入れ環境の充実や空港業務の人員体制の確保、受入れ体制の強化について、国への支援を提案している。
- ・ 大項目の3、国内航空貨物事業者への着陸料、航空機燃料税等の公租公課軽減の支援では、令和6年4月のヤマトグループとJALグループによる国内貨物便の新規事業参入をきっかけとし、貨物専用機を運航する国内航空貨物事業者への着陸料、航空機燃料税等の公租公課の軽減を提案している。

《委員の主な意見》

- ・ 新門司沖土砂処分場（3工区）の土地活用に関して、空港と港湾の整備のためにも、土砂のしゅんせつをできるだけ急いで、空港島を早く埋める作業も国にしっかりお願いしたい。

【委員間討議における主な発言内容】

- ・ 諸々の取組について、国において令和7年度予算の編成作業が本格化する前に要望すべきと考え、正副議長と正副委員長で行うこととしたい。

【令和5年度の北九州エアターミナル株式会社の経営状況等について】

(説明及び答弁要旨)

- ・ 同社は空港内の貸室業や空港利用施設の賃貸業等を行っており、資本金39億6,588万円、うち本市の出資額は12億1,599万円で、出資割合は30.66%、従業員は21名となっている。
- ・ 令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行後、国際旅客定期便が再開するなど空港利用者の回復により増収となっており、旅客数は、国内国際の合計で117万5,000人、対前年度比140.1%となっている。
- ・ 貨物については、国内国際合計の貨物取扱量が約1万2,000トンで対前年度比69.0%となっている。その他、ターミナルビルの来館者数は169万8,000人で対前年比129.0%、駐車場利用台数は26万8,000台で対前年度比128.8%と増加している。
- ・ 当期売上高は約10億8,925万1,000円で、前年度比123.0%となっており、売上原価、販売費、一般管理費の合計は、光熱水費や修繕費等の増加により約9億2,857万2,000円と、前年度比で104.4%となっている。これらの結果、当期の営業利益は1億5,255万円、経常利益は1億7,570万円、当期純利益は1億5,347万円と黒字を確保しており、累計で6億4,022万4,000円の繰越利益剰余金を計上している。

○ 令和6年10月1日 県に対する要望活動

「福岡県の令和7年度当初予算に関する要望書」により、県議会等に対して要望活動を行った。

○ 令和6年11月7日 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

調査研究事項の報告書の取りまとめのため、委員間討議を行った。

○ 令和6年11月11日 国に対する要望活動

本市議会議員連盟と合同で、「北九州空港の機能強化及び利用促進に関する要望書」により、国土交通省、地元選出国會議員等に対して要望活動を行った。

3 まとめ

(1) 北九州空港における航空ネットワークの継続・発展及び利用促進、並びに就航航空会社への支援のあり方について

令和2年3月以降、世界規模でのコロナ禍の影響により、全国的に航空便の減便や運休が相次ぎ、航空業界が未曾有の危機に瀕する中、本市に本社を置き、北九州空港の発展に欠かすことのできないスターフライヤー社への支援のあり方等について、参考人や執行部から説明を受け、継続的に調査研究を行ってきた。スターフライヤー社は、コスト削減等のたゆまぬ企業努力や本市からの事業継続に向けた支援等により、経営危機を脱し、経営状況はほぼコロナ禍前の水準まで回復しつつある。なお、同社は引き続き本市を拠点として企業活動を展開していく

こととしており、今後も定期的に意見交換を行いながら、北九州空港を起点とした航空ネットワークの更なる拡充に努めるとともに、北九州空港の発展のためにより一層連携して取り組んでいくことが重要である。

また、北九州空港の更なる利用促進に向け、空港アクセスの向上についても、参考人からの説明や行政視察を含めた調査研究を行ってきた。昨今、コロナ禍を経て、国内需要は回復し、インバウンド需要もコロナ禍前を超える水準となり急激に航空需要が増加している。こうした中、福岡空港では処理容量不足が指摘されている。多様な航空需要を受け止めるためには、九州唯一の24時間空港である北九州空港が福岡空港から溢れた航空需要の受け皿となり、両空港の特色を活かして相互補完することが求められており、北九州空港のアクセス向上は、今後の北部九州全体の発展を考えるうえでも極めて重要な意味を持つことがわかった。まずは、バスやタクシー等の既存アクセスの強化に県・市で連携して取り組む必要がある。そのうえで、アクセス鉄道の導入については採算性の確保が必要であることから、他空港への行政視察を踏まえつつ、検討再開に向け、コロナ禍の影響で低迷した航空ネットワークの回復と旅客のV字回復を目指すとともに、ターミナルビルの魅力向上など、航空旅客数や空港利用者数の増加に全力で取り組むことが必要である。また、検討に際しては東九州新幹線の動向を注視していくことが重要と考える。

(2) 北九州空港の滑走路3,000m化の早期実現等、機能強化について

滑走路3,000m化については、本委員会や本市議会をはじめ、本市執行部や県・苅田町の様々な主体が一丸となり、国に対して積極的かつ強力に要望活動等を行ってきたことにより、悲願であった北九州空港滑走路延長事業が令和5年3月末に国の新規事業として採択された。令和9年8月末の供用開始に向け、令和5年12月に着工されており、この滑走路延長に伴い、北米や欧州への大型貨物機による直行便の就航が可能となり物流拠点化の進展が期待される。また、滑走路延長を契機とし、北九州空港の航空ネットワークが更に充実すれば、圏域に立地する企業の国際競争力が高まることが想定され、地域経済の活性化による雇用の拡大や新たな企業立地も期待されるなど、本市のみならず、北部九州全体の発展に大きく寄与するものと考えられる。

今後は、拡大が見込まれる航空貨物の需要を取り逃さないよう、3,000m滑走路の早期供用に向け、引き続き、国による着実な事業の推進を要望するほか、大型貨物機による北米、欧州などへの直行便運航を実現し、ものづくりのまちとして滑走路延長の効果を最大限地域に波及させていくために、貨物機用エプロンの拡充や給油能力の増強など、引き続き国に対して積極的かつ強力に要望活動等を行い、機能強化を図ることが必要である。

(3) 北九州空港に関する福岡県との連携強化について

コロナ禍の影響で低迷した航空ネットワークの回復や旅客のV字回復、物流拠点化の推進を図っていくため、本委員会や本市議会をはじめ、本市の様々な

主体が一丸となり、県との連携強化に努めるとともに、北九州空港への旅客、貨物便の誘致や利用促進等に当たっては、県と市が協力して各支援策を実施し、これまでも大きな成果を上げてきた。

現在、九州では、半導体関連企業の大規模投資が進んでおり、半導体関連の航空貨物需要の高まりが見込まれている中、北九州空港の滑走路延長を見据えつつ、北九州市をはじめ県全体の活性化を図るためにも、さらなる物流拠点化の推進に向けて、引き続き県との緊密な連携の下、ハード・ソフト両面の取組を進めていく必要がある。また、今後、県域全体で発展していくためには、県東部に位置する北九州空港においては、24時間利用可能な海上空港という特徴や強みを活かしつつ、県西部に位置する福岡空港との役割分担と相互補完を図るため、北九州空港へのより一層のアクセス強化が必要であり、北九州空港と福岡都市圏を結ぶ福北リムジンバスの昼間帯を含めた運行拡大やそのPRなど、さらなる利便性の向上に取り組む必要がある。

いずれにしても、北九州空港がコロナ禍からの再成長や悲願であった滑走路の3,000m化を活かした国内外の物流拠点空港を目指し、県域全体の発展に寄与していくため、引き続き、県と連携を図りながら取組を進める必要がある。本市議会と県議会が同じ目的に向かい、本市執行部と県執行部も一丸となって、より一層、連携を強化していくことを改めて確認するため、本報告書を県議会にしっかり届け、共有してまいりたい。

(4) 北九州空港の運営形態のあり方について

コンセッション（空港運営の民間委託）については、北九州空港の活性化推進に大きな可能性を持つ手段の一つであり、今後も、市議会、地元産業界、県、苅田町と情報交換し、検討すべき課題であると考えている。一方で、これまでの企業へのヒアリングや意見交換の結果、企業はコンセッションへの参画に当たり、事業性や採算性を厳しく見ており、国の方針の見直しやコロナ禍からの旅客の需要回復がどれだけ見込めるかが最も重要であることなどがわかった。

これらを踏まえ、本市としては、国の方針や企業の取組方針、動向について情報収集を続け、機を見てコンセッションを含む最適な運営形態に関する議論を再開することとしたが、コロナ禍からの回復期にある中で、本委員会での調査・研究が深まっておらず、まだ議論の再開に至っていない。

以上の状況を鑑み、「北九州空港の運営形態のあり方について」は、今後、本市議会による議論にしっかりと引き継ぎ、継続して調査研究していくことが必要である。

委員会報告書(写)

(議案)

令和6年12月定例会

総務財政委員会

議案番号	件名	結果
第134号	令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	承認
第135号	公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	可決
第136号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	可決
第137号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決
第138号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	可決
第139号	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	可決
第140号	北九州市市民センター条例の一部改正について	可決
第148号	当せん金付証票の発売について	可決
第156号	指定管理者の指定について(北九州市立交通安全センター)	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第4号)のうち所管分	可決
第211号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算(第2号)	可決

経済港湾委員会

議案番号	件名	結果
第155号	市有地の処分について	可決
第176号	指定管理者の指定について(北九州市立商工貿易会館等)	可決
第177号	指定管理者の指定について(北九州市立商工貿易会館等)	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第4号)のうち所管分	可決
第208号	令和6年度北九州市卸売市場特別会計補正予算(第1号)	可決
第209号	令和6年度北九州市渡船特別会計補正予算(第1号)	可決
第214号	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算(第1号)	可決
第216号	令和6年度北九州市公営競技事業会計補正予算(第2号)	可決

教育文化委員会

議案番号	件名	結果
第146号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決
第147号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について	可決
第178号	指定管理者の指定について(北九州芸術劇場等)	可決

教育文化委員会（続き）

議案番号	件名	結果
第179号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第180号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第181号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第182号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第183号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第184号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第185号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第186号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第187号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第188号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第189号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第190号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決
第204号	指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決

保健福祉委員会

議案番号	件名	結果
第142号	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第143号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第157号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第158号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第159号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第160号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第161号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第162号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第163号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第164号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	可決
第165号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第166号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第167号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第168号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決

保健福祉委員会（続き）

議案番号	件名	結果
第169号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第170号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第171号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第172号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決
第206号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決
第207号	令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）	可決
第213号	令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決
第217号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第5号）	可決

環境水道委員会

議案番号	件名	結果
第145号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について	可決
第149号	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	可決
第150号	本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について	可決
第154号	損害賠償の額の決定及び和解について	可決
第173号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	可決
第174号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	可決
第175号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決

建設建築委員会

議案番号	件名	結果
第141号	北九州市手数料条例の一部改正について	可決
第144号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第151号	市道路線の認定、変更及び廃止について	可決
第152号	旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について	可決
第153号	損害賠償の額の決定及び和解について	可決
第191号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第192号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第193号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決

建設建築委員会（続き）

議案番号	件名	結果
第194号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第195号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第196号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第197号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	可決
第198号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第199号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第200号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第201号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第202号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第203号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	可決
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決
第210号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）	可決
第212号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）	可決
第215号	令和6年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）	可決

閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和6年12月定例会

総務財政委員会

請願番号	件 名
第4号	沖縄戦戦没者の遺骨の残る土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使用しないことを求める意見書の提出についてのうち第1項
第5号	日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について
第13号	国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求めることについてのうち第2項

教育文化委員会

請願番号	件 名
第1号	埋蔵文化財センター移転事業に関する事前評価2の結果の再検討について
第8号	小・中学校全学年での20人以下学級の実現等について
第9号	小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて
第14号	小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて
第15号	2024年度予算案における朝鮮学園助成金の削減について
第17号	学校給食の無償化を求める請願について
第18号	小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて

保健福祉委員会

請願番号	件 名
第2号	(仮称) 高齢者福祉乗車券助成事業の実施について
第3号	年金の毎月支給を求める意見書の提出について
第16号	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMD Aへの副反応報告収集の強化を確認するための請願について

建設建築委員会

請願番号	件 名
第7号	市営住宅仲通り団地擁壁改修工事の履行について
第10号	高齢者の移動手段の確保について

議会運営委員会

請願番号	件 名
第11号	旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについて

閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和6年12月定例会

総務財政委員会

陳情番号	件 名
第3号	自衛隊の医療部隊を増強する意見書の提出について
第4号	公衆電話の設置基準に関する意見書の提出について
第25号	辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める意見書の提出について
第26号	日米地位協定の改定を求める意見書の提出について
第27号	時の政権が天皇を利用して政策を遂行させないことを求める請願について
第28号	憲法9条を誠実、厳格に守り抜くことを求める請願について
第38号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択について
第43号	特別定額給付金の再度実施を求める意見書の提出について
第48号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第49号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第53号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第54号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第57号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第70号	対外的情報省の設立を求める意見書の提出について
第87号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国へ要請することについて
第91号	沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出について
第94号	対外的情報省の設立の意見書の提出について
第97号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
第98号	人口減少対策について
第113号	カルト宗教と政治家との関係について
第120号	マスク着用での不利益について
第123号	個人情報保護条例改正に当たっての地方自治に関する陳情について
第127号	マスク不要時におけるマスク着用について
第128号	普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について

総務財政委員会（続き）

陳情番号	件名
第133号	市民センターにおける政治活動について
第135号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について
第159号	半日制全寮制高等専門学校（仮）の開設推進について
第160号	米軍基地負担に関する意見書の提出を求めることについて
第181号	対外的情報省と横田基地についての意見書の提出について
第203号	対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出について

経済港湾委員会

陳情番号	件名
第88号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
第90号	国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書の提出について
第130号	経済への柔軟な対応と心を豊かにするための市民農園の開設について
第209号	市議会における家庭用ビニールハウス耕作による市民可処分所得増産決議について

教育文化委員会

陳情番号	件名
第6号	無線LANとタブレットの導入における児童生徒への電磁波対策について
第9号	通年型アイススケート場の建設について
第15号	邪馬台国時代のクニの歴史を学び、語り継ぐ、県史跡にふさわしい方形周溝墓の史跡整備について
第16号	埋蔵文化財センター移転事業の白紙撤回を含めた事業評価2の再検討について
第29号	北九州市立学校における国旗の適切な掲揚及び教師への国旗教育について
第39号	児童相談所での児童の環境改善について
第56号	城野遺跡出土の幼児用箱式石棺の国・県の重要文化財指定を目指すこと、及び埋蔵文化財センターの在り方を検討する会の設置について
第63号	学校給食における国産小麦の使用について
第65号	埋蔵文化財センター移転事業・基本設計が、八幡市民会館の歴史的・文化的価値の保存に値するものであるかの再検討について
第71号	表現規制に反対する意見書の提出について
第100号	門司弓道場の存続について
第102号	物価高騰による教育費負担の増大を軽減するため、経費高騰の補填にとどまらず給食費の無償化を視野に入れる施策と、少人数学級の実現による、子供たちの学ぶ権利の保障について

教育文化委員会（続き）

陳情番号	件名
第103号	物価高騰による教育費負担の増大を軽減するよう就学援助の拡充と、経費高騰の補填にとどまらず給食費の無償化を視野に入れる施策による、子供たちの学ぶ権利の保障について
第114号	中央図書館とは別に小倉北区内に図書館を設置することについて
第118号	学校や園生活において、マスク着用や黙食などの感染予防対策を続けることによる、子供たちの心身の弊害などデメリットへの対策について
第142号	学校や園でマスクを外した子供、保護者、職員に対して、偏見を持たないための正しい情報の周知について
第153号	星ヶ丘小学校における、ムスリム（イスラム教徒）児童・生徒への禁忌食材除去食提供の実施について
第157号	北九州市立広徳中学校に自閉・情緒特別支援学級の新設希望について
第165号	市立図書館の資料費改善について
第167号	北九州市立埋蔵文化財センターの早急な展示内容の充実と設備改善を求める陳情について
第178号	初代門司港駅跡関連遺構の保存について
第202号	市議会における鉄道歴史デジタル保存に関する決議等について
第208号	市議会における、市教育委員会会議への門司鉄道遺構に関する決議について
第214号	旧門司駅遺構の調査・保存について、文化財保護審議会に意見を聴くことについて
第216号	初代門司駅遺構の発掘調査について
第217号	イコモス発出の北九州市初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラート文書の受理について
第223号	旧門司駅遺構の調査保存に関して、文化財保護法にのっとり市・県・文化庁間の届出、通知、協議、勧告等の内容について、市民と市議会に詳しく説明すること、並びに市議会はそれを基にして審議を尽くすことについて

保健福祉委員会

陳情番号	件名
第7号	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について
第11号	生活保護の扶養照会をやめることを求める陳情について
第13号	放課後児童クラブのモデルケースの見直しについて
第18号	新型コロナウイルスワクチン接種の自由の保障について
第23号	保健所の感染症に対する機能強化を求める意見書の提出について
第24号	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備を求める意見書の提出について
第30号	75歳以上医療費の窓口負担2割化の中止を求める意見書の提出について
第31号	保健福祉局の事務のスピードアップと能率化について
第35号	生活保護の扶養照会書等の見直しについて

保健福祉委員会（続き）

陳情番号	件名
第37号	パンデミックにおいて潜在看護師の活用を求める意見書の提出について
第40号	児童相談所での児童の環境改善について
第42号	公的感染症専門病院の設立を求める意見書の提出について
第51号	65歳以上の住民税非課税世帯に対するエアコン設置費用等の補助制度創設について
第58号	災害発生時の安定的な医療体制について
第61号	12歳～18歳の新型コロナワクチン接種後の健康状態に関するアンケート調査の実施等について
第64号	総合療育センターの充実について
第66号	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について
第67号	灯油高騰に対応した低所得世帯への灯油購入費助成の実施について
第77号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について
第83号	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の制度周知と、申請の促進について
第85号	山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する意見書の提出について
第89号	保育所等の職員配置・面積の最低基準と職員の処遇の抜本的な改善に関する意見書の提出について
第92号	加齢性難聴者の補聴器購入への公的助成制度の創設について
第93号	加齢性難聴者の補聴器購入への公的助成制度の創設について
第99号	市の施設や役所、学校、園でのマスク着用の案内について
第101号	生活保護受給者の受診に個人番号カードが義務づけられるかのような説明の是正について
第111号	潜在看護師の活用を求める意見書の提出について
第116号	化学物質過敏症の実態調査、さらなる香害啓発及び専用相談窓口の設置について
第119号	学校や園生活において、マスク着用や黙食などの感染予防対策を続けることによる、子供たちの心身の弊害などデメリットへの対策について
第124号	引き下げた生活保護基準をすぐ元に戻し、物価高騰に見合う基準引上げを求める意見書の提出について
第125号	新型コロナウイルスワクチンの副反応について
第126号	北九州市による化学物質過敏症に関する取組について
第129号	厚生年金未加入の就労者の国民年金保険料の負担軽減について
第131号	国民年金基金の拡充について
第132号	国民年金免除対象者対策について
第139号	子供の歯科矯正における保険適用の拡大について
第140号	市で発生している超過死亡の異常な激増に対する早急な分析と対策について

保健福祉委員会（続き）

陳情番号	件名
第143号	学校や園でマスクを外した子供、保護者、職員に対して、偏見を持たないための正しい情報の周知について
第144号	生活保護の自立更生費の制度の周知徹底と積極的な活用について
第156号	重度障害者タクシー利用券を使いやすい制度にするための改善について
第158号	新型コロナワクチン接種後の中長期副反応で日常生活に支障を来している方への救済措置について
第164号	健康保険証の存続を求める意見書の提出について
第168号	災害や転居により生活保護の一時扶助・自立更生費を利用する際等の「見積書2通提出」の見直し、改善を求める陳情について
第171号	18歳までの医療費を全額助成対象とすることに関する陳情について
第172号	潜在看護師を活用する意見書の提出について
第173号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について
第174号	生活保護の実施等に関する陳情審査における当局答弁の曖昧さの改善を求める陳情について
第179号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関する陳情について
第186号	生活保護の通院移送費給付の改善について
第188号	現行の健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める陳情について
第190号	生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情について
第196号	職場の電磁波環境対策について
第206号	児童養護施設における児童虐待等の実態について
第207号	住宅扶助基準見直しの意見書提出を求める陳情について
第211号	加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を求める陳情について
第218号	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出について
第222号	生活保護利用者へ余分な負担をさせないことを求める陳情について

環境水道委員会

陳情番号	件名
第32号	市内における温室効果ガス削減のためのISO14001s及びエコアクションの導入検討について
第150号	城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明について
第166号	救急車のない消防詰所での消防と救急をこなす消救車の導入等について
第191号	生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置について

建設建築委員会

陳情番号	件名
第8号	住宅のすぐ近くに設置された巨大広告塔の安全審査の方法等について
第10号	宗教法人神慈秀明会集会施設の建設中止について
第12号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの白紙撤回について
第17号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について
第36号	区域区分見直しの基本方針の白紙撤回について
第60号	市議会本会議における市の虚偽答弁についての経緯説明並びに陳謝について
第68号	区域区分見直しの撤回について
第69号	区域区分見直しの撤回について
第72号	戸畑区の市街化調整区域白紙撤回について
第76号	市街化調整区域への見直し案について
第78号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの撤回について
第79号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの撤回について
第80号	区域区分見直しの撤回について
第81号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について
第82号	区域区分見直しの撤回について
第96号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について
第104号	区域区分見直しの目的達成のための居住調整地域の検討について
第105号	居住調整地域の活用の可否、メリットについて
第106号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの失政に対する市長の陳謝等について
第112号	J R 西小倉駅北口の放置自転車対策について
第115号	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正について
第117号	上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について
第122号	国の防災移転事業の速やかな着手について
第134号	J R 北海道の国有化を求める意見書の提出について
第136号	都市計画道路（新町井ノ浦線）の早期建設について
第141号	ジャイアントパンダの誘致、飼育について
第145号	「北九州市立地適正化計画の見直しについて」の防災上の課題と防災事業及び見直しスケジュールについて
第146号	逆線引き事業（市街化区域から市街化調整区域への区分見直し）の撤回または中断について
第147号	区域区分見直しに係る都市計画手続きの中止及び再審議についてのうち第4項
第149号	城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の計画適合性の解明について

建設建築委員会（続き）

陳情番号	件名
第154号	門司区役所など、高潮・津波災害想定地域への移転計画の見直しについて
第155号	行財政改革における、課題の全事業の洗い出しに基づく門司港地域複合公共施設整備事業の見直しについて
第161号	まさに盗人に追い銭、区域区分見直し候補地修正案の撤回・破棄、及び都市計画行政の改革について
第162号	ミスリードと目的違いの区域区分見直しの即時白紙撤回について
第163号	北九州市立地適正化計画（改定素案）の市民意見公募と公聴会のやり直しについて
第169号	区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧のやり直しについて
第170号	区域区分についての見直し候補地修正案（第2版）に関する地権者の同意についての法的見解について
第177号	初代門司港駅跡関連遺構の保存について
第180号	門司港鉄道遺構の経済効果調査並びに市民意見の再聴取について
第182号	区域区分の見直しに係る都市計画原案の縦覧に際して出された市民意見の議会等報告と市ホームページへの掲載について
第189号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続についての陳情
第193号	旧門司駅跡遺構の各区説明会の開催について
第194号	都市計画原案と都市計画案に対する住民意見及びそれに対する市の見解・対応についての市ホームページ上での公表について
第195号	若松の貴重種の森と北九州市の現存の自然林の絶対的保全について
第198号	東九州新幹線等北九州市内の鉄道事業整理について
第200号	市議会における門司鉄道遺構における関門景観条例の届出、および、届出に基づく下関市長に対する意見聴取などの決議等について
第204号	2024年3月6日に城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物（シティガーデンBONJONO）で行われた、北九州市建築審査課による現地調査について
第205号	初代門司駅の遺構の保存と活用について
第212号	河内温泉・あじさいの湯の早期再開を求める陳情について
第213号	小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置することについて
第220号	門司港鉄道遺構を保存することを求める陳情について
第221号	市行政による門司鉄道遺構保存のためのクラウドファンディング実施を行うことを求める決議について

議会運営委員会

陳情番号	件名
第55号	市街化区域から市街化調整区域への見直しについての特別委員会の設置について
第148号	請願・陳情に対する取り扱いの改善について
第184号	市議会に旧門司港駅鉄道遺構の保存に関する特別委員会を新設することについて
第219号	陳情等審査の改善を求める陳情について

閉会中継続調査申出書(写)

令和6年12月定例会

委員会名	件名
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none">○ 定例会及び臨時会の会期日程について○ 議会の運営について○ 議会の会議規則、委員会条例等について○ 議長の諮問について

議員派遣一覧表（令和6年12月定例会）

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
北九州空港機能強化・利用促進特別委員会 日野雄二、渡辺徹	北九州空港機能強化・利用促進特別委員会の協議結果報告	福岡市（福岡県議会）	令和6年12月18日

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 田 仲 常 郎

副 議 長 本 田 忠 弘

議 員 中 島 隆 治

議 員 荒 川 徹